

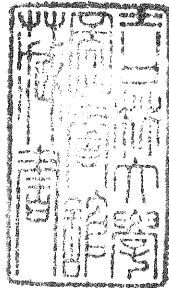
F024.343
B098



J1009435

明治前半期のナショナリズム

坂田吉雄編



未来社

明治前半期のナシヨナリズム

目次

明治前半期に於ける政府の国家主義	坂田吉雄	五
明治二〇年代の政論に現われたナショナリズム	本山幸彦	七〇

一 序論	八〇
二 明治二〇年代におけるナショナリズムの内容とその展開	八四
1 志賀重昂(四七)	
2 三宅雪嶺(五七)	
3 陸羯南(六七)	
三 結び	八三

教育勅語成立の歴史的背景	梅溪昇	八四
--------------	-----	----

序論 問題の所在	八七
第一章 教育勅語発布計画の具体化以前における様相	九〇
第一節 所謂「元田と伊藤の対立」の問題点(八九)	
第二節 元田の道徳的統一の思潮と伊藤・井上の立憲的統一の思潮(九〇)	
第三節 山県の権力的統一の思潮と(伊藤・井上の立憲的統一の思潮)(九八)	
第二章 教育勅語発布計画の具体化の様相	一二三
第一節 具体化の契機と山県の具体化への積極性(一二三)	
第二節 山県の勅語発布計画における積極的意図(一二八)	
第三節 勅語発布計画の主導力とその思想的性格(一二〇)	

結論 教育勅語成立の歴史的意義	一二五	
明治前期保守主義思想の一断面	松本三之介	一二六
教育勅語の国家主義的解釈	源 了圓	一二七
序	一二七	
一 勅語はどのように受けとられたか	一二七	
二 井上哲次郎の国家主義の発想点	一二七	
三 『勅語衍義』——教育勅語の正統的解釈	一二八	
四 『勅語衍義』に対する三つの批判	一二九	
1 内藤耻叟の批判(一二九)		
2 三宅雪嶺の批判(一三四)		
3 大西桐の批判(一三〇)		
五 「教育と宗教との衝突」論争	一三六	
1 キリスト教はなぜ批判的的となったか(一三六)		
2 論争の問題点(一四〇)		
3 信仰の自由(一四二)		

結び	一三三	
明治二〇年代の経済思想	飯沼二郎	一三三
一 はしがき	一三三	

二 大島貞益	三三
三 志賀重昂	三九
四 福沢諭吉	三三
五 田口卯吉	四〇
六 保護・自由商主義経済思想の凋落	四五
国民主義思想と農本主義思想	傳田 功……………三六
明治二〇年代ナショナリズムとコミュニケーション	加藤秀俊……………三一
一 政治体制とコミュニケーション	……………三二
二 コミュニケーション市場の成立	……………三五
三 商業新聞の確立	……………三五
四 ナショナリズムのコミュニケーション的側面	……………三五
編者あとがき	……………三三

明治前半期に於ける政府の国家主義

坂田吉雄

まえがき

「富国」「強兵」「國民統一」ということが幕末から明治時代を通じての日本の為政者達の合言葉であった。諸外国と富強を争うことに国家目的を置き、この国家目的達成のために國民が結束することを要求する政治的立場を國家主義というならば、「富国」「強兵」「國民統一」ということを政策の基調とした明治政府の立場は正に國家主義の立場であったし、また明治政府当局者はいずれも國家主義者であった。しかし、同じく「富国、強兵、國民統一」を政策の基調とするといっても、「富国」と「強兵」と「國民統一」との三つのもののどれに力点を置くか、又それらをどの様な仕方で実現するかということに関しては政府部内に於いても意見の相違があったのであり、その相違は時としては政府それ自体の中に烈しい対立を生み出したのである。このことは、同じく國家主義といっても色々の型の國家主義があるということ、明治政府の内部にも色々の型の國家主義者が存在していたということの意味する。本稿は、どの様な型の國家主義がどの様にからみ合って明治前半期に政府の國家主義が展開していったか、その筋道をたどろうとするものである。

後期水戸学派によって初めて唱えられた尊皇攘夷論はもともと國家主義的なものであった。攘夷ということは日本

の国土を西洋諸国の侵略から守るということであったし、尊皇ということは、諸藩を弱体化することによって幕府の独裁制を維持しようとする幕府の將軍中心主義的政策を改めて、天皇を中核に国民が一体となって国家の富強をはかるということであつた。この後期水戸学によって王政復古の端緒が開かれた。国民統一・富国・強兵ということが幕末に於ける指導者達の最大の関心事だつたのである。しかし、同じく国民統一・富国・強兵といつても、その具体的内容という点になるとちがつた考え方があり、又時間的な変化があつた。

封建的秩序の回復によって国民統一・富国・強兵を実現しようとしたところの水戸学の立場からは、したがつてまた一般に純粹に封建的な意識からは、富国・強兵ということは勤儉・尚武を意味していた。この立場の人々は、富国は国民の勤儉によつてもたらされ、強兵は士氣の刷新によつて達成されると考えていた。彼等が交易に反対したのは、交易は生糸・米・金・銅などの国民生活に有用な品物を、時計・ガラス・びろろなどなどの国民生活に不用品に換へることであり、国民を貧困に導くものであると考えたからであつた。伝統的に賤商意識を植えつけられて来た武士の頭では、交易に於ける一方の利益はそれだけ他方の損失を意味するものであるとしか考えられなかつた。そしてまた、現実には西洋の軍艦・武器の威力に接するまでは、士氣が一般にふるいさえすれば攘夷は簡単であると考えられていた。徳川齊昭は嘉永六年七月阿部正弘宛てに建議した『海防愚存』の中で次の様に述べている。

本文槍劍之義、神國之長技たる事申すに及ばず、近來試合の槍劍に至候ては其妙極り候、然るに蘭學者流之説おこなはれ外夷戰艦銃砲の堅利なるに恐れ、所詮外夷には勝つ事能はざる様にのみ思ふ者なきにしもあらず、是れ一を知て其二を知らずと云ふべし、戰艦銃砲は手詰の勝負に便ならず、仮令彼の夷人一旦は辺海の地を侵すと雖ども、上陸せざれば其慾を逞ふする事を得ず、我勇壯の士卒を撰み槍劍の隊を備へ、機に臨み、変に應じ、我長技を以て彼が短なる所を制し、横合より突て出、或は敵の後より切て廻り、電光石火の如く血戦せば、彼夷賊を

塵せん事掌の中にあるべし。

この攘夷論者達が開國論者に轉換したのは、鹿兒島や下ノ関で西洋軍隊と戦つてみて、西洋の武器の優秀さを知り、優秀な武器なくしては強兵はありえないこと、その武器の入手は輸入にまつ外はないことを知つたからである。彼等の攘夷論なるものもともと強兵論から出發してゐたものであつたことが、彼等を一べんに開國論者に轉換させたのである。その後、薩摩藩・長州藩・土佐藩などは積極的に領内または国内の物産を買い占めて外国の武器と交換した。しかし、彼等の貿易は従来輸入してゐた奢侈品の代りに武器を輸入することだつたのであつて、国民生活の必要品を不必要品に換へることに變りはなかつた。彼等によつては強兵のために富国が必要だつたのであり、その富国も国民全体の生活水準を高めるといふ意味のものではなく、武器を手に入れるための財源を確保するという意味のものであつた。しかし、武器を輸入におおいでいたのでは外国に一方的に利益を占められるだけである。武器は是非とも自給出来る様にならなければならない。そのためには技術の習得と資材の生産とが必要である。強兵のための富國論はこの様に展開した。

しかし、この種の富國強兵論は実は幕府首脳部が既に先鞭をつけていたものであり、着々実施に移してゐたものである。たしかに幕府は外国の圧力に屈して開國したものである。だが、開國後の幕府政策は富國強兵の線に沿つて進められて行つた。幕府にも岩瀬忠震・小栗正順の様な人材が居た。小栗は横須賀造船所の設立をさえ計画してゐた。この点に於いては早くから外国と交渉を持ち、外国事情に通じていただけに、幕府側が倒幕側よりも一歩先に進んでゐた。一國の政治をあくする者としてはそれは当然の措置であつた。

しかし、富國強兵と言つても、それは国民統一を前提としてのことである。反幕派が幕府を倒して政權をにぎろうと、幕府が反幕派を押えて独裁權を回復しようと、又は両者の間に妥協が成立して徳川氏を中心にした諸大名の合議

政体が出現しようと、国策が富国強兵の線に沿って進められることは間違いないところであったが、何れにしても政権の統一が先決問題であった。各派の主導権争いと相手方に対する猜疑心とから政界は混乱状態に陥り、次いで戊辰の内乱にまで進んだけれども、各派の指導者がのぞんだものは何れも統一政権による富国強兵政策の推進であった。実際に於いては薩長勢力が幕府を倒して天皇を中心とする新政府を樹立し、この政府が富国強兵政策を推進することになったが、この政府によって政権が統一されることになったことの最も重大な要因は、徳川慶喜が国家の分裂を避けるために新政府に対して絶対恭順の態度を採ったことにある。諸大名を孤立分散させ弱体化させることによって政権を維持することが二百五十年にわたる幕府の基本的政策であったが、強大な外国勢力を前にし、全国が一体となってこれに当らなければならぬ事態に直面してはこの政策は根本的に改められなければならない。この動きは井伊直弼の暗殺後、公武合体運動となって急速に進展した。幕府の後退に乗じて尊皇攘夷の激派が討幕を企てたけれども、広汎な公武合体の動きの中でそれは孤立化した。その後には幕府の内部に小栗を中心とする新勢力があらわれ、大久保一翁、勝海舟等の公議輿論派をしりぞけて幕府の実権をにぎり、フランスの援助をかりて先ず長州藩をつぶし次いで薩摩藩をつぶし、強力な統一政府を確立して郡県制を布こうと企てた。この時になって薩摩藩は初めて倒幕へ踏み切って、それまで互いに仇敵視していた長州藩と結んだのである。従って、決定的段階に於ける幕府と薩長との対立は、実効のあがらぬ不決断な妥協政治に見切りをつけた両陣営内の中央政権確立派同士の対決であった。この段階で慶喜は、天皇の權威を中心にせずには日本国の統一は不可能であること、薩長陣営内部の指導者達の方が幕府当局者よりも政治家として一そう勝れていることを見とめて、政権を放棄したのである。新政府樹立の黒幕として活躍し、新政府樹立後の事実上の中核となつた岩倉具視その人も慶応元年に『全国合同策』を著して各方面に呼びかけていた熱烈な国内統一論者であった。

もともと倒幕運動は徳川幕府独裁制の否定の運動であつて、封建社会秩序そのものの否定の運動ではなかつた。封建社会秩序は実質的には武力によって支えられていた。しかし武力は社会秩序安定の原理とはなり得ない。支配と被支配との関係が權威と服従との関係に転ずる時に始めて封建社会秩序は安定する。それ故にこそ、徳川幕府は、徳川氏が日本に於ける最高の權威者である天皇から將軍に任ぜられるという形式をとつて天下を統御していたのである。倒幕派が「尊皇」をスローガンにしたのは、幕府を批判出来るものは幕府より高次の權威者であるところの天皇だけであるという封建的通念に基いたものであり、国内統一は天皇の權威を楯にとる時に始めて可能であつて、それ以外には不可能であるという社会事情に基いたものであつた。その計画が図に當つて、思いがけなく簡単に新政府による国内統一が成就したのである。しかし、新政府の基礎は実は決して安定したものではなかつた。

国内統一のためには天皇の權威を絶対とし、天皇を国家意志の最終決定者とする必要があるということに就いては疑うものはなかつた。しかし、現実には天皇はまだ少年であり、自分で裁断を下すというだけの能力を具えていなかった。それだけに一そう政府機構の内容をどうするかということが問題になつて来た。王政復古と言つても公卿を中心とする政治にかえることは問題にならなかつた。公卿達が政治的に無能力であることはあまりにも明らかであつた。それで、王政復古の名の下に幕府の独裁制を廢して公議輿論政治を行うという構想が生み出されたのであるが、それは一般には諸藩の合議政治の意味に了解されていた。しかるに、岩倉を中心とする少数指導者達は天下の人材を集めて諸藩を超越する中央政府を結成した。これは薩摩藩の実権者であつた島津久光にさえ秘密に計画されたものである。というのは、久光が雄藩合議政治の主張者であつたからである。そのため新政府は久光の支持を得ることさえ出来なかつた。

更にまた、薩長土肥と呼ばれて一般には薩長と共に新政府の支柱と考えられていた土佐・肥前の両藩も実は新政府に対して快く思っていないのである。肥前藩は大隈重信・副島種臣等の数名の藩士を新政府に送りこんだけれども、藩全体として新政府を積極的に支持するということはなかったし、土佐藩に至っては、王政復古に際して薩長両藩に出し抜かれたことを恨み、おそかれ早かれ薩と長とが衝突するであろうことを予期し、その際に今までの立ち後れを取戻そうとしてその準備にかかっているという有様であった。また実際に於いて薩と長との間に意志が充分に疏通していたのでもなかった。両藩はそれぞれに王政復古の最大の功労者であることを自負し、それに相応する反対給付を期待していた。岩倉・三条を助けて中央政府の確立に懸命の努力を続けていた長の木戸孝允、薩の大久保利通は、国内統一のために自藩の要求を出来るだけ押えようとしたのであるが、彼等はそのために裏切者として自藩士から攻撃された。国内統一を目的にして生れた新政府による国内統一は決して容易なものではなく、新政府の基礎は極めて不安定なものであった。王政復古後丸三年たってもまだその様な状態が続いていたのである。この様な状態を開しようとして政府首脳部が政権の確立のために、したがってまた国民統一のために必死の努力をつづけている間に、政府の内部に二つの新しい動きが生れていた。そして、その動きは、それだけでなくさえない不安定であった政府を内部からゆりうごかしたのである。それらはそれぞれに「富国」政策と「強兵」政策との進展として現れたものであるけれども、何れも封建社会機構の撤廃の方向を目指していたものであり、そのために封建的意識を持つたままに王政復古運動に参加して来た大多数の藩士の富国強兵観念と相容れないものを持っていた。この新しい動きの推進者は何れも王政復古前後に洋行したり或いは洋学を学んだりして西洋諸国の事情に通じ、日本を西洋流に近代化せずには西洋諸国と対抗することが出来ないことを悟った新進気鋭の知識人達であった。

動きの一つは、日本を西洋流に資本主義化して富国の実を挙げようと企てたものであり、それを企てたのは幕末に長崎に游学して米人宣教師フルベッキに就いて洋学を学んだ大隈重信を頭に大蔵省に集ったところの、いわば日本に於ける最初の近代官僚群であって、その中心には、幕末に洋行して頭を近代的に切りかえていた伊藤博文・井上馨・五代友厚・吉田清成等が居た。西洋諸国に対抗するためには兵を強くしなければならぬ、兵を強くするためには優秀な武器を持たなければならない、優秀な武器を持つためには産業を起し学芸技術を進め貿易を盛んにしなければならない、という点までは、王政復古運動の指導者達の意識も進んでいた。しかし、そこから更に一歩を進めて、産業を西洋諸国並みに発展させるためには国民全般の経済活動を高めることが必要であること、そのためには封建的諸制約を撤廃する必要があることを悟ったのは一部少数の新進知識人に限られていた。この様な意識は、経済活動に従事してはいなながらも従来政治の埒外に置かれていた町人の間からも生れて来てはいなかった。これら知識人は、自ら進歩主義者を以て任じ、封建的諸制約の限界内では一応見るべき程度にまで発展していた国内産業を一段と飛躍させるために近代化政策を推進しようとして、周囲の守旧主義者と烈しく対立した。彼等は自分等の立場を「王政維新」の立場と称して、従来の「王政復古」の立場から区別した。彼等は藩意識を超越して居り、六等官以下の官吏の任用は大政官の承認を必要とせず各省の自由裁量にゆだねられていた権限を利用して、旧幕臣の中からさえも渋沢栄一・前島密等の新知識人材を任用して存分に手腕をふるわせた。彼等の間に最も早く廢藩置縣の構想が現れた。彼等の目には政府首脳は因循に、同僚は固陋に、諸藩は頑冥に、庶民は愚昧に見えた。そのため彼等は薩長をはじめとする諸藩から嫌われただけでなく、政府部内に於いても孤立していた。政府首脳部は時として、政府部内の統一のためにまた国内統一のために彼等を押える必要を感じた。しかし、開国によって日本が世界の歴史の流れの中にはいり、外国との関係を離れて日本の政治も経済も運営することが出来なくなっていた現在としては、その方面の才能に長じていた彼等を政府部内から逐いのけることは出来なかった。従って、彼等の自負心は強く、またそれだけに彼等に対する

周辺の反感も一そう高まった。

富国の線から新しい動きを展開した大蔵省官僚群と並んで強兵の線から新しい動きを展開したのは、明治三年に一年半の外国視察を終えて帰国した山県有朋を中心とする一団の新知識軍事官僚である。その動きというのは、藩兵を廃して軍隊を統制ある中央政府軍に一本化し、武士軍隊を徴兵軍隊に切りかえることであつた。これは蘭学者であり山県の先輩であつた大村益次郎が王政復古直後から考えていたところのものであつたが、武士階級の封建的意識をそのまま持つて明治政府に参加した一般軍人に簡単に受け入れられるものではなかつた。このことでも政府部内に烈しい対立がcaもし出された。王政復古運動に於いては武士階級の廃止というような社会的な大改革が考えられていなかったことはもちろんのこと、廢藩ということさえ考えられていなかった。明治二年に版籍奉還が行われた時でさえも、版籍奉還ということは、將軍によって保障されていた領主権が天皇によって更めて保障されたという意味に受けとられていたのである。

明治四年になって廢藩置県が断行されたけれども、これは必ずしも上述の新しい動きの結果として生み出されたものではなかつた。それはむしろ、不安定な政権に焦慮を感じた政府首脳が不安定性を打開しようとして打つた大きな博奕だったのであつて、それが予想外に見事な成果をあげたものだったのである。政府首脳は久光に忌まれて中央政府への出仕を阻まれていた西郷を薩摩から引き出し、薩長土の兵を集めて万一の變に備えつつ不意に全知藩事の解任を申し渡した。知藩事達は慌てて辞職した。天皇の辞令一つで廢藩置県が成就した。しかし、廢藩置県が成就したのは天皇の權威が絶大だ。だからではない。却つて、廢藩置県が思いがけなく見事に成功したために天皇の權威が高まつたのである。

この変革に當つて西郷が果たした役割は非常に大きなものであつたが、実は彼は、封建制を擁護する島津久光等に対しては革新的であつても、日本の近代化を促進しようとする大蔵省官僚達に対しては保守的であつた。いわば彼は大蔵省官僚から見れば「王政復古」の立場を抜け出していないのである。この時も彼は久光を裏切つて廢藩置県の立役者となつたのであるけれども、それと同時に彼は郷里から引き連れて来た部下に対してひそかに大蔵省の改革を約束していた。彼の部下達は廢藩置県の企てについては知らされていなかった。彼等は只、西郷によつて大蔵省の改革が行われることを期待していたのである。廢藩置県の計画と同時に西郷は大久保利通と謀つて早速大蔵省の改革に着手した。明治四年七月十日附で国元の桂四郎宛てに出した手紙の中で彼は次の様に述べている。

一夕大久保より篤と相談有之、此上は私氣張候はゞ随分御變革の処も受合て可相調との事に付、左候はば相はまり可申、此節不相調候はば御国元にて隊中と相約候折、切断に相究居候間、迎も逃出しは出来不申、山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外無之候故、承諾仕候処、木戸も納得相成、兩人參議に拜命仕候次第に御座候、外は皆々省々に降り、一時參議並卿大小輔を被為廢、其上又々御調の上省々へ被相居、何分十全の撰撰不被相行、残念の至に御座候、乍然此上にて屹度定則相立候はば、是を以て責或は罰し候場合も可罷成候と奉存候、大小丞以上の処はいまだ変換無之、是も統て相發候処、官省の調へ、並、人員の定額章程等相極め候て可發とて只今取調中に御座候間、不日に相發可申、此度は俗吏も余程落胆いたし、濡鼠の如く相成申候。

だがしかし、西郷が大蔵省を改革しようと考え、また改革出来ると考えたのは、彼が近代国家の財政・經濟に関して無知であつたことに基くものであつた。自分等以外のものを輕蔑して強引に近代化政策をほどこそうとした大蔵省官僚に欠点が無かつたのではないが、これら欠点の是正は彼等よりも一そう卓れた近代官僚であつて始めて出来ることなのであつた。改革は近代国家形成の方向に向けて行われなければならなかつた。単なる国家統一だけが課題だったのであるならば、武断的独裁的な封建的人格力だけで問題が処理出来たかも知れないけれども、課題は西洋の近代

的諸強国にならって日本を近代的統一国家に仕上げることであった。それでは日本は西洋諸強国に対抗して独立することが出来なくなっていたのである。明治四年の末、岩倉・木戸・大久保等が外遊した後の留守政府を引受け、た西郷・板垣等の武断的政治家は実務を大隈以下の近代官僚にまかせて傍觀する以外に仕方がなかった。大蔵省官僚達は決して「濡鼠」の様になってはいなかった。彼等は大輔井上馨、大丞渋沢栄一を中心に固く結束し、所信に向って邁進した。明治五年七月十日附で井上・上野・洪沢は連名で米国滞在中の同志吉田清成に次の様に近況を報告している。

省中一同協力勉強いたし、最上の都合に御座候、造幣寮も益田権頭拜命以後大に規則立、諸勘定も整頓いたし候、租税も陸奥頭と相成、地券之見込も漸く取調罷在候、紙幣寮も芳川頭昇級、前島も四等出仕に昇級、郷少丞も同様相進申候、其外本省各寮司も奏判共次第に人員相増申候。

彼等は更に国家財政の立場から、軍事官僚の徴兵制論と呼応して、武士無用論をとなえ、武士家祿廃止の線を打出した。このことは政府首脳者としての西郷をジレンマに陥れた。廢藩置縣なるものもともと中央政權を確立するために藩を廃止したものであって、武士身分を廃止したものはなかった。従って、中央政府が藩に肩替りして全国士族の家祿を支払うことになったのである。この家祿を廃止することは社会変革としては藩を廃止することよりも遙かに大きな意味を持っていた。配下の士族の協力によって王政復古、廢藩置縣という二大事業をやりとげた西郷にとつては、彼等は正に「国家の柱石」なのであった。その彼が、配下に約束した大蔵省改革が出来なかっただけでなく、大蔵省官僚の主張におされ、政府首脳として武士身分の廃止を行わなければならない立場に立たされたのである。このジレンマの解決策として考え出されたのが征韓論である。彼は大蔵省官僚達によって無用の長物視されていた士族を朝鮮にふりむけ、それらに生活の道と活躍の舞台とを与えようと計画した。しかしこの計画も国内經濟の整備を第

一とする大蔵省官僚陣の烈しい反対に遭うことになって、容易に実現することが出来なかったのである。征韓論の対立は正に近代的富国論と封建的強兵論との決定的な対立だったのである。外遊から帰って来た岩倉・大久保・木戸等がぞって征韓論に反対することになって、西郷は板垣等と共に下野した。

一一

明治政府が近代的な官僚政府としてまとまったのは明治六年十一月に大久保利通が内務卿に就任して官僚陣を統率してからのことである。彼は大隈・伊藤を両翼にしたがえ、前島密・松方正義・松田道之等多くの有能な官吏を登用し、近代化の線に沿って国内体制を整備することに全力をそそいだ。外遊前には彼は木戸が比較的進歩的であったのに対して比較的保守的であった。それというのは彼にあっては国民統一の確立ということが最大の関心事であったからである。彼は全力をあげて国内対立の解消につとめた。国内統一をそこなうものが薩摩藩であると考えた場合には薩摩藩をおさえることにつとめ、大蔵省官僚であると考えた場合には大蔵省官僚をおさえることにつとめた。彼は、「幾重にも天下人民は廟堂を仰ぎ安危を定め候間、須臾に改、忽爾に變ずる之体無之方可然、大本を着眼し始終を慮り治術に堪候当時之人物は木戸其人ならんか」と木戸を同輩の士として最も高く評価していたけれども、木戸が支持していた大蔵省官僚をおさえる必要を感じた時は、「木戸・後藤千人出て来り候とも利通においては寸分も恐るる処無御座候」と、木戸との対決を決意している。従って彼は自重論者だったのであって、西郷の様に保守的な勢力を背後に持つ保守主義者ではなかった。大隈との懇談で大隈が自分の非をみとめて自重をちかつかした時に彼は心からそれを

悦んだ。明治三年三月二十九日の日記に彼は、「今夕大隈子入来、格別是までの事悔悟と相見え、成功を急では成らず、是非不行届を責くれとの事、其外種々懇話承に、小生も不堪喜、赤誠を以て遇し置候」としたためて居り、翌三十日附岩倉宛の手紙には、「昨夜も大隈寛々入来、段々打明して談論仕候処、よほど宜しき向に御座候、却て彼より依て懸り候都合にて誠に安心仕候次第に御座候、段々機密にとて相談候事も有之、且政府之利害も彼より論じ、又民蔵（民部省、大蔵省）之事も何とぞ責くれ候様、頗に頼むとの事、三年五年に目的を立て成功を急いではならぬと申し、兎角我が宜いとおもう事も必ず誤り候事多々有之、是非其辺は政府より案を付て呉ねばならぬと申し、一々悔悟の詞相顯れ、利通にも斯く承り候てはいかばかりうれしく、至極懇切に相談し、幾重にも是迄は政府の行届かぬ事も不少候、既往はすて爾後協心戮力、為皇国勉勵可致と相談置申候」と述べている。

しかし、一年半の外遊の間に、進歩的な木戸が自重論者に転換したのとちょうど反対に、彼は自重論者から進歩論者に転換し、積極的な近代官僚となって帰朝した。明治六年一月二十八日附井上馨宛の手紙の中で木戸は次の様に述べている。

今後は如何にも日本は日本丈の法も条立不仕立ては行くに無道、渡るに無橋様なるものにて御座候、政府の組立を初とし百事務其限り分明に不相成てはと存、久翁（大久保）へも昨春相論じ見候へども、今日之時勢にては取込丈取込、其弊害は十年か十五年かの後には必其人出候て改正可致との事にてばつとしたる大人らしき論にてはへども、弟においては有司受其責居候ものにてはか様申候に安堵難出来と不伏に候へども大に力も落申候。

この様にして、大久保を総帥とする政府によって文明開化政策が積極的におしすすめられることになった。明治三年から四年にかけて新知識官僚陣によって打出された政策がここで始めて明治政府の基本政策として確立されたのである。

明治七年に台湾征伐、八年に朝鮮江華島事件と、征韓論的な侵略的性格を持つ事件が持上っているけれども、それらはいずれも政府首脳部の意図から出たものではなく、むしろ彼等の意図に反して起きたものであって、それらの首謀者は、西郷に從って退官しようとしたが、大久保に説得されて軍隊にとどまった薩摩藩出身の軍人達なのであった。政府の努力は専らそれらを收拾することに傾けられていたのである。幸いにして政府の必死の努力によって、清国・朝鮮との戦争、それに伴うであろうところの西洋諸国の干渉の危機から免れることが出来た。大久保は軍の潰滅を防ぐために西郷一味の武断的軍人の説得につとめたのであるが、彼等を無条件で軍にとどめることは出来なかった。一部の軍人がとどまったのは、彼等と大久保との間に台湾征伐に関して妥協が成立したからであった。この妥協を楯に彼等から台湾征伐をせまられた時、大久保としてはそれをおさえることが出来なかった。台湾事件收拾にはらった彼の必死の努力はこの妥協に対する高価な代償だったのである。彼等は政府の意志を無視して更に江華島事件を引起した。政府は井上馨を朝鮮に派遣して事態を收拾させた。

そしてそれと同時に、政府は国民統一に関して新たな問題に当面することになった。征韓論の破裂で下野した要人・軍人等が有司専制の叫びをあげて政府を攻撃し、その風潮が一般国民の間にひろがるうとしていたからである。廢藩置縣の成功によって折角高められた天皇の、従ってまた政府の權威は、征韓論の破裂によって、政府自らの手でくずされた。朝鮮使節派遣に関して西郷が政府内部の意見対立をそのまま奏上して親裁をおおぐことを主張したのに対して、岩倉太政大臣代理は自分の意見を併せて奏上し、岩倉の意見通りに親裁が下った。たとえ天皇が岩倉の意見に從って裁決をくだされたものにせよ、一度親裁がくだった以上、それは天皇の裁決として絶対性を持たなければ政治の運営は不可能だったのであるが、西郷に從って辞職した軍人達はそれを岩倉の専断とみなし、天皇が二度にわたって自ら彼等を諭されたことをも無視して郷里に帰り、専ら有司専制の叫びをあげたのである。これは政治のルール

を無視したものであった。というよりも政治のルールはこの時にはまだ確立されていなかったのである。政府財政合理化のために企てられた地租改正をはじめとして国内体制の整備に関し多くの大事業と取組まなければならなかった。政治のルールの第一要点は政府としては、国民統一のためには是非とも政治のルールを確立しなければならなかった。政治のルールの第一要点は天皇を国家の最終意志の決定者とする事、従って天皇の權威を絶対的なものとするとともに求められたが、しかし今は、単に天皇の權威は絶対であり、天皇の裁決は絶対であると説くだけでは国民は納得しなくなった。それで、政府の考えた政治のルールは君民共治の制、即ち立憲君主制であった。明治六年十一月の大久保の「立憲政体に関する意見書」には次の様に述べられている。

抑、政の体たる君主民主の異なるありと雖も、大凡土地風俗人情時勢に随て自然に之れを成立する者にして敢て今より之を構成すべきものに非らず、亦敢て古に拠りて之れを墨守すべきものに非らず、魯国の政体以て英国に施行すべからずして英国の政体以て亜国に用ゆべからず、亜や英や魯や其政体以て我国に行ふべからず、故に我国の土地風俗人情時勢に随て亦我が政体を立てざるべからざるなり、維新以来宇内を総覽し洽なく四海に通じ、我国をして万邦に卓越せしめんとす、然れども其政は依然たる旧套に因襲し、君主擅制の体を存す、此体や今日宜しく之れを適用すべし、而して土地は万国通航の要衝を占め、風俗は進取競争の気態を存し、人情既に欧米の余風を慕ひ、時勢半ば開化の地位に臨む、将来以て之れを固守すべからざるなり、然らば則ち政体以て民主に帰すべきか、曰く、不可、未の秋廢藩の令下り天下漸く郡県に歸し、政令一途に出づると雖ども人民久しく封建の圧制に慣れ長く偏僻の陋習以て性を成す殆ど千年、豈に風俗人情の以て之に適用するの国ならんや、民主固より適用すべからず、君主も亦た固守すべからず、抑、我が祖宗の国を建つる豈に斯の民を外にして其政を為さんや、民の政を奉ずる亦豈に斯の君を後にして其国を保たんや、故に定律国法は即ち君民共治の制にして、上も

君權を定め、下も民權を限り、至公至正君民得て私すべからず。

同月の木戸宛ての伊藤の手紙に依れば、大久保は政体取調べに當時に於ける開化主義の第一人者福沢諭吉を参加させることを考えていた。これは板垣、副島等の下野参議達によって国会開設建白書が呈出された二ヶ月前のことである。

大久保はこの様に「定律国法即ち君民共治」の時代がいずれは来るであろうし、また来なければならぬと考えていた。しかし現在はまだその段階ではない。彼は、「此体や今日宜しく之れを適用すべし」として、「君主擅制」の立場に立って強力に開化政策を推進した。彼は民間に於ける「有司擅制」の叫びを無視した。彼はそれを保守的な士族・退職官吏軍人の不平不満と解釈していた。それはまた確かな事実であった。鹿児島県士族は自分等の保守的・武断的意見が政府にとり上げられないことをもって「有司擅制」と考えていたのであり、高知県士族は政府は薩長藩閥政府であるとして「政府擅制」を叫んでいたのである。政府に薩長旧藩士が比較的多数に登用されて居り、それらの人々の間に闊的なつながりがあったことは事実である。しかし藩閥意識といふことをいえば、土佐の民権論者の方が大久保よりも一そう強い藩閥意識を持っていた。大久保は広く人材を登用することにつとめ、薩摩出身者の登用に関してはむしろ控え目な態度をとっていた。大久保の統率の下に官僚が結束したのは藩閥として結束したのではなく、近代官僚として結束したのである。

近代官僚政府として政府がとり上げた当面の課題は殖産興業である。殖産興業とは、西洋の先進諸国家にならって近代的な産業を興して富国の実をあげることを意味していた。そのためには何よりも先ず地租改正を断行して財政を合理化する必要があった。政府財源としては地租収入以外のものにはほとんど期待出来なかった。徳川時代のしきたりをそのままつづけて地域的に千差万別であった地租収入方法を全国的に統一し地租額を全国的に平均化することは

中央政府としては当然の措置であつたし、収益に依りてではなく固定資産に依りて租税を賦課し、米価の変動による損益を納税者に任せて租税を金納することは、政府の収入を安定させるということで政府に利益があることはもちろんのこと、納税者にとつても必ずしも不利益のものではなかつた。問題はただ税率にある。政府はそれを地価の千分の三十と決めたのであるが、それは殖産興業の実があるにつれて軽減するという計画の下で、差当りて期待出来る最大限であつた。それぞれの地域に数百年にわたつてつづけられて来た諸慣行の改廃、全国平均化による局地的な税額増加、一部出、官僚の専制的な措置などに対する不満から各地に大小の百姓一揆が起きたため政府は税率を千分の二十五に切り下げざるを得なかつたけれども、税率を切り下げることによつてもかくも地租改正の見通しはついでた。それは依然として大事業であることに変わりはなかつたけれども、もはや必ずしも難事業ではなくなつた。政府の富国策事業はようやく緒についたのである。

三

西南戦争とそれにつづいた大久保利通の暗殺とは、大久保の統率の下に政府が一体となつて推進しようとした計画を大きく狂わせた。政策の基本線は決定していたけれども、大久保の後をつぐ統率者がなかつただけでなく、尨大な戦費の支払によつて政府は財政難におちいつていた。西南戦争で薩摩軍が潰滅したため、政府に対する封建反動的な武力反抗は影をひそめたけれども、それだけに一そう自由民権を合言葉とする政府反抗運動が全国的に勢力を増大した。政府はこれに対処するためにますます結束を固める必要を感じたのであるが、大久保という傑出した統率者を失

つてからは薩長勢力の均衡による内部の調和という形をとらざるを得なくなつて、薩長藩閥政府的性格を濃厚に打出すことになつた。このことは民間にあつて藩閥政府反対を叫んでいた自由民権論者に一そうの口実を与えただけでなく、政府内部で藩閥外にあつた大隈一派の官僚群を結束の外におし出した。この官僚群の中心勢力は政府の開明政策に協力するために慶応義塾から送りこまれたいわば第二次の新知識人であつたが、過去十年の間に実政治家として成長していた第一次の新知識人の目からはあまりに急進的に見えただけでなく、政府の結束をみだすものと思われた。そのため明治十四年の政変によつて彼等は政府外に追い出され、その後の政治は基本的には既に確定していた政府の富国強兵政策の線に沿ひ、部門ごとにそれぞれの閣員の担当の下にすめられることになつた。

山県が担当した軍の整備は明治十五年一月の「軍人勅諭」下賜となつて現れた。西南戦争に於ける鹿児島県士族軍の潰滅によつて軍の近代化に対する障害は終極的に取り除かれた。軍当局はこの時になつて、軍隊の精神面の訓練に乗り出す余裕を持つと共に、ますますその必要を感じるに至つた。明治十一年八月に陸軍の諸隊に配布した「軍人訓誡」の中で山県は陸軍卿として次の様にさしている。

法制規則は漸く緒につきたりと雖も、唯是外形に関する事のみにして、内部精神に至りては発達猶未だしき事許多あり、是畢竟維新以來僅かに一紀の星霜を経て百事猶創設に属するを以ての故なり、就中三軍の精神に至りては未だ其萌芽をだも見るに至らず、意ふに此事は国家士を養ふ百年の久しきを歴るに非ざれば遽かに之を一朝一夕に求むるも亦得可らざる所なれば、今に及びて之を忽かにせば將に何れの時を待たんや。

この「三軍の精神」を樹立するということは、近代軍隊の基本的要素であるところの「統制」を確立することを意味していた。

「軍人訓誡」では軍人の守るべき徳目として忠実・勇敢・服従の三つが、「軍人勅諭」では忠節・礼儀・武勇・信

義・質素の五つがあげられている。それらは何れも古来武士の徳目として数えられて来たものであるが、ここではそれらが単に伝統的な武士の徳目としてあげられていたのではなく、日本軍隊の近代化のために近代的な解釈がほどこされて近代的な意味が附与されていたのである。忠節とは天皇の命令に絶対服従することであるが、そこでは「世論に惑はず政治に拘らず只一途に己が自分の忠節を守」るべきことが説かれている。「軍人勅諭」の起草者福地源一郎はこれを、「朝野にいかなる政論の行はるるとも、政治は如何なる党与の手に出るとも、其政府は我天皇陛下の政府にて其政治は天皇陛下の委ねさせ給ふ宰執に出るの政治ならんには、軍人は其政府の命令に服従し、昼夜寒暄の別なく我天皇陛下に本分の忠節を尽し参らざるぞ大切なるべけれ」と解説している。また礼儀は、上下の秩序を守り上官の命令に絶対服従することに焦点がしぼられた。内部的に命令系統を確立し、全体として政府の統制に服従することが近代軍隊の基本的な必要条件なのであるが、それらのことを、上官の命令は天皇の命令と心得て絶対に服従すべきこと、政府は天皇の政府であるから政府の政治について論議すべきではないこと、という形で天皇の無上命令として軍人の脳裡にたたきこもうとしたのが軍人勅諭であった。軍人道徳は、それが近代軍隊に必要不可欠なものであるという立場から理論的に説かれず、勅諭であるから絶対に守られなければならないという非近代的な方式によって軍人の頭にたたきこまれた。この方式は權威の立場から道徳をおしつけて来た儒教の教育方式に慣れて来た一般大衆には、理論的に教えこまれるよりも一そう簡単に受け入れられたのである。

富国政策に関しては政府は一そう焦眉の課題に直面していた。政府歳入を合理化すると共に地租を基に殖産興業を推進するために政府は地租改正に着手していたのであるが、西南戦争のための出費によって極度の財政難に陥った。その上、征討費四、二〇〇万円を第十五銀行からの一、五〇〇万円の借入金の外に二、七〇〇万円の紙幣増発によって賄ったことから諸物価が騰貴しただけでなく、米価が騰貴しても地租は据置きになっていたため実質上の地租軽減

となり、政府歳入は相対的にそれだけ不足した。この財政難を切り抜けるために、政府は一方に於いて通貨収縮を断行すると共に、他方に於いて貿易振興によって外貨を獲得する方策をとった。政府内部には外に、大隈の外債募集説と、岩倉の地租一部の米納復帰説があったのであるが、前者は投機的且つ不健全であり、後者は逆行的であると反対した井上馨の意見が採用されたのである。大隈下野後、通貨収縮政策は大藏卿松方正義の手によって強力に遂行された。そして井上は外務卿として条約改正に専念した。それというのは、貿易振興によって外貨を獲得しようとしても、関税自主権を持たない不平等条約の下にあっては、外国に一方的に利益を占められるだけであつたからである。条約改正は維新以来の政府の関心事であつた。しかしそれから十数年経ても依然として日本を半開国としてしか扱ってくれない西洋列強を相手に平等条約締結の取引きを行うことは、一般国民が考えていた様に簡単ではなかつた。西洋諸国としては平等条約締結の前提条件として日本の商法・民法等諸法典の整備、従来外国人に加えられていた商業上・交通上の諸制限の撤廃、を要求する権利を持っていた。政府としては段階を経て一歩々々平等条約の獲得に向う以外に手がなかつた。それで、明治十七年に関税自主権の掌握を求めると、内地開放については、領事裁判権を全廃し諸外国人が我が法律裁判に遵うことを目途として漸次全国を解放する手段をとる、という方針を定めた。即ち、差当つては、新たに三四ヶ所に貿易港を開いて外国人の雑居通商を許し、又内地旅行の便宜を図ると共に、外国人に我が行政・警察及び地方に於ける諸規則を守らしめ、且つ領事裁判権の一部を我に獲得して軽罪の外国犯人を処断する権利を持つたのである。井上の意志はもちろん、「此ノ半途ノ改正ニ安ンゼズ、嗣後尚ホ巧ミニ談判ヲ遂ゲ、従来商業上禁止ノ件ヲ外国人ニ許スル割合ニ応ジ、我裁判権ヲ彼ヨリ漸次回復シ、終ニ我國ヲシテ純然タル不羈独立ノ地位ニ至ラシメン事ヲ期」するにあつた。この様にして政府は外務省管轄の下に法律取調所を設けて諸法典の整備にとりかかると共に、文明国としての体裁をととのえるために欧化主義の鼓吹に乗り出した。

また国民統一の問題に関しては伊藤が中心となって憲法草案の作製にとりかかった。国民統一のためには天皇を絶対権威者として上におおぐと共に広く国民の意見を聞くことが必要である、ということについては、政府内部に於いても国民一般の間に於いても異論はなかった。大久保のいわゆる君民共治の制、即ち立憲君主政体以外の政体は考えられていなかった。しかし、同じく立憲君主政体といってもイギリス型の立憲君主政体もあればプロシヤ型の立憲君主政体もある。明治十四年の政変で大隈一党が放逐されたのは、彼等が国会の即時開設を主張したからだけでなく、イギリス型の立憲君主政体を採ることを主張したからである。「国王は君臨すれども統治せず」ということを基本原則とするイギリス型立憲君主制を採る時は、天皇は単に名目上の主権者として虚器を拘くにすぎないことを岩倉・伊藤等政府首脳に説いて、プロシヤ型君主制の採用を極力進言したのが井上毅であった。井上が最もおそれていたのは国民に対する福沢の影響力である。イギリス型立憲君主制を支持する福沢の影響が国民に滲透しない中に天皇を實質的な国家主権者とする憲法を確立する必要があるというのが彼の考えであった。その意見が政府首脳部に納められて、彼は伊藤の協力者として憲法草案の作製にとりかかった。

君主の権威を高めることと君主の権能を大きくすることは本来別の事である。天皇を絶対権威者とするということだけが問題だったのであるならばイギリス型の君主制を採っても差支えなかったのである。もともと国王の権威を傷つけることのない様に政治的責任を超越させる仕組みにしたものがイギリスの君主制であり、それはイギリス国民の永年にわたる政治的経験の結果として編み出されたものであった。實質的には主権者としての権能を持つことなく、外観上に主権者としての体裁を持つことによって国民統一の潤滑剤としての役割りを果たすところに国王の権能があった。福沢一派のねらいもそこにあった。従って、天皇が虚器を擁するということであってはその権威が失われるとして政府がイギリス型君主制をしりぞけたのであるけれども、実は問題の中核は別のところにあったのである。問

題は政党内閣制を採るか官僚内閣制を採るかということにあった。井上が天皇の大権として最も重要視し、従って憲法草案の中に明記したものは官吏の任免権である。形式的に言えば、天皇は国民の中から適任とみとめたものを誰でも官吏に任命することが出来るものであり、従って政党の首領を総理大臣に任命することもあり得る。しかし実際に適任者の選考に当るものは現在の官僚首脳部であって、それらの者が選考した者を天皇の名に於いて任命するのである。政府は内政・外交の方針も決定して実施の緒につき、部内の結束が固まり、国民の中の秀才を官僚に組入れる機構が一応ととのったところで、この機構で今後の政治の運営を行おうとしたのである。明治十八年には太政官制が内閣制に改められ伊藤博文が初代の総理大臣に任命された。

ところで、この様な政府の政治方針に対しては、政党内閣制を主張する自由民権派からの反対があったと共に、元田永孚等大皇側近の王道論的政教一致論者の別の方面からの批判があった。水戸学の流れをひくこれら政教一致論者が熱烈な国家主義者であったのはもちろんのことである。そして自由民権派も国家主義者であることに変わりはない。結局、同じ国家主義者の間にそれぞれの意見の対立があったのであって、その対立のものは国民統一の方式に関する意見の相違にあった。

政教一致論者は何よりも先ず国民統一に重点を置いた。そして国民統一の基本的方式を為政者も一般国民も共に私利を捨てて公益に就くことに見出した。その実をあげるには為政者が率先垂範しなければならない。然るに政府は自由競争原理を基にして富国をはかろうとしている。それは国民の公益心の喪失をもたらしただけでなく、国民の内部に対立を生み出すことにさえるであろう。国民統一の原理は道德に求めらるべきであって法律に求めらるべきではない。彼等はそう考えた。彼等も政府の専制政治を非難した。しかし、彼等にとっては専制政治であるかどうかは為政者が政治に私心を持ちこむかどうかにかかっていたのであって、政治参加者の数が多いか少いかということにかか

ものではなかった。国家主権はあくまで天皇にあるべきであり、天皇に任命されて政治を担当する為政者は王道政治の実現という点に関し天皇に対して絶対に責任を負うべきである。王道政治は必然の結果として国民の統一をもたらす。このような立場から王道主義者は、政府が藩閥的であり功利主義的であることをもって政府を専制的であるとして非難したのである。

政府当局者も政府は天皇の政府として天皇に対して責任を持つと考えていた。しかし彼等は、王道主義者が天皇を国民道徳の源泉と考えていたのに対して、天皇を政治的権威者として国家の最終意志の決定者と考えていた。そこには徳治主義と法治主義との対立があった。政府が国会開設を決議したのは国会を通じて下情上達、上意下達をはかるうとしたからであって、国会の意志にしたがって政治を運営しようとしたからではなかった。政府当局者は政治は熟練者・専門家、即ち官僚によって運営されるべきであり、自分等がその熟練者であって、彼等の後継者は彼等によって選択され養成されるべきであると考えていた。政府は国民を指導する立場にある。といって、政治の専門家は徳治主義者が要求する様な道徳家である必要はない。公的生活と私的生活とが区別されればよく、また公的生活と私的生活とは区別されるべきものである。私的生活をもって公的生活を批判することは当たらないし、また人材を官界にひきつけるために官吏には高給が与えられるべきである。政府の目的は要するに富国強兵の実をあげることにある。此の立場から政府当局は王道主義者の政府批判を無視した。

政府は神聖にして侵すべからざる天皇の大権を藉りて政治権力を行使した。しかしこのことは官僚内閣の独裁を正当化するための単に名目的なものだったのではなく、見せかけだけのものではなかった。当局者は天皇の大権を藉りて政治権力を行使することに対して絶対的な責任を感じていた。そして官僚内閣であって始めて天皇に対して絶対的な責任を負うことが出来ると考えていた。政治には機密があり術策がある。政府は国会に機密を洩らす必要はなく、

というよりも洩らすべきではなく、術策を用いて国会を操縦することが出来る。しかし、天皇に対しては一切を告げなければならず、ごまかしはもちろんのこと言いのがれも許されない。それは為政者として絶対に守らなければならない良心の問題である。天皇は彼等のこの良心の厳格な監視者であった。為政者としてはこの良心に徹しなければならぬ。政府当局者は天皇に対して責任を果さなかつたとき、もしくは果し得ないと感じた時に辞職する、そしてまたその時にのみ辞職する。政府当局者が政党内閣を全面的に否定したことの基本的な理由はこの点にあった。

しかし、現実の政府が藩閥的情実には左右されて居り、独善的傾向を持っていたことも事実であった。この点で民党が政府に反対することには充分の理由があった。民党はこの独善的な藩閥政府と一戦を交えようとして国会の開設を待ちわびていたのである。

四

だがしかし、民党が政府と一戦を交えるといっても、彼等には欽定憲法の定めるところによって国会で政府とたたかう武器としては予算審議権と上奏権としか与えられていなかった。それで国会に多数を占めた民党は早速政府予算案の一割削減を決議した。削減の重点は官吏の減員と俸給費の引下げとにおかれた。政府はこれを民党の政府に対する挑戦とうけとったが、それはたしかに藩閥官僚政府に対する民党の挑戦であった。官界に人材を吸収するために官吏を出来るだけ優遇するというのが政府の方針であり、それに対して「民力休養」という名目で民党が官吏の減員、減給を要求するであろうということは予想されていた。それで、憲法の中に特に、官制及び文武官の俸給は天皇の大

権によって定められる(第十条)、大権事項に属する歳出は政府の同意なくして議会の廃除もしくは削減出来ない(第六十七条)という規定を設けていたのである。従って、第一議会は憲法第六十七条の解釈についての論議に終始した。政府は議会在予算を議決する以前に政府の同意を求めべきことを主張したのに対して、民党は議決後政府の同意を求めればよいと主張したのである。議会があくまでも譲歩しない場合には政府としては議会を解散することである。解散によって予算が成立しない場合のことを考慮して憲法ではその場合には前年度の予算を施行することが出来る様になっていた。しかし山県内閣は第一議会だけは解散なしで済ませたいという考えから自由党内の土佐派を切崩すことによってどうにか第一議会を切り抜けることに成功した。

土佐派の裏切りに憤激した民党は一そうの結束を固めて、松方内閣の下に開かれた第二議会に於ける予算審議に臨んだ。この度の重点は新規事業である軍艦製造費ならびに製鋼所設立費の削除に置かれた。民党が軍艦製造費ならびに製鋼所設立費の削除を主張したのは、必ずしも彼等が軍備を不必要と考えたこと、従って彼等が国家主義的でなかったことを意味するものではない。彼等は第一議会に於いては軍部予算に対してはむしろ協同的であった。それが第二議会で強硬な反対態度を示すようになったのは、政府の藩閥制の核心が軍部、その中でも特に海軍にあると見たからである。従って国防充実のための新規事業に対する反対も、国防充実そのものに反対であるという理由で主張されたのではなく、議会として信頼を置くことが出来ない軍部当局にこの事業をまかすことは出来ないという理由で主張されたのである。この対立は決定的なものであった。政府は直ちに議会を解散し、臨時総選挙に於いて民党に対して大弾圧を加えた。そしてこの弾圧がきっかけとなって官僚陣営内部の文治派と武断派との対立が明確化された。

文治派と武断派との対立が明確化されたといっても、それは明治初年の文治派と武断派との対立が再現したというのではない。文治派は初年の近代官僚の線の延長であって、その首脳は依然として伊藤・井上であった。しかし武断派は、初年の武断派の線を温存しながらも、その主導力は明治十年代を通じて山県を助けて軍の近代的整備につとめて来た桂太郎・川上操六・児玉源太郎等の近代的軍事官僚の手にあった。彼等は猪突的武断派ではなく、彼等の計画は合理的な計算の上に立てられていた。国家目的を富国強兵に置くことだけでなく、富国なくして強兵はなく、強兵なくして富国はないと考える点でも文治派と武断派は一致していた。ただ両者の間にはそれでも富国に重点を置くか強兵に重点を置くかのちがいがあったのであって、このちがいが国民統一についての両者の考え方を大きくわせたのである。富国に重点を置く文治派が国民の自発的協力によって国民統一が確立されることをのぞんでいたのに対して、強兵に重点を置く武断派は国家権力による強制によって国民統一を確立しようとした。国防を担当する軍当局としては、明治十年代の末から二十年代にかけて急速に進展しつつあった諸外国の勢力圏増大への動きに対して最も敏感であった。清国は東洋の覇権をめざして海軍を増強しつつあるし、ロシアは東方進出に乗り出して来ている。強兵なくして富国があり得ないどころではなく国家の独立もあり得ない。軍部としては何よりも先ず軍備の充実にこの義務を等閑視して民党は反対のための反対に狂奔している。彼等には初めから説得を受けようとする気持はないのである。従ってそこには権力による強制が残されているだけである。武断派はこの様に考えた。

しかし、民党は軍備の充実そのものに反対してはなかった。政府が藩閥政府であることに反対し、藩閥の拠点が軍部にあることから殊更に軍部に対して非協力的な態度に出たのである。そしてこの民党の言いは多分に真実性を含んでいた。従って、その点に対する反省なくして政府が民党を弾圧したことは、国民統一を確立するどころではなく、逆に一そうの破壊にみちびいたのである。このことをもって文治派は政府の失態として烈しく武断派を非難したのである。井上宛の手紙の中で伊藤は次の様に述べている。

此際互ニ遠慮ナク襟懷ヲ披キ心衷ヲ吐露シ以テ大猷ヲ定メザル時ハ薩長人士終ニ国家ノ大罪人タラザルヲ得ザルニ至ルベシト真ニ憂慮ニ勝ヘズ候、其故ハ御承知ノ如ク近来統治之大綱紐ヲ解キ、現今ノ形勢ヲ以テ推ス時ハ兩三年ヲ出ズシテ政權地ニ墮チ収拾スベカラザルニ至リ候ハ小生眼中明瞭ニ洞觀仕得申候、今ニシテ之ヲ救護スルノ手段ヲ施サザレバ噬臍モ及ブベカラズ、果シテ其時ニ至ラバ其實其罪何人ニ歸スベキカ、識者ヲ待ズシテ明白ナラン、是レ小生ガ憂慮シテ休マザル所ニ御座候、何分ニモ唯今ノ如ク各自小城廓ヲ偏守シテ猜疑湧クガ如キノ有様ニテハ、外憂ヲ防禦スル所ニテハ無之、帷幕ノ内敵味方判シ難キノ形勢ト謂ハザルヲ得ズ候、此憂ヲ除却スル眼前ノ急ニシテ、其次ハ對他ノ方略大算ニコロアルベク候。

富国は資本主義經濟の發展にまち、資本主義經濟の發展は國民の自主的積極的活動にまつと考へた文治派には政府の藩閥性に対する反省があつた。政府に藩閥制が存在していること、しかもその拠点が軍部にあることは否定することの出来ない事實である。文治派もかつては藩閥に頼つて政府の結束をはかつて来た。しかし藩閥制そのものを維持することに彼等の目的があつたのではなかつたし、藩閥軍部の中に生き残つていた往年の強兵論者のために手を焼いて来てもいた。三浦楓樹の『回顧録』によれば、薩摩出身軍人は明治十八年に朝鮮問題に関し対清主戦論となえて十三等出仕に至るまで短刀を懐にして登庁し、文治派首脳を暗殺しかねない状態であつた。文治派は藩閥官僚政府から人材官僚政府への切りかえと意図していた。総選挙に権力をもって民党を弾圧したことは政府の藩閥制に対する無反省を示すものであると共に、藩閥政府の政治的無能力を示すものであつた。単なる権力をもってしては眞の國民統一は得られない。憲法に天皇は神聖にして侵すべからざることを規定したのは、天皇を政治的絶対權威者として國民が自発的に服従することを求めたものであつて、絶対権力者として國民に無条件的服従を強制するためのものではなかつた。政府が自己を反省することなく天皇の政府であることを楯にとつて自己に反対するものを権力によって弾圧

することは却つて天皇の權威を傷つけるものであつて、天皇に対して責任を負う政府のとるべき態度ではない。これが文治派の考へであつた。伊藤の痛烈な批判に會つて松方内閣が瓦解して第二次伊藤内閣が成立した。

伊藤は政治力で議會を操縦しようとし、藩閥否定論者であり彼の最も有能な協力者であつた外務大臣陸奥宗光を通じてその親友である自由党の閻将星亨と手を結んだ。もともと民党は藩閥政府反対ということとで結束したものであつて、一貫した特定の政策を中心に結束したものはなかつた。政府の政策の線に沿つて資本主義經濟が進展するにつれて、民党の中にも徐々にブルジョア政党化への動きが現れつつあつたのであつて、それと政府部内の文治派とが手を結ぶことはむしろ自然であつた。それをさまたげたものは、民党の側における従来からのゆきがかり的な藩閥政府反対熱であつた。そしてこの熱は伊藤内閣の出現によつて一そうあおり立てられた。彼等は伊藤内閣を藩閥政府中の最有力なものと考え、これをたおすことによつて藩閥政府の息の根を止めることが出来ると考へたからである。反対方法は例によつて予算の削減であつた。彼等は憲法六十七条規定の経費と共に建艦費を削減した。たまたま病床にあつた伊藤は「熟思するに議會の病は既に膏肓に入り、通常の薬石の能く医療する所にあらざれども政府も亦眼中独り反対党有るを見て而して國民有るを知らざるが如くにては未だ政理に悖戻するを免れず」と閣僚の自重を求め、病が癒つてから自ら議會の説得につとめたけれども、民党はそれを全然聞きいれようとはしなかつた。民党に対しては彼の政治力も全く効果がなく、議會は政府弾劾上奏案を決議した。伊藤は上奏して「議員ノ上奏ニ対シ、勅答ヲ賜ヒ、更ニ政府ト和協ノ議事ヲ開カシメラレン」ことを乞ひ、議會に対し、「第六十七条ハ紛議ノ因タルベカラズ、但シ閣臣ニ命ジ行政各般ノ整理ニ其ノ必要ニ從ヒ徐々ニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕ガ裁定ヲ仰ガシム、国防ニ関シテハ内廷ノ費ヲ省キ六年間毎歳三十万圓ヲ下附シ、文武官僚ニ命ジ俸給十分一ヲ納メ製艦費ノ補足ニ充テシム」という勅答が下つた。議會はこの無上命令に従つて政府と交渉を開始し、両者の妥協が成立して予算が議會を通過した。

この勅答そのものは論議を超越していたけれども、それを要請した伊藤の態度は論議の的となった。政府は責任内閣としての責めを果さずに事態收拾の責任を天皇におしつけたというのである。しかし、政府の当面の責任は対外危機を前にひかえて国防のために建艦費予算を成立させることであつた。民党は政府の説得を始めから無視してかかっている。政府は大権を要請して議會を解散することが出来る。それでも民党が議會で多数を占める場合には解散に次ぐに解散をもってすることも出来る。しかし必ずしもそれによって成功を期待することは出来ない。しかもその期間中は予算が成立しない。予算が成立しない時には政府は前年度の予算を踏襲することが出来るけれども、その中に建艦費は組みこんでない。選挙に於ける干渉は逆効果を生む。このことは前内閣の経験したところであり、伊藤自身が最も烈しく否定したものである。政治の運営がこの様な暗礁に乗り上げて、武断派の強硬分子の中から憲法停止論、即ち議會制停止論が持ち上つた。伊藤はその方策をとらずに大権の発動によってこの暗礁を乗り越えたのである。それは官僚内閣制の下に議會制を維持するための最後の手段であつた。それはいわば帝国憲法の中におさめられていた伝家の宝刀であつた。それが官僚政府独裁制擁護の凶器となるかどうかは、それを抜くべからざる時に抜くかどうかということにかかつていた。伊藤は抜くべき時と考へてそれを抜いたのである。

予算審議権によって政府と対決する途を失つた民党は、方向を外交問題に転じて、現行条約履行を政府にせまることによつて政府を窮地に追いこむ方策をとつた。陸奥外務大臣の手によつて条約改正が進められつつあつたが、平等条約の締結は容易でなく、平等条約締結の失敗は内閣の命取りになるであろうと予測したからであつた。これに対して陸奥は最も強硬な態度をとり、伊藤に進言して現行条約履行論に弾圧を加え、議會に対しては解散に次ぐに解散をもつてした。彼としては平等条約締結に見通しを持っていた上に、平等条約が締結されれば政府攻撃は的を失つて雲散霧消することを知つていたからであつた。彼はそれだけ自分の政治的手腕に自信を持つていた。明治二十七年七月

十七日に条約改正の第一着手である日英新条約が調印されたのである。

日英新条約締結後数日に牙山・豊島で日清両国軍が衝突し、八月一日に清国に対する宣戦の詔勅が下つた。十月十五日に広島に召集された臨時議會に於いては両院共満場一致一五〇、〇〇〇、〇〇〇円の臨時軍事費予算を可決し、翌年二月の第八議會に於いて衆議院は次の様な決議を行った。

本院は征清の大詔を遵奉し、交戦の目的を達し帝国の光榮を全うするは前途尚遠きを信ず、故に之に伴ふ軍費の支出は更に幾何を要するも進で之に協賛すべし、特に茲に決議して本院の意思を明にす。

結局に於いて富國・強兵・國民統一を念願する上に於いて、そしてまた國民統一は天皇を絶対権威者と仰ぐことによつてのみ可能であると考へた点に於いては、政府も議會も変らなかつたのである。ただ天皇を絶対権威者と仰ぐと云つても、統一のための権力者とするか権威者とするか又は統一の象徴と見るか等々については異つた見解があり、それによつて国家主義の發展方向にちがいが出て来るものであつたが、それは後日の問題として残されたのである。

明治二〇年代の政論に

現われたナショナリズム

——陸羯南・三宅雪嶺・志賀重昂の場合——

本
山
幸
彦

一 序論	三九
二 明治二〇年代におけるナショナリズムの内容とその展開	四八
1 志賀重昂	四八
2 三宅雪嶺	五七
3 陸羯南	六七
三 結び	八三

一 序 論

明治二〇年代の政論を指導したものの一つに、陸羯南の新聞「日本」と、三宅雪嶺・志賀重昂らの雑誌「日本人」がある。前者は国民論派、後者は国粹主義と自ら称した様に、ナショナリズムの立場に立って、彼らはその政論を展開した。彼ら三人の思想の内容は、後に明らかにする様に、内容的にはかなり重要なちがいがあつたが、彼らが主張したナショナリズムは、ナショナリティーの再評価を中心に形成されたものである。そして、このナショナリティーの再評価という考え方が、明治初期から十年代を通じて現われた有力な在野政論において、まだその思想的根柢としてとり上げられていなかったという点に、彼らの思想がもつ共通の歴史的意義があつた。

彼らのナショナリズムは、天皇の権威を利用して国家権力そのものを権威化し、その国家権力の下に、上から国民の統合を実現しようとした官僚的な国家主義に対し、一応在野的な性格をもつたものとして特徴づけることができる。彼らは上からの国民統合ではなく、国民各自のナショナリティーへの自覚にもとづく自発的、内面的な下からの政治的結合を要求し、官僚をもふくめた全日本人が、この様な自覚を持つことによつてのみ、国民的利益と国家的利害を合致させ、真に国際的圧力に対抗する国力を充実させることができると考えたのである。従つて、国民の一人一人の内面に、民族的自覚を訴える限り、その政論は、歴史的意義において、近代ナショナリズムの系譜に属すべきものであり、彼ら以前にも、しばしば唱えられた様な、伝統主義的国粹主義と同じものではなかつたといわねばならない。

なぜなら、元田永孚や谷干城などの伝統主義政治思想は、全国民の民族的自覚に訴えるよりも、過去の封建為政者の政治理念である儒教的徳治主義にもつき、仁政要求の視角から現実の政治と政治家を批判し、また仁政にこたえる国民意識の教化をはかろうとするものだったからである。羯南らの国粹反省の動機が、谷干城らの影響をうけていたことは否定出来ないにせよ、国粹のとり上げ方には本質的な相違があったといわねばならない。

それならば、彼らのナシヨナリズムはどの様な近代的ナシヨナリズムに系譜づけられるであろうか。それはごく大ざっぱに言って、山路愛山が「彼等は明治四年の独逸統一を思想史の地標として、其の前後に起りたる歐洲諸国民的運動の精神を呼吸せり」(『現代日本教会史論』)と、その思想について語る様に、十九世紀後半の歐洲ナシヨナリズムの影響をうけて形成されたものであった。

彼らを刺戟した十九世紀後半のナシヨナリズムは、周知の様に、歐洲における後進諸民族に、近代国民国家の形成を促進させた強力な精神活動であったが、それは歴史的にみて、歐洲資本主義の勃興期に現われた市民革命期のナシヨナリズムと違い、既に国民的統一を完成した先進資本主義国家との対抗意識を通じて現われた点に、その特色をもつ。前者の場合でも、勿論、ナシヨナリズム特有の非合理的な民族感情の存在は否定出来ないにせよ、このナシヨナリズムは、啓蒙主義的自然法や、自然権の思想と結びつき、民族の先頭に立つ市民階級の絶対王政に対する革命運動を遂行させ、この過程で、革命に干渉する外国の圧力を排除し、内外共に自主的な国民主権の確立を生み出した思想と運動であった。たとえば、フランス革命期のジャコパン的な、民主的ナシヨナリズムがこれであるが、この際、民族的使命への自覚や、民族への愛情は、人類の普遍的な理想である自由と平等の実現への努力、献身として現われる。これに対し、羯南らの国粹主義が範を求めたナシヨナリズムは、はじめから、先進国への抵抗と、この抵抗を可能にするため、すみやかに国内的な諸制度を改良して、民族的統一を達成しようという二重の課題を担い、民族意識

の高揚を要求する。従って、それは前者の様に啓蒙主義と結びよりも、その批判者である歴史主義、浪漫主義と結びつき、革命的な民主的ナシヨナリズムに対して、歴史的ナシヨナリズムというべき性格をもつといえよう。このナシヨナリズムは、前者が普遍的な人類の理想の実現に、その民族的使命を見出し、民族的情熱を燃したのとは逆に、人類の真の理想を実現するためには、民族の歴史に根ざす特殊的、個性的な価値を尊重し発達させるべきだといひ、ここに民族的使命を見出すのである。

しかし、この様な相違にも拘らず、歐洲ナシヨナリズムは、次の二点で共通の地盤をもっていた。その一つは、何れも近代世界形成の歴史的前提であったルネッサンス以来の自然法的な人権尊重の意識と、レフォルマチオンに由来する個人の内的信仰の尊重という意識、いわば近代ヨーロッパが、その精神史の伝統としてもつ個人主義思想の何れかの側面に深くかかわり合っていたことであり、第二は、絶対王制による上からの国家形成と、その内部における統一的な国内市場の成立を媒介にした民族的連帯感情の発生である。この二点を程度の差こそあれ、その前段階として先行させていたところに、歐洲ナシヨナリズムの特色があった。これこそ、まぎれもなくナシヨナリズムが近代的所産として、たんなる伝統主義的国粹思想から自己を峻別すべき本質であるが、羯南らが自己の思想を、その歴史的意義において等置したナシヨナリズムは、まさに、この歴史的ナシヨナリズムであったのである。

本稿で考察しようとする羯南、雪嶺、重昂らのナシヨナリズムは、当時の世界的なナシヨナリズムの運動と、維新以来の明治国家の近代的発展を前提とし、特殊な日本のナシヨナリティーを根拠として唱えられた。このナシヨナリズムは、立憲制の創設をめざして戦った十年代の自由民権運動とその思想が、先進的なナシヨナリズムを展開した後をうけ、明治政府の専制権力の批判や、修正の要求と共に、その専制権力によって強行された欧化政策、即ち上からの資本主義化や、欧米列強との非自主的な妥協的外交政策に反対し、対外的独立のため、国内的な政治、経済、社

会、思想にわたる諸条件の整備を意図して、明治二〇年代の政論界の前面に現われたものであった。だが、ことわるまでもなく、彼らのナショナリズムは、西欧的ナショナリズムの歴史的意義において説かれていたけれども、歐洲ナショナリズムそのものではなく、個人主義的な伝統との関係は少なかつた。しかし、このことは、彼らのナショナリズムが不健全であつたことを意味しない。当時の歐洲ナショナリズムが、既に帝国主義的性格を露骨にしていたのにくらべ、彼らのそれは、基本的には、民族の統一と独立の要求から一步も出ない、むしろ健全さをもつものであつた。ただ、個人主義的伝統の欠如は、天皇制国家主義との対決をあいまいにし、やがて、彼らのナショナリズムが、二〇年代の政治過程の進展と共に、彼らの主観的な意図をこえて活動し、三〇年代以後の帝国主義的、軍国主義的なイデオロギーに吸収される側面を残さなかつたのである。

以下、右にあげた三人の政論を分析し、そのナショナリズムの思想構造の相違、それに由来する思想内容の特色、それぞれの持つ歴史的な意義と役割を考察し、それが二〇年代を通じてどのように展開するか、また、それは明治政府の国家主義とどのような関係にあるか、という様な問題を、ほりさげてみたい。しかし、そのまえに、歴史的ナショナリズムともいうべき、彼らのナショナリズムが、なぜ二〇年代の初期に強く主張されたのであるか、また、それを成立せしめた条件は何であつたか、という点について、政治と思想の両面から、簡単にかえりみる必要がある。はじめに、政治の面についていえば、次の様な事情が指摘されよう。富国強兵のスローガンの下に欧化政策を強行し、政治機構の集権化を図つてきた明治政府は、自由民権運動との対抗関係を媒介にして、二〇年代のはじめに、帝国憲法と帝國議會に具体化された立憲主義的政治組織を創設した。だが、この政府の努力は、何処までも国家を富強にするためになされたものではあつたが、必ずしも、国民を欧米の市民なりに引き上げることを直接の目的となされたものではなかつた。それ故、既に、当時の日本は近代国民国家の外形をつくつたにも拘らず、権力的な官僚的

統制と、上から注入する忠君愛国の国家主義教育²⁾によらなければ、国民統合が出来ないという弱さを免れることは出来なかつた。二〇年代初期の明治国家には、いわば、その形式と内容との間に矛盾が存していたといえるのであり、これは富国強兵政策の結果にほかならなかつた。この矛盾が、一〇年代末からの伊藤・井上などのいわゆる鹿鳴館に象徴される欧米への妥協政策と、二〇年の条約改正案にみられる欧米への大幅な譲歩をめぐつて、政治問題化すると共に、国民の眼前に暴露され、それをきっかけとして、明治国家のこの内在的矛盾の克服が、国家の独立に関する最も重要な問題となつてきたのである。

当時、政府の政策は、いわゆる「外柔内硬」³⁾と批判されたが、これこそ、官僚的国民統制の外に對する弱さが、逆に、内に対する専制的統制の強化をもたらすというこの矛盾を、適切に表現した言葉にほかならなかつた。この矛盾は、現実の外交政策と国内政治をめぐり、日本の近代的独立国家としての性格にかかわるものであつただけに、この矛盾の解決は、人類一般の合理的な進路を抽象的に示す、従来の啓蒙主義的な自由民権論のみではとぎえない具体的な解答を必要とするものであつた。このとき、この問題に對し、「政府の外柔内硬に反抗し、外政内政共に国家自らの立場と考へねばならぬと云ふに思ひ及んだ」⁴⁾（『樹善明治思想小史』）のが、雪嶺、重昂を中心とし、陸羯南も深い關係をもつた政教社の人々であつた。彼らのいわゆる「国家自ら」の立場は、政府の国家主義に對して、「國權主義」⁵⁾（『明治思想小史』）といわれたが、それは前者が個人の自由に對する国家統制を主としたのにくらべ、外国の圧迫に對し、國威發揚を主とする意味だとされてきた。ナショナリズムを、國權主義と等置したことに、彼らの國粹主義の性格がみられるとしても、彼らが、対内的な国家権力と、対外的な国家の自主権とを明瞭に区別し、政府の利害とは常に必ずしも一致しない、日本民族独自の利害を主張しようと意図した点に、その意義を見出すべきであらう。

次に、歴史的ナショナリズムが唱えられるにいたつた思想的な背景について、二、三の点をかえりみておこう。さき

にみたように、一般的にいつて西欧の場合、近代的ナシヨナリズムが生れる思想的契機として、個人主義の二つの流れが存在していた。即ち一つは、国民の個々人を支える啓蒙主義的人権思想であり、第二は、ナシヨナリティーの個性的価値をみとめ、それにもついた個性的発展を要求する歴史主義、及びその根柢にある浪漫主義的な自我意識であった。ところが、明治二〇年以前の思想史においては、結論的にいつて、政論として唱えられたのは前者であり、後者は政論としてはまだ成長しておらず、ナシヨナリティーに関する反省にしても、専ら伝統主義が、それを保守的な視角から価値づけていたにすぎなかった。しかし、政論という限定をはなれて十年代の思想史をかえりみると、かかるナシヨナリズムを生み出す、歴史主義乃至浪漫主義的な思想は、若い知識人達の間に、徐々にめばえていたのである。たとえば、十年代の中頃には、三宅雪嶺なども、カーライルに影響されていたし、また、高坂正顕教授が指摘されたように、ディスレリーのヤング・イングランドの運動や、彼の小説の翻訳が、青年層にかなりの影響を与えていたことなどは、それを示すものである。だが、かかる個性的な思想、強い個性をもつ人物についての憧れは、まだそんなに強い思想的勢力をもっていたわけではなく、ナシヨナリティーは、未開か、文明かという啓蒙主義的な文明史観に照らして評価されるか、或はさきにもいつたように、伝統主義の理念から、道徳的にとりあげられたにすぎず、それに内在する価値を発見して、新しく国民的独立のプランを立てるような歴史主義的思想と結びついた政論は、井上馨の条約改正の失敗以後、さきの矛盾があらわになるとき、すなわち明治二十一年まで、待たねばならなかった。それでは何故この矛盾の現実化とともに、啓蒙主義は歴史主義に一步その座をゆずらねばならなかったのであるか。

十年代の政論界を支配していた自由民権論は、明治政府の専制権力に対しては、痛烈にこれを批判し、しかも、それはたんに人権論の立場だけではなく、同時に国民主義的立場からの批判をも含んではいった。しかし、何といつても、その基調は天賦人権論であり、日本民族の対外的独立の方法についても、人類社会は知識開明の程度に応じて進歩し、国家の独立もその例外ではないという啓蒙主義的な文明史観にみられる近代化への主知主義的オプティミズムをもち、日本の内外をめぐる歴史的状况を捨象した抽象論が支配的であった。この様な文明史観にささえられ、先進諸国への模倣を多く非歴史的な楽観論は、明治政府の欧化政策、及び当時の欧化的潮流そのものがひきおこす様々な国内的矛盾や、道理の支配を前提する啓蒙主義的な国際法思想では律し切れない、複雑な帝国主義的国際社会の現実に対処するための適切な政治的原理とはなりえなかった。およそ、政府にしる、民権論者にしる、先進国のみを模範として求める愛国的心情の底には、日本や日本民族への劣等感がひそみ、ナシヨナリティーのもつ価値への再評価、従ってまた、歴史主義的思想と結びついた政論が生れる余地はなかったのである。この様な理由から、政治的現実がその矛盾の解決を迫ってくるに及び、歴史主義的な思想が、さきの浪漫主義などの影響により、欧化主義そのものを批判する原理として、政論の上に要請されることになったといえよう。

しかし、政教社のナシヨナリズムに歴史主義的な思想を教えたのは、浪漫主義だけではなかった。彼らのナシヨナリズムは、日本民族の個性的価値を主張すると共に、日本の進歩に対する具体的な方法を準備しようとしていた。それならば、彼らは従来の文明史観的な抽象的進歩にかわり、具体的、個別的な進歩を説く思想を、どこから受けついただと考えるべきであろうか。

この点について、二つありあれば、その一つとして、一〇年代に新しく東京大学にもたらされたダーヴィン、ヘッケルなどの生物進化論、或はスペンサーの社会進化論の存在を無視することは出来ないと思われる。進化論は、実験的方法を基礎にして、生物進化の具体的な条件を検討するという実証主義理論であり、啓蒙主義的文明史観を貫く抽象的な進歩論と同じものではなかった。即ち進化論の主張する優勝劣敗、適者生存の法則こそ、生物の内的外的

条件を具体的に考察する方法であるという点で、歴史主義に結びつくものであった。この様な有機的個体を進歩せしめる具体的条件を説く理論の撰取が、朝野を通じて行われた従来の無条件、無定見な欧化主義的態度に反省を促し、二〇年代のナシヨナリズムに有力な手がかりの一つを与えたことは否定出来ないであろう。

次に考えられるのは、この進化論につづいて、一〇年代の中頃から、東京大学でドイツ観念論が紹介されたことである。ここで、ヘーゲルの発展の論理が、漠然としたものではあったが、さきの生物学的進化論の経験主義的性格にあきたらない青年学徒たちに迎えられる、違った面から、個体進歩の意義を教えたのである。三宅雪嶺は当時を回顧して、科学的にせよ、哲学的にせよ、「進化論は思想界を風靡したと云ふべきである。」(『明治思想小史』)と語っているが、この進歩の新しい意義にめざめた青年学徒たちの中心に、後に政教社の組織者となった杉浦重剛がいた。⁽²⁾彼をめぐって、千頭清臣、福富孝季、西松二郎、磯野徳二郎、井上哲次郎、三宅雪嶺などが集り、「東洋学芸雑誌」(明治一四年一〇月刊)を発刊したが、彼らは、やがて、谷干城を総帥とする、大隈重信の条約改正反対運動の中心勢力となる。彼らの大部分は、進化主義を奉ずる大学系の人々であり、羯南、重昂なども彼らに接近し、何らかの意味で、その影響をうけていたのである。

以上のことから明らかのように、二〇年代の政論界を指導した歴史的ナシヨナリズムは、決して、欧化政策に対する単純な一時的反動として、突如、言論界に現われたものではなく、一〇年代の思想の流れの中において、徐々にその条件をつくりあげてきたものであった。要するに、このナシヨナリズムは、一面においては、啓蒙主義的思惟から、浪漫主義的な、個性的非合理性を尊重する思惟への転換、他面では、啓蒙主義から実証主義への合理主義自体の発展という、一〇年代における、いわば十八世紀的な思惟から、十九世紀の思惟への展開過程を前提としながら、はじめに述べた政治的要請に答えて現われたものといえよう。

政教社の人々、並びに羯南らが、「国粹主義」というナシヨナリズムの旗幟をかかげて世に出たのは、明治二十一年であった。羯南の新聞「日本」は、二十二年二月一日の憲法発布の日に出たが、彼が「日本」の前身、「東京電報」の社長として言論界に身を投じたのは、雑誌「日本人」の創刊と同じく二十二年四月であり、実際には、同時に発足したといつてよい。この二十一年は、前年の井上馨の条約改正が挫折して、欧化政策が下火になるうとし、政府部内では、伊藤博文が四月に憲法草案を脱稿して、六月から枢密院で憲法会議が開かれ、天皇の大権を中心に、国民統合の問題が議せられていたときである。また、民間にあつても、この前後は、二〇年に、西村茂樹が日本講道会を日本弘道会と改め、その組織を強化拡大したのをはじめ、二十一年一月には、鳥尾小弥太、川合清丸、山岡鉄太郎らの日本国教大道社が生れ、二三年五月には、神祇関係の人々が惟神学会をつくるなど、欧化主義の反動として、朝野ともさまざまな立場から、伝統にもとづく国民道徳を要求し、それらは、元田永孚を中心に計画されていた教育助語への動きに統一されつつある時代であった。いわば、当時は欧化的潮流と、保守、伝統的潮流との転換点に当たっていた。従って、新しい思惟の洗礼をうけた羯南らは、この思想的転換期に際し、無定見な欧化政策を排斥すると共に、まず自己を當時のいわゆる「高天原派」(長谷川如是閑著『ある心の自叙伝』)から峻別する必要がある、事実、彼らの言論活動は、その国粹主義の近代性の強調と共に始まったのであった。

註(1) 明治政府の国家主義については、坂田教授、源了圓氏の論文参照のこと。

(2) 森有礼が文部大臣としていた教育への関心は、まさにこの国民統合強化の問題であった。この点については、京大人文科学研究所刊「人文学報」(第八号)所収の拙稿「森有礼の国家主義とその教育思想」参照。

(3) 三宅雪嶺はその『明治思想小史』に、当時の政府の政策を「外柔内硬」として批判している。

(4) 三宅雪嶺著『自分を語る』参照。

- (5) 『明治文化史』(4) (思想・言論篇)。
(6) たとえば、植木枝盛『民権自由論』(明治二年六月、『明治文化全集』(5)をみよ。
(7) たとえば、植木の「人民の国家に対する精神を論ず」(『明治文化全集』新版44所収「愛国新誌」)をみよ。
(8) 同じく植木の「前掲論文をみよ」。
(9) 大町桂月『杉浦重剛先生』参照。
篠野史山『杉浦重剛先生』参照。

二 明治二〇年代におけるナシヨナリズムの内容とその展開

1 志賀重昂

明治二年四月、陸羯南がナシヨナリズムを標榜して新聞「日本」を発刊する約一ヶ年前、雑誌「日本人」はまず名乗りをあげた。志賀重昂はその初代の主筆、三宅雪嶺は重要な論説陣営の一人であった。従って、彼ら二人は、政論記者として、必ずしも陸羯南ほど筋が通っていないにも拘らず、二〇年代におけるナシヨナリズムの先駆者であるという意味において、陸羯南のナシヨナリズムの分析に入るまえに、とりあげられねばならない。志賀重昂のナシヨナリズムも、二〇年代初期の歴史的ナシヨナリズム擡頭の思潮を背景として唱えられた。彼がしばしば日本の歴史的、風土的条件によって醸成された日本人の「美術的の観念」を強調したのは、その現われである。しかし、後に述べる様に、雪嶺、羯南のナシヨナリズムが、主として歴史的、伝統的なナシヨナリティーの精神的側面の再評価に依拠し

て唱えられた点に、その特色があったとすれば、重昂のナシヨナリズムの特色は、彼自身、札幌農学校出身の自然科学者であり、それと共に、この学校の伝統的精神であったキリスト教にこそ共鳴しなかったとはいえ、創始者クラークが植えつけた近代的なモラルや生活態度を進んで身につけた人たるに応わしく、一面において、民権論者のナシヨナリズムに通ずる特性を持つと共に、他面、羯南、雪嶺などの様に、民族感情や国民精神論だけに満足せず、日本の地理的、風土的な客観的諸条件に立脚して、国粹保存の有効性を即物的、実証的に計算し、その政策的意義を強調するという、いわば一種の政策論であるという点にあった。

では、重昂のナシヨナリズムは、具体的にはどのような思想的性格をもつものであろうか。彼が「日本人」の創刊号で、その発刊の趣旨を論じたところをみてみよう。「借問す爾が所謂目的と希望とは何許にか在る。曰く当代の日本は創業の日本なり、然ば其経営する処、錯綜湊合、一にして足らずと雖も今や眼前に切迫する最重大の問題は、蓋し日本人民の意匠と日本国土に存在する万般の囀外物とに順適恰好する宗教、教育、美術、政治、生産の制度を撰択し以て日本人民が現在未来の嚮背を裁断するに在る故」(二年四月三日「日本人の上途を饒す」と。ここには既に、羯南、雪嶺とはちがった国粹論の視点がみられる。即ち後に明かにする様に、第一に、前二者のナシヨナリズムが、主として、二〇年当時における、政治的、社会的、思想的な弊害を反省する根拠として提出されているのに対し、彼のナシヨナリズムは、何よりも、「創業の日本」の政策的規準として唱えられていること、第二に、前二者のそれは、歴史主義的な立場から、日本の歴史を新しくとりあげ、現在及び未来に、それを活用しようとするものであったとすれば、重昂のそれは、ただ歴史的な「日本人民の意匠」だけが問題なのではなく、同時に、「万般の囀外物」、換言すれば、日本の地理的環境と資源が、創業の日本にとって、その政策の決定を迫る客観的規準として問われ、国土認識についての新しい視角が要請されていることである。この二つの相違は、重昂が国粹を定義するに際し、

実証主義的な思惟に従ったこと、また、彼がそのような思惟をなしうる近代的な自然科学的教養をもっていたことに由来していた。

重昂によって、新たに提起された国土は、一方において、「転た人をして知らず識らず美術的の觀念を發揮せしめ」(二年四月一八日「日本人が懐抱する処の旨義を告白す」)る源泉であり、他方では、「日本の海島を環繞せる天文、地文、風土、氣象、寒温、燥湿、地質、水陸の配置、山系、河系、動物、植物、景色等の万般なる圏外物の感化と化学的の反応と、千年万年の習慣、視聽、経歴とは、蓋し這際に来往し、這般を觀聞せる大和民族をして、冥々隱約の間に一種特殊なる国粹(ナショナリティー)を瓶成發達せしめ」(同上)る客観的条件であった。羯南や雪嶺では、一般に、皇室と国民との関係や、「在来の精神」として、歴史的に、主観的に説かれている国粹は、重昂の場合、客観的な国粹成立の条件との関連において説かれ、彼はナショナリティーの根柢を、主観的な意識の問題としてとらえるのではなく、むしろ、客観化しようとさえするのである。かくして、国粹は、「大和民族が現在未来の間に進化改良する物の標準となし基本となす」(同上)べきものとされ、国粹を標準とすることは、「正しく生物学の大原則に順適するものなり」(同上)として、国粹は自然法則に結びつけられるのである。この国粹を規準としながら、恰も生物が環境に順応する様に、「力めて宇内の大勢に低悟せず、能く正流に随ひて諸般の境遇に処すること」(同上)が、大和民族今後の指針であるとされた。以上のことから、彼の民族主義の根柢には、美術感情や民族的意匠そのものよりも、それを生みだした国土への認識と愛着が存在していたことが理解されよう。

彼のかかる実証的な態度は、「当代の日本に大和民族が至大至剛の注意と研究とを需要す可き最重最後の二問題」(同上)と彼が考える、「日本分子打破」説と、「国粹保存」説とを比較し、撰択するその仕方に最もよくあらわれている。「然り予輩も亦血性多感の一男子なり。快活果政の行業を喜ぶの一事に到ては恐らくは他者に譲らざる処あるも」と、感情的には、彼はむしろ快活果敢な「日本分子打破」説を喜びながらも、「独り几に倚りて深坐し、源因結果の原理を尋討し、引いて国粹と生物進化の大法と縁故する所因を探究すれば」(同上)、即ち冷静に判断するならば、次の様な理由で、「国粹保存」をとらざるをえないと結論したのである。「夫れ『日本分子打破』論者の所説を数理学上に徴すれば、日本の開化は後進するを以て仮りに1234となせば、西洋の開化は12345678910なり。故に日本国裡に西洋の開化即ち10を輸入せよと奨励するに過ぎず。焉んぞ知らん日本在来の分子を打破して0となし、而して遽然10の開化を輸入せば、0より10に飛起跳躍する者にして、即ち其間に太だ空隙を生じ、為めに根柢基礎は偏に脆弱にして間々撩倒するの畏れなしとせず、寧ろ1234を漸次に増進し来り、5678910となすの安全鞏固なるに若かず」(同上)と。ここでは、西洋文化と日本文化の差異が、質的にではなく、量的に考えられていることに注意すべきであろう。この意味で、「『日本旨義』とは何ぞや、『勢力保存旨義』是れなり」(二年六月一八日「日本前途の二大党派」)とされたのも当然であった。彼の場合、生物進化の大法とか、数理学とかいう言葉が、比喩以上の意味をもって、その思考態度を規定する彼の実証的合理主義そのものを示していたということを忘れてはならない。

彼はこの計算から、「天魔を賃し来りて日本の風土と天候とを数学的に西洋と等一ならしめる」(「日本人が懐抱する処の旨義を告白す」) 奇蹟でもない限り、欧化政策は、無効かつ有害であると断言し、その観点から、政府の欧化主義は、「泰西の開化てふ榮養物を日本国土なる身体に飲喰せしめ之を咀嚼し之を消化して日本国土に同化せしむるに非ずして、只管之を以て日本の外面を虚塗塗抹せんとする」(同上) 政策、即ち「塗抹旨義」だと批判する。この「塗抹旨義の本色」は、「彼の白哲人種の一顧を購はんとし、故更に不急なる土木を興し、不生産なる事業を瓶起し、虚飾是れ本領とする壮宏華麗なる建築物を新造し、無用の道路を修繕し、踏舞を勉強し、仮装舞会を奨励するてふ策

略」(同上)にすぎず、この策略は、「悲む可き千万の蒼生が汗血を圧搾して国力を疲弊せしめ、「民を賤し国を亡ぼすの大原素」(同上)にほかならぬとされた。

彼の国粹主義は、この塗抹旨義に反対し、「実に鞏固確乎たる大日本国の国礎を建築せんとする者」(「日本人の上途を饒す」)であり、「若し夫れ立国の基址たる最多数の国民が幸福、權利、勢力は少数者の占領する所となり、国民即ち基本柱礎は太だ鞏固確乎たらずして、而して這般の上に限りなきの幸福、權利、勢力を保有する者を盛らんとせば、是れ国家の撩倒滅亡を速くの最大原因にして、即ち数理学上の大法に違反し、重学の大則に背馳する者なるを以て」(同上)主張されたのである。従って、彼の立場は、上からの歐化政策に対する、下からの国粹化、即ち大多数の国民の経済力を、急激な資本主義化による犠牲から守り、彼らの自生的な成長を図ろうとするもの、いわば、自由民権論者的な政治意識に近いものであった。だから、彼は次の様に一般国民に呼びかけることが出来たのである。

「起きん哉、我が三千八百万の兄弟姉妹よ卿等は自己が現在未来の安寧幸福を保護せん為め、何ぞ自ら奮て『日本分子打破旨義』と『塗抹旨義』とを日本国外に放逐蕩掃するの方策を講究せざる、借問す其方策とは如何。曰く彼等『日本分子打破旨義』と『塗抹旨義』は上流社会と大先達の学士世界との間に眼前自今大団結を為し、滔々として日本国土を汎濫せんとするものなれば、卿等も亦大団結を組成し、敢て以て這般の両党与に衝らんとする即ち是れなり」(同上)と。この重昂の呼びかけは、彼が実証主義的に国粹を定義した、その近代的な意識の奥底に秘む市民的な政治意識から発せられたものであった。即ち羯南にあっては、やがて明かにされる様に、ナショナリズムの担い手は、彼の国民的觀念によって形成されるべき超階級的な民族的共同体そのものであり、雪嶺では、日本魂の保持者こそが、ナショナリズムの主体となるべく考えられているのに対し、重昂では、欧化的な政府及び上層階級に對立する國民大衆の大団結、未成熟ではあつたが、当時の市民階級の全体が、ナショナリズムの推進刀として求められていたのである。

この市民的な意識に裏づけられた彼のナショナリズムが、ショウヴィニズムでないのはいうまでもなく、それは後に示す様な羯南とはちがった仕方では世界と關係づけられていた。羯南は原則として、自由競争を立て前とするブルジョアの自由主義を許さず、自由主義を寛仁主義とみることによって、世界各国のナショナティを容認し、その面から、世界と民族の調和を説いたのだが、重昂は原理的にブルジョアの自由主義を否定せず、むしろ、羯南の否認した経済主義的立場から、世界と民族との關係を説明している。「利益を需めんとせば競争せざる可からず。競争せんとせば勤勞せざる可からず。……最少の勤勞を以て最大の利益を博せんとせば、各自が特に長ずるものを選択し、是を以て各自が専務の職業と為さざる可からず。是れに於てか人類社会に分業なる者創起し、分業創起して交易なる者創起せり。人々個々既に各自最特の長処なかる可からず。……這般は実に天地自然の至利至益なる処を利用して而して發生したる者ならん。……借問す邦国個々が最特の長処とは如何。曰く国粹是れなり、既に然り、分業にして果して経済世界の真理なり交易の起源なりとせば、『国粹保存』は、即ち経済の真理に非ずして何んぞ」(「二年五月三日」日本の前途は国粹保存旨義に決定せざるべからず)と。ここでは、当時の自由主義経済論者が好んで用いた、分業論による世界貿易の論理が、そのまま国粹主義の主張として用いられている。彼の国粹主義は、実は世界貿易にたえうる国民的資本の増大、即ち「国民個々の財本を添殖せんとする」(「二年七月―八月」日本生産略)ことをねらうものであり、原則的にブルジョア自由主義と相容れないものではなかったのである。だからこそ、彼は『日本主義』を懐抱せる人士が唱導する処を追隨すれば『国粹保存旨義』となり、『非模倣旨義』となり、民力休養となり、租税軽減となり、或は殖産論となり、或は興業論となり、或は農業の改良策となり、或は貿易奨励策となり、或は販路拡張説となり、或は実業社会と氣脈を聯絡するの順序となる」(「日本前途の二大党派」)と、自生的な資本家

のイデオロギーとの結びつきを明白に語りえたのであった。

それだけではない。彼が日本における生産力の向上を抑圧するものとして数えた三つの原因の第一は、日本民族の実業的精神の欠乏であった。「男兒六尺、膝を五斗米に屈せんよりは寧ろ商に隠れん、商に権あり、機あり、操縦の術あり、以て英雄の気を吐くに足れりと、乃ち咄嗟の間に若干の資本金を募集し、壮宏華麗なる会社を新築し、叱咤奮発して百万の黄金を一時に攫取せんとす、斯くの如くせば壮快は即ち壮快なりと雖も、深く考一考すれば、日本の生産力を減殺する隠微なる一大原因は、実に這般の思想の間に存在するものなり」(「日本生産略」)。即ち従来の豪傑好みの武士気質に欠如せる計算合理性、地道な勤労意欲の指摘であった。この様にみれば、彼の思想は、同じ国粹論者の羯南や、雪嶺よりも、明治一〇年代末より、マンチェスター学派に憧れ、民友社にあって、平民主義を唱えた徳富蘇峰に近いものが感ぜられよう。勿論、蘇峰は貴族的な欧化主義に反対こそすれ、対外的圧力よりも、専制的に抑圧された一般国民の生活を、西洋市民なりに高めあげるため、欧化政策そのものには反対しなかったのに反し、重昂は、対外的圧力を重視し、圧政と同時に、政策としての欧化を批判し、自生的な民族資本と、民族的資源の活用を意図していたことは大きな相違であった。しかし、彼らは何れも貴族的欧化政策や、それを支持する啓蒙主義的知識人たちの文明史観では予測しえない、また、彼らが楽観的に看過するような現時的弊害への考慮、即ち十年代の啓蒙主義的合理主義とはちがった、新しい実証主義的な立場に立つことにおいて一致し、その上、「将来の日本」、或は「創業の日本」を担う人々として、平民階級や「三千八百万の兄弟姉妹」に希望をよせる近代市民意識の持ち主であるという共通点をもっていたといわねばならない。だから、重昂においては、愛国心も雪嶺の日本魂とは全くちがった同胞愛という意識をもっていたのである。かかる羯南、雪嶺との相違は、彼が国粹主義を、前者の様に、彼の哲学としてではなく、政策論的にとりあげていたことに由来するのであった。

彼が「吁嗟、富士の峰、琵琶の湖、美なる哉、斯る山、斯る水、上帝豈に偶然に日本人民に附与せんや、蓋し神算の在る所を測知するに、必ずや大和民族をして斯の山を利用し斯の水を用ひ、以て偉蹟を歲月の後に奏せしむるものならん」(「日本人が抱懐する旨義を告白す」と語るのは、その政策論的国粹主義の帰結であり、日本民族の手による国土開発、また、そのための国民個々の資本の充実こそ、その政策の具体的な内容にほかならなかった。その立場から、彼は欧化政策の次の如き事態を、最も憂えていたといえるであろう。「彼の『独逸旨義』を懐抱し、徒にピスマルク、モルトケの両翁を拝崇し、ピスマルク翁の秘書官をして我国 達の政略を計画せしめ、其保護せる人物を挙げて我が機密に参与せしめ、其保護干渉を以て創起したる日本国裡の独乙商会を隠約の間に庇輔翼賛し」(二十一年五月八日「日本国裡の事大党」)、やがては、外資に国土開発の主導力を奪われるというのがそれである。かくて、「日本生産略」で、日本の国土、環境のもつ種々なる潜在能力を実証的に説明し、その事実を列挙した後、「吁嗟斯る勢力を包蔵しながら、甘んじて西洋人種の下風に立ち、好んで自己が膝を屈し、彼等を致慕拝崇するものは抑も何の意なるを知らざるなり、語を寄す三千九百万の大和民族よ、何ぞ奮起して此の山を利用せざる、何ぞ挺身して此水を利用せざる」と国民を激励せざるをえなかった。彼のナシヨナリズムは、かかる立場から、民族的自負心の根拠として許した「美術的の観念」でさえも、「実業的精神と対角線的に相違する」(同上)、奇と快の要素を含む「変則的」なものと批判し、この工芸的精神を、実業的精神と矛盾しない「正則的」な工業的精神に善導すべしといったのである。

最後に彼の政治論そのものについて、若干述べておこう。この面においても、彼は当然、在野政界に生産世界への接近を要望する。即ち彼は「単純なる天賦平等旨義的眼光」(二十一年九月三日「開国後の日本」)によって、薩長藩閥政府と政権を争う「壮士流の運動」を主とする既成政党を批判し、「生産社会に入り、実業家と利益を共にし、農工

商社会と進退去就し」、「実業社会と利益を共にしたる政党」の出現を望んだのである。また、政府への注文も、「政府と士士の軋轢」を、「斯くまでも熱上」せしめた「当路者が度量の窄少」への反省、「譲一步」の三字（以上、「開国後の日本」）であって、これが、「弾劾の権利を国会に附与するは、些害なくして巨益あり」（二年一月一八日）の論説として展開された。ここにも、蘇峰の政党論との類似がみられよう。

以上の様に、重昂の民族主義は、勃興期の日本にふさわしく、若々しいナシヨナリズムであったが、それが欧化主義的為政者に対する在野的反撥の精神の一形態として主張され、また政策論的視点から、合理主義的に把握されていただけに、一種の哲学として主張された羯南、雪嶺のナシヨナリズムの様に、思想的に必ずしも根深いものとはいえず、彼が「日本人」誌上で、「国粹主義」を説いたのも長い期間ではなかった。明治二一年に最も力強かったこの主張は、二二年にはほとんどみられず、二三年以後、完全に姿を消し、三〇年以後、殖民論、海外移住論として現われるまで、二十七年にかかれた『日本風景論』という地理学的著作のほかは、大してみるべきものはなかったのである。その理由は、主として彼のナシヨナリズムの思想的、内面的な性格にもとづくものと考えられるのであるが、なお、一つだけ推測が許されるとすれば、それは恐らく、明治政府の欧化政策が、その後、必ずしも彼が憂えたような買弁的なものに陥らず、政府の手による国家的なブルジョアジー育成の速度が、彼の意図した如き、自生的資本主義成長のテンポをはるかに上廻り、それに伴う諸種の弊害があったにせよ、その経済力が、よく先進資本主義の圧力に對抗出来る見通しがつき、彼の立論の根拠が弱くなったからではなからうか、ということである。二六・七年頃から、彼はここでみた様な経済問題をはなれ、対外硬派の政治運動に入り、文筆活動よりも、言論関係の政治的代弁者として実践的に活動したのも、それを裏から示していると思われる。そして、その後の志賀重昂が、当時の青年達に与えた影響は、『日本風景論』（二七年一月）の著者、地理学者としての彼であり、また、「空漠疎雑な煽動論でなく真に

内容のある海外知識を供給して呉れた人々の随一は、実にわが志賀先生」（『吉野作造氏の回顧』『志賀重昂全集』(9)所収）としての彼、及び経世家としての情熱であったとされている。従って、本稿ではこれ以上、彼のナシヨナリズムについては、説き及ぶことが出来ないのである。

次に同じ「日本人」の主要な論説記者である三宅雪嶺をとり上げよう。彼の歴史的ナシヨナリズムは、政論としては必ずしも一貫していたわけではないが、ナシヨナティイを歴史的に把握しようとした点において、重昂とはちがひ、典型的な思想構造を示してくれるのである。

2 三宅雪嶺

雪嶺のナシヨナリズムは、元来政治思想という点に、その本質がみられるのではなく、彼の初期の著者、『真・善美・日本人』、『偽・悪・醜・日本人』（二四年）の題名が示すとおり、文化論、学問論として展開されていた。彼が時事論で述べた政治批判・国権伸張論などの政論は、世界の真理に貢献すべき日本文化の特殊性を、西洋の圧力から守る手段として主張されたもの、いわば本来、多様性をもたねばならない世界文化が、西洋文明一色にぬりつぶされることへの抵抗であった。彼が『自分を語る』の一章、「自分の教壇関係」で述べた様な、大学卒業後の学究的なその経歴からもうかがえる様に、もともと政論家であるよりも、むしろ哲学者であらうとし、「一は嗜好よりし、一は職分と心得、時事の評論に従事するものの、自分の仕事が其れだけと思へず、出来ても出来なくても、更に多く年月を要する者が無くてならぬとした」（『自分を語る』所収「自分の仕事について」）と語ったのは、その一貫した態度であったのである。

彼のナシヨナリズムの基本的な態度を、この様に前提した上で、さし当り、本稿の課題である雑誌「日本人」で彼が論じた政論を見てみよう。ここでは、彼は国粹主義を次の様に意味づけることから出発した。「一国若し自主自立の精神に乏しければ到底他国の輕侮を免かるゝ能はざるのみならず、其国体を維持すること能はざるものなり。是を以て独立独行天地に愧ぢざる人たらんと欲せば、己れが天与の特能を涵養して創立の能を發揚し、他人の糟粕を嘗むるを以て満足する模倣奴隸者となるべからず、然らば即ち一国と雖も永く其の品性を保持せんと欲せば、宜しく其の特有の長所を助長して以て其独立を維持せざるべからざるなり」(二年九月「余輩同志は如何なる主義を執りてか運動すべき」と。ここでは、個人の自覚に対比されるべき、国民的自負心とナシヨナリティーへの自覚の要求がそれであった。しかし、政治的実践の面では、次にみる羯南の様に、必ずしも独自の歴史的ナシヨナリズムにもとづく構想がなされていたわけではなく、むしろ、当時在野政界に澎湃として起った後藤象次郎の大同団結運動に賛成し、民権論者の立場に近いものでさえあった。彼は二年三月、後藤が同志を裏切って入閣し、政治家の節操への疑惑を深めるまでは、民党を鞭撻しながら、藩閥に対し、在野的な政治勢力を結集し、これによって国民的な政治を実現すると共に、欧化政策をも克服しようとしていたのである。ここに、羯南とはちがった彼の政論の思想的な弱さがあり、後に述べる様に、民党に対する絶望がはじまると共に、具体的な政治論から精神論へ飛躍転化せざるをえない所以があったといえよう。

彼は「薩長の前途を占ふ」(二年六月七日)で、当時の日本には、既に薩長の政權独占を許す条件がなくなりつつあることを論じ、その理由を反対勢力の増加と、交通の全国的拡大による国民的意識の成長に求め、この新しい事実の認識の上に立って、直ちに「大同団結」(「余輩同志は如何なる主義を執りてか運動すべき」)を唱え、「乞ふ明治の志士よ、真に憂国の精神あらば小異を捨てて大同を取り、強大なる政党を構成せんことを務よ」(同上)と叫んだ。彼は来るべき

き議會政治により「我國の政体は必ず英國風に変ずべし」(同上)と望み、「国力を強大にし其幸福を増進せんとするの大義務として、藩閥の習風を破らんことを努めざるべからず」(同上)と断言し、その方法として、「帝室安泰の爲め」(二年二月六日)を理由に、「唯だ願くは将来陛下の責任を軽くして宰相の責任を重くせんことを……之を計る如何ん、曰はく議會に彈劾の権力を賦与す可し(以下伏字)」とした。この様な彼の政論は、いずれも大同団結の人々と同じ論法で説かれており、彼の国粹主義者としての面目を示すものではなかった。「日本国民は明治二年二月一日を以て生れたり」(二年二月一八日)という彼の論説は、国粹主義者というよりも、民権論者としての彼の立場を示すものでさえあった。

この論説において、彼は「人民と国民とは明瞭に之を區別せざるべからず」、「君主政治の國家の中には余輩は臣民あるをけれども国民あるを知らざるなり」といい、憲法によって参政権を許された人民こそ、國家の運命を担う國民にほかならないとし、その意味で、「是れ余輩は殊更に日本國民は本年の紀元節を以て生れ出でたりと誇稱する所になり」というのである。ただし、彼がこの論説で、「日本國民の名称たる、日本臣民の意義は充分其内に包有す」といって、臣民即ち國民であるという關係に、ナシヨナリティーの中核を求めたことを除けば、それは民権論者のナシヨナリズムと同様に、民権と國權との内的關連性を強調するものであったといわねばならない。それ故、彼が憲法の正しい運営を、國民の自主的な政治責任に期待し、「彼の憲法あり、各自有為の氣象あらば、何の日か屈服せられん、若し尚ほ碌々として不法の処分を甘んぜば、天皇の恩賜に対して恐れあり、実に邦家の罪人なり」(二年二月一八日「大日本帝國憲法を諄す」)、或は、「民間に鞏固なる党派を顯出し、勝敗を議場に決するに至らんか、何にせよ政党内閣は現はれ難く見へて、案外に早く現はるるを得ん」(同上)といい、責任内閣出現の日が近いの信じてさえたのであった。しかし、彼が臣民と國民とを同一視したことは軽視されるべきではなく、後の彼の政論の変化

につながる重要な契機であった。

この彼の政論を貫く在野性は、彼の生涯の思想的なバックボーンであったが、その政党への信頼は、やがて、後藤の入閣によって失われ、それと共に、彼の政論も民権と国権を内的に関連させるナショナリズムから、民族的特殊性を強調する歴史的ナショナリズムに移行し、内容的には、政治的性格を稀薄にしてゆく反面、国粋の意義を具体化してくるのである。この立場から、彼が始めて国粋を説いたのが、後藤入閣の二ヶ月後、即ち二年五月一日に書いた「余輩国粋主義を唱導する豈偶然ならんや」であった。さきに、一國独立の精神とか、一國の長所とか、かなり抽象的に表現されていた国粋が、この論説では「假令欧米の風俗を採用するも、假令旧来の習慣を打破するも、日本在来の精神は之を保存せざるべからず、之を顕彰せざるべからず、之を助長せざるべからず」とされ、はっきりと国粋を「日本在来の精神」として把握している。勿論、この在来の精神は、決して伝統的、封建的な理念一般をさすものではなく、日本の歴史によって形成され、歴史を通じて日本民族を指導してきた精神活動として、歴史主義的に思惟されたものであったが、彼がここにナショナリズムの思想的根柢を定めた限り、それはもはや、啓蒙主義的民権論との妥協を許さないものとなった。彼はこの在来の精神を、次の様な理由から、武士的精神に見出ししていた。

まへにもふれたように、彼は国粋の一指標として、国民と臣民との範疇的な同一性を指摘していたが、在来の精神である武士的精神も、愛国即ち愛皇室という歴史的な思想を中核として形成せられたものだとする。彼によれば、古来武士の行動は、皇室の安危と密接な関係をもち、また武士は貴族と平民の中間に位し、国家の中等社会として兵馬の権をとり、「以て千数百年の久しき、我国家を維持し来りたる」(二三年一月一日「士族論」、いわば、日本の歴史形成の主体であり、民族の代表者であった。だから、武士はその地位に適した社会に対する一種特異の感情(同上)、即ち「私欲を制し、徳義を重んじ、国家を強盛ならしめたる」、「日本魂」をもっていた。「此日本魂こそ、実に我

国家を組織する所の親和力にして、一日も欠く可らざるの国粋」(同上)であるが、この日本魂は、しかし、非常事態に際してのみ、激発する単なる一時的な感情ではなく、一種の合理性をもつ精神であった。なぜなら、日本魂は常に、自尊心と愛国心(彼の場合、愛皇室心)という二元素から成り、この二元素は二重の意味で合理的なものとされていたからである。即ち、自重と愛国とは、第一に「誠に国家を組織するの哲理に適したるもの」(同上)、いわば国家組織の普遍的な原理にもとづくという点において、第二に、この二元素は、皇室と武士という日本的、歴史的事実に適合性をもつという意味において、合理的な精神要素とされていた。そして、この第二の合理性が、彼の場合、「日本在来の精神」の必要を強調する歴史主義的な論拠であったのである。

彼は日本の歴史に由来する、武士という皇室に接近した地位と、それが常に武士の心理に働きかける一定の効果との関係を、歴史を貫いてかわらない日本魂の論理であるとしたのである。ここに、彼が国民と臣民を一致せしめざるをえない所以があったといえよう。日本の歴史を貫徹する皇室と武士の関係が歴史的に果す役割を、以上の如く論理的に把握した彼は、「今や社会一定の国粋を養成して、確固不拔動す可らざる國家の親和力を造らんと欲せば」(同上)中等社会の人士をして、下等社会に対する地位を高め、その名誉心にもとづいて、皇室に対する特殊な義務意識を自覚せしめ、彼らを「新士族」として、「以て自重愛国の心を増さしめざる可らず」(同上)と主張する。この新士族論は、この論理に従って「国粋顕彰」の道を説いたものにほかならなかった。だが、彼が提起したこの国民的精神の論理は、かつて彼が憲法発布において認めたときのナショナリズムの論理とは、全くその構造を異にしていた。かのナショナリズムは、どこまでも、自発的に国民各個の内面的な政治責任にもとづいて形成された国民的精神であったのに対し、この日本魂は、名誉乃至は地位という一定の条件によって、外面的に誘発された国民精神である。従って、日本魂が重んずる徳義も、自律的、内面的な道德ではなく、皇室という外的な権威に律せられる徳義であり、彼

の場合、この道徳が国民に命ずる最大の課題は、対外的な国威、即ち皇威の宣揚であった。彼の国権論は、実は、この道徳を基礎として主張せられたのである。かくして、彼の国粋は、「日本在来の精神」から、武士的精神へ、さらに徳義へと自己を限定し、その反面、民党への幻滅によって生じた現実政治からの遊離はすすんで行った。

彼によれば、古来、日本が一小国であるにも拘らず、よく独立しえたのは、「徳を以て国を立て、廉耻を貴び義理を重んじ」（二三年一月三日「富を以てせんか徳を以てせんか」）た徳義の故にほかならず、それは、新羅王の前で皇室の名譽を守ったツキノイキナ、或は自己を日本国王に擬した明の王に激怒した豊臣秀吉の精神であって、同時に武士的精神の發露でもあったとされる。「抑も此の如き者は何ぞ、生を偷むより寧ろ義を守るの徳に背かざるを信ずればなり。宜べなる哉、威風凜凜万国の上に超越し、荒服の外猶ほ呼んで以て君子国となすこと」（同上）と。この言葉は、彼の国粋の意義を最も具体的に述べたものであろう。彼のこの国粋は、「西洋拝金の余習」が拡まり、「徳を重んずるの昨日は已に一夜の夢と化し去り、以て富を重んずるの今日を運び来りたる」（同上）当時の社会的潮流に対して主張された。彼は、欧化、拝金の風は、やがて実施される内地雑居という「一国独立の大事」（同上）に対処する道ではないとした。日本を急速に資本主義化して、経済力を以て外人の資本に対抗することは、「猶鶻の為ねする鳥の如し、遂に溺れんのみ」（同上）だといひ、外国の富力に屈服しない徳義心のみが、これに対抗しうる唯一の武器だとする。「日本古来徳義の風習は流石二千三百有余年の久きを積みたることなれば、旧根末だ全く絶えず、幾分か其跡の存するを見る。今にして収捨培植せば、之を恢復する決して難きに非ず」（同上）、即ち徳義の育成は時を移すべきではないとされ、「国粋顕彰」が説かれたのであった。

彼のかかる「国粋顕彰」の要求は、「内は帝国議会の開設に臨んで政党雷同雲合し勲閥の官府財務制法に淹悶し人事転た惶惚を極め余輩をして悠閑ならざらしめ、外は歐洲の覇国朝鮮を虎裂狼介せんとし中央亞細亞鉄道東京鉄道竣工して大陸の風雲剣氣を催し来る真個千載一遇の機会」（二三年一月二五日『日本人』の革新）という彼の危機意識と共に、ますます強くなり、「刻意厲行乃ち全国敵愾の公憤を激発せん」（同上）ことを企図するまでにいたる。「亜細亞経綸策」（二三年三月六日）は、征韓論的な「敵愾の公憤」を、端的に、国民に訴えようとするものであった。彼はこの論説で、現在、西欧列強の侵略の対象になっている中国を、まず日本の手で経営し、その豊富な資源を活用して、「黄色人種を積弱陵夷の極より振起して、一大新国を創設」すれば、「世界を混同して一政の統禦に帰せしむるは、学者の空想に非ざる驚くの日ある可きなり」と力説する。だが、そのためには、「西洋拝金の余習」の根源である、対欧米従属政策と、欧米模倣的な国内経営を改め、直ちに、かの征韓派の大陸進出の精神を、政治の基本方針にしなければならぬとし、次の様に力説するのである。「若し南洲氏の雄図をして実践せしめ、博撃内に死する罷熊を駆て外に向はしめ、内訌空しく捨つるの財を以て費用に当て、邦家の元氣を振起し、一國の民心をして東洋の覇權は、我が手中に在るの觀念を起さしめ、臨機応変、経営宜しきを得ば、魯英の先鞭を着けて東洋の運命を制せんこと、決して難からざりしなり」（同上）と。

この彼の征韓論への郷愁は、直ちに、転じて、外征による敵愾心の興奮を欲せしめ、「只だ外征の刺撃に依て、敢往自尊の風を長じ、商業の進歩、工芸の發達は、姦商の跋扈を制して、自然の正路を踐み、東洋外交の問題は、日本の諾否に依て、權衡を操り、歐洲偏部の小民にも、亦た日本は東洋の強國たるを知らしめば、豈に痴羊豺狼を恃むの譏を招んや」と、即ち彼は一切の政策にさきだつて、対外的な民族的自覚の高まりを必要としたのであった。この自覚こそ、武士的精神、いいかえれば歴史を貫く徳義、いわば「在来の精神」にほかならず、決して、一時の感情的興奮ではなく、全国民の依拠すべき国粋であった。

だが、注意すべきは、彼がここで取りあげた敵愾心にもとづく國權伸張論は、明治政府の國家主義と同じではない

ということである。彼が当時の政府の首脳部とかつて対立した征韓派に、その論拠を求めたことからもうかがえる様に、彼は意識的に在野的立場に立っていた。それ故にこそ、「日本人」は、しばしば弾圧をうけ、二四年六月に一時廃刊して、雑誌「亜細亜」を身代りに発行せざるをえなかったのである。この「亜細亜経綸策」の論旨は、基本的に山県軍部のいわゆる「主権線、利益線」（第一議会の山県首相の演説）という思想にみられる朝鮮経営論と矛盾するものではなかったが、この論説における彼の意図は、侵略のために、国民の負担能力を上廻る軍備を要求する点にあるのではなく、何処までも、欧化的、金力万能主義的な潮流に対抗し、民族意識を刺戟しようとする点にあったのであり、欧化的政府に対して、在野的国権論を主張するにあった。だから、彼は議会在この精神をもつことを期待し、「衆議院議員の決心」（二三年一月二日）で、軍隊をひきいる政府と争うには、全国人民を覚醒して、海外に向つて「敵愾の公憤」を發せしめる決心が必要であると説き、その反面、「吏権党は国権拡張を唱ふべからず」（二三年二月九日）としていた。即ち政府が軍備拡張を国民に要求することは、政府の権力の強加を意味し、国民はそれに協力しないであろうといっているのである。また、「兵備の拡張を欲せば大いに軍人を譴責すべし」（二四年四月七日）でも、不生産的な軍備拡張を軍部が要求するからには、軍人は国民を威圧する態度を捨て、国民に信頼さるべき態度をとるべきことを教えていた。この様な彼の国権論、アジア政策論は、一見、軍部当局の軍国政策に同調するかにみえるが、実はこの主張は敵愾心の高揚を媒介にして、国民に歴史的な精神を自覚させ、それによって充実した国力の發展をはかり、無理な軍備や財力にのみたよる軍部、政府の不健全さをつこうというその在野的批判精神から出たものであった。ただ、現実の政治に対する具体的な批判がないのは、既に指摘した様に、彼の政治思想の弱さであった。

彼の政論は、従つて、厳密な意味で政治そのものに密着して説かれた政論とはいいがたく、むしろ、政治を支える、或は政治意識をもふくめた歴史的な国民的精神に、歴史への反省を通じて、現実的な意義を与えようとしたものであり、その国権論の本質は、国権的精神の論であつたといふべきであろう。このことは、始めにも述べた様に、雪嶺が政治以外の場において、日本人の民族的な在り方を思惟し、政治以外の方法で、国民の存在理由を世界に訴える必要を強く意識していたことに由来する。たとえば、彼は『我観小景』（二五年）で、哲学することの意義について、経済的、軍事的な物質的背景がなくても、一国民のすぐれた哲学は、一国家の文化的存在意義を世界に主張し、世界真理に貢献出来ると論じていたし、『真・善・美・日本人』を書くにあつても、次のことを前提にしていた。

「自国の為に力を尽すは、世界の為に力を尽すなり、民種の特色を發揚するは、人類の化育を裨補するなり、護國と博愛と奚ぞ撞着すること有らん」、「世の所謂国家主義なる者にして、果して国家全体の勢力を振作せんと欲するならんには、余固より之を取らん。然れども若し一部の独逸学者に附和して、現存の政府を全能の要素とするの意味ならんには、余決して之を取る能はず」と。彼のいわゆる国家は、歴史的に形成された有機体、しかも、植物的なそれではなく、「総体に通じて意識を具有し、動物よりも、人類よりも莊嚴高大なる優等の有機体」である。そして、この有機体としての国家の目的は、「彼れ皆各々其特色を尽して其特色を發揚せしむる任務を負て而して立てり」とされ、特に日本の国家目的を、次の様に述べていた。「今や欧米諸国の勢力強盛にして、向ふ所前なく、日月に汲及して殆んど将さに寰宇を挙げて氾濫の中に没せんとす、没す、則ち其の旧の特色を泯滅して、其の自らの特色を伸ぶるあるのみ。是れ所謂眞を極め、善を極め、美を極むる所以に於て、果して損傷する所なしとする乎。自然が冥々裏に其の不測の勢力を応用するや、亜細亜諸国敗亡相踵ぐの際に在つて、絶海の東、蕞爾たる嶋國、猶ほ屹然として獨立の日本帝國と称するを得る、是れ故なくして然るべからず、意ふに將に大に其の特色を用ゐらるるあらんとする乎、日本人が大いに其の特色を伸べて白人の欠陥を補ひ、真極り、善極り、美極る円満幸福の世界に進むべき一大任務を

負担せるや疑ふべからざるなり」と。ここには、真理実現のために、西洋文化の世界征服に對抗すべき、歴史的、特殊的に形成された日本独自の文化のもつ役割が論じられている。彼の国権論は、まさに、はじめに述べたとおり、国家の文化的特殊性を保護し、防衛する国粹保存論の一側面であったのである。だから、国家を守るための軍備は、必要悪としては認めても、そのために、有機体たる国家の一部にひびがはいることを許さず、「軍備の拡張と富財の多寡とは正比例を以て進むものたるを知らば、小額の金円を投じて盛大なる軍備をなさんと欲し、夙に起き夜半に寝ね、瘁励奮発、期する処に赴かんとするも、其れ能く得べけんや」と、軍国主義的な無理な軍拡には、はっきりと否定的態度をとることが出来たのである。

雪嶺の歴史的ナショナリズムは、日本の国家有機体が、その特殊性の故に、豊かな世界文化の発達に役立つ、即ちその特殊性がそのまま、真理を内在せしめているという、いわば、特殊と普遍とをイデーによって、内在的に統一するという哲学を基礎にして主張されたものであった。この彼の哲学は、『自分を語る』の一章、「自分の思想の由来」に従えば、学生時代に学んだヘーゲルに影響されていたと思われる。勿論、彼がヘーゲル哲学を完全に理解したとはいえないが、その問題意識を印象的にうけていたことは否定しえないであろう。だからこそ、彼のナショナリズムは、政論としては大して意味はなかったけれども、文化論的な側面では幅の広い視界をもち、人類、世界、東洋という普遍的なものとの関連において、民族的、特殊な価値を論ずることが出来、やがて、東西文化の綜合へと彼の思索をかりたて、他面、人道的な社会問題へと彼の関心を誘うことにもなったのである。しかし、「亜細亜経綸策」的なイデオロギーが、もし彼の意図をはなれて論ぜられた場合、それは彼自身も驚く様な結果を招かないとは、保証出来ないものであったのである。以上で雪嶺のナショナリズムを終り、最後に、明治中期を通じて一貫してかわらぬ政治批判の立場を堅持した陸羯南のナショナリズムを考察しよう。

3 陸 羯 南

陸羯南が新聞「日本」に拠ってナショナリズムを中核とする政論をはじめて唱えたのは、明治二二年二月一日、憲法発布の日、いわゆる当時の紀元節の日であった。既に述べた様に、重昂、雪嶺のナショナリズムが、政論としては首尾一貫していなかったのにくらべるとき、羯南のそれは「彼れの政治を論ずるは猶ほ学者の講壇に臨むが如く、一言一句極めて鹿爪らしく真面目なり。故に彼は純粹なる政論記者なり」（『三新聞記者』『春汀全集』）と、鳥谷部春汀に評された様に、終始、政論記者としての立場から主張されたものであった。

羯南は、その代表的名著『近時政論考』（二三年七月八月）で、維新以来の政治的諸思想の変遷を系統的に論じた後、自分の政治思想的立場を「国民論派」と規定した。そして、この国民論には、専制政治に反対して政治を広く国民的基礎の上に置くべきだという主張が含まれていたのは勿論であるが、それは自由民権論者の様に、事実上の国民主権を要求し、その面から議会政治を革命的に指導しようとする民主的ナショナリズムではなかった。彼の国民主義は「日本創刊の趣旨」（二二年二月十一日）に明らかな様に、「其の本領を失ひ自ら固有の事物を棄つるの極、殆んど全国人民を挙げて泰西に帰化せん」とする当時の欧化的潮流に対し、「一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚せんことを以て自ら任じ、日本人に民族的自覚を訴えることを目的とする民族主義的性格を、その特質としていた。そして、この民族的自覚の鼓吹は、序論で述べた様に、十九世紀後半の歐洲におけるナショナリズム運動の擡頭に觸発されたものであり、「我國民論派の欧化主義に反動して起りたるは、猶ほ彼の（歐洲の）國民論派が仏國の圧制に反動して起りたるが如きのみ」（『近時政論考』）という世界的意義を担うものであった。

従って、「ナショナリティーの原則」(同上)は、先進列強に対抗し、民族の「自由及幸福を全うす可き」十九世紀後半の進歩的原理であり、この原理の上に立つ国民論派は「排外的論派にあらずして反りて博愛的論派」、「保守的論派にあらずして寧ろ進歩的論派」、「百年前に現はれたる旧論派にあらずして実に近時に生じたる新論派」(同上)であると考えられていた。羯南のナショナリズムは、民族的独立を達成するための国民統一を指導する思想的原理であり、民族的自覚の要求は、その不可欠の前提であった。羯南にとって、民族的自覚の喪失は、まさにこの民族的連帯の欠如にほかならず、政府の欧化政策、及び政府をとりまく貴族、政商の欧米的奢侈生活は、まさにこの民族的連帯意識の欠如を示すものであったのである。「此等の徒は動もすれば時代と場所とを顧みずして、僅々の年月にバルミンガム若しくはシガゴの盛観を我國に致さんと期し、二三の牛虻のために貧困なる幾百万の利を擲つても恬然意に介する所なし。此徒は只だ富人政治のみを以て極楽界と看做すものなり」(二十二年二月一日「日本人と云ふ表題」)、即ち民族的自覚の喪失は、たんに意識の問題ではなく、現実的に貧富の懸隔に拍車をかけ、国民の内部に階級的対立をもたらす。彼が恐れたのは、この国民的分裂という危機の到来であった。彼が国民論派という名の下に「外に対して国民の特立を意味し」、「内に於ては国民の統一を意味す」る「ナショナルポリチック国民的政治」(『近時政論考』)を唱えた所以は、まさにここにあった。

彼にあっては、国民統一とは、「凡そ本来に於いて国民全体に属すべき者は、必ず之を国民的にするの謂」(同上)とされていたが、それは必ずしも、民権論者の様に、国民個々人が政治的権利を獲得することによって達成されるべき国民の自主的な政治的結合を意味するものではなく、「貴族と平民を調和せん」(『三新聞記者』)としたものであると批判された様に、ナショナリティーの原則を媒介にした国内的な諸階級の調和に重点を置くものであり、調和の根拠を「君民の合同を意味する国民」(二十二年二月二日「国民的の観念」)という歴史的、伝統的観念に求めることに

って、国家権力が「富人政治」の具に墮するのを防ぐことを意味するものであった。従って、彼のいう国民観念は、近代的な国民の政治的権利意識を中心に構成されたものではなく、この君民合同という漠然たる無規定な概念によって、民族共同体の優位を説こうとするものであったといえよう。それ故、彼は国民的政治を、「尤も国民一致の精神を害ふ」(同上)君主専制政治や、「縦に人民各自の利益をのみ主張し」、その結果、「忽ち社会に新階級を生じ新貴族を生じ新富豪を生じ新特権を種々の姿にて生ぜしむ」る彼のいわゆる「各人政治」、即ちブルジョア・デモクラシーから峻別し、どこまでも民族的統一実現のため、国民の全体的利害を調整する政治でなければならぬとしたのであった。

以上で明かな様に、羯南のナショナリズムは、重昂や雪嶺とちがって独自の政治的性格をもち、しかも、君民の合同という伝統的な政治理念を新しくとりあげつつ、「蓋し今世紀は貧富問題の時期といふべし、我輩は国民統一の強固を謀らんが為め」、「帝国議會をして富人貴族の集合たらしめざる」(二十二年二月「国政の要義」)ことを目的に説かれたものであり、「国家権力の本色は、或る点に於て平等の原則を挾むものなり、或る点に於て平民主義の味方なり、又社会主義の味方なり、而して或る点に於ては富人専制を抑制する任務を有す」(二十二年一月「自由主義如何」)という様に、ブルジョアの的りベラリズムの弊害の認識を前提として、夜警国家から、福祉国家へと、国家権力観の推移をさへ示すものであった。そして、彼の場合、新しく認識された国家権力の福祉的な機能は、明治政府の権力に対して期待されたのではなく、君民の合同を意味する国民、即ち天皇の權威に内在するナショナリティーの実現に対して期待されていたことを忘れてはならない。何故なら、ここに新しい視角から歴史的反省が要求されている彼のナショナリズムの本質が存在するからである。

羯南のナショナリズムが、国内政治の面において、政治が階級的支配の道具に墮落することを防ぎ、歴史的意識に

訴えることによって、常に国民全体の調和と福祉を実現し、それによって、国民統一を達成しようとするものであったことは、既にみてきたとおりであるが、この国民的統一の要求が、実は対外的な民族的独立の不可欠の手段にほかならなかつたとすれば、彼のナショナリズムが国際社会に対して、どの様な態度を示すものであったかが問われねばならない。次に、彼の自由主義に就いての考え方を手がかりにしながら、民族的独立と国際社会との関係を、彼がどの様に理解していたかを若干考察しておこう。

結論的にいえば、羯南に於ける自由主義は、自由民権論者によって強く主張された啓蒙的自然法にもとづく自由、いいかえれば天賦人権論、即ち基本的人権の抽象的な自由を要求するものとしてではなく、個々人の個性や行為に則した具体的な思想、行動に対し、個々人が相互に尊重し合い、寛容し合う精神として理解されていた。従って、それは個々人の個性や思想を育成した歴史的な伝統や環境に対する尊重を前提に説かれたものであった。これについて、彼は次の様に語っている。即ち「近世に於ける自由主義は昔時の性法主義にあらず、故に抽象的自由を希望する者にあらざるなり。又た昔時の革命之義にあらず、故に破壊的改革を企謀するものにあらざるなり、自由主義は無政府論にあらず、又無人情説にあらず」(二三年一月「自由主義如何」)、或は「自由主義は寛仁主義なり、個人は其自由を貴ぶと同時に他の自由をも敬せざる可らざるなり」(同上)。それ故、彼の場合、日本の国民にとって必要な自由も、歴史的に形成された実質的な内容をもつものでなければならず、「日本の自由主義は維新の改革に尤も早く既に日本有識者の脳裏に感染したるや明なり。嗚呼自由主義、汝は日本魂の再振と共に日本帝国に發生せしにあらざるか」(同上)と、まずその歴史的起源が問われねばならなかつた。

この彼の自由主義の理解は、具体的には、「國民をして自由に其の特性を發育せしめ、而して吾人の世界をして有形無形の大進歩を為さしめん」(同上)という民族文化と世界文化の調和的發展を説くものとして意味をもつものである。いわば、彼のリベリズムは歴史主義、若くは国民個々の特性を育てあげた歴史的なナショナリティーとときがたく結び合わされたもの、それ故にまた、世界における各民族のナショナリティー、歴史的背景の相互的な尊重につながるものであったのである。「個人と云へる思想が国家と相容るるに難からざるが如く、國民的精神は世界即ち博愛的感情と固より両立するに余りあり」(『近時政論考』)、ここには、歴史主義を媒介にしたリベリズムとナショナリズムの鮮かな結合がみられる。そして、この結びつきこそ、羯南のナショナリズムを帝国主義的ナショナリズムから分つ思想的根拠であつたといえよう。

以上の様に、自由が普遍的な原理からではなく、歴史的に形成された個々の事実にもとづいて要求される羯南の思想にあつては、かつて、福沢諭吉などの啓蒙主義者によって、一国に私する「偏頗心」として、自然法的な「道理上」からみて「権道」とみなされる運命におかれた愛国心は、歴史的に形成された民族的な感情の当然の所産として、「國民の特立なるものは必ず國民的自負心を要用と為す、故に國民的自負心は決して不正當の感情にあらず」(同上)とされ、国際社会における民族的自負心の相互尊重こそ、「外政上の正理公道」(二二年一月「國政の要義」)にはかならないとされた。従って、福沢ら啓蒙主義者の國權論が、道理上正道ではなく権道とされながらも、国際社会の現実から、やむをえず一国独立のために、外国に負けざる暴力装飾の必要を強調したのにくらべるとき、羯南のナショナリズムは、歴史的な民族的自負心の尊重を基礎におくことによって、かえって、それ自体のうちに、國權主義的暴力性を抑制する思想的契機を内包していたことが理解されるであらう。

新聞「日本」の発刊と共に、以上の様なナショナリズムを説きつづけてきた羯南が、この國民的独立と國民的統一の理想を実現する政治的手段として深く期待したものは、明治二三年を期してまさに実施されようとする立憲君主政治であつた。羯南の立憲政治観ならびに、その根柢によこたわる政治における道德性の要求、及びそれが現実の官僚

政治に対して果した批判的意義については、本書の松本助教の論文につくされているので触れないが、ここでは、彼が来るべき立憲政治をどの様な形でナシヨナリズムしようとしたか、それが評述の彼のナシヨナリズムと如何に關係づけられるか、という点だけ簡単に顧みておきたい。彼が立憲政治に期待したのは、「君民合同を意味する」国民的政治の実現であった。従って、ここでは君民の合同という彼の国民觀念に根ざした独自の立憲政治、いいかえれば、日本民族のナシヨナリティーに則した立憲政治が期待されていたのである。「一旦之を日本に移植する上は、必ず之に特別の色容を附し、日本国民と此制度との密着を図らざるべからず」(『近時政論考』)という彼の言葉は、端的にそれを示すものに他ならないが、彼は如何にして此制度と国民とを密着しようとしたのであろうか。一言でいえば、松本氏も他の視角から指摘された様に、立憲政治を運営する政治家の精神を通じてであった。このことを彼のナシヨナリズムに則していえば、第一に憲法は日本における歴史的な君民共治の伝統を制度化したものだと考えることにより、憲法がプロシヤ的な官僚の独占物に化したり、或はイギリス流に政党の所有物におちいることを防ぎ、政治家は常に国民全体の福祉を図るといふ君民共治の心構えをもって憲法を運営すべきであるとしたこと。第二に彼は「日本国民の発達光榮は有形無形共に帝室を以て其の淵源と為す」、故に「古来の歴史を通観するに帝室の式微して大権の下に移り、国内臣民の偏向分裂せる時は不公平不道德の分子必ず国内に延蔓して国民の衰弱を来したるを見る」(二年二月三日「日本国民の基礎定まる」といふ天皇と人民との歴史的關係に着目し、憲法に規定された天皇の統治権が、官僚の国民統制のイデオロギー的武器とされることを拒否したこと、即ち「天皇の大権は国家と各人の上に在りて、右手に国家の権力を制し、左手に各人の権利を護し、以て日本全体の隆昌慶福を増進す」(『近時憲法考』)、それ故、天皇の大権は「各人と相對する」ところの「国家の権力と混同すべからず」(同上)と考えられていたこと。彼はこの二点を強調することによって、いわば、政治家に歴史的な政治精神を再確認せしめたのである。

羯南は上述の様に我國の政治における天皇と人民の特殊な關係という歴史的性格を利用して立憲政治をナシヨナリズムしようとし、同時に、天皇の大権そのものに、福祉国家的なイデオロギー的役割を期待した。ここにも、歴史が新しく民族的独立のために完全に活用されている歴史的ナシヨナリズムの特質を認めることが出来る。この羯南のナシヨナリズムがもつところの政治的意義は、次の彼自身の言葉によって、余すところなく語られているのである。「蓋し一國の政治にして其國民たるの特性を忘却するときは、嘗に國政學上の原則に背反するのみならず、國民の利害を傷害して實際國政たる所以の本旨を失ふに至らん。故に政治上の意見を抱く者は先づ愛國の念を有して然る後始めて与に政治を語るべし」(『國政の要義』)。

この羯南のナシヨナリズムが、重昂、雪嶺のナシヨナリズムにくらべて、きわめて政治的性格が強いことはいうまでもないであろう。だが、それはたんに思想的に政治性が濃厚であったというだけでなく、二〇年代を通じて、あくまでも、現実の政治に密着しながら、その弊害を批判し、是正しようとする実践的な意欲にみちたものであるところに意味があった。彼のこの意欲は、重昂、雪嶺のナシヨナリズムが、政治の現実から漸次はなれていったのに反し、政治的現実の進展に伴って、彼のナシヨナリズムに豊かな政論的内容を盛りこみ、かつそれを時宜に応じて展開させることを可能にしたのである。以下、二〇年代の政局を通じて、羯南が展開したナシヨナリズムの政論の具体的内容を、ごく大ざっぱに追求してみよう。ただし、展開の様相を明確に把握するため、ナシヨナリズムの立場からみて、最も重要だと考えられる二つの時期、即ち二二年の大隈重信による条約改正に対し、彼が猛烈な反対運動を行ったときと、二六・七年の陸奥宗光の条約改正に対して、条約勵行を唱えるいわゆる対外硬運動を彼が指導し、やがて日清戦争にいたる時期に焦点をしばっておきたい。

第一の時期については、大隈の条約改正案を全面的に支持した報知新聞の矢野文雄との論戦をみることで、彼の態

度を知ることが出来よう。ここで一貫してみられる特色は、民族的自負心の強調と、憲法擁護の主張であった。当時の彼の政論は、いわば内政、外政共に立憲君主政治を通じて、国民的政治を達成しようとする立場から統一的に論ぜられていた。「一国の政治は一、二握権家の専制に委すべからず。一国の政治は其の国の君臣に於て之を施行すべし。……此の政道を法律に顕はして国内に公にし、以て其の遵奉を愆らざらんことを期するは、是れ立憲政体なり、立憲政体は外部に対して一国の自治制なり」(二二年一月四日「外人任用を論じて報知記者に決答を望む」)。彼はこの立場に立って、条約改正案のうち、外人法官の任用、条約改正を促進するための民法典の編纂、この二ヶ条を、欧米列強の内治干渉だとみなし、これを擁護する矢野の論を、民族的自負心の冒瀆、憲法侮辱だと批判したのである。

羯南は矢野の立論の根拠と自分のそれとを峻別して、「吾輩は身を日本臣民たるの地位に置く。彼れ記者は身を外国臣民たるの位置少くも日本と外国との局外に置き以て今回の新条約を観察するものなり」(二二年七月一六日「報知記者の条約改正論」)といい、矢野の様に内治干渉を合理化しようとする態度こそ、「自ら帝国憲法全体の有効を蔑視するものなり」(二二年八月一九月「内治干渉論」)と「再び揚言」(同上)せざるをえなかった。この反対論の根柢には、国民的政治の具体化である来るべき立憲君主政治への大きな期待が存していた。従って、君民共治の法的表現である憲法に対して深い信頼をよせていたともいえよう。一国の歴史的なナシヨナリティーに根差す憲法への信頼は、さきに述べた彼のナシヨナリズムの性格から、当然、外における各民族のナシヨナリティーの相互尊重を法的に表現した国際法への信頼となってもあらわれる。彼は現行条約は既に有効期限がすぎ、国際法上、日本はこれを廃棄し、新条約を締結する正当の権利があり、この権利の行使によって、国際的紛争は起らないであろうと主張し、また、不当な内治干渉は、国際法上許さるべきものではないと断言した。

以上の様に、彼のこの時期における政論は、来るべき立憲政治がナシヨナリズムされることにより、憲法が、それを生み出した歴史的な精神と密着して実施されることに希望をよせ、憲法擁護はそのまま、民族的自負心の確立に通ずるという立場から発せられたものであった。従って、彼の反対論の要点が、次の時期と一見矛盾する様な立憲的色彩で粧われていたのも当然であったといえよう。

だが、次の条約励行論の時期、即ち明治二六・七年になると、彼のナシヨナリズムは、必ずしも立憲主義的な政論を主張しなくなるのである。何故なら、二三年末に始まった実際の議会政治は、彼の意図した様に歴史的な政治的精神と結びついたものではなく、或る意味で、西洋的に、模倣的に運営され、彼がかねがね警戒していた「各人主義」と国家権力との対立の様相を示し、国民的政治の実を失っていたからである。かくて、彼は現実の政治的弊害に対し、立憲政治をナシヨナライズして国民的政治を実現するため、その思想的根拠を、あえて誇示するにいたるのである。そして、この思想的根拠は、さきにあげた「先づ愛国の念を有して然る後始めて政治を語るべし」(「国政の要義」)とされる愛国心であり、「此誠心ありて而して後に始めて政治を言ふべきのみ」(二四年一月五日「談心」)といわれる徳義にほかならず、別の言葉でいえば、「民族的自負心」と「天皇の大権」の精神、いわば、日本の歴史に内在する政治的イデオロギーの強調であった。そして、この二つの思想的根拠は、松本氏がとりあげられた政治規制の原理、即ち政治家の道徳でもあった。

それでは、この二つの根拠は、現実の政治に対し、具体的にはどのような批判的役割を果たしたであろうか。彼の議会政治に対する失望は、第四議会(二五年二月二五日―二六年三月一日)にその頂点に達した。即ちこの議会で、内閣主班の伊藤博文が、軍費増強の可否をめぐる朝野の政争を政府の勝利にみちびくため、天皇に向けて朝野の和協を論じ、当分の間、軍費を下賜するという詔勅を乞い、それによって議会を切りぬけたことに対してであった。この議会以後、民党は従来のように軍費削減、民力休養を名として政府を攻撃することが出来なくなり、その矛先を政府の外交政

策に向け、与党化した自由党以外の民党は、連合して陸奥の条約改正に反対し、いわゆる条約履行、対外硬をそのスローガンに掲げるにいたった。第四議会は、いわば従来の政府対民党という政治的地位による政界の区分を、対外硬派対列強との協調派、或は武断的国権主義派対富国政策派という様に、朝野を通ずる政策の相違による政界の区分に変化させたものだといえよう。この議会において、政府も民党も「天皇の大権」の精神を体して自発的に政争を解決しえず、天皇に調停を依頼し、天皇の大権を党派的利害のために利用したのをみた羯南は、ここに立憲君主政体最大の墮落を認め、就中、政府に対し強い不満をいだいたのである。

彼は議会解散後、直ちに筆をとり、「大政の事局に当る者自ら之を裁する能はず、神聖なる君主を煩はして始めて交綏するが如きは、憲法に卒由する政体に在りて多く見ざる所。……斯くの如き事態は一たび之を見るべく再び之を望むべけんや」（二六年三月「原政」という立場から「原政」を書き、徹底的に政争の原因を追求した。彼によれば、政争の根本的な原因は、立憲政治の運営が「天皇の大権」の精神からはずれ、「是の故に吾が立憲政治は他の諸邦と同じく、党派の争ひ地方の争ひを奨励するのみならず、猶ほ歩を進めて一郷一邑に入り遂に父子夫婦兄弟をも其の渦中に入らし」めた所であった。いいかえれば、歴史的な政治精神の忘却がその原因であった。彼が「原政」でも強く批判の対象としたのは、近代官僚政治、ブルジョアの議會政治のもつ法律主義と経済主義であり、我が国の議會政治は、この二つの主義に則して行われる西歐的立憲政治の猿真似であるという点であった。そして、彼はこの猿真似を是正するため、政治家に対し、「君臣の分一定不動なる、父子夫婦兄弟朋友長幼の間に敬愛の礼習乱れざる、謙讓廉恥を美德とする吾が国人」のナショナリティー、即ち徳義心への反省を強く訴えたのであった。なお、「原政」に述べられた近代的法治主義、官僚主義に対してもつ道德的批判的役割の意義については松本氏の論文にゆずり、ここでは、彼の主張する徳義とナショナリズムの関係だけを指摘しただけにとどめるが、一見近代政治の原

則そのものの否定をさえ恐れないような彼の徳義心の強調は、やがて、歴史的な政治精神への反省とむすびついて、強い民族的自負心の鼓吹につながるのである。彼は「原政」につづいて、「国際論」（二六年四月）二篇を執筆した。

だが、彼が民族的自負心を鼓吹して、愛国心の高揚を求めたのは、たんに、右に述べた様なその歴史的ナショナリズムのもつ論理的な帰結だけに由来するものではなかった。元来、彼が立憲君主政治を求めたのは、国民的統一のためであり、歴史的な政治精神はいわば国民統一の媒介契機であった。ところが、現実の立憲政治は国民統一のための媒介契機をもっていない。いな、むしろそれは国民の分裂へと拍車をさえかけている。政府は自ら天皇の大権に内在する政治的イデーを無視しさえしているのである。しかも彼にあっては、「全国民をあげて泰西に帰化せんとする」という民族的危機は解消していなかった。羯南はこの政治的現実に対し、国民統一の手段を国民の対外的意識の高まりに求め、その面から逆に政府の反省を促し、立憲政治のナショナリズムを促進しようとしたのであった。彼が第四議会后、新しく区分された政界の右半分、即ち対外硬の一派を支持し、陸奥宗光の条約改正に痛烈な非難をあげたのは、主として、政府と議会の私的な党派争いに対する批判であり、その反省を求めるためであった。

「国際論」を貫く彼の立場は、「原政」で、内政における法律主義、経済主義に不満を表明したのに照応し、外政における、国際法乃至は条約万能主義への不信であった。「条約の外政に於けるは猶ほ憲法の内治に於けるが如し、今や憲法は既に国の統一に寸功なし、即ち知るべし条約の改正亦国の独立に大益なきを。朝野の士が皆な過大の望みを憲法制定に囑したるは一場の夢なりし、所謂『条約改正』を以て国の独立を鞏固にせんといふは妄想のみ」。この様に、一国独立の基礎を、啓蒙主義的な合理性にもとづく、国際法や条約によって確保することを妄想とした彼は、直ちに、一国家の存在理由を一国の個性的意義、即ち彼の言葉に従えば「国命」に求める。彼にあっては、「国命」とは一国の歴史と共に古く、かつ一国が「世界文化に賛助するの義務」にほかならず、国民的なこの民族的義務

観念を自覚する限り、一国は「君民の智を竭して生存を永くせざるべからず」という義務をもつとされた。彼はこの歴史的、個性的な国命説を武器として、欧化的潮流に対抗し、社会的には「今世人士」のいわゆる「天則」論、即ち、「優勝劣敗」という自然法則を楯に、優者たる欧米への追隨を合理化しようとする欧化主義者の心的態度を打破し、政治的には、内政上、法律主義、経済主義にもとづく国民的分裂の危機、及び外政上の国際万能論による対欧米妥協政策を打開しようとした。

羯南の様に、国命説に基礎づけられた民族独立論の立場に立てば、現在の国際法は、いわば世界の各民族の個性的な存在意義を無視して、欧米的な国際関係のルールにより一方的に各民族の関係を規定しようとするもの、「実は歐洲の家法にして、世界の公道にあらず」であり、「実に革命前の制度のみ」といわなければならぬ。彼は「歐羅巴限りの法則をば世界の公法なりと心得、……之に従順なるをば十九世紀の趨勢なりと名け文明の風潮なりと称し、曰く逆ふ者は亡ぶ順ふ者は栄えん」という、卑屈な非自主的な「我が政界を支配する」民族的自負心の喪失に対し、いわゆる「国際革命」を唱え、愛国心を鼓吹した。彼のこの態度は、無自覚的な欧米崇拜に起因する政界の弊害を救済すべく、彼の立場から、その最も根深い思想的謬見とされる自然法的な国際平等論を否定し、歴史的、個性的な国命の自覚に立脚する国際平等論を主張したものにほかならなかった。そして、この自覚こそ、明治の日本を眞の民族的統一国家に高めあげる道にほかならず、「歐人は日本をエターと見做し而してナシヨンは曰はざるに似たり、是れ吾国を視て物質的組織あるも精神的組織なしと思ふが故なり」という国家の形式と内容の矛盾を解消し、国際的後進性を挽回する唯一の手段だと彼は考えたのであった。彼がその歴史的なナショナリズムの立場から、唱導したこの国家個性の自覚にもとづく愛国心と、国際革命論は、現実の政治的危機に対して警告した最も適切な政論であったといえよう。このことは、彼が第六議會を通じて二二回、一三一日間という極端な言論弾圧にも屈せず、条約勵行、

対外硬による反政府運動を指導した際、この運動の意義を説いたいくつかの論説をみればあきらかであろう。

彼によれば、当時の政治的弊害のすべては、内政における歴史的政治精神の忘却、外政における民族的自負心の喪失にその根源を有するものであったことは、既に述べたとおりである。第六議會における対外硬派の反政府運動は、まさにこの政界の病根をつくももの、少くとも、これを善導して、この病弊を除去させるものたらしめようというのが、羯南のこの運動にかけた期待であった。彼はこの運動のスローガンである対外硬の精神を次の様に規定し、野党六派を激励した。即ち「対外硬の精神は興国の精神なり。二十年來の対外政策を革新する精神なり。外国に対して唯だ無事を是れ望み、只管内民に対して権力を張ることを主とする現実の政病を根治するの精神なり。……故に対外硬の精神は百弊を一掃して国を興すの最良剤といふべきなり」(二十七年五月五日「対外硬の精神」)。従って、この運動の主体である大日本協会、国民協会、改進黨、玄洋社以下の硬六派が、この精神を堅持する限り、彼らの運動は、從來の様な朝野の私闘、権勢争いとは質的に異なる政争を展開しているものだとし、「此の衝突や決して不祥の衝突にはあらず、寧ろ国家の為には慶すべきなり」(二十七年一月四日「対外硬派」)といい、或は硬六派に対し、「非藩閥派といふ勿れ、又民党といふ勿れ、非藩閥派民党の名は対外硬の精神を表すべからず」(「対外硬の精神」)といって、この運動に一種の民族的政治運動の意義をさえ認めようとしていたのである。いわば、彼はこの運動に対して、政治的ナショナリズムと、欧米列強からの民族的独立の二つ、換言すれば、政治的イデー実現の悲願を托していたといえよう。

だが、この対外硬派の運動は、現実的には必ずしも彼の期待に答えなかった。現実的には、彼らは軍部と気脈を通ずることによって、対外硬ではなく、対東洋硬を実践し、就中国民協会、玄洋社などの意図は明かにアジアの侵略にあった。日清戦争が始まるや、対外硬派はこの立場から、全国民の戦争熱を擁護し、政府を鞭撻し、軍部を支持激励

したのである。羯南は対外硬の精神が、対外侵略の精神に逸脱してゆく現状を放置することが出来ず、「此戦争熱、世の人士をして東洋に欧米諸国の列坐するあるを忘れしめ、唯だ眼中に清韓のみを置きて云為するの状あり」（二七年一月「外政策」）と憂い、さらに、「何ぞ軍国多事の故を以てして、国政を言はざるを忠とせんや」（同上）と、世論を覆う、ナシヨナリズムの軍国主義化を批判した。しかし、羯南といえども、日清戦争そのものを否定したのではなかった。彼は戦争の意義を、清国、韓国、韓国の独立を危くするかの国々の政府に、反省を求める行為だという点で認めていた。従って、それぞれの国家と国民は決して征服すべき敵ではなく、むしろ共同して欧米列強に当るべき同アジアの友邦でさえあった。彼はこの立場から、日清戦争が侵略戦争に転化する危機を警戒したのである。「朝鮮の独立と支那の永存とは政策の基礎たり。此基礎の上に政策を建てて而して帝国は運動しつつあるに非ずや」（同上）、だとすれば、「一面には朝鮮の独立を口にしながら、他の一面には八道の興亡を疑ひ、或は支那政府を懲艾するといひつつ十八省の分崩を促さんと欲するの口調」（同上）があるのは矛盾もはなはだしい。「而して彼壯語を以て自ら快とする者は、他の一方に於いて欧人国を畏憚すること吾輩よりも一層甚だしきが如き、抑々何の陋ぞや」（同上）というのが、彼のこの事態に対する批判の要点であり、世論に秘む抑圧移譲の卑屈な誤まれる民族主義意識を指摘したのであった。

以上、羯南のナシヨナリズムが、二〇年代の政局を通じて展開する様相をみてきたのであるが、それは何処までも、国民的統一と民族的独立という当時の日本の課題に忠実に、よく現実の政治的批判の役割を果してきたものであったといえよう。しかし、現実の面においては、彼の鼓吹した民族的自負心は、日清戦争を経過し、勝利の歓喜と、三国干渉の悲哀を交々辿ることにより、彼の意図に反して、民族独立の域をこえ、侵略的帝国主義政策をささえる軍国主義的イデオロギーに吸収されてしまった。羯南は三〇年代に入るや、はからずも、自ら狩り出した荒野の猛虎と

もいうべきこの軍国主義に対し、断乎たる処置をとらねばならなかったのである。三〇年代における彼の政論は、国民の対外意識の故なき高揚と刺戟に対する反省と、政治が外政中心に立てられた戦時の畸形を改め、政治本来の歴史的精神に立ちかえり、正しい立憲政治を樹立することへの要求、この二点にしばられてくるのである。彼は民族的自負心の鼓吹が、軍国主義的風潮の前に、既に政治の批判者たる資格を失ったことを自覚していた。対外硬派が軍国主義化した現在、彼は支持すべき野党をもたなかったのである。

彼は従来の与党である自由党と、かつての六派の二中心であり、かつ現在の野党である改進黨、進歩党に向い、「彼れ二党は均しく戦後経営を言ひて共に攻勢的軍備拡張に雷同せり、彼れ二党は均しく東洋の覇權を叫びて亞細亞割取に雷同せり」、彼らは「我が皇室をシーザルの的にボナパルト的にせんと欲し、我が天皇を豊臣秀吉の亜流にせんことを欲す」といい、彼らは「政府の權勢を廣大にし、諸種の事業を人民より奪ひて之を國家の手に集め、従つて夫の国民協会派に其の傾向を同うせんとす、……財政の膨脹を賛成して人民將來の疾苦を思はず、彼二党は分立すと雖も主義に異同なし、彼二党は主義なくして党争を為すに均し」（三一年一月「政界漫言」）と批判する。当時の政界を風靡した軍国主義は、本来「右手に國家の權力を制し、左手に各人の權利を護す」（前掲）天皇の大權をふみにじり、朝野にわたって、政治の眞精神をふみにじってしまう。羯南のナシヨナリズムに内在していたリベリズムは、ここにいたって、再び自らをその政論の前面に現わしたのである。「拳国一致といふことは近年の流行語なれども、人の思想は各々其の傾向あり、敵軍境に迫る場合を除くの外は、政界固より拳国一致の有り得べきに非ず、……拳国一致を唱へんより寧ろ主義ある党争を望まん」（同上）。さきに民族的自負心の喪失に政治の危機をみとめた彼は、ここでは、リベリズムの欠如に政治の危機を見出したといえよう。この政治の危機は、さきの政界の無秩序にくらべて、さらにより深刻な危機であった。即ちこの危機は、政治が軍事に従属せしめられることを意味していた。日清戦争

後、朝野の別なく共通の政治目標とされた基本方針は、三国干渉を契機に、臥薪嘗胆、日露戦争というコースに従い、軍部によって計画された戦後大経営を名とする軍備拡張方針であった。

それ故、朝野の政治家が他の政治問題を忘れてこの方針に従う限り、政治の軍事からの独立はありえなかった。彼はこれを次の様に批判した。「戦後大経営なるものは健全なる輿論の一致附和すべきものに非ず。……一国を挙げて皆攻撃を主とし、四千万人中公然起ちて攻撃的軍備拡張に反対する者なきは、国として東洋平和を妨ぐるの嫌あり」(同上)。そして、この軍国主義政策に反対し、今後日本が政治上取るべき基本方針として、彼が指示したのが三〇年三月に書かれた「國家的社会主義」であり、これこそ、かつて彼が天皇の大権に期待した福祉国家の構想にほかならなかつたのである。ここで彼は「社会経済の公具を造るにあらざる」、「経済社会困難の一大原因として」軍国主義をあげ、「軍人官吏貴族富豪の利益を護る為に干渉を旨とする」、「藩閥党の国家主義」を批判して、「弱肉強食の状態を匡済する」、「吾輩爰に叙する所の國家的社会主義」を説いたのであった。

註(1) 『日本人』が懐抱する旨義を告白すに於て、彼は国学、神道、水戸学に同意するものでなぐことを語っている。

(2) 「日本生産略」については、飯沼助教授の論文参照。

(3) たとえば、蘇峰の「現今の日本は適用の時代なり批評の時代なり」(「国民之友」)、及び「外交の憂は外に在らずして内に在り」(同上)とくちくちみよ。

(4) 「日本前途の二大党派」で、雪嶺の好んだ様な志士の愛国心は、封建的自愛の裏がえしにすぎず「愛則的愛国心」だとし、他愛的、同胞愛的愛国心こそ「正則的愛国心」だという。

三 結 び

前章までにみてきた様に、重昂、雪嶺、羯南のナショナリズムには、その思想構造、思想内容、歴史的意義などにわたって、かなり大きな相違があった。しかし、いずれも、当時の欧化的潮流に対立はしたが、決して伝統主義に墮ることなく、議会や民党を批判しながらも、よく在野性を保っていた。また、彼らはそれぞれの仕方で、十年代の啓蒙的合理主義やその政治思想を克服し、歴史的、民族的特殊性を強調したが、しかも、世界的なものとの調和を見失わなかった。こうした点に、彼らのナショナリズムが、啓蒙的主知主義に由来する欧米の模倣、具体的には、上からの資本主義政策によって生れた近代日本のアンバランスを調整しようという健全な問題意識を共通に所有しているとされる所以があった。就中、羯南のナショナリズムは、その本来の政治的性格の故に、時の政治に対し、時宜に応じた批判的役割を果たしたのである。終始一貫して、在野性を堅持しつづけた彼の国士的な反骨は、そのナショナリズムの面において最も明瞭に発揮された。彼が政治のイデオロギーとしての天皇の権威、及びそれに内在するナショナリズムの中に求め、それによって、政府の意図する国家権力のイデオロギーとしての天皇の利用に、鋭い批判をあげたことは、歴史的ナショナリズムがもつ政論的な意義として、きわめて重要なことであった。しかし、彼が、この様に、ナショナリズムの基礎を天皇に見出した限り、国家体制としての天皇制には、原理的に対決出来ないという弱点も、同時にそのナショナリズムは内包していたといえよう。ここに、彼が対内的には、超階級的な国民調和を説いて、現体制への批判をなさず、対外的には日本の政治的理想として、「八紘一字」、「皇道の宣布」(「國際論」)な

どの国命を説き、政府の対外政略に、その口実を提供するような結果をもたらす原因があった。だが、彼が天皇に求めたのは、しばしば述べた様に、その徳治主義的理念であり、そこから天皇の政治的機能を、よく国民的福祉の実現という面に限定し、そのナショナリズムは、歴史主義を媒介にして、天皇が国民の犠牲の上に強行される軍国主義のシンボルに墮落することを防ぐところに、その特色をもっていたのであった。この彼のナショナリズムの特色は、決して近代日本のナショナリズムを通ずる特色でなかったのはいうまでもない。この特色は彼のもつよき意味での儒教的、士道的教養、いいかえれば明治時代の精神的背骨から生れたものであった。

現在しきりに回顧されている明治への郷愁が、もし、この羯南らのナショナリズムを生み出した明治的良心への憧憬だとすれば、この一論も、何らかの意味で、明治のよき一面をさぐるつたない手びきとなるかも知れない。

教育勅語成立の歴史的背景

梅 溪 昇

序論 問題の所在	八七
第一章 教育勅語発布計画の具体化以前における様相	八九
第一節 所謂「元田と伊藤の対立」の問題点	八九
第二節 元田の道徳的統一の思潮と伊藤・井上の立憲的統一の思潮	九一
第三節 山県の権力的統一の思潮と(伊藤)・井上の立憲的統一の思潮	九八
第二章 教育勅語発布計画の具体化の様相	一〇三
第一節 具体化の契機と山県の具体化への積極性	一〇三
第二節 山県の勅語発布計画における積極的意図	一〇八
第三節 勅語発布計画の主導力とその思想的性格	一一〇
結論 教育勅語成立の歴史的意義	一二五

序論 問題の所在

従来、「教育勅語」の成立に関する歴史的研究は戦前渡辺幾治郎氏の一連の研究によって、基礎的資料にもとづいた考察がなされ、戦後は家永三郎氏による渡辺氏の見解への批判という形で進められてきたⁱ。しかし、教育勅語に関する研究をさらに進めるためにおお解明せらるべき問題がある。その第一は勅語の内容(本文)の成立過程を明らかにし、各種草案の作成の次第、加筆訂正の次第を明瞭にすること、さらに第二に、勅語発布を必然にした歴史的事情、或は発布せしめた原動力とその発布の意図を明らかにすることにある。前者が明らかにされることによって、勅語本文に用いられた文章・徳目が起草者たちによっていかなる意味・内容を表現すべく用いられたかが判明して、やがて成立当時の勅語内容の基調ともいふべきものを理解しうるに至るであろう。しかし第一の課題の解決からのみでは、勅語の内容の成立は知りえても、勅語という思想的産物がいかにして成立したかということには及ばず、また勅語それ自体の成立事情が不明なところにおいては第一の課題の解決も真実の解決とは云いかねるであろう。従ってこの双方の課題を明らかにし、さらに両者の関係を究明してはじめて勅語成立の意義が明らかになるのではあるまいか。

第一の問題は「教育勅語草案の成立過程」として別に発表するから本論では触れない。従って第二の課題すなわち勅語それ自体の成立、言い換えれば、語がどのような歴史的事情のもとに成立発布せられるに至ったか、そのさいどのような性質の力が主導力として、語を成立・発布させるに至ったかということはこの小論で取上げることにしたい。

この第二の課題に関しては、従来一般に教育・思想史的側面からのアプローチが支配的であり、道徳的意識の國民

の統一、国民教化を目的とする思想的産物たる勅語の成立が、その時代の政治史的背景との密接な関連において理解されることは少かった。勅語発布計画の動きは明治一〇年を過ぎるころから早くも元田永孚を中心に展開され、それが絶えず伊藤博文ら政府当局者の反対にあつてその実現が阻まれてきていたのが、明治二十三年一〇月三〇日、内閣総理大臣山県有朋の時に至つて、はじめて実現をみたことの歴史的必然性に十分説き及んだものはない。私は従前の研究において大きく見落されていたものは山県有朋の役割であり、また井上毅の役割であると考へる。勅語成立の歴史的背景における山県と井上の役割を重視する考察の立場をとるとき、従来のように単なる思想的契機のみを重視するに止まらず、さらに政治史的契機をも重視せねばならなくなる。こうして両契機の相互的関連のうえで問題を展開するとき、山県を主軸に井上が参画した明治一五年の「軍人勅諭」および伊藤を主軸に井上が事実上の起草者ともいふべき明治二二年の「帝国憲法」と「教育勅語」との有機的な相互連関が明らかにされ、ひいては勅語成立の歴史的背景をより広い歴史の場において考察しうるに至るであらう。

註(一) 渡辺幾治郎「伊藤博文と元田永孚の思想的軌轍」、『日本憲法制定史講』所収、昭和二十二年一月。家永三郎「教育勅語の思想的考察」、史学雑誌、第五六編第一二号、昭和二十二年二月。

(二) 山県と勅語との関係の外面的考察はすでに『公爵山県有朋伝』中巻第九章が行っている。最近、山県の役割に言及されたものに坂田吉雄『明治文化史』第三巻、道徳篇、昭和三〇年六月(同巻五六九頁)がある。筆者と同様に、勅語成立の政治史的背景を見るべきを強調、とくに井上毅の役割を評価した論文に、高柳雅子「教育勅語発布の政治的背景」がある(東京女子大「史論」第三集、昭和三〇年十二月)。
なお、本論引用資料に左の略称を用いる。

『図録』 教学局『教育に関する勅語換発五十年記念資料展覧図録』、昭和一六年

『資料集』 国民精神文化研究所『教育勅語関係資料集』、昭和一四年

『巨高行』 津田茂膺『明治聖上と巨高行』、昭和三年

第一章 教育勅語発布計画の具体化以前における様相

第一節 所謂「元田と伊藤の対立」の問題点

「教育勅語」の発布後四日、すなわち明治二十三年一月三日、天長の嘉節に元田永孚は総理大臣山県有朋に手紙を送つて「此ノ勅諭(教育勅語を指す―筆者註)ニして閣下責任之日ニ於テ発せられたるは何等之慶幸なる哉愚老竊ニ謂閣下文武之勲功因ニ雖不尠此ノ勅諭之賛成ヲ以テ山県総理大臣一生之大功也と感佩欽仰之余真衷ヲ吐露スル事ノ如此」と記して自己の念願が叶えられたことの感激を表明し、また、元田を親友としていた佐々木高行もその日記に元田の言として、「教育勅語も山県の注意より出来たり、伊藤にては或は六カ敷事ならん」と書きとめている。明治一〇年をわずかに過ぎたころからこの発布の日まで終始変わらず「勅諭ニ而教育之大旨即チ國民之主眼を明示せられ」んことに努力してきた元田が抱いた如上の感慨は、明かに伊藤の「責任之日」と山県の「責任之日」との間の政治的性格の變化を物語るものに他ならない。教育勅語がこの伊藤の責任の日に成らず、山県の時に成立したことの歴史的意義を明かにすることが本小論の重要な課題であることは、さきに序論で述べたところであるから、まず山県によって勅語発布

の計画が具体化される以前の段階における発布計画はどのようなものであったか、またいかなる経過を辿ったものであったかを、元田の動きを中心に明かにしておくことが必要である。

しかし、紙数の都合上今はこの段階における経過の概略を一切省略し、そこに元田の動きが——のち西村茂樹の加勢があったが——一貫して伊藤の線によって抑止されたことを指摘するに止める。このような伊藤と元田との対立的な動きが、渡辺氏のいわれる両者の「思想的軋轢」家永氏の「思想的潮流の抗争」と称せられるものであるが、問題はその軋轢ないし抗争が、何故にかく迄執拗に続けられたのであるか、また両者の溝は最後まで越えられないことのない性格のものであったか否かの点にある。この二つの疑問は一見互に相矛盾する如くでありながら実は相関連するのである。後者の問題についてさらに言えば、もし伊藤―井上の主導する政府の「近代的」立憲主義が徹底的・全面的に元田の儒教主義と軋轢抗争したのであるとすれば、「明治十四、五年の頃なり政府が教育に儒教主義とて不思議なることを唱へ出し……文明世界に古流復活の狂言を演ずる」と福沢諭吉によって批判されることはなかったであろう。にもかかわらず両者が執拗に抗争し続けたのは何故であるか。従って両者の対立・軋轢の事実が問題であるよりは、むしろ対立・軋轢の内容および性格が究明される必要がある。ここに当時における元田や伊藤・井上らの主要な諸思潮の性格およびその相互の関係に立入らなければならない。

註(1)『図録』一二六頁。

(2)『巨高行』七〇六頁。

(3)『図録』一二五頁。

(4)『福沢全集』緒言、時事新報社版、七五頁。

第二節 元田の道德的統一の思潮と伊藤・井上の立憲的統一の思潮

明治一〇年から一五年のころに至る期間には、諸種の天皇観、したがってまた天皇制国家観の諸潮流が相ついで表面化し、相接触し、或は助け或は反撥した興味ある時期である。

明治一〇年前後は支配権力の未だ確立・固定しないところ、天皇權威も亦確立せず政情不安、人心不統一を現出していた。やがてかかる現実を克服するため、宮中および政府側から、政治刷新の努力が試みられ、とくに西南戦争の勃発を契機としてその努力が各方向に具体化するに至ったものである。これらは大別して、道德的統一・立憲的統一・権力的統一の動きであり、同時にいずれも天皇を最高絶対の權威とする「天皇親政」——各々天皇観を異にし、従って各々異った政治形態を構想しながら——の確立を目標とする政治運動である点において相一致した。

まず第一の潮流である道德的統一の方向における動きが最も早く開始せられ、宮中側近の侍補群の君徳培養運動として具体化した。この運動は元来、君徳輔導の任にあたるべき侍補群一同の政治運動であるが、その中心は元田その人であり、一般に教育勅語発布計画の原初的形態と見られている「教学大旨」は後述するごとく実にこの運動の昂揚期の所産であるだけに、本論にとって最も看過することのできない動きで、また元田の政治理念および政治的実践の性格はこの運動の発生・展開・帰結のうちに具現している。しかし運動の全容を詳述する紙数を欠くから、専ら元田らの側から見て第三の段階、すなわち運動の昂揚期——同時に終末期であったが——に関して触れることにする。しかしまず以下の点を指摘しておこう。私は元田らが大久保利通に全幅の信頼をかけた時期を第一段階、大久保没後、

万機親裁のため、内閣への天皇親臨、侍補の侍座(宮中・府中一体論)を実現すべく要求し、伊藤が侍補の侍座に反対した時期を第二段階と考える。伊藤が内閣親臨を了承したのは、天皇の御前における閣議形態(御前会議)という点からの同意で、元田が意図したとき天皇意志の政治への積極的発動の承認ではなかった点が注意されるべきである。さて、第三段階への進展が明瞭になった時期は明治一年八月と考えられる。同年八月一六日付佐々木高行宛元田書翰の別紙に、

士君子、正道に独立して他を顧みざるは、今日を待つて云ふ事にもあらず候へども、從來の事、官府一体、大臣と水魚の御親み有之度を、専ら注意致し候へば、政府の意を体し、或は周旋回護の道も、幾分か之有たる事に候処、贈右大臣の変、西狩獲麟之同敷にて、今日に至ては政府の事、正邪混淆、清濁糺糊、如何なる針路に候哉、天下正義の人心は涣散の勢と存候、斯る政府へ王室をして一体ならしめ、斯る人々へ天皇陛下をして水魚の親みあらしめん事は、我輩の万々願はざる事に候、只だ王室は何処までも扶翼不致候ては忍びざる事に候、(中略)我輩に於ては孑々然たる進退致すべき時に無之候、仍て諸君に望む所は、将来益以て正道の二字を独立し、政府の邪正清濁には面を振らず、侍補一分の正道を以て聖上を扶翼し奉り、以て王室を堅立し、以て天下人心を繋ぎ、政府正なれば共に協力し、政府邪なれば之を匡正し立論すべきは幾度も政府へ立論し、奏聞すべきは憚らず直に奏聞し聖上をして濁流に御浸潤無之様、侍補の力を以て維持したき事に候間、今日より、一面目を改めて、斯の針路を定め度と存候、(下略)(傍点筆者)

とある。右に見る元田の所論は、従来の宮中・府中一体論を一擲し、帝室を政府上に超然たらしめて人心を繋ぎ、政府に対し是々非々主義をもって臨もうとする点において、帝室超然護持論とも云える。従前の論は、政府が単独で政治決定をなさず、天皇が内閣に親臨して天皇意志の政治への発動を行い、侍補も侍座して道徳政治を行わしめんとし

たもので、元田からすれば、その結果、政府が却て非難をうけることなしと、むしろ政府の立場を考慮し、政府との協調的態度に出たものであった。しかし、この論においては、政府の立場への配慮は捨てられ、天皇および侍補は直接政府の政治決定に参画せず、従って侍補は天皇に対し、政治上の補佐をしない代りに、正道をもって道徳上に天皇を扶翼し、正邪清濁を分つ道徳的立場から政府の政治決定を批判し、匡正せんとしたものである。元田をしてこまに進ましめた事情についてはここに省略する。

さてこの第三段階に至って「教育大旨」および「御親裁始の大綱領」を沙汰されるべき計画が元田によって進められたことが注目される。明治二年七月三日の佐々木宛元田書翰に、

(前略)一昨日は例の通に種々御論も奉伺候序に先日御内沙汰にて差出候書取、猶簡易に被遊候方可然御親裁の御始めには、大綱領簡明に両大臣に被仰出可然と奉存候趣を申上、暗に御促し申上奉り置候(下略)

とある。文中の大綱領の草案は元田家文書に「万機御親裁の際御沙汰につき」が存し、元田の起草に成ったことが知られ、当時、元田の手許で準備されていたか、或は上奏されていたかもしれない。また文中の「先日御内沙汰にて差出候書取」は元田の「御沙汰」草案の冒頭にある「兼て御沙汰あらせられ候件々」を書取って天皇に進めたものである。[万機御親裁の際御沙汰につき]は、三カ条からなり、政府へ与えられるものとして、政府指導者への道徳的匡正と道徳的政治の要求を主眼としたものである。

つぎに「教学大旨」がいつ天皇に進められたかは、目下のところ元田日記を閲覧する機会に恵まれていないので正確に知り難いが、それが伊藤に示されたのが九月であるから、それ以前すなわち、右に見たごとく、元田の活動が昂揚した時期には、すでに天皇の手許にあったと見て大過ないであろう。かくの如く「教学大旨」と「万機御親裁の際御沙汰につき」とは、時期的・内容的に密接な関連を有している。従って、両者はひとしく元田のこの段階における帝室超

然護持論の所産であると云える。元田は国民および教育界に対し、「教学大旨」を「聖旨」として、天皇自ら道德の大本を樹立し、天下の人心を統一、国民道德の方向を定め（国教の建立）、同時にその大本に則る道德政治の基本原則としての大綱領を天皇から勅諭をもって政府に下し、政府の政治方針を規制せんと（国教による政治）意図していた。かくて「教学大旨」は単に教育の主義として元田の儒教的道德を明らかにするに止まらず、「聖旨」として、国教の樹立性を有した。この元田の計画が参議政治に及ぼす政治的影響は第二段階における官府一体の政治形態の要求より以上に、重大且深刻であったといわなければならない。何となれば官府一体の政治形態では政府は容喙は受けてもその立場を完全に否定されるおそれは回避できる余地があるのに対し、帝室が超然として上において政府を制御する限り、政府はその立場を完全に否定されるに至る危険を孕むからである。伊藤はこの危機に立って、井上に起草せしめた「教育議」に、「若シ夫レ古今ヲ折衷シ經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ行フカ如キハ必ス賢哲其人アルヲ待ツ而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」と元田を反駁し、「教学大旨」——教育勅語發布の最初の計画を挫折せしめるとともに、「万機御親裁の際御沙汰」も同時に握り潰し、この侍補群の運動を根絶すべく、侍補職を断然廃止し去ったのである。上の「教育議」中に示されているごとく、伊藤・井上の立場は、道德・政治分離の立場における、政治の道德に対する優位性であったのに対して、元田はその根本的立場が王道論であるところから必然的に、道德・政治未分離（或は政教一致）にもとづく道德的政治性の立場を堅持したところに前者の反撃をうけ、自らの運動およびそのうちに生れた最初の教育勅語發布計画に失敗したのである。

以上、元田を中心とする道德的統一——王道論的天皇観にもとづく統一の思潮の性格と展開を辿り、最初の教育勅語發布の計画がもった思想的基盤を明かにしたのであるが、すでに上の叙述に窺える如く、政府における伊藤・井上の思潮が元田の思潮と対立的に表面化したことが知られる。

この第二の政府における伊藤・井上の思潮は元田の思潮との対立点から知りうるように、立憲的統一——立憲君主的天皇観による統一の思潮といふことができる。まず政治形態に関しては、これには、上に見たごとく天皇意志の政治への積極的発動を排除して、どこまでも内閣御弼を中心とする立憲主義的形態への志向が見られ、元田らの政治形態が憲法以前——憲法を前提としない——の天皇親政形態であるのに対して、すでに憲法を前提とする天皇親政——立憲的天皇親政形態が考慮されている。しかし、この第二の思潮の本質的対立物は、明治一年愛国社の再興を契機に昂揚してきた民権論であり、従って窮極の歴史的使命は民権論に対抗して天皇制を立憲君主制によって防護することにあつたのである。このことは、明治一三年一二月の伊藤の上奏建議書（井上毅起草）が明瞭に示している。伊藤らからすれば、元田らの親政形態は政治責任の所在が分明ならず、結局天皇に政治的全責任を負わせる結果となり、いわば民権論の前に、進んで天皇制の危機を提供する以外の何物でもなかった。伊藤らは自らの歴史的使命を達成するためには元田らの政治形態の出現を承認できなかつたものである。またつぎに政治の精神に関しては元田の道德政治の理念は「万機御親裁の際勅諭」に見るごとく、政府指導者の私的行為をも束縛するものであり、当時参議らは井上馨に限らずいづれも政治的資質の故をもって政府を構成したので、道德的資質は必ずしも十全でなかつたから、元田の企図は立憲制への志向をもつ、有能な政治的人材による参議政治への脅威として受取られた。しかし元田が国民社会へ附与せんとする道德——政治性から切離された——は儒教的道德のゆえに資本主義・功利主義化を阻止せんとする保守的傾向をもち、政府の「近代化」政策とは原理的には矛盾するものではあるが、しかし政府の「近代化」政策それ自体、井上毅起草の「教育議」が「政府深く意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史・文学・慣習・言語ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ之ヲ混乱シ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス」としたごとく保守的限界を

もったことが注意せられるのであって、国体の愛護、社会の保守性に関しては伊藤・井上らは元田と相通する思想的側面を有している、これは伊藤・井上らが立憲主義を標榜する点で元田より著しく近代的でありながら、天皇制を保護せんとする目的をもつことから、必然的に生ずる保守性であった。従って伊藤・井上らは、元田が彼等の使命たる立憲政治の確立を妨げない限り、すなわち彼の道徳政治性から政治性を取去って単に道徳性に立つ限りにおいては、元田と根本的に対立すべきものをもたなかったといえる。井上が、国会開設の勅諭後、民間の過激論の大勢を鎮静せしむべき方策を「十四年進大臣」(明治十四年一月七日)⁽⁶⁾に、「今日ノ謀コトヲ為スハ政令ニ在ラズシテ風動ニ在リ」として五策を挙げ、その中において、「第四漢字ヲ勸ム 維新以来、英仏ノ学盛ニ行ハレ、而シテ革命ノ精神、始メテ我国ニ萌生シタリ、蓋シ忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未ダ漢学ヨリ切ナル者ハアラズ、今、之ヲ將ニ廢レントスルニ興スハ、亦互ニ平衡ヲ持スル所以ナリ」という時、彼にみる「近代的」立憲主義が本質において漢学者上りの儒教主義思想を粉飾したものであったことを知るとともに、元田の思想と同じ基盤に立つものであったことが判明する。後年のことながら、明治二十三年五月二〇日付山田顕義(当時司法大臣)宛元田書翰につきのごとくある。

(上略)予而教育上には御懇篤の御賢慮をも拝聴仕特ニ文部大学ニ就而の御内話も拝承仕居候処、近日漏聞候処ニ而は渡辺辞職、其跡加藤弘之ニ御評決ニ相成候由、最早御決定ニ相成候而間ニ合ヒ不申哉ト存候へ共、一応愚存之次第至急得貴意御再考奉願度、加藤人物御熟知ニ者候得共、斯人西洋学者中ニ者中正の見識を執り候人ニ者候得共、徳育上ニ於而者從來定見無之、殊ニ徳育の感情は宗教ニ因ルの便利と説キ申候而西村茂樹等は甚慨嘆も致し候事ニ候間、將來の教育道義を主とし、特に本国人の精神を養成スルノ主義ニ取り候而は被害者の一人ニ而は無之歟と懸念仕候、尤斯人追々見識変り候故、其後日本人の教育と云演説も相見へ、近況は打替り居申候哉と存候へ共、教育上ニ者右様定見無之人は乍憚能々御審査被成度、第一ニ宗教、一条は、後來の大害申上候、迄も無之候へ共況ク御採有之

度、迂老の陋眼より申候得ハ谷干城井上毅の如き方針の学識者御採用有之度希望の至ニ御座候(下略)(傍点筆者)

右に、長文引用したのは、教育勅語起草直前における元田の思想をも併せて参考に供したいためであるが、そこで加藤に対比して、元田が谷とともに井上を推薦している点を注意すべきで、元田がいかに井上に思想的親近性を抱いていたかを知らるであらう。

以上、元田と伊藤・井上の対立の内容をみてきたが、その間の対立を強調する余り、後に勅語発布計画の具体化段階における元田と井上の協力を可能にする思想的親近性がすでに存していたことを見失ってはならないであらう。

註(1)『巨高行』四一六―七頁。

(2)『巨高行』四四三頁。

(3)『図録』図版三三、三二―三頁、海後宗臣『元田永孚』所収、一四四―五頁、なお海後氏は解題(二〇四頁)で記享年月は不詳で明治一〇年後のものだと推測されているが、本文引用の元田書翰で大凡その時期を知りうる。また氏はこれが奏上されたとしておられるが確証をあげられてはいない。

(4)海後『元田永孚』一四四―五頁。

(5)清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』一三四頁所引、大久保利謙『明治憲法のできるまで』一四五頁。

(6)大久保「明治一四年の政変」、『明治政権の確立過程』、一五〇頁、一五二頁。

(7)大久保「近代文化の形成」、『近代社会 新日本史大系第六卷』、二三八頁。彼が元來漢学者上りの思想的性格をもつことは大久保氏が指摘されているが、彼が木下韓村の塾、安井息軒の三計塾に学んだことに関しては、小早川秀雄『井上梧陰先生』(元田井上岡先生事蹟講演録)が前者のみに言及し、後者を指摘したものに黒江一郎「安井息軒と肥後」(宮崎大学学芸学部論文集、昭和三十一年)がある。

(8) 渡辺幾治郎氏蒐集資料「元田文書」。

第三節 山県の権力的統一の思潮と(伊藤)・井上の立憲的統一の思潮

最後に、第三の権力的統一の方向における思潮に言及する。

この思潮は、徴兵令制定以来、近代日本軍隊を速かに成立せしむべく努力した近代軍事官僚としての山県有朋によって代表せられる。「明治維新に際しては徳川幕府の、世界的には絶対制君主制によって克服されるべきであった封建制が直結した。わが国にこのような絶対制君主制が存続しなかったことが明治憲法を貫徹する重大且つ特異な特徴を現出させている」とされ、明治維新には「天皇が殆んど一兵をも有せず、絶対制を基礎つけた兵力の存在と対比して重大な差異を現出せしめ」⁽¹⁾「天皇は直ちに封建制の廃止」をしなかったことがすでに指摘されている。プロイセンでは絶対制君主が兵権・政権ともに未分離的に一身に掌握していたのに対し、天皇は多分に擬制的な絶対制君主として政権を形式的に掌握しているにとどまるとともに、徴兵令発布後においても兵権を実質的に掌握することが出来なかった。さらに政府(太政官)——藩閥出身の人々(参議)が事実上の構成員であった——における兵政両権の一元的把握が、両権の未分離的構造の上になされていたために両権の混淆——従って軍隊の政治化——が生じ、そのことが政府および国内の動揺・不統一の要因であったことは、征韓論分裂にさいしての近衛兵の動揺に、天皇の勅語も役立たず、彼等の帰郷から、さらに各地の土族的反乱をへて西郷の拳兵(西南戦争)に至る諸事件が証している。もっとも明治初期一〇年間は政府はフランス的な文民優位的軍制を維持した。⁽⁴⁾この軍制はいうまでもなく軍令軍政の一元的

処理体制で、それを現出せしめている権力形態は、自由民主主義革命によって民主主義権力が絶対制から兵権を分離解放して自らの手中に収めた——さらに政権の三権分立を行った——結果成立した、兵政、両権の分離主義に立つ、兵政両権の一元的処理形態(文民優位制)であった。わが国におけるこのフランス軍制の採用は右の本質理解の上に立って行われたのではなく、極めて便宜的且直輸入的であったから、軍制上はフランス流の文民優位の立憲的・近代的軍制にもかかわらず政治現実として両権の未分離・混淆が存在した。彼我に共通したのは形態上であって本質は全く相反していた。

したがって、政府権力の支柱としての軍隊の強化に努力した山県らは、如上の苦い経験をなめた諸事件の発生を防止するために、また自由民権運動の軍隊への影響を断ち切るためにも、軍隊の非政治化を達成すべく、政府(軍部)自身の手で——ヨーロッパにおける絶対制に對抗する民主主義勢力の手によるのとは質的に異り——兵権を政権(太政官)から分離して天皇に直屬せしめ、天皇の命令すなわち政府の命令に絶対服従する軍隊をつくり上げ、それによって政権を強化せんとする統帥権独立の思想を抱いた。これが第三の権力的統一の思潮に他ならない。この思潮も、民権運動が激化せんとする時期、元田らの君徳培養運動の展開期と時期を同うしてあらわれた点に注目すべきものがある。元田と伊藤・井上らが窮極、政権の天皇親裁形態をめぐって対立したのに比し、これは太政官によることなき兵権(統帥権)の天皇親裁形態の樹立を目指し、統帥権的(あるいは絶対制君主制)天皇観に立ったものである。その具体化は明治一年二月五日の参謀本部条例による参謀本部の設置、軍令軍政二元主義の成立、翌二年一月一日太政官第三九号達陸軍職制中の「第一条 帝国日本ノ陸軍ハ一ニ天皇陛下ニ直隸ス」の根本原則の確立に見られる。

山県は、以上の統帥権独立に伴う単なる法制的処置に終らず、軍隊・軍人の性格をそれにふさわしく非政治化ないし中立化すべく教育するため、軍隊・軍人のイデオロギーを確立せんと努力した。この具体化が明治一年の「軍人

訓誡」をへて、一五年の「軍人勅諭」に完成した。この間の経緯は別に発表したことがあるのでここには触れない。ただここで注意されることは、この統帥権的天皇親を確立した「軍人勅諭」が、山県の主宰のもと、明治一三年ごろから西周・福地源一郎らによって草案起草が行われた事実とともに、さきの立憲的統一の思潮を代表する井上毅の支持、むしろ積極的な要請・協力によって成立せしめられている事実である。井上の「軍人勅諭」に対する積極的要請は、彼が起草した明治一四年一〇月一日の七参議の立憲政体に関する意見書に、

(上略) 臣等又ひそかに按ずるに、立憲君治の国其の以て基趾を鞏固にする所、抑亦道あり、一に曰く元老院の設、貴族老成の組織する所たり。二に曰く陸海軍は帝王の親らの統帥する所たり、(中略) 陸海軍制に至りては、蓋し天子は兵馬の元帥にして軍人は王室の爪牙なり。故に軍人たる者、専ら国を愛し、君に忠なる義ありて、党を結び政を議するの権あることなし。今宜しく其紀律を制し、陛下又親く之を鼓舞振作し、其義方を示し、其れをして伝へて習風を成し、以て永く国家の干城たらしむべし(下略)

とあることによく示されている。そして井上が「軍人勅諭」の起草・発布に自ら参画した事実はようやくつぎのごとく資料的に明瞭となった。すなわち「井上毅文書」中に、

先時御下問を忝候勅諭案ニ付猶以書面愚考奉申上候

一天皇トハ天子ノ尊号ナルヲ以テ天子自ラ称シ玉フトキハ天子ト謂フベク天皇ト謂フベカラズ故ニ二個所ノ天皇統率ノ句ヲ天子ノ字ニ改メラレシコトヲ祈ル

一深ク国ヲ憂ヒ世ヲ嘆キ玉ヒノ一句憂國ノ字ハ人臣ニ適シテ人君ノ上ニ相応ナラズ故ニ削除アランコトヲ冀フ

一朕ハ爾等臣民ノ君主ニゾアルノ一句、不臣ノ臣民ニ対シ喝破スルノ語氣ニシテ殊ニ春風和日ノ氣象ヲ傷ル故ニ割愛ヲ祈ル

以上三件中第三項ハ独リ文字論ニあらずして稍ヤ政畧ニ関係ある歟ニ奉存候へハ伏願更ニ御賢慮被為在度奉存候

頓首

十二月廿五日

毅

山県参議殿

とある。

かくて前節にも述べた如く、井上の立憲的統一の方向は、国体(天皇)を保護するための西欧的「立憲君主制」の採用に他ならなかったから、自由民権運動に対し、立憲制への譲歩を示しながら、反面では君主制を強化し絶対制化すべく、その要件として軍隊の天皇親率、および非政治化が存したのである。従って(伊藤)・井上の立憲的統一の思潮は、山県の権力的統一の思潮を不可欠の内容とし、山県の計画を支持・推進し、両思潮は相互補完的に密接に交錯した。ここにも後に、教育勅語発布計画の具体化段階における山県と井上の密接な関係を発生せしめる素地としての思想的親近性を認めることができるであろう。

なお一言附加しておくべきは、山県の権力的統一の思潮と元田の道德的統一の思潮との関係である。「軍人勅諭」と「教学大旨」とを取上げて対比するとき、前者が権力的立場から下附された軍人社会の道德であり、後者は道德的立場からの市民社会の道德である点において異なるが、両者が維持せんとした道德的傾向・道德的内容においてはもとより相矛盾するものではない。「軍人訓誡」および「軍人勅諭」を最初に起草した西周が軍人社会に維持せんとした道徳的傾向は、維新以前の封建武士社会の道德であって、「民権家風」・「状師家風」・「貨殖家風」の市民社会の風尚ではなかった。西によれば、市民社会は天皇に対して「民属」の社会であるのに対して、軍人社会は天皇への「臣属」の社会、すなわち維新前の武士社会であり、両者は社会の構造原理を互に異にしたものと考えられていた。西は啓蒙哲学

者として軍人社会と市民社会とを区別して考えたが、元田においては、かつて政治と道徳が未分離であったごとく、西のごとき原理的区別・市民社会の認識は来らず、旧封建社会すなわち西の軍人社会の道徳をもって、新に封建社会と原理を異にして発展せんとする明治(市民)社会の道徳たらしめんとしていたということができる。やがて西の区分した両社会の対立が激化し、両社会の同質化——後述するようにわが国ではもとより市民社会の軍人社会への同質化——が要請せられる時勢に至るならば、山県の方向と元田の方向とはおのずから相結合すべき筈であった。

以上二節にわたって三思潮の性格とその相互関係を見たが、対立のうちにもまた相通する面を有し、教育勅語發布計画の具体化段階における、山県・井上・元田の協力の素地がすでに存することを知らることができた。

しかし、かかる三者の協力を可能にするためには、なお時勢の展開・思潮の成長発展を必要としたのである。いかなる時勢の展開と思潮の発展が、かかることを可能にせしめたかを以下の章で明かにすることにしよう。

註(1) 藤田嗣雄『軍隊と自由』六〇—六二頁、昭和二八年。

(2) Huber E. R. Heer u. Staat 91, 106—7, 1943.

(3) 山崎丹照『内閣制度の研究』六二頁、昭和一八年、三版。

(4) 藤田「フランスの文民優位的軍制がわが国に及ぼした影響」、レファレンス第五五号、昭和三〇年。

(5) 田島応親「幕末以降兵制改革実歴談」、砲兵会記事特号、大正一一年。

(6) 拙稿「近代日本軍隊の性格形成と西周」、京大人文科学研究所紀要、人文学報、第四号、昭和二九年。

(7) 『岩倉公実記』二冊本、下巻、七七六—七八頁。

(8) 「軍事三閣スル元帥ノ意見集、第七号、陸海軍二閣ヒタル勅語ノ原稿修正草稿及決定案」(憲政資料室寄託、井上毅文書)。

(9) 前掲、拙稿。

第二章 教育勅語發布計画の具体化の様相

第一節 具体化の契機と山県の具体化への積極性

教育勅語發布計画の具体化の契機は地方長官有志の教育刷新運動の積極化である。彼等の運動の内容はすでに渡辺氏が、この運動の同志の一人、当時若手県知事石井省一郎の談話をもって明かにせられて⁽¹⁾いるから、ここに詳細に繰返す必要はないが、必要の限りにおいて触れておこう。この運動は、当時の地方における欧化主義・西洋心酔の教育主義の影響を憂慮し、元田と同趣旨で速かに徳育の確立を要望したもので、その表面化は明治二一年に始まり、ついで二三年二月地方長官会議において文部大臣榎本武揚に迫って文部省の従来の態度を非難するに至ったものである。ただ、注意すべきことは、本来の道徳思想家たる元田や西村の動きと異り、地方長官らが何故かかる筈に出たかにある。

彼等有志の教育刷新思潮の発生は石井の談話が示すように、彼が明治一七年二月若手県令(明治一九年七月まで県令、以後知事と改称(一筆者註))として赴任、直ちに県内を巡廻して痛感していることから少くとも一六・七年の交にあるとしなければならない。さきの問題を解くためにはこの運動の背景をなす地方政治の実態に触れる必要がある。

丁度その頃は、明治一六年一月鹿鳴館の竣工を端緒として中央では政府の華やかな歐化主義が進められると同時に、地方では松方のデフレーション政策によって米価は明治一三・四年の好況時に比して、その半にも至らず、農民生活の窮乏を現出し、この矛盾のうちから福島事件（一五年）・高田事件（一六年）・加波山事件・秩父事件・飯田事件（一七年）等貧農参加の急進的な諸事件が相ついで発生し、一般民情は悪化の傾向にあった時期であった。

この当時の地方政治の实情は、一六年四月から八月に至る一府八県の官吏的報告ではあるが、「関口元老院議官地方巡察復命書」を繙けば充分窺うに足るであろう。そして民情の悪化を助けていたものに地方教育の貧困があったのである。復命書は述べている。

（上略）又憂フベキモノアリ、則教員其人ニ乏シキナリ、老実德行ノ人多クハ其学一方ニ偏シ、現今ノ学科ヲ備ヘズ、現今ノ学科ヲ備フル者ハ多ク青年輩ニシテ子弟ニ師範タルノ実徳ナク、又人ヲ育生スル経験ニ乏シ。偶々徳義ト学力ヲ兼備シ人ノ師範タルニ適當スルモ、是輩ハ甘シテ小学教員タルヲ欲セズ。何トナレバ教育ノ等級ハ十等官相当ニ達スルヲ得ルト雖モ、其俸給ニ於テ八月俸式拾円ヲ超ユルモノ甚ダマレニ、多クハ五六円乃至拾円トス、最モ薄給ナルハ壹円内外ノモノアリ。故ニ現時各小学校ノ教員ヲ見ルニ二十六歳乃至二十四五歳ノ者多クシテ浮華輕躁ノ風ヲ陶成スルノ弊アリ（下略）

かかる地方教育担当者の实情に加えて、「文部省の方針」が「亜米利加帰りの学士」の「意嚮に依つて定まる」ところ、石井省一郎が、

（上略）県内を巡廻し、学校なども悉く巡つて見ました。師範学校は無論の事、中学校、小学校をも巡廻して見ましたが、教育の主義といふものが那辺にあるのか、一般の風潮を綜合して見ますとどうも変な空氣が漂うて居るやうに考へられる。例へば小さい事ではありますが、我が日本では昔から兒童は勇者といへば鎮西八郎とか源義経と

かいふ人物を語り、智者忠臣といへば、楠・新田を語るといふのが習慣でありました。尨がそんな風は殆ど無くなつて欧羅巴や亜米利加の豪傑を理想するやうな風潮が溢つて、どうも我が日本を顧みないやうな様子が萌して居る。学校の教員なども日本人は極めて劣等な国民である。欧米人に対しては到底頭の上らぬ国民である。是れは日本の歴史、習慣其の他、何もかも無視して只管に欧米に化してしまひたい。又さうしなければ駄目であるといふ様な考へであつたらしい。随つて学校教育を受けるものは皆是れにかぶれて、さういふ氣風になる。私は之を見、之を聞いて実に困つたものだ（下略）

考えるに至つたといふごとく、政府の文教政策に対する批判が生じたのは当然であった。

尚、また、かかる地方教育の現状の上に、さらに欧米風民法——石川によれば「妻が夫を訴へ子が親を訴へることが出来るといふ」——の施行が、条約改正上、不可避的に加わることを知つて断然「この上は教育の上でよく始末をせねばならぬ」として運動を積極化するに至つたものである。

このような運動の積極化も、この頃、石井の同志であつた千葉県知事船越衛が文部省は学士会の自由にされ、文部大臣は学士会の傀儡だといふやうなことで、伊藤の地方長官招宴の席上、榎本文部大臣と激論し、伊藤から叱られたことがあるように、伊藤は極力反対であつた。

しかし、このときすでに山県有朋が内閣総理大臣として登場していた。

ここで当時の政界の推移を一言しておこう。明治二一年四月伊藤は内閣総理大臣を辞し、枢密院議長に就任、代つて黒田内閣が成立したが、大隈の条約改正案失敗により翌二二年一〇月瓦解、同時に伊藤は枢密院議長を辞し、宮中顧問官に転じ、その翌二三年貴族院議長に任ぜられるまで、暫く滄浪閣に入って直接政務から身を退いた。山県は二二年一〇月自治制視察のため欧州行、二二年一〇月帰國、一二月内閣総理大臣兼内務大臣となつた。そして山県が

内務大臣として二三年春召集したのが、さきの地方長官会議であった。地方長官らは教育の問題として文部大臣に迫ったものであったが、山県はこの国民教化の問題を単なる教育問題にとどめず、ひろく政府の政治方針の問題として内閣閣議の問題に取上げた。この頃、天皇は閣議に臨御、その議を聴かれるのを常とし、山県によって奏聞され、やがて天皇は、榎本文部大臣に教育に関し徳育の基礎となる箴言の編纂を命じた。⁴⁾

この年五月、内閣一部に改造があり、榎本が文部大臣を罷め、代って内務次官芳川顕正が文部大臣となった。この交渉に関し、「佐々木高行日記」には、元田永孚内話としてつぎの如く伝えている。山県は教育の事は至極大事であるから、自分(山県)は榎本にしばしば促すところがあるが、兎角因循ではかばかしくないからで、芳川の入閣については人物は十分でなくとも自分の考え通りになるから、大原則を立てられたならば、たとえ文部大臣が交代しても、その御趣旨を実行することができる。榎本ではとてもこの事は行われぬからと再三申上げてかく交渉が行われたという。⁵⁾

以上の内話から窺われるように、山県は勅語の起草を推進せしむべく文部大臣を交送せしめ、しかも自分の思いのままに制御しうる芳川を、その責任者たらしめたことにその熱意の程を知ることができる。芳川は親任式後、山県とともに拝謁を許され、総理大臣と協議して教育上の基礎となるべき箴言を編めとの沙汰を受けた。⁶⁾ここに起草が開始せられる。

以上において、従来の伊藤の「責任之日」には、政府が元田らの封建的儒教主義の思潮にもとづく徳教確立の要求にたえず下から圧迫されながら、立憲政治確立のために、頑強に対抗し、これを退けていたのとは一転して、山県「責任之日」に入るや、地方長官らの徳教確立の要求を政府の手による国民教化の具体化の契機として見逃さず、進んで政府の主体性において勅語発布計画の具体化を開始するに至ったことを知るであろう。従って、山県が推進者として

積極的に尽力したことが、実は勅語の成立・発布を実現せしめるに至った最も重要な要因である。渡辺氏が「進歩思想や自由主義に特別の理解もなく、同情のない山県、只管国体や祖宗の遺訓に邁進するの概ある山県……なればこそ理由なしに聖旨を遵奉し」⁷⁾(傍点筆者)たと言われたる如き、極めて消極的・非自主的態度において勅語発布計画に臨んだのではなく、むしろ逆に極めて積極的意図をもって勅語発布の具体化にあたったことが看過されてはならないのである。

註

- (1) 石井省一郎談話「教育勅語に就て」大正十一年三月四日訪問、編修官上野竹次郎筆記、渡辺氏所蔵資料。
- (2) 元老院議官関口隆吉の「明治十六年甲部巡察復令摘要」を印刷に附したもの。昭和十三年五月発行、筆者蔵。
- (3) 石井省一郎談話、この榎本文部大臣時代(明治二十二年三月―二十三年五月)の当初、伊藤はすでに総理大臣を退いていた。談話には「伊藤博文公が今の岩崎邸、即ち品川御殿場に居られて上京中の地方官を招いて酒宴を催され……」とあり、渡辺氏は「高輪の伊藤総理大臣邸に地方長官が招かれた時……」とされている(『明治天皇と教育』二四〇頁、『公爵山県有朋伝』中巻、一一二二頁)。また船越衛は兵部省以来、山県有朋と緊密な関係にあったことがここに注意される。
- (4) 教育勅語発布二関スル 山県有朋談話筆記、『資料集』第二巻、四五四頁、『公爵山県有朋伝』中巻、一一二二―一五頁。
- (5) 津田『臣高行』六八九―六九〇頁。また山県は「榎本ハ理化学ニ興味ヲ有セシガ徳教ノコトニハ熱心ナラス」とした(教育勅語発布二関スル山県有朋談話筆記)。当時の「朝野新聞」(明治二三・五・一八)は、榎本が閣外に追われた内面の事情は山県とソリが合わないとか、あるいは榎本は山県に対し、職掌上即ち教育の主義若くは教育の行政上に付て其當を得ないという理由からではないとの言葉を山県からとったとか報じている(『新聞集成明治編年史』第七巻四三五一―六頁)。

- (6) 芳川顕正、教育勅語御下賜事情、『資料集』第二巻、四五六頁。
- (7) 渡辺『明治史研究』四〇―一頁。

第二節 山県の勅語發布計画における積極的意図

前節で山県の勅語發布計画における積極的な態度を明かにしたが、ここで山県の積極性がいかなる意図にもとづくものであったかがさらに明かにされなければならない。このためには「軍人勅諭」發布後における彼の動向を見る必要がある。山県は明治一六年一二月岩倉具視の薨去後の内閣改造で、参議兼参事院議長から議長を免じて内務卿を兼任、ついで明治一八年一二月内閣官制公布により内務大臣に就任、以後明治二二年一二月内閣総理大臣（兼内務大臣）となるまで、一貫して内務行政の最高責任者たるの地位にあった。その間、彼が最も意を注いだのは地方自治制の確立で、その成果が明治二一年市制町村制、同二三年府県制郡制の制定である。山県は市制町村制について、

今市制町村制ヲ設クルハ地方ノ自治、及分権ノ主義ヲ実行スルニアリ、自治分権ノ法ヲ施ハ、即チ立憲ノ制ニ於テ、國家基礎ヲ鞏固ニスル所以ノモノナリ。蓋シ町村ハ、自然ノ部落ニ成立チ、百端ノ政治、悉ク町村ノ事務ニ係ラサルモノナシ、今ヤ中央政府ノ制度ヲ整理スルニ方リ、之ニ先チテ地方自治ノ制ヲ立テントスルハ目下ノ急務ナリ。地方ノ制度整備セシテ独リ先ツ中央ノ組織ヲ完備セントラ求ムルハ、決シテ順序ヲ得タルモノニ非サルナリ。故ニ國家ノ基礎ヲ鞏固ニセント欲セハ、必ス先ツ町村自治ノ組織ヲ立テサルヲ得ス。之ヲ喻ヘハ町村ハ基礎ニシテ、國家ハ猶家屋ノ如シ、基礎鞏固ナラスシテ、家屋独リ能ク堅牢ナルノ理アル可カラズ⁽¹⁾と主張している。自治制確立の歴史的意義に関しては従来、「憲政の準備」という観点から諸意義が考えられ、最近においてもやはりこの観点をさらに押進めて「下からの自発的な組織化の動きを絶ちきり、明治憲法体制を支える政治構造」としての「下からの政治的エネルギーの転換乃至濾過装置」としての意義をもつとされている。⁽²⁾

右の評価は、憲法發布との関連において理解される限り、当を得たもので、山県と自治制との関係の一半をついたのであるが、山県は、伊藤が夙に憲法發布そのことに邁進したごとく、この自治制そのものに邁進したもので、⁽³⁾モツセの影響をうける以前から、内務卿就任とともに國家の基礎たる町村制度制定の努力を開始していた。

すなわち、三宅雪嶺が記すごとく、「山田が内務卿より司法卿に転じ、山県が参事院議長より内務卿に転ぜしは、時の事情のみに止まらず、各自大に期待せし所ありての事にして、官制改革後、愈々黽勉して目的を達せんとす。山県は内務卿となりて、直ちに地方制度起案の命を下し⁽⁴⁾」た。山県が地方制度に対する熱意の直接的要因は実に徴兵制度から来ている。この経緯は石黒忠恵の「陸軍ト自治制ノ創設時代⁽⁵⁾」が示している。

（上略）徴兵令に依つて抽籤で体力壯健にして一家の為に大に稼がねばならぬ者を引上げて行つて戦争しろ、討死にしるとは余りに酷だ之れは何うしても一方に於て是に対する報酬を与ふべきだといふ話もあつた。之れは尤ものことでは是非徴兵の義務に対しては何か其の代りになるものがなければならぬと当時山県卿は此事には深く苦慮されつつあつた。其後数年青木周蔵が久しく独逸公使として伯林に駐在し、帰朝された時に、独逸の地方自治の事を詳しく山県公に語られ、我国にも是非此法は施さねばならぬと勧められ、山県公は是ぞ徴兵の報として是非行はねばならぬと思ひ起され、卿が内務卿に任せられるや云々

ここに徴兵義務の代償或は徴兵の報ということが、国民（町村公民⁽⁶⁾）に対する地方政治への自治的権利の附与（自治制）を意味し、一般人民が参政権を付与されていないものにも拘わらず、国民皆兵の義務に服するのは不可であるという徴兵令に対する自由民権運動側からの政治理論的反対に対処する役割を担っていたことが注意されなければならない。

しかしながら、自治制と徴兵制の連関は以上につきるのではなく、なによりも徴兵制が当面している課題の解決上

に自治制がもち来らされたものである。⁽¹¹⁾

徴兵制が当面せる課題に入るに先立って、山県が内務卿（内務大臣）であるとともに、反面では明治一七年参謀本部長兼補、同一八年から一九年まで参謀本部御用掛、同二〇年監軍兼補をなし、明治一五・一七年京城事変を契機として陸海軍の拡張をはかり、大陸的作戦を標的とする編制に着手、一八年ドイツ参謀少佐メッケルを聘して参謀本部顧問とし、児玉源太郎・桂太郎・川上操六らによる軍制改革を指揮していたことを忘れることができない。⁽¹²⁾

いわば、山県はプロシヤにおけるシュタインの行政上の改革とシャルンホルストの陸軍再造を一身において主宰していたといえる。⁽¹³⁾

従って山県の立場においては、軍事的なものの優位における行政改革と見做すことができる。すでに明治一四年九月二七日の陸軍卿大山巖の徴兵忌避防止に関する建議は官選戸長制をとることを要求し、その要求は、明治一七年五月七日太政官達第四一号に実現されたけれども、徴兵制の展開上には深刻な問題があった。⁽¹⁴⁾ 先にも触れた明治一六年の「関口元老院議官地方巡察復命書」が述べるごとく、

審ニ民情ヲ察スレバ安シテ徵募ニ応ズルニアラズ、法令ノ至嚴ナル調査ノ緻密ナル免ルル計策ナキナリ。且夫子弟ノ輩未ダ家事ヲ修メ生計ヲ荷ハズ、故ニ一家大ナル妨ナケレバナリ。若シ徴兵令ヲシテ拵メテ嗣子ニ及ビ戸主ヲ徵スルニ至ラバ民心何点ニ向フヲ知ラズ（傍点筆者）

と憂慮される状態にあった。しかし大陸作戦を標的とした軍部は、メッケル立案の明治一九年二月一八日付「メッケル氏一般ノ服役ヲ日本ニ採用スルノ必要」⁽¹⁵⁾の勸告にもとづいて、従前の徴兵令のもつ免役条項に大制限を加え、従来徴集猶予（事実上の兵役免除）の特典があった戸主の年齢六〇才以上の者の嗣子、承祖の孫、廢疾戸主の嗣子および戸主などに、その特典を廢し、徴兵令制定以来の家族制度尊重主義を法文上稀薄ならしめ、国民皆兵主義の徹底に前進

しなければならなかった。この結果が明治二二年一月二二日の改正徴兵令（法律第一号徴兵令）である。⁽¹⁶⁾ここに上掲の「復命書」が予め憂慮した条件が徴兵令の拡張（免役条項の削除・撤廢）によつてもたらされることになり、これが惹起する社会的動搖・政治的影響を防止するためには、軍当局者は極力、國家の基礎たる町村の政治・社会体制を鞏固にし、かつ中央政府において地方末端までおよぶ強力な権力機構、国民一人一人を把握する国民組織を創出し、制度化する必要があった。まさに前節で触れた地方長官有志が、民法による家族制度の破壊を教育によつて補わんとしたごとく、山県においても徴兵制による家族制度の崩壊・地方の動搖を自治制によつて補わんとしたことである。自治制は窮極、保守的な地方地主の手による町村政治の掌握を形成せしめ、地主—小作関係という社会身分的關係を主軸とし、それを同時に地方の政治権力的關係として固定せしめ、「中央政局異動ノ余響ヲシテ地方行政ニ波及セサラシ」⁽¹⁷⁾め、もつて國家基礎の動搖・急進化を防ぎ政治的中立ないし非政治化を意図したものであった。

以上のごとく山県における明治二二年自治制と明治二二年徴兵令の本質的連関を指摘するとき、後者において新設された一年志願兵制⁽¹⁸⁾の意義に触れなければならない。この志願兵制の採用もメッケルの意見⁽¹⁹⁾にもとづいているが、この採用は早くプロシヤに見られるごとくこれによつて軍隊に市民社会における階級制度がもち込まれる点に意義がある。⁽²⁰⁾従来、市民社会における階級秩序が、軍隊における軍事的構成において破壊され、逆転せしめられていたのを、ここに、市民社会秩序をそのまま軍隊における階級秩序とし、それによつて市民社会秩序を軍事的秩序によつて裏打ちし、再び市民社会秩序として送り出すとき、従前の地主—小作關係は同時に將校—兵關係の性質をもち、地方社会秩序の安定・維持に役立たしめられたと見るべきである。従つてまた地方市民社会の予備軍秩序化、或は軍國化の開始とも見る⁽²¹⁾ことができる。

さて以上のように山県の動向を追うてくると、いかに彼が市民社会を、彼の目的とする軍隊の強化・維持のために

適合せしむべく、権力機構のうちに制度化し、国民組織化せんと努力したかが窺われるであろう。従って明治二二年自治制(市制町村制)の成立は、かかる意味における国民組織の一応の成立と見るべく、恰も彼が徴兵令によって軍人社会を組織化した上へ、「軍人勸諭」の思想を上から注入したごとくに、今や国民組織へ国民統一の思想を注入すべき段階に立至っていた。前節の地方長官有志の運動の積極化はまさにこの段階において起ったものである。

従って、山県が地方長官有志の要求を積極的に閣議の問題として取上げた理由はここに見出されるのであり、彼が後年(大正五年一月二六日)、

明治二十三年ノコトト記憶ス、地方官中ニ教育ノ目的ヲ一定スルノ必要アリトノ要求起レリ、内閣ノ中ニモ同様ノ意見ヲ懐クモノアリシガ如何ニスベキカノ案ナシ、当時ハ頗ル多忙ノ時期ニテ勅令乱発ストモ云フベキ際ナリ、是レ明治維新ノ大切ヲツケ、条約ヲ改正シ、憲法実施ノ準備ヲ整フル等ノ事処理スベキ事甚ダ多カリキ而シテ余ハ軍人勸諭ノコトヲ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ、(傍点筆者)

と語ったことに、最も端的に示されている。

しかし、ここに注意すべきことは、山県は単に上述のごとく国民組織への思想注入の段階に入っていただけで、地方長官側の運動によって始めてはじめて、教育にも「軍人勸諭」と同様のものを希望するに至ったのではなく、主体的にも当時、思想注入を企図していたことである。

明治二十一年一月「山県有朋軍備意見」にはつぎの如くある。⁽²³⁾

有朋謹白熟々宇内方今之形勢ヲ按スルニ亜細亞ニ於テ英露兩國相軋リ以テ東洋ノ一大波瀾ヲ起スハ將ニ数年ヲ出テサラントス。事情此ノ如ク其ノ切迫ヲ致シタルハ何ソヤ。加奈陀太平洋鉄道ト西伯利鉄道敷設ノ挙トニ依リテ英国ノ東洋航路ヲ短縮シ露国軍隊ノ東向ヲ駿速ナラシメタルコト是ナリ。加之南亞米利加州ノ巴奈馬地峽ニ開通スル運

河ハ数年ナラスシテ太西太平ノ両洋ヲ連絡セントス。此事我邦ニ於テ恬然傍觀シ去ルヘカラス。則チ我安危ノ係ル所ニシテ兵備完整ノ一日モ忽カセニス可ラサル所ナリ後文更ニ其理由ヲ詳論セン。

(支那は)……兵備ノ拡張ニ駁々乎トシテ其ノ歩ヲ進ムルモノノ如シ東洋ノ波瀾ヲ起スモノハ独英露ノミナランヤ。……(対馬も占有の危険あることを述べ)……局外中立ヲ守ル能ハサルノ事情ニ迫ルコト無キヲ保スヘカラス。此

時ニ至リ我若シ露国ニ与ミセン乎英支兩國ヲ敵ト為シ其軍艦軍隊ニ当ラサル可カラス。若又英支兩國ニ与ミセン乎露国ニ敵抗セサルヘカラス。(下略)(かっこ内は筆者註)

そもそも山県が東亜における戦争を予想して、その準備に邁進したことは、既に明治一三乃至一五年のころより顯著なるものがあつたが、明治二〇年代に入つて、彼の戦争危機感は一層強められた。その契機をなしたものは、カナダ太平洋鉄道とシベリヤ鉄道敷設の挙と来るべきパナマ運河の開通であり、且は支那における軍備拡張の進展であつた。そして今後数年を出でずして、東亜、朝鮮をめぐって重大な戦争の危機が伏在し、それが目前に迫りつつあることを強く説くに至つたのが上記の文書である。

さらに山県には、地方長官会議(明治二十三年二月)で德育確立が問題化したその頃、左の注目すべき明治二十三年三月「山県有朋軍備意見」がある。⁽²⁴⁾その冒頭には、この年一月第一回帝國議會開會演説に山県が用いた有名な「主権線」・「利益線」の言葉が見え、前者をもって「疆土是ナリ」、後者をもって「隣国接触ノ勢我カ主権線ノ安危ト緊ク相関係スルノ区域」と定義したのち、つぎの如く述べている。

利益線ノ焦点ハ、実ニ朝鮮ニ在リ、(中略)吾人ハ西伯利鉄道完成ノ日ハ即チ朝鮮ニ多事ナル時ナルヲ忘ルヘカラス。又朝鮮多事ナル時ハ即チ東洋ニ一大変動ヲ生スルノ機ナルコトヲ忘ルヘカラス。凡ソ国ノ強盛ノ致ス所以ノ者ハ皆競争ノ結果ニ依ラスンハアラス。……(中略)……以テ一八年ニ天津条約ヲ成スニ至レリ。然ルニ朝鮮ノ

独立ハ西伯利鉄道成ルヲ告ルノ日ト俱ニ薄氷ノ運ニ迫ラントス。朝鮮ニシテ其ノ獨立ヲ有ツコト能ハス折ケテ安南、緬甸ノ統トナラハ東洋ノ上流ハ既ニ他人ノ占ムル所トナリ而シテ直接ニ其ノ危険ヲ受クル者ハ日清兩國トシ我カ対馬諸島ノ主權線ハ頭上ニ刃ヲ掛クルノ勢ヲ被ラントス。清國ノ近情ヲ察スルニ蓋全カヲ用キテ他人ノ占有ヲ抗拒スルノ決意アルモノノ如シ。從テ又兩國ノ間ニ天津條約ヲ維持スルハ至難ノ情勢ヲ生セリ。蓋朝鮮ノ獨立ヲ保持セントセハ天津條約ノ互ニ派兵ヲ禁スルノ條款ハ正ニ其ノ障礙ヲ為ス者ナレハナリ。將來ノ長策ハ果シテ天津條約ヲ維持スルニ在ルカ或ハ更ニ一步ヲ進メテ聯合保護ノ策ニ出テ以テ朝鮮ヲシテ公法上恒久中立ノ位置ヲ有タシムヘキカ是ヲ今日ノ問題トス。(中略)此ノ事若シ成ラハ他ニ又間接ノ利益尤大ナル者アリ。即チ日清兩國ハ朝鮮ノ共同保護主タルカ為ニ東洋ノ均勢ヲ生シ兩國ハ將來ニ同舟ノ想アリテ其ノ交誼期セスシテ親密ナルヘク從テ琉球問題ノ久シク清國政府ノ積怨タルカ如キモ亦自然ニ消滅シテ痕ナキニ至ラン。

上ニ陳フル所ノ利益線ヲ保護スルノ外政ニ対シ必要欠クヘカラサルモノハ第一兵備第二教育是ナリ。(中略)國民愛國ノ念ハ教育ノ力以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ。(下略)(傍点筆者)

右の意見書は先の明治二十一年一月意見書と同じ見地に立って兵備の拡張の要を説いたものであるが、引用末文に見るごとく教育の必要を併せ説いている点に注目すべきものがある。この明治二十三年三月「山県有朋軍備意見」は井上毅の起草したものであることは、「井上毅文書」中にその起草稿本と見るべき「利益線防護ノ計画」が存することによつて明らかである。

今、この「利益線防護ノ計画」から、先の引用末文(下略)の部分に相当する箇所を引いて見よう。(傍線は加筆部分) かつこは削除抹消を示す、原文は説点あるも句点なし、今補う(筆者)

上ニ陳フル所(ノ)利益線ヲ保護スルノ外(交)政ニ対シ必要欠クヘカラザルモノハ第一兵備第二教育是ナリ。

(第三) 國ノ強弱ハ(独兵士(戎)ノ(勇怯) 勇怯ニ依リ兵士ノ勇武(怯)ハ) 國民忠愛(武)ノ風氣、之カ元質(素)タラズンハアラズ(列(各) 國球輿ノ上ニ基立シテ互ニ盛衰(強弱)アリ而シテ各々其ノ版圖ヲ守リ舊物ヲ失ハザルコトヲ得ル者ハ他ナシ國民各々) 國民父母ノ邦ヲ愛恋シ死ヲ以テ自守ル(ニ由ルノミ國民愛國)ノ念ナカリセ(ラシメ)ハ公私ノ法律アリト雖、國以テ一日モ自ラ存スルコト能ハザルヘシ。

國民愛國ノ念ハ、独(リ)教育(ノミ)以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ。欧州各(大)國(ノ)能ク其ノ主權線ト其ノ利益線トヲ保持スル者)ヲ觀ルニ(其ノ)國民ノ自尊ノ豪氣ニ富ミ他邦ヲ睥睨スルノ風ハ一見シテ其強大國ノ氣象ヲ想像セシム而シテ各國)皆普通教育(ノ方法)ニ依リ臣民ノ知能(纒ニ)發育ノ初期ニ當リ其ノ國語ト其ノ國ノ歴史ト及他ノ教科ノ方法ニ(依リ)從ヒ愛國ノ念ヲ薰陶(涵漸)シ油然トシテ發生シ以テ第二ノ天性トナサシム。故ニ以テ兵ト為ルトキハ勇武ノ士トナルヘク(リ)以テ官ニ就クトキハ純良ノ吏トナルヘク父子相伝ヘ隣々(兄弟)相感化シ(導キ)一國ヲ挙ケテ(其ノ)党派ノ異同、各個ノ利益ノ消長アルニ拘ラズ其ノ國ノ獨立、國旗ノ光榮ヲ以テ共同目的トスルノ一大主義(重点)ニ至リテハ總テ皆歸一ノ点ニ注射湊合(集)セズンハアラズ、國ノ國タルハ、唯此ノ一大元質(素)アルニ依ルノミ。(若此ノ元質(素)ヲ失フトキハ良法(法律)皆末節ノミ而シテ百万ノ兵備亦未タ用ヲ為スニ足ラズ而シテ反テ兵民相争フノ禍ヲ醸生スルニ足ル者往々各國史乘ニ見ル所ナリ、)此事、主任省ノ經画スル所ニ屬スルヲ以テ茲ニ之ヲ詳論セズ(ザ)。以上ノ二(三)項ハ國ノ獨立ヲ完全ニスル為ニ必要ノ條件トス。

更ニ終ニ臨ミ一言以テ吾人ノ注意ヲ表明スヘキモノアリ。(蓋我國ノ不幸ハ海中ニ孤立シ四鄰ニ密切スル敵國ナキニ因リ國民自ラ其ノ疆土ヲ保全スルヲ以テ満足シ進シテ利益線ヲ守ル(争フ)ノ念ニ乏シク從テ又自ラ小局ニ安ンシ百年無事ヲ保ツ者ノ如ク雍々和樂風氣奮敗シ觀美ヲ粧飾シ從テ互ニ小局ヲ争ヒ怨忿相乘シ、内ニ鬪クノ弊、深ク骨

髓ニ徹スルニ至ル、此レ豈興國ノ氣象ナラン哉。今果シテ主権線ヲ守ルニ止マラズ進ンデ利益線ヲ保チ以テ國ノ獨立ヲ完全ナラシメントセハ、其ノ事固ヨリ一朝空言(空言)ノ能クスヘキニ非ス必スヤ将来二十年ヲ期シ寸ヲ積ミ尺ヲ累ネ以テ成績ヲ見ルノ地ニ達セサルヘカラズ而シテ此ノ二十年間ハ即チ吾人嘗胆坐ノ薪ノ日ナリ今ニシテ廟議定マル所アラハ後人必吾人ノ志ヲ継ク者ラン此レ亦之ヲ緩慢ニ付スヘカラザル所以ナリ。(吾人不肖ナリト雖モ、躬ヲ以テ率先シ居家燕食ノ間亦常ニ戰衝ニ立ツノ志ヲ存シ以テ天下ノ義勇ヲ鼓舞スルハ亦唯タ吾人ノ聖明ノ(天皇陛下ノ)盛旨(志)ニ奉対スルノ(ノ)一大義務ナルコトヲ忘ルヘカラズ)

以上の内容は、東亜殊に朝鮮をめぐる戦争の危機意識に立ち、来るべき戦争を予想しつつ、すぐれて軍部的な外政中心主義の政治的立場を採り、その結果、兵備と教育の二要素が離るべからざる関係において國家の獨立の必須の要件として把握され、むしろ政治的なるもの、國家獨立という國家目的へ奉仕すべきものとして國民教育が考えられ、具体的には戦争への精神的準備として國民愛國の精神を昂揚し、所謂常在戦場の精神を存して「天下ノ義勇ヲ鼓舞」することに教育の最も重要な意義を認め、かつその必要を力説したものである。

ここに山県が井上毅の叡智によって支持せられ、彼の協力の下、自らの立場において、國民組織へ注入すべき思想教育について熟慮・計画していたかを知ることができる。これこそ山県が地方長官の運動を契機に、勅語発布の計画を具体化するに積極的であったことの最も大きい理由としなければならぬ。山県が上に引用した談話につづけて、「時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシガ此時ハ未ダ教育勅語マデニ熟セル考ハナク唯互ニ論議シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ」と語っていることは上述の、山県と井上との関係において了解されるところである。山県が勅語文案作成上に、井上に自らの意見を述べて(山県井上毅宛書翰明治二三年九月二三日および二九日付)修正を要請したことも彼の勅語発布への積極的関心を示すが、別稿に譲ってここには触れない。

註

- (1) 国家学会編、『明治憲政経済史編』公爵山県有朋談、「徵兵制度及自治制度確立ノ沿革」、三三頁以下。
- (2) 東京市政調査会、『自治五十年史第一巻制度篇』(龜井川浩稿)、三八一頁以下。
- (3) 石田雄、「明治憲法体制から新憲法体制へ」、思想、一九五六年第六号(通号、第三八四号)。
- (4) 伊藤は「国会開設ヲ先ニシ、地方自治ヲ後ニ」と山県に反対したが(前掲『明治憲政経済史論』公爵山県有朋談話)、山県は自立的に所信に邁進し、自治制公布手続上、憲法との関係を顧慮するに至ったもので、金子堅太郎「第一議會前後に於ける公の苦心」の以下の一節が示している(太陽、大正十一年、第二八卷第三号、公は山県を指す―筆者註)「伊藤公と話合の上、その自治制を布くには、伊藤公の立案中である憲法の精神と矛盾したり齟齬したりする点のないやうに十分研究しなければならぬといふので、その調査を私に命ぜられたので、私は憲法と自治制の両案を調して意見を公に報告したところ公は大要満足の様様であつた。」
- (5) モツセは明治一九年五月来朝、同年七月二二日付で自治制全般に関する意見書を上申、同年一〇月一三日付山県内務大臣宛提出意見書―山県の諮問「日本ニ於テハ憲法制度ト同時ニ何等ノ法律ヲ要スル歟」への答申―において、立憲政体設立前整頓を要すべき法律は三類あり、第一類は裁判法規、第二類は人民に負担を命ずる租税および兵役法規、第三類は自治制であり、「第二類ニ列記シタル税法・兵役法ノ為メニモ自治体ノ組織ヲ以テ基礎ト為スカ故ナリ、故ニ自治制ノ法律モ又憲法前二項布セザル可カラズ」と明確に憲法との関連において自治制の必要を説いた(前掲『自治五十年史』一〇八頁以下)。尤もモツセは、明治一八年七月ドイツの地方制度研究の命を山県から受けた内務権大書記官大森鐘一(町田宏編『大森鐘一』一〇七一頁)に、ベルリンで明治一八年一〇月二一日から翌年二月一〇日迄四二回にわたって自治制講義を行い影響を与えている(前掲『自治五十年史』一一四頁)。
- (6) 三宅、『同時代史』第二卷二七九頁。
- (7) 太陽、大正十一年、第二八卷第三号、なお同号の一本喜徳郎「公と徵兵令、自治制及教育勅語」には、山県公は「徵兵令と

自治制に対して一貫した精神を以て考へて居られたやうに思ふ」と記されている。

(8) 町村制第一章第二款町村住民及其権利義務の第七条に町村公民を規定し、第八条に町村公民の町村選挙への参与、および町村の名譽職に選挙せられるの権利を規定している(片貝正督註訳『市町村制正解附理由』一五六―七頁)。

(9) ショージ・オ・トッテン「日本の市町村制度の特質とその成立」(上)(下)、『都市問題』昭和二八年第四四卷、第六、第七号)は、自治制度と徴兵制の関連に説き及んだ論文であるが、氏は石黒の談話を基礎として、

「かくて山県は駐独公使青木周藏を通じてプロシヤの地方自治制度を詳細に調べた結果、徴兵制のもたらす損失(氏によれば「家族生活を苦しくし、不幸にする」ということ―筆者註)の埋め合わせとして日本に地方自治の制度を發達させたいと考えた。その結果、戦時において地方の事務を整理し、軍人の留守家族の世話をすることを市町村に住む年長者および有力者の義務にしようとした。地方自治は青年の兵役の義務と同じ比重で年長者の義務とされた」とされている。(第四四卷、第七号、九六頁)しかしこの説明は、あまりに「徴兵の報」或は「損失の埋め合せ」を文字通りに解しすぎて軍人家族の生活扶助的機能の創出を自治制制定の重要な目標と誤解せしめるおそれがある。

(10) 藤田『軍隊と自由』一四六頁に、明治一〇年六月片岡健吉が総代として提出した民選議院開設建白書を引いて言及がある。

同所で後年の山県が、「将来憲法政治ヲ行フコトヲ予期シタル当時ニ在リテハ立憲制度施行ノ準備トシテ拳國皆兵主義ノ徴兵令制定セラレタル寔ニ王政復古ニ伴フ当然ノ要務ナリシナリ蓋シ立憲政治ノ下ニ於テハ拳國皆兵ノ參政權ヲ享有スルニ至ルト共ニ國家保護ノ任務モ亦拳國皆兵之ヲ負担スヘキモノナリ」と述べたのを著者は彼の絶対制的な性格から見て奇異の感を生ぜしめるとされたが、右において山県が、拳國皆兵義務と參政權との關係―尤も參政權の内容は問題があるが―を留意していたことを知ることができる。

(11) 徴兵制と自治制の関連に言及したものは、既に述べたショージ・オ・トッテン論文の他に、辻清明「地方自治制」(平凡社世界歴史事典一二卷)が「とくに徴兵制度の完全な実施を意図していた山県は、その目的もあって元老院をはじめ岩倉具

視、津田真道らの守旧派の反対を押し切ってここに地方自治制の大改革を企図するに至った」とされているが、事典のこととて詳細な論及はなく、岩倉は何かの間違ひであろう。これに対して最近、この関連を詳細に指摘したものに大石慎三郎「徴兵制と家」(歴史学研究、一九五六年四月、一九四号)がある。

(12) 『公爵山県有朋伝』中巻、七九〇頁以下および八一四頁以下。

(13) フォン・トライチケ、斎藤茂訳『普魯西勃興史』第一章参照。この点において山県が、シュタインに深く傾倒し、明治二〇年英国史家シーレー著『ス丁伝』(スタイン伝)を翻訳せしめ、地方長官はじめ同好の士に頒布したことが了解される(『公爵山県有朋伝』中巻、一〇二四―六頁)。

(14) 註(2)参照。

(15) 秘書類纂『兵政關係資料』一〇三頁以下。

(16) 松下芳男『明治軍制史論』下巻、一三九―一四〇頁。

(17) 『明治憲政經濟史論』公爵山県有朋談、前掲。

(18) 徴兵令改正より約一カ月後、二月二五日、勅令「陸軍一年志願兵条例」として制定、松下『明治軍制史論』下巻、一四一頁以下。

(19) 前掲註(15)、「メツケル氏一般ノ服役ヲ日本ニ採用スルノ必要」参照。

(20) 藤田『軍隊と自由』一三五頁。

(21) 大石慎三郎氏は前掲論文に筆者と殆んど同じ論旨を展開され、軍部の自治制、一年志願兵制に関する意図を明示する重要な資料を「愛知県庁文書」(兵役關係文書)から紹介された。ここに後半を引用しておく。

当時の日本軍制の立役者桂太郎……は一年志願制度を説明して次の如く言っている。……「学識才能アル者資産アル者は振つてこれに参加することをすすめ、もしそうしないとしたり、「平素奴僕視シタル小作ノ貧民ニ予備陸軍少尉タル榮譽ヲ占ラレ、曾テ主人視シタル資産家即地主ヲ兵卒視セハ本人ノ不名譽ハ無論其郷里ノ父老ニ於テ如何ノ感ヲ為スヘキヤ、果

シテ其地方秩序ノ円滑ヲ維持シ得ヘキヤ否、抑々地方自治トハ単ニ政治的若クハ事業的ノ言辭ノミニ非スシテ帝國獨立ノ基タル地方自衛ノ意モ亦茲ニ存ス」と言い、更に「地方ニ名望アリ信用アル予備士官、即チ一年志願兵輩出セハ地方自治即チ自衛的ノ利益幾何ソヤ是太郎力大ニ将来二期望スル所ナリ」。

(22) 教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記、『資料集』第二卷、四五三頁。

(23) 国立国会図書館国会分館、憲政資料室所蔵、「陸奥家文書」、この起草稿本は見当らないが恐らく井上毅の起草と思われる。

(24) 前掲、「陸奥家文書」。

(25) 「井上毅文書」(後註参照)中に井上毅起草の「第一議會ニ於ケル山県首相(自衛ノ計)施政演説ノ草案」がある。

(26) 国立国会図書館国会分館、憲政資料室寄託文書(一九五二年九月、資料採集当時、近時国学院大学院大学所蔵、法制局および内閣の両用箋が用いられている。最近、大山樺氏の資料紹介「山県有朋意見書」第二(日本国際政治学会編『日本外交史研究』明治時代、一九五七年一〇月)の草稿にあたる。なお、これに関連する資料として、「十九ヶ条意見書」(陸奥家文書)、「朝鮮事件書類」の内、年月記載なし)があり、内容が簡条書きに列挙されている。本文に引用する部分は、この「一四」〜「一九」に相当する。

第三節 勅語発布計画の主導力とその思想的性格

以上、二節において明かにしたように、勅語発布計画の具体化は、地方長官有志の徳育確立運動を契機に、山県によって推進され、その思想的背後には井上毅があったのである。山県が談話(前出)に、

(上略)五月(二三年)ニ芳川、陸奥等欧州ノコトニ通曉セルモノ内閣ニ入ル。芳川が文部大臣ニ親任セラルルニ際シ例ノ如ク「文部大臣ニ任ス」トノ御詞アリシ後ニ、徳教ノコトニ十分力ヲ致セトノ御旨趣ノ御詞アリ此レ実ニ珍

ラシキコトナリ。榎本ノ時ニ如何ナル考アリシカハ能ク通シ居ラザルガ芳川ニ至リテ案ガ出来タリ。此ニハ芳川ト井上毅トガ内閣ヲ代表セル貌ニテ立案ニ当レリ。案成リテ内閣ヨリ陛下ニ差出セリ。当時元田永孚ハ侍講トシテ陛下ノ御相談ヲ受クルコト常ナリシカバ井上毅ノ氣付ニテ元田ニモ示セリ。大体元田ノ意見ニ依リテ修正シ陛下モソレヲ嘉納アラセラレシモノノ如クナルガ国憲国法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトナリ陛下ヨリモノノ通りニセヨトノ御詞アリシトノコトナリ。教育勅語ノ出来シニツキテハ元田ナドモ非常ニ喜ビシトノコトナリ(傍点筆者)

と述べているごとく、内閣の責任において立案化がなされ、山県を中心に芳川・井上毅が勅語発布計画の中心的主導力を形成し、元田は「侍講トシテ陛下ノ御相談ヲ受クルコト常ナリシ」その特殊な地位たるによって「井上毅ノ氣付ニテ」草案作成に協力せしめられるという従属的立場にあったのである。渡辺幾治郎氏が「元田と井上との往復書翰を見ると、勅諭案の起草には元田を主とし、井上は従として働いたやうに思はれる」¹⁾ことをかつて指摘されたが、たとえ元田が主として働いたとて、それは勅語の文案作成過程における主導性に他ならない。決して元田が勅語発布計画上の主導力であったのではない。

主導力の思想的性格を取上げるにあたって、その一人、芳川についてまず簡単に述べよう。山県は、第一節にも触れたごとく、芳川をもって意のままになるとしていたが、芳川は明治一五年七月東京府知事に就任、同一八年六月一三日内務次官となり、山県の自治制度確立を援けて両者の関係は密接なものである。彼の思想傾向は、かの石川省一郎の談話²⁾が、

芳川伯は十八年頃まで東京府知事を致して居りました、其頃から私も同志の一人でありましたから芳川伯へ頻りに説きました。文部大臣たる芳川伯が既に其の決心でありますから、察する所、私も同志の意見が上にも貫徹し

たのでありませう。

としているごとく、地方長官有志の思想と異なるものではなかった。従って当時の保守的思想一般の性格以上に特に顕著な特徴をもつものではない。

従って主導力の性格の問題は、山県と井上毅の織りなす思想的性格の問題に他ならない。山県の明治一五年ころ以降の動向については、前節に見たごとく彼の権力的統一の方向は、軍人社会から次第に市民社会へと拡大し、軍国化の傾向を強めつつ、かの明治二三年三月「山県有朋軍備意見」に至って、彼は、国家を絶対最高のものとする点で国家主義的であるとともに、絶えず戦争を予想して、兵備第一主義に立ち「死ヲ以テ自ヲ守ル」愛国の強兵たることを国民に要求し、戦争に際して個人の国家（天皇）への無条件的奉仕を強制せんとする点において軍国主義的であり、明かに軍国主義的国家主義の思想的立場に立ったといえることができる。この過程は軍部の総帥たる山県としては当然の成行きと見なすべきである。

しかして井上毅も亦、山県にこの思想的内容を与えたことによって、おのずから軍国主義的国家主義の立場に立たたと云いうるものである。井上毅のこの立場への到達はいかに考えるべきであろうか。前章で明かにしておいたように、井上毅の立憲君主主義は、立憲的側面はあるが、反面の君主主義の擁護に重点をもち、絶対制の維持・強化という点ですでに山県と立場を同じうしていたものである。しかし、「軍人勅諭」をめぐって山県と結んだ当時においては国内的な危機意識或は国内政略の上から専ら動いていた時期である。⁽³⁾

井上毅は明治一五年一月の伊藤の政行にも参加せず、ロエスラアを顧問に憲法調査を行い、同一六年伊藤の帰朝後一七年三月から伊藤の下で鋭意憲法起草の任に当たったが、鋭敏な彼は一面において常に対外政略に関しても注意を怠らなかつた。一五年七月朝鮮問題の起るや、九月二三日、当時参議兼参謀本部御用掛の山県に対し、「対清韓策二関

スル件」において、韓国に対する清国との共同保護論を上申している。⁽⁴⁾

また、明治二〇年条約改正問題の紛糾にさいして、独自の見地から極力これを延期せしめるに至った事実もここに挙げる⁽⁵⁾ことができよう。

従って、彼が担った重大な使命である憲法制定事業が完成に近づき、国内政治体制の整備が一応完成するところ、東亜の情勢も激変する傾向を示し、彼の視点を外政中心へ移行せしめたと解することができる。そこに山県の立場を強力に支援するに至ったのであって、前章に見た彼の基本的立場が、対外情勢の変化を受けて軍国主義的に成長したもので、全く飛躍した急激・唐突な立場の変化とは見做し難い。もとより軍国主義的国家主義と云っても、山県には立憲主義への理解と理論的知識とに欠けるところがあつたが、井上においては常に立憲主義への顧慮が存し、立憲的粉飾がなされていた点は注意しなければならない。この点の相異が、山県が、「軍人勅諭」と同様に考えて教育の主義を勅語（井上から見て「政事命令」）として公布せんとしたのに対して、井上が、

此勅語ハ他之普通之政事上の勅語と同様一例なるべからず、天生^ニ聰明^ヲ為^スニ之君 為^スニ之師^トとは支邦之旧説なれども、今日之立憲政体之主義に従へハ 君主ハ臣民之心之自由ニ干渉せず、……今勅諭を發して 教育之方嚮を示さるるハ政事上之命令と區別して社会上之君主の著作、公告として看ざるべからず⁽⁶⁾

陸軍ニ於ける軍事教育の一種の軍令たると同じからずとして、政治上の勅語として發布することの不可を論じた所以である。

そして井上は「政事命令」とは區別された形式において出されるべきを主張したものである。

このような立憲主義への配慮をもつ井上を山県が懇囑して、勅語発布の主導力を形成したが故に、勅語草案の内容・発布形式には極力政治的色彩を払拭し超然性をもたしむべく努力がなされた。⁽⁷⁾その主導力の思想的性格は軍国主義

的国家主義の立場であるが、井上の立憲主義を内包するものであったが故に、その性格を「頗る普遍性豊にして近代的国家道徳を多分に盛った教訓」と評されるまでに粉飾することができたのである。

註 (1) 渡辺『明治天皇と教育』、二六三頁。

(2) 前掲、石井省一郎談「教育勅語に就て」。

(3) 前掲、拙稿「近代日本軍隊の性格形成と西周」。

(4) 山原公爵家文書(一)、この共同保護論は後年の「利益線防護ノ計画」(前出)においても再現せしめられている。

(5) 明治二〇年八月七日付佐々木高行元田永孚宛書翰(渡辺「元田文書」)にいう。「(上略)此度改正延期之事は最初ホアンナー卜の意見差出候得共内閣大臣にはさのみ感動無之場合井上毅君之賛成尽力に依り愛国之向に大に感動遂に延期之運相成候事、其功勳井上君第一と被存候得共井上君他に漏洩を懼り吾が功を不顕候誠信尤感心仕候。老合には井上君と夫是御談話も有之御賛成相成事候得は、此度井上君之功勳は百年後に泯滅不致老合御手許に於て御記し置候義此事に御座候。(下略)井上が、當時元田や佐々木からいかに矚目されていたかを示している。

(6) 明治二三年六月二〇日付山原有朋宛井上毅書翰、『図録』一一九―一二〇頁。兵備と教育の重要を説いた彼であったが、山県とは異り、勅語として教育を一定する意志はもともと存しなかったことは、「利益線防護ノ計画」中において、普通教育の方法によつて愛国の精神を熏陶すべきを言っていることにも窺われ、その具体化は彼が、後年(明治二六年三月)文部大臣としての事業に見られる。『元田井上両先生事蹟講演録』所収、小早川秀雄、「井上梧陰先生」一八頁、および『梧陰存稿』参照、(傍点筆者)。また六月二五日付山原宛書翰にも見える。『図録』一二〇―一二二頁。

(7) 明治二三年八月二八日「元田宛井上書翰、同一〇月二二日元田宛井上書翰、『資料集』第二巻、四三七―八頁および四三九―四四〇頁。

(8) 前掲、家永論文。

結論 教育勅語成立の歴史的意義

「教育勅語」の成立過程は、山県がその過程に出現する時期をもってその前後を二分し、その性格が考えられるべきである。すなわちその前半期において、勅語発布計画を推進したものは元田の君徳培養運動中であらわれた封建的儒教主義であり、これを押えたものは立憲的側面において危機を感じた伊藤・井上の立憲君主主義であった。その後半期すなわち勅語発布計画の具体化の時期において計画の具体化を推進せしめたものは、元田の封建的儒教主義でもなければ、伊藤・井上の立憲君主主義でもなく、山県の軍国主義的国家主義であった。この山県の主義が明治二〇年代に入って擡頭したことによって、はじめて教育にも「軍人勅諭」的なものとして「教育勅語」の発布が企図され、実現を見たのである。そして山県の背後には井上があり、井上はかつて元田と対立した当時の立憲君主主義のイデオログから、次第に東亜の国際的危機を意識し、立憲主義を顧慮しつつも他面、軍国主義的国家主義のイデオログへと成長し、山県のブレインとして勅語の起草に参画、これを成立せしめるに至った。この井上が山県の懇囑をうけて、勅語起草の実際上の主導力となったところに、もともと儒教主義的思想において相通するものをもち、同じ熊本人士として、また思想的親近性のあった元田へ最初から起草上の協力懇請が行われ、それによって、元田の封建的儒教主義が勅語の文案起草・成立に参加し得たのである。

従つて勅語は、成立の歴史的背景において眺めるとき――勅語の一文の文言、徳目から見るとは――その全体

的性格は山県・井上の(立憲主義を加味した)軍国主義的国家主義が封建的儒教主義と「近代的」立憲主義とを統合してできた思想的産物であると言える。或は天皇をそれぞれ同一一切点とする、封建的儒教主義の小円、さらにそれらを包む「近代的」立憲主義の中円、およびさらにそれらを包む軍国主義的国家主義の大円をもって示すことも出来るであろう。「教育勅語」に至って第一章でみた、権力的・立憲的・道德的統一の各思潮は統一され、統帥権的・立憲的・王道的君主としての三天皇観が一所に凝集せしめられるに至っている。従って「教育勅語は儒教的排斥思潮に導かれ」「元田によって代表せられる封建的儒教主義と伊藤・井上によって代表せられる近代的立憲主義との抗争と妥協との上に成立した⁽¹⁾」とすべきではなく、山県・井上の軍国主義的国家主義によって導かれ、それによって封建的儒教主義と「近代的」立憲主義とを統合したところに成立したとすべきである。勅語の内容が「父母ニ孝ニ」以下において儒教的道德を列挙しつつ、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」において立憲化を行い、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に至って軍国主義的な至上命令をもってしたことによく示されている。井上が最後まで修正をなし本来勅撰たるべく準備された⁽²⁾、明治二四年八月の井上哲次郎著「勅語衍義」が、その序文に「蓋シ勅語ノ主意ハ孝悌忠信ノ德行ヲ修メテ国家ノ基礎ヲ固クシ、共同愛國ノ義務ヲ培養シテ不虞ノ変ニ備フルニアリ」⁽³⁾ (傍点筆者)とし、勅語の内容のもつ超然性、したがっていづれの立場からの解釈の成立をも許す事情に対して、軍国主義的国家主義の立場に立った公定解釈を施すことを許容されたことにも窺われる。

このように見てくると、教育勅語の具体化が問題となった時期は、世界的には一八九〇年代の帝国主義的対立が益々激化し来た時期であり、かかる世界的背景において東亜の情勢に対する対外的危機意識が政府当局者殊に軍部によって強く感ぜられ、山県・井上の軍国主義的国家主義がそれまで支配的であった伊藤・井上の「近代的」立憲主義にとって代って漸く時代の主流として展開せんとする時にあたっていた。「教育勅語」はかかる政治的変動期の思想的産物である。

「教育勅語は事実的にも法的にも⁽⁴⁾」教育の指導原理として敗戦に至るまで、「軍人勅諭」と相ならんで天皇制国家観の二大支柱であった。しかもこの二大支柱がともに山県と井上の画策と努力によって形成されたことは銘記しなければならぬ。山県が希望したごとくに、「教育勅語」は、「軍人勅諭」——軍人社会に固有の道德原理——の市民社会への滲透を結果し、軍人社会と市民社会との同質化と結合をもたらしたもので、西周によって提示された「臣属」社会と「民属」社会の二元的社会構造は、ここに名実ともに「臣民」社会として統合・一元化されるに至ったと言うことができる。終りに一言附加すべきは、「教育勅語」と「帝国憲法」との関係である。憲法と勅語とは、本来別箇に企画され、また異質の伊藤と山県とによって成立せしめられながら、憲法がその根本使命として規範化した「国体」を、勅語がそのままに自らの中核とし教育の淵源としたことによって、「教育勅語」は国体の具体化として明治憲法体制を支えるイデオロギーとなった。かかる両者の緊密な適合関係を創出したのも両者にわたって参画・起草に従った井上毅の存在ゆえではなかるうか。

わが国は明治二三年に至って、それぞれ政治・軍事・教育の各欽定憲法たる性格をもつ「帝国憲法」・「軍人勅諭」・「教育勅語」の三者鼎立を完成するに至り、ここに近代における天皇制国家および天皇制国家観の確立をなし遂げたのである。(昭和三二・一一・二四)

註(1) 家永論文、石田氏も家永氏を批判しているが、やはり両主義の妥協的統一とされている(『明治政治思想史研究』六二—三頁)。

(2) 渡辺『明治天皇と教育』二八八頁。

(3) 『資料集』第三卷、二三一頁。

(4) 田中耕太郎「教育勅語の運命」、「心」、第一〇卷第二号、昭和三二年。

〔後記〕 貴重な資料の閲覧を許して頂いた渡辺幾治郎氏および憲政資料室に感謝する。また大久保利謙氏・原口敬明氏にも資料上で御世話を頂いた。誌して感謝の意を表す。なお、第二章の要旨は嘗て、昭和三〇年一月三日京都大学読史会秋季大会で「山県有朋と国民教化問題——教育勅語成立の歴史的意義——」と題して発表した。

明治前期保守主義思想の一断面

松本三之介

——政治と道徳の問題を中心に——

保守主義の概念はきわめて多義的な概念である。今これを端的に規定することはできないが、保守主義を政治思想的にとり上げる場合、通常つぎの点が指摘されている。それは、人間一般の性向たる保守的感情と、特殊歴史的な現象たる保守主義とを概念上区別しなければならぬということである。前者は、いわば未知なるものに不信を抱き、これまで経験したしんできたものになじむという、多かれ少かれ誰もが経験する態度をさし、後者は、近代の政治的進歩主義に対する反対概念として登場した近代政治思想の一つの潮流を意味する。ヒュー・セシルが自然的保守主義 (natural conservatism) と呼び、カール・マンハイムが伝統主義 (Traditionismus) と名づけたのは前者をさしたものであり、これに対して政治的保守主義 (Political conservatism, Politischer Konservatismus) あるいは単に保守主義といわれるのは、後者を意味するものに他ならない⁽¹⁾。

政治思想として保守主義が問題となる時、いわゆる政治的保守主義としてのそれが、主たる対象となることはいうまでもない。もちろん保守主義思想は、人間心理に内在する伝統主義的感情を核としてぎょう集し形成されたものに他ならないが、しかしそれは近代思想の一環として、個々人の主観的な心理をこえた、ある客観的な構造連関をもつ一つの思潮 (Stromung) であることを忘れてはならない。このような保守主義の思想的特色は、しかし何よりも一つの思潮としての進歩主義に対する「反対思潮」 (Gegenstromung) であること、あるいは「いわば近代的イデオロギ―の能動的な思考に呼応した反動的な思考である」⁽²⁾ ことにあった。したがって西洋の近代思想史について見るなら

ば、保守主義確立の直接的な契機となったのはフランス革命であり、フランス革命の思想的背景と考えられた啓蒙的合理主義こそが、その反対思潮としての保守主義の自己形成を促したものであった。フランス革命批判の書として古典的地位にある『フランス革命にかんする省察』(Reflections on the Revolution in France, 1790)の著者エドワード・バーク(Edmund Burke)が、近代保守主義の代表的思想家と称せられるのも、そのことを物語るものであらう。明治思想における保守主義を問題とする本稿においても、保守主義を以上のような特殊歴史的、近代的現象として理解し、したがってその性質、役割についても、日本の「近代化」そのものとの構造的連関のもとに考察しようとするものである。なぜなら、保守主義思想は、上述のように、進歩思想の反対思潮として、進歩思想との相関関係のもとに自己を形成するものとするならば、当然維新以降における「進歩」のあり方が問題とされなければならないからである。

明治維新をそのままフランス革命に類比することにはなお問題があるとしても、明治初年以來の文明開化の風潮は、ふるい制度文物を広汎多岐にわたって変革することとなった。当面の問題である政治の世界に眼をむけてみよう。幕府の倒壊と天皇親政、攘夷にかわる開国和親、公議公論の尊重、富国強兵等々、ここでも新しい政治への鼓動がはつきりと感じとれる。このような維新の変革は、当然のことながら、ただちにさまざまな反動をよびおこした。実践の面でも雲井竜雄事件に典型的にあらわれているような反動士族の動き、経済思想の面ではランプ亡国論や鉄道亡国論となえた佐田介石、政府内部においても内外上下の名分的秩序の維持を強調した島津久光など、いずれも多かれ少かれ維新に対する保守的反動の表現と見ることができる。しかし彼らの行動や態度を規定したものは、主としてかつて享受した身分的特権や過去の社会的秩序への固執であり、マンハイムにならば、そこには保守主義というよりはむしろ伝統主義的な性格がより多く見出された。保守主義は、このような過去の否定そのものの反動とし

て登場するのではなく、積極的な近代化の進行過程の中から出現する。

すなわち上述のような新しい政治への胎動は、つぎのような基本的方向をもつものと理解することができる。それは一言にしていえば、幕藩体制下の多元的権力関係を天皇制国家の下に一元化し(「天皇親政」)、この統一的な国家権力をとおして全国の土地人民に対する普遍的な一元的支配を樹立すること(「一君万民」)であった。したがって明治国家は、その整備が進むにともない、権力の独占者として、これまでの支配権力とは比較しえない強大な権力機関を構成し、支配領域の拡大と国家機能の複雑化は、これまでとは質的に違った政治構造を出現せしめることが当然予想されなければならなかった。慣習と為政者の私的な意志や人格に大幅に依存しなければならないような旧来の政治原理も、このような政治的世界の変貌を前にして、当然反省さるべき運命にあった。為政者の人格にかわって確固たる制度——いわゆる「政体」の必要が強調されるのは、そのような新しい時代の要請に応じたものといえることができる。

このような政治的世界の推移は、「人の支配」に対して「法の支配」といわれる近代政治への方向を内に含むものであることはいうまでもない。「王政復古」といえども政治の近代化へのこの必然性を全く無視することは許されなかった。このような時代のすう勢は「天皇親政」のスローガンの下に明治維新を遂行した当時の指導的政治家もすでに感じとっていた。例えば明治二年(一八六九年)一月、岩倉具視はつぎのようにのべている。「臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非ラサレハ不可ナリ。否ラサレハ明天子賢宰相ノ出ツルニ非ラサレハ、千仞ノ堤防モ蟻穴ヨリ崩壊スルノ患アリ」(『岩倉公実記』中巻句読点引用者)。彼においても、政治の基本的問題がもはや「明天子賢宰相」、すなわち為政者のすぐれた人格ではなくして、「国家ヲ保持スルニ足ルノ制度」を確立することにあることを認めていたのである。そして事実、その後における

政治的指導者の努力は、主として国家の制度的機構的整備と、そのための西洋の近代的制度組織の導入（「欧化」）にそがれたのであった。

このような私的な人格の支配（「私見」）にかわる公的な制度（「公議」）の支配こそ、官僚の舞台を用意するものであった。これまでの政治の理想が仁慈と温情であるとするならば、これからの政治のシンボルは、非情な法規であり権略であり才智である。ふるい政治の理想像が名君にあるとするならば、新しい政治のチャンピオンは官僚である。「天皇親政」の実現は、現実にはまさしく官僚政府の支配として進展する。ここでは、「天皇親政」はもはや実現されるべきイデオロギーではなくして、現存の官僚支配を正当化し基礎づけるところのイデオロギーに変ぜざるをえないのであった。

明治思想史の上で政治的保守主義が問題となるのは、まさにこのような明治の「新政」の進展過程への批判者としてであった。⁽³⁾ そしていわゆる政治の「近代化」が、原理的には以上のような動向を包含するものとするならば、この動向に対する「反対思潮」としての保守主義が、制度の重視に対抗して再び政治における道德の問題を強調し、官僚政府による天皇親政のイデオロギー化に対しては、天皇と政府とを区別することによって、官僚的支配をチェックする方向に自己を形成してゆくことは、理解するに難くないところであろう。そしてまた政治的保守主義思想の登場は、上述のような政治の「近代化」が、具体的には西洋の制度文物の模倣導入という形をとったが故に、往々このような意味での欧化主義への批判を一つの契機とし、国家的自覚と国民性の尊重を基調としたことも当然であった。一般に保守主義が国家主義、国粋主義としてとらえられる所以もそこにあった。しかしここでは、このような反欧化主義、国家主義の側面を全く切り捨てることはできないとしても、主として保守主義思想を制度化の進展過程への反対思潮として、すなわち明治前半期の思想界における政治と道德をめぐる問題を中心に考察してみようと思う。

註(1) Lord Hugh Cecil: Conservatism (Home Univ. Library) 1912, p. 9 ff.

KARL MANNHEIM: Das konservative Denken, Archiv für Sozialwissenschaft u. Sozialpolitik 57 Band (1927) S. 71 f.

(2) HANS MEHLERFELD: Politik ohne Wunschbilder, Die konservative Aufgabe unser Zeit, 1952. S. 177. NAを参照。

(3) 維新以後の国家制度の整備は、現実には官僚政府と在野の民権派勢力との対抗関係のうちに進められたことは周知のとおりである。そして、このような制度化の動向の内部においては、自由民権論が政府の官僚中心主義に対して激しい批判を展開したことはいうまでもない。ここにいう保守主義はこのような制度化の動向に対する外からの批判者となる。

明治思想において、上述のような保守主義政治思想形成の基盤となったものは、徳川時代以来ながきにわたって思想界に支配的地位を占めていた儒教思想であった。当時における儒教的政治思想の一つの特色が、かの「修身齊家治國平天下」の言葉に端的に示されているように、「修身」すなわち為政者の道德的修養と、「治國平天下」すなわち政治との、無媒介的連続性があったことは、周知のところである。ここでは為政者の道德的修養が政治の基本的前提であるばかりでなく、政治そのものの問題が、根源的には為政者の道德性の問題と被治者に対する上からの教え（徳化）に解消される傾向があった。「法三章の政治」を理想とし徳治主義と呼ばれるこの儒教的政治論は、確固たる制度と精密なる法規を前提とする官僚的支配とまさに対蹠的性格のものであった。明治思想史の上で、このような伝統的

政治思想を比較的純粋な形で保持した代表的思想家として、元田永孚をあげることができる。

元田の基本的な政治観は、例えばつぎのような彼の一文からも充分うかがい知れよう。曰く、「蓋し国家に長たる人、威力を以て压制せんとすれば、下民亦激昂して相凌がんとし、上、権略を以て籠絡せんとすれば、下また詐術を以て相欺かんとし、法制繁冗なれば、智巧を設けて免れんとし、号令嚴密なれば、憤怒して乱を思ふ。……唯々人君其の身に反し、徳を修めて、政を施し国を治むる時は、下民忽ち之を仰ぎ、之を敬し、之を慕ひ、之に服し、譬へば北極星辰の其の座に在りて動かず、衆星の環繞して、之に帰向するが如く、無為にして天下治るなり」(『経筵御進講録』明治一年)。もちろんこれは政治に対する彼の原理的な考えを述べたものであって、それがそのまま現実の政治に對する処方箋ではない。事実、彼は憲法の制度や国会の開設についても一応その必要を認める態度をもとっている。しかしそこでも憲法の制定は、あたかも「餓れば之に賜ふに、食を以てし、寒ければ、之に賜ふに衣を以て」する式の「仁政」と質的には同じものと考えられていた。彼の言葉を借りれば「憲法は徳中の憲法、民法も、徳中の民法なり」(同上)というわけである。したがって、公論の採用、国会の開設、立憲政体の樹立などが語られても、彼の場合にはあくまでも「公論」と「衆論」との区別が説かれ、天皇の文字通りの「親裁」こそが政治の要諦と考えられた。

明治二年六月、元田が提出した憲政意見書によれば、「夫天下ノ公論ヲ取り、之ヲ天下ノ公法ニ正シ、而シテ其決ハ即チ陛下ノ宸断ニ在ルトキハ、則君主親裁立憲政体ノ善美ヲ尽セル者ニシテ、名正シク言順ニ、事成リ民信シ、何ノ紛議カ之生ス可ケンヤ」とあり、また「豈多数ヲ以テ公論トシテ、一二人ノ議ヲ以テ私論トナスヘケンヤ、是衆論、公論ノ別ニシテ仮令国会ヲ開キ、衆論ヲ集ムト雖トモ、公論ノ決ニ至テハ、唯陛下ノ其中ヲ執ルニ在ルノミ」と述べている。有徳者による支配と天皇の「親裁」とにあくまでも忠実さを示した元田永孚が、官僚的法治主義と天皇

親政のイデオロギー化とに対して、不満の念を抱いたとしても不思議なことではない。明治一〇年八月、「君徳培養」の目的で侍補の制度があらたに設けられた際、その一員として天皇の側近に仕えるにいたった元田が、その他の侍補とともにいわゆる「天皇親政運動」をおこして伊藤博文ら官僚の独善的支配に對抗し、あるいはまた伊藤が国教設立に反対して、天皇を宗教の外におき、政治と宗教とは分離すべきことを主張したのに対して、元田はあくまで国教論の立場から、天皇自身による日本独自の国教の闡明を、国家の統合上緊急の要請であると説いたのも、上述のような彼の基本的政治観が一つの背景をなしていたと見ることができよう。

これらの対立は、結果的にはいわゆる宮中府中の別という原則を明確化することになり、明治一八年の内閣制度の創設に際しては、「三条公忽焉として其位を去り、内閣中既に公卿の隻影を見ず、春日の神威今日地に隕つ」(『明治政史』)と世人をしていわしめたように、官僚の政治的指導権を強化し、政治的權威の源泉としての天皇の性格を明確にすることによって、政府の地位を一段とたかからしめることとなった。しかしこれらの事件の歴史的意義はともかく、元田自身の思想と行動は、政治と道徳とに關する伝統的觀念にもとづいた官僚政治批判の一つの表現として、當時における保守主義の性格を知ろうに、一つの手がかりを与えるものと思われる。もちろん元田自身について見るならば、彼と政府との対立も、やがては政治の中で教育の占める比重や上からの教育のあり方をめぐる対立に帰着し、遂には周知のように元田自身、教育勅語制定の推進力となることによって、政府の手による上からの教化政策の一翼を担うにいたったわけである。しかしこのような元田の思想的経歴を顧みるとき、つぎのような問題に思い当る。すなわち元田が儒教を中心とした伝統的な道徳を維持拡張し、日本独自の国教を樹立することをもって、国家的統合の中心的課題と考え、またその実現に非常な努力を傾けたことは、当時伊藤博文が教育宗教に對してとった態度とくらべるとき、一応その伝統主義的思想家としての面目をうかがわせるにたるものであった。すなわち伊藤の「教育議」(明

治(二年九月)では、教育問題の焦点を必ずしも伝統的徳徳の再建に求めず、むしろ実用的知識や技術の修得(「工芸技術百科ノ学」)を奨励することによって国民を非政治化することに求めており、また宗教については、彼が国教論に否定的態度を示したことはすでに述べたが、民間の宗教に対してもこれを法的に規正することをもってたれりとした。伊藤が国民を国家のメカニズムの中にはめこみ、これを機構的に統合しようとしたのは、官僚政治家にふさわしい態度とすることができるが、これに対して元田が国民を心情の面で把握しようとしたことは、これまた彼の発想の基盤をなす儒教的思想から見て当然といえよう。

しかしこのような彼の思想的展開は、その根底をなした伝統的政治観念の一つの発展にすぎなかった。なぜなら彼の基本的政治観においても、徳徳的教化の前提には政治的主体の問題、すなわち為政者の徳徳的人格性の問題があったはずだからである。しかもこの為政者の徳徳的人格の問題こそ、明治「新政」における制度の重視に対するアンチテーゼとして、また官僚的政治家に対する一つの規正原理として、伝統的政治観念に期待するところであった。ところが元田においては、政治の主体は天皇であり、また天皇以外にはありえないという名分論から離れることができなかった。したがって彼の官僚政治家への批判的見解も、わずかにこのような名分論の立場から見られたにすぎなかった。かくて元田の場合、天皇の権威を単に「新政」の基礎づけとして利用しようとする官僚政府の行き方に一応批判的態度を示したけれども、結局新しい事態に即した新しい政治感覚を身につけることができなかったがために、彼の道徳原理は、現実の政治家に対する新しい規正原理へと進むことなく、為政者道徳論としては主として天皇の学問的修養へ適用され、機能的にはもっぱら国民教化の体制的イデオロギーの方面に進んでしまったわけである。

三

元田永孚と同じく伝統的政治観を基盤としながら、ヨリ柔軟性をもって新しい時代の政治を理解しこれに対処した思想家に西村茂樹がある。もちろん彼も修身学舎(日本弘道会の前身)の創設(明治九年)や『日本道徳論』(明治二〇年)その他の著作が示すように、いわゆる国民道徳の確立に強い関心と熱意を示し、また彼が当時果たした役割も主としてこのような教化活動の面にあつたことは否めない事実であろう。そして政治思想の面でもこのような道徳の強調は彼の著しい特色の一つとすることができる。例えば維新直後西村茂樹は「凡天下を治むるに、本あり末あり、道は本なり、制度は末なり、仁義忠厚は道なり、封建郡県は制度なり」(郡県議)といて、治国の根本を制度ではなくして道徳に求めたが、このような態度はその後も例の「修身治国非二途論」(明治八年三月 明六社演説)や『日本道徳論』(明治二〇年)『国家道徳論』(明治二七年)などを通じて一貫して見られるところである。

しかしこの西村の思想を、元田永孚に見られた政治と道徳に関する伝統的観念と較べた場合、とくにつぎのような点が注目される。

第一に、彼は道徳を政治の根本としてこれを重視し、晩年においても「今日世人が最も誤謬のを見を懐けるは、道徳と政事とを分ちて二様とすることなり」(『自識録』明治三三年刊)として政治と道徳との結合を説いてやまなかったが、しかし政治を道徳に解消することは決してなかったという点である。例えば彼はこう述べている、「夫れ不孝の人は固より能く天下を治むべからず、堯舜も孝弟の人たるに相違なし、然れども其天下を治めて治安を致すは別に其道のあることにて、孝弟の道を推して天下を治むることを得ると言ふは決して無きことなり、……仁愛のみにて治術

治法なければ、亦能く治まることなし、仁愛のみありて治術治法なきは、孟子の所謂徒然なり」(「忠孝」泊翁扨言 第二冊 明治一〇年代後期稿)。あるいはまた「唯古代に在りては人民淳朴世事簡易なりしを以て、已に道德の理に通ずれば能く之を以て国家を治むることを為し得たるなり、後世に至るに及び、人心も智巧詐偽に長じ、世事も複雑繁冗となれるを以て、徒に道德の理のみを以て国家を治むべからざることとなり、是に於て政治学、法律学なる者起り、政治の方法術策を考究し、道德学と並び立て一の大学科となれり」(「道德と政治との關係」明治三二年一〇月)。このように道德とならんで「治術治法」の必要が認められ、政治に独自の領域と役割とが与えられることによってはじめ、西村における道德の強調は単なる伝統的な徳治主義に墮することなく、一步進んで道德と政治との緊張關係を前提としつつ道德の側から現実政治を規正する政治的保守主義の成立を可能ならしめるのである。

第二に注目される点は天皇と政府との關係についてである。当時の保守主義思想が天皇崇拜を他の何ものにもまして強調することは、ここに改めて説くまでもない。そしてこの点に関して、西村茂樹もまた人後におちるものでなかったことは勿論である。彼は天皇を中心とした道德の確立をもって国家独立の基礎とし、法律工芸をもってしてはかえることのできない価値をこの道德にたいして認めた。しかしながら彼の場合注意すべきことは、道德の中心である皇室の絶対化と政治権力の中軸である政府の絶対化とを区別していたという点である。

西村茂樹は明治八年三月に「賊説」という論説を発表している。これは当面の問題である道德と政治あるいは天皇と政府との關係についての彼の考え方を知らうえに、興味深い示唆を与える。この論説の中で彼はこう述べている、「天子に敵する者の中にも賊と称すべき者あり、賊と称すべからざる者あり、或は天子と威權を争はんと欲し、或は人君の暴政を遏めんと欲し、或は人君の艱苦を救はんと欲し、或は意見の異なるより政府に抗せんと欲するの類は皆賊と称すべからず、唯人の貨財を盗み無罪の人を殺し民の患を為す者は是を賊と称すべし、故に天子に敵する者

にも賊と称すべき者あり、天子を助くる者にも亦賊と称すべき者あり」と。ここでは彼は問題を理論的に取扱っているのであって、「天子」とは必ずしも当時における日本の天皇を念頭に置いているものではなく、政治的支配者ほどの意味であるが、ここから理解できることは、彼は「賊」と「敵」とを区別し、前者が自然的なモラルに対する背反(人を殺し、人の物を盗む)を意味するのに対し、後者はそのようなモラルとは無關係に相対的な価値をめぐる対立を意味すると考えたということである。そして彼によれば「威權」すなわち政治的威權や権力もまた、絶対的価値たる自然的モラルから切り離された相対的価値にすぎないのである。彼は道德をいわば自然的なものにまでたかめてこれを絶対化するとともに、政治的価値はあくまでも相対的なものと考えた。

道德的規範に対する背反(「賊」と政治的威權に対する背反(「朝敵」とは区別すべきことを説いたこの「賊説」という一文は、多分に啓蒙的性格をもつものではあったが、ここに示された道德と政治とに關する彼の考えは、その後を受けつがれていったと見て誤りなからう。彼が絶対化した自然的モラルは、具体的には天皇や國体を中心とするいわゆる国民道德として形成され主張されたが、そこで絶対化された天皇は、まさにその絶対性を保持するために、相対的価値にすぎない現存の政治的威權と密着することが拒否された。したがって彼においては帝室と政府とを区別することがとくに強調される。例えば「本邦の帝室と政府と同じからず、帝室は万世一統にして変化あることなし、万一帝室に変化ある時は、國も其安全を保つこと能はず、政府は時に因りて変化ある者なり、帝室は固より政治の最上權を領する者なれども、亦政治の得失に直接の關係を有せず、英國の如きも、國王は死せず國王は過を為し得ずと言へる國法あり、是立憲政体に必要の眼目にして、此主義を失ふときは、帝室も危殆にして、其國も亦危殆なり」(「帝室政府」泊翁扨言 第一冊 明治一〇年代前半期稿)。このように彼は帝室の維持をもって國家的安全に不可欠の要件と考えたけれども、帝室が政治的威權と結びつくことを排した。政治的なるものが本来「友敵關係」(カール・シュミット)を

前提とする以上、それは皇室を政治的対立の渦中に投じ皇室の存在自身を危くすると考えたからに他ならない。「威権のある所は禍の歸する所なり」と信じた彼は、「天位の堅固にして動かざりし」歴史的理由を以て「天皇は大率虚器を擁し玉ふの致す所なり」(「威権の在る処」泊翁厄言 第一冊)とさえ考えたのであった。

このような天皇と政府との区別は、西村茂樹における道德の強調を——それは多かれ少なかれ天皇中心主義と結びついたものであるが——必ずしも直線的には政府に対する内面的支援へと導くことなく、むしろ一面には、政治的世界が対立を前提とするがゆえに、逆に、天皇の絶対的權威を政治的統合の手段と自己の政治的行為の正当化とのために利用しようとする官僚政府に対する、批判的な論理を用意する結果ともなった。すなわち、元田永孚が天皇を現実の政治的主体にまで押し下げる——それは政治を道德に還元する場合にのみ天皇の絶対性と両立できる——ことによつて、官僚政府による天皇のイデオロギー化を排除しようとしたのに対して、西村は逆に天皇を理念のたかみに押し上げることによつて現実の政治主体たる官僚政府を相対化するにいたつた。道德と政治との分離が、伝統的な徳治主義とのきずなを断ち切ることによつて、政治的保守主義の登場を可能にしたとするならば、天皇と政府との分離は、明治「新政」の主導権を握る官僚政府との間に一線を劃する政治的保守主義の立場を闡明したものであることができよう。明治中期における保守主義の代表的政治家である谷干城が、みずから農商務大臣の職をなげうつて政府と袂別する契機をなした明治二〇年の意見書で、「近年に至り執権者天皇陛下を見る事恰かも自党の如く、三千七百万の聖主たる実を民間に失はしめんとするの恐れあり、豈恐れざる可けんや」として「天皇陛下と政論とは全く相異なるもの」であることを説き、また明治二〇年代における国粹主義の代表的思想家陸羯南が、「昔勤王の風潮は全国を風動し、錦旗の指す所に抗すれば直ちに称して逆賊と云ふ、逆賊の名は之を甘受すべからず、然りと雖も『勤王』の裏面に『藩閥』を印することを知るものは少し、嗚呼『進歩主義』の裏面には何事を印する歟」(「人材論」明治二三年八月)

と藩閥による「勤王」の手段化を衝いたのも偶然でない。当時の保守主義思想が、天皇を中心とする伝統的な道德思想や国家観念に多く支えられながら、そこに一種の在野的性格をただよわせていたのもそのためであろう。

四

さてつぎに保守主義の側からする官僚政府批判の具体的内容について考察してみよう。すでに述べたように明治における政治的保守主義の登場は、基本的には維新後における人格的支配の克服と政治の制度化、すなわち実質的には政府を根幹とする官僚的な法治主義化に対する反対思潮としての意味をもつものであるが、西村茂樹の場合においても、官僚政府批判の中心は、政治と道德に関する伝統的観念を基盤として法律偏重の大勢に反省を促す点にあった。

彼は晩年(明治二十七年)の著『国家道德論』の中で、維新の指導者につき、つぎのように述べた。「凡そ人臣には忠誠の臣あり、功名の臣あり、功名の臣に望むに忠誠の事を以てすべからず、維新の功臣は大抵功名の臣なり、是等の人は固より風教徳化など言ふことは毫も之を知らず、唯国政は智術のみを以て十分に之を為し得べしと思へるが如し」と。すなわち彼は維新の政治家の本領が、「風教徳化」つまり道德的人格性ではなくして「智術」にあると考えた。彼の官僚的法治主義に対する不満は政治を智術と考ふる新しい政治家の態度に発していた。そしてこのような彼の不満が、根源的には政治の根本を道德性に求める伝統的な政治観に根ざすものであろうことは想像に難くないところである。ちょうどそれより四半世紀前の明治二年、彼は集議院に提出した建議の中で、「夫れ上忠厚を以て下を馭すれば、下忠厚を以て之に応ず、上詭術を以て下を馭すれば、下詭術を以て之に応ず、今忠厚を捨てて講せず、独り智術

を以て天下の乱を防かんとするは、某か聞く所に非ざるなり」(「郡県議」)と述べたが、このような考え方は、儒教的徳治主義思想においてしばしば見られるところであるが、当時の不満がそのままの後に於ける彼の法律観を形づくっていると考えることができよう。

維新以後十余年、新しい国家体制の基本的なあり方をめぐる論議が益々活潑となり、在野の民権派勢力による立憲的諸権利の要求に対抗して、他方では政府の手により、来るべき立憲政下の自己の足場を固めるために、官僚制の整備がプロシヤを範にとりつつ着々と進められようとしていた。明治一五年ヨーロッパ諸国の政治および法制を調査するために渡欧した伊藤博文は、かの地で官僚政治への自信と自覚とをいよいよ固めるにいたった。それはベルリンでのつぎの一文からその一端をうかがうことができよう。曰く、「縦令如何様ノ好憲法ヲ設立スルモ、好議會ヲ開設スルモ、施治ノ善良ナラサル時ハ、其成跡見ル可キ者ナキハ論ヲ俟タス、施治ノ善良ナランヲ欲スル時ハ、先其組織準繩ヲ確定セサル可カラズ、組織準繩中、尤不可欠ノモノハ宰相ノ職權責任官衙ノ構成官吏ノ遵奉ス可キ規律及其進退任免、試験ノ方法、退隱優待ノ定規等ニシテ独逸各邦政府ノ森嚴ニ之ヲ遵奉スルコト、他國ノ及フ所ニ無之」(某氏宛書翰草稿「純伊藤博文秘録」所収)。彼によれば「施治ノ善良」をもたらず基礎は「組織準繩ヲ確定」すること、すなわち国家機構の法制的整備にあつた。このように法制的整備は、一面には、為政者の恣意性に依存するところが多かつたかつての政治にかわつて、規則性と普遍性とを重んずる制度的支配を確立しようという新しい時代の要求に応ずるものではあつたけれども、他面ではかつての政治論が結局は為政者の私的な道徳に内面的な心構えの問題に帰着したように、今度は政治が法律制度すなわち外面的な秩序形成の問題に還元される傾向にあつた。周知のように近代立憲主義ないし法治主義の特色は、恣意的な支配に対する制限(規則性・普遍性・安定性)という形式的な機能とともに、その法が人民の合意の具体化であるということ、いしかえるならば法が人民の信念や意思に基礎づけられなければならないという実質的な精神にあつた。したがつて法治主義が単なる形式的、官僚主義的なそれに墮するのを防ぐためには、人民の政治的自由の尊重こそが不可欠の前提であることができる。ところが日本における実情はどうであらうか。例えば山県有朋が明治一二年一二月の立憲政体に関する建議で「夫れ政を為すもの、民心を政府に帰向せしむるは、事必ずしも新奇に出でず、只尋常人士の恒に言ふ所をして適切に之を行ふの外ならず。即ち國憲を確立するにあるのみ」と述べているように、「民心を政府に帰向せしむる」期待の下に立憲制が説かれ、また伊藤が「教育議」で「政談ノ徒過多ナルハ國民ノ幸福ニ非ズ」との立場から國民を非政治的な科学(「蓋シ科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ」)へ導き「法科政学ハ其試験ノ法ヲ嚴ニシ生員ヲ限リ独リ優等ノ生徒ノミ其入学ヲ許スヘシ」と説いているように、法律政治の知識を「優等ノ生徒」(官僚予備軍)に独占せしめようという背景の下で、国家の機制的整備が推進された。

政治を主として内面的な道徳の側から捉える伝統的政治観から出発する西村茂樹らの保守主義者が、明治「新政」の基本的方向を政府的法治主義に見出し、政治を「智術」と考へ國民を単に外的に規律することをもつてたれりとする政治観の中に「新政」の精神を読みとつて、これを批判の主たる対象にしたとしても決して不思議ではなからう。かつては道徳が為政者層の学問であつたのにかわつて、今や新たに法律学が官僚の学としてクローズ・アップされるにいたつたこの時代の潮流に対し、西村茂樹はつぎのように警告する。「近年欧米の諸国法律学の盛んなるを伝聞し、青年の書生亦皆喋々法律の貴きを論ぜざるはなし、法律は実に貴き者なれども、治の具にして治の道に非ず、是を察せず、一の法律を以て天下を治むるに足れりと思ふ者あるは、笑ふべきの甚しきなり」(「治具治道」泊翁卮言第一冊 明治一四・五年稿)。現在の社会において法律は不可欠のものであるが、それはあくまで政治の単なる手段(「治の具」あるいは「治平を為すの器械」)であつて政治の「道」ないし「精神」ではないというこの考えは、主著『日

『本道德論』においても、また遺著『続自識録』（明治三五年三月刊）においても強調されているところであって、彼が終生堅持した法律観であった。そして彼によれば「治平を為すの精神は独り道徳学之に當るべし」（『日本道德論』）と述べているように、政治の「精神」は手段の学たる法律学に期待されるべきものではなく、それとは別個の道徳学によってもたらされるとしたのである。

それならば彼が政治の道ないし精神と考えた道徳とは何であろうか。それは一言にしていえば国家主義ということができよう。彼は「道徳と政治との関係」（明治三二年一〇月）なる論説で、こう述べている、「一國を治るには政治の学を必要なりとするか、国家主義を必要なりとするか、政治の学固より必要なりと雖も、其位に在らざれば之を用ふることは能はず、惟国家主義は純然たる道徳の精神より出る者にして、国民たる者は皆遵守せざるべからざるの道なり、故に政治は素より道徳中に包含するものなれども、国家主義は殊に政治の精神となりて、道徳の主要部を占むる者なり」と。彼が国家主義を説く背景には、國際政治の社会を弱肉強食と考えるきわめて現実的な國際観があったことはいうまでもない。彼によれば一國の制度文物の發達も、国民の幸福も、國家の獨立を前提としての話であり、「一身一家の安全ならんことを欲せば、一國の安全を謀らざるべからず」（『弘道会大意の演説』明治三三年五月）というわけである。彼がしばしば「富國強兵と文明開化とは全く別種の物」（『富國強兵説』明治一〇年二月）であり、富國強兵をまっけてはじめて文明開化に至るべきであるという「文明開化の順序」（明治三二年一月の論説題名、その他同趣旨の論説に同年の「文明開化の弁」、明治二五年の「順序論」などがある）を強調するのもそのためであろう。彼はさらに「強勢を図る時の政治は文明の時の政治に適せず、文明の時の政治は強勢を図る時の政治と同じからず」（『富國強兵説』）としてその國の發達の實情に応じた政治をとるべきであると説いているが、彼のいわゆる国家主義は、まさに「今日の急務は富強にあり」（同上）と考えた後進國日本の實情に応じた「政治の精神」であつたといわなければならない。

もとより彼の国家主義は、一方では、すでに述べたようにいわゆる国民道徳論として展開している。ここでは彼は、法律的政治的統合への偏重を戒め道徳的統合の重要性を強調し、国民道徳の確立をもって、國家獨立の基礎たる國權と國富とを保存し増加するものと考へた。この場合の道徳は、政治を國民の精神面から補強した支持するものであり、天皇制教学へと連なる性質をもっていたことは否定できない。国民道徳の涵養が彼の政治論の中で占める比重は、かなり高いものであつたが、しかし彼は、政治を國民に対する道徳的教化に解消してしまうことを許さなかつたことも、すでに述べた通りである。ここに彼の国家主義は、國民教化の基本原理であると同時に、また政府規正の原理ともなる。いいかえるならば、彼の国家主義は、また官僚的法治主義に対する規正原理としての意味ももっていた。すなわち政治の手段にすぎない法規が、それ自身自己目的化するという官僚政治の陥りがちな弊害に対して、國家の富強獨立こそが政治の目的であり、またそれ以外にありえないとして、文字通り政治の道を指示するもの、それが彼のいう道徳すなわち國家主義でもあつた。「國家の利害人民の休戚」という政治本来の課題を忘れた法規への拘泥については彼はこう述べている、「今日に至りては、寧ろ官僚の不便、人民の不利を生ずるも、規則は守らざるべからずとするの傾あり、甚しき拘泥と云ふべし、是を以て、上は諸省院より下は地方官に至るまで、惟規則のみ違はざらんことを務め、國家の利害人民の休戚は、却て之を後にするの観あり、歎ずべきの至りなり」（『國家道徳論』）と。

先に述べたように「治の具」としての法規と「治の道」としての道徳とを区別するという彼の思惟方法は、「威權」の主体たる政府と道徳の根源たる天皇とを峻別した前述の思惟方法とまさに照応するものであつた。この場合天皇とはまた政府から区別された國家でもある。したがって法規と道徳という二分法は、政府と天皇、政府と國家という二分法に通ずるものであつて、彼における道徳や天皇や國家の強調は、このような二分法を背景としたものであること

を忘れてはならない。この意味において彼の国家主義の中には、政府中心主義に反撥する在野的一面があった。

政府中心主義に対する批判は、彼においてつぎのような形で展開されている。すなわち西村茂樹は維新以来の諸改革を觀察し、その基本的性格をこう述べた。「西洋諸国の制度を改むるは、人民の便不便を料りて之を為す者なりと聞く、本邦近時の改革は、人民の便と不便とを顧みず専ら政府の便不便に因りて改革を為す」(「改革」 泊翁臆言 第二冊

明治一〇年代後期稿)。あるいはまた「今日政府が人民に対して行へる民政上の通弊と言ふべきは、深く民間の利害を考へずして、法律規則を制定し、又或は事業を興すことなり」(『国家道德論』)と。ここで彼が政府に考慮すべきことを警告している。「人民の便不便」「民間の利害」とは、もちろん人民多数の利益幸福そのものを意味するわけではない。政府にとっても人民にとっても国家の利益が至上の目的であることは、彼の場合自明の前提である。ただ国家の利益が人民の利害と無関係に達せられる性質のものでなく、また人民の積極的な国家活動への協力こそ国家の富強を至す基礎であることを、彼もまた理解していただけのことである。その意味において、かつてのように政府に対する人民の卑屈柔順は、富国強兵の障害とさえ考えられた。「西洋の富強は、民権の伸張に由りて得たる者にして、政府に依頼せる人民の力を以て得たる者に非ざるなり、故に若し従前の施政の風を守り、人民をして専ら恭謹卑順の性を失はざらしめんとするときは、西国の如き富強を得ること能はず、西国の如き富強を得んと欲せば、卑屈柔順の風を改めしめざるべからず。古代の如き政府の尊嚴を失はずして、兼て国の富強を得んと欲するは、即ち空想を以て造り成せる政治論にして此人類の性質を改め造らざる間は、蓋し為すこと能はざるの事なり」(「保守論者」 泊翁臆言 第二冊 明治一〇年代後期稿)。

法律に対して道德をヨリ根本的なものと考え、それ故にまた人間の行為に対する外的強制規範にすぎない法律に対しては、「夫法律は人の悪に入るを防ぐの具にして、人を善に導くの具に非ず」(「法律と道德との別を論ず」或問一五

条 明治一五年)として消極的な役割しか認めなかった西村茂樹が、法的支配の機関である政府の機能を絶対化し、それに過大な期待を寄せることを許さなかったことは当然であろう。彼は晩年「晃参ベシヤ曰く政府は害物なり、然るに之を設くる所以の者は、此小害物を以て大害物を制止せんが為のみと、晃氏の言語弊ありと雖も亦全く真理に非ずと言ふべからず」(『純自識録』)と記しているが、伝統的道德思想を背景とした西村の保守主義的政治思想が、基本的立場を全く異にしなから、その政府観において、政府を「必要なる悪」(necessary evil)とみ、政府の機能を「妨害の妨害」(hindrance of hindrance)とするかの市民的自由主義のそれに親近性を示したのも興味あることであった。

五

政治と道德をめぐって西村茂樹により展開された上述のような保守主義的政治思想の特色は、陸羯南においてヨリ多彩かつ広汎に発展させられている。羯南が明治中期の代表的思想家として、時の政治に対し終始毅然たる批判の筆をとり、独自の政論を展開したことは、ひろく知られるところである。そして彼が時の政治に対してとった批判的態度——その対象は藩閥政府たると民権派勢力たるとをわななかったが——を基本的に方向づけたものは、明治維新にかんする次のような彼の認識であった。彼は幕末の風習を「國家に事なきこと三百年偷安の風久しく成りて進取の氣殆ど熄み、人惟だ虚体末節に拘はりて而して実用活機ベシヤの迂なるの弊を生ず」と述べたのち、これにつづけて、「世局に當りて大事を謀る者は此の積弊を看破し反動の致す所遂に道德を捨てて而して専ら才智を取る、是に於て乎、才を貴びて徳を賤しめ利を重んじて義を軽んずるの風漸く起る、是れを明治維新の始に於ける風習の傾向と為す」(「誠心」

明治二四年一月」と述べている。そしてこの傾向は、やがて「政治世界に於ては法律ありて道徳なく、詐謀ありて誠心なきに致れり、是れを明治十年以後の傾向とす」（同上）とあるように、法律と詐謀とを中心にした政治世界を形成するにいたる。このような社会の大勢に対し、不当におとしめられた道徳の地位を再び政治的世界において回復せしめ、法律と詐謀の支配する政治世界を變じて、政治家の徳義に基礎づけられた真正の政治世界たらしめようとするところに、彼の思想活動のライトモチーフがあった。

『寛恕の政以て下を率ゐる忠厚の俗以て上を奉ず』とは語気甚だ陳腐なれば、時流論者の常に支那主義として擯斥する所なれども、文明政道の要は固より斯の如きに過ぎざるなり。若し夫れ『法律以て政を為し刀鋸以て下を率ゆ』と言ふが如く、凡そ現政府の施設に反する者は其心情の如何を問はず、直に律文を案じて強て之を罪するは、是れ政權を弄して人民を侮るものなり、斯る無情の政は豈に文明界の容るる所ならんや」（『近時憲法考』明治二二年三月）。明治の人物評論家鳥谷春汀が彼の思想を評して「羯南の思想は支那の儒教を基礎として、独逸の国家主義を造作としたるが如し」（『三新聞記者』太陽）明治二九年四月」と記しているが、彼の思想を「独逸の国家主義」と見ることに大いに疑問があるとしても、羯南が伝統的な儒教道徳に新しい意味を附して、これを維新後の政治体制と結びつけようとした数少ない思想家の一人であることは認めて誤りなからう。それでは羯南の場合、道徳はその政治思想においていかなる意味と役割とを与えられていただらうか。

すでに述べたところからも分るようには、羯南においても西村茂樹の場合と同様、道徳は「法律」や「詐謀」や「才智」に、いかえれば権力あるいは技術テクニクとしての政治に対立する概念として登場している。しかしながら羯南の道徳論は、西村茂樹のそれと比べた場合、つぎのような特色をもっていた。それは、西村の道徳論が、政治的には、いわゆる「治の道」として主に政府の施政ないし民政に対する規正原理であったのに対して、羯南の場合、その道徳論は主

として立憲政治に対する運用の原理であったということである。換言すれば、西村においては官僚政府を中心とする国民支配がその立論の前提であり、立憲政治が、少くとも日本の現状から見て「有司専制」に代るべき新しい政治体制であると考えることは許されなかった。これに対して羯南においては、立憲政治はすでに不動の前提であり、現状はどうあれ実現すべき理念であった。すなわち西村と陸とを分つものは、明治の立憲政治に対する両者の態度にあった。もちろん西村茂樹といえども、かつて板垣らの民選議院設立の建白に際しては「其主旨ニ至ツテハ敢テ論難スベキコトナシ」（『民選議院ノ議ニ付建白』明治七年三月）と賛意を惜まなかった。彼が晩年に回想するところによれば、その意図は、「威権の偏重甚しくして国家後年の患を貽さんことを慮り、民選議院を興し、政府過大の権に対して一の抵抗力を設げんことを謀りたるなり」（『続国家道徳論』）ということにあった。しかし彼のこの期待は議会の開会とともに打ちくだかれた。「然るに余は唯政權の輕重を量ることを知りて、人民の知識道徳の度を量ることを知らず是以て廿三年帝國議會の開くるに及び、議員の状態其予想する所に違ひ、実に余をして大失望を為さしめ……」（同上）。かくして明治初年の議會開設論者は、明治中期に至って尚早論者へと逆転してしまった。

しかも明治立憲政に対する西村の幻滅は、単に「議員の状態」にもとづくのみならず、政府の手になる立憲制度そのものにも根ざしていた。西村が明治維新以来の制度的改革の根本的な性格を、人民の便不便よりも政府の便不便による改革と考へたことはすでに述べたが、このような諸改革の結晶ともいふべき明治憲法についても、彼は同じ見解をとった。例えば「明治の憲法政治の如きは其名甚だ美なり、然れども其実は往日の専制政治と大に異なることなし、其故何ぞや、西國の憲法は多く民力に依りて成る、故に民に便なること多し、本邦の憲法は、全く行政官、殊に藩閥政府の手を以て成る、故に行政官、即ち政府の為に便利なり、人民之を察せず、此憲法に抛りて政府と政權を争はんと欲す、愚なりと言ふべし」（『名実の美』泊翁居言 第三冊 明治二〇年代後期稿）。このように彼は明治の憲政を、

憲政の名はあってもその実は専制政治と異るところがないと感じ、そこには旧態依然たる官僚的な法治主義の姿しか見出すことができなかつた。

こうして西村が新発足の立憲政治を実質的にはかつての「有司専制」の延長として観察し対処したのに対して、羯南は文字通り日本の立憲政治とともに思想界に登場し、立憲政治を立論の基本的前提とした。彼は議会の開設を目前にしてつぎのように述べている、「今や政治上に於ては官吏専制の時既に去りて人民参政の時將に來らんとし、中央集権の世既に移りて地方自治の世將に來らんとす、此時世変遷の運を荷ふ者は則ち衆議院議員なり」(「官吏氣習」明治二三年九月)。明治二三年議會開設の年すでに六三の齡に達していた西村茂樹と、今なお三四才の若さを誇る陸羯南との間に横わる約三〇年の年齢の開きは、やはり争い難いものがあった。いわば西村の政治思想が日本の啓蒙的な官僚政府支配の段階を背景として形づくられたというならば、羯南のそれはいわゆる外見的な立憲制の段階を背景に形成されたといふことができる。

しかし、もちろん日本の議會政治の現状は、羯南のこのバラ色の希望をみたすものではなかつた。憲政の現状に対する彼のきびしい批判が至る所で展開された。しかし彼の批判は、立憲政治そのものの否定を指すものではなく、正しくは既存の立憲政治綱あるいは立憲政治運用の仕方に関するものであった。彼の論説のなかでも最も厳しくかつ体系的に立憲政治を批判した『原政』(明治二六年刊)の「結論」に記されたつぎの一節は、このような彼の批判の意図するところをよく示している。すなわち曰く、「立憲政体に向つて忌憚なく批評を加へたる吾輩は敢て政体其物の変更を望むにあらず、唯だ此の政体運用する思想の誤謬を示して、世人が将来に顧慮する所あらんことを望むのみ」(傍点引用者)と。すなわち彼の主たる思想的課題は、あくまでも立憲政体を「運用する思想」の正しいあり方を提示することにあつたといえよう。それならば立憲政体を運用する正しい思想とは何か。この疑問に答えるものが彼の

のいう道徳に他ならなかつたのである。

つまり羯南の道徳論は、立憲政体を運用するところの人すなわち政治家の道徳論であつた。したがつてそれは政治家を前提とする道徳論である点において、西村らのいわゆる国民道徳論と異なるものであり、また他方政治家の道徳を問題とするといつても、それはあくまで立憲政治を前提とする点で、伝統的な徳治主義の政治思想における為政者道徳論とは質的に異なるものであつた。すなわち伝統的な徳治主義が為政者に要求した道徳は私的な道徳(修身)であつたのに対して、羯南が政治家に説く道徳は公的なそれであるといふことができる。例えば国民の代表者としての議員について彼はこう述べている、「議員たるもの民の厚信を受くる所以のものは皆に其の私徳の上に在るのみならず、寧ろ主として其の公德の上に在り」(「議員」明治三年一〇月)。そして彼が「公德」として説くところは、「誠心」「公信」「節義」などであり、それは実質的には国民の代表者としての人格的独立性(「剛毅自立の氣」)や公約に対する政治的責任であつた。したがつてそれは同じく政治家の道徳人格を問題としながら、近代立憲政治の下におけるいわゆる政治道徳論へと接近していることが注目されるのである。すなわち西村らの国民道徳論が主として伝統的な儒教道徳における教への面を継承し、それを新たに天皇制国家の下での国民教化の問題として再現したというならば、羯南の政治道徳論は儒教思想における為政者の道徳性という伝統的問題意識を受けつぎ、これを立憲政という新しい事態の下で提起したといふことができる。

さて、陸羯南の政治思想に見られる特色が、「内に在りては国民の統一を主とし、外に向ひては国民の特立を主とし」(「国政の要義」明治二年一月)、もつて日本国民の精神および勢力を保存し發揚する点にあつたことは、すでにしばしば指摘されているところである。彼の立場が「国民主義」の名で呼ばれる所以もそこにあつた。周知のように彼の国民主義は、いわゆる欧化主義の反動として明治二〇年代に擡頭したかの国粹主義的風潮の一環である以上、そ

の政治思想的特色が主としてナシヨナリズムとしてのそれに求められるのは当然であろう。しかしここでとくに注目したいのは、羯南によるナシヨナリズムの主張、あるいは国民の伝統的特性の重視が、先に述べたような維新以来の朝野にわたる法律制度偏重の傾向に対する批判を内に含んでいたという点である。彼が主著『近時政論考』（明治二十四年刊）で、「国民論派は既に国民的特性即ち歴史上より縁起する所の其の能力及勢力の保存及發達を大旨とす。……夫の立憲政体の設立を以て、最終の目的と為す所の諸政論派とは固より同一視すべからず、是れ即ち国民論派の特色なり」（傍点引用者）と述べているのはそのことを意味する。

すなわち彼がここにこと新しく「国民の統一と特立」を国政の目的として掲げた意味は、皮相な欧化主義に対する反動もさることながら、それは維新以来の「智術」偏重の傾向が制度的改革それ自体を自己目的化するに至った時の風潮を警告することにあつた。ちょうど西村茂樹がその国家主義によって政府の法規への拘泥を戒めたように、羯南は国民主義という政治目的を提示することによって、政治家の制度すなわち立憲政体への傾倒を警告したのである。すなわち国民主義とは、国家の独立性の要求であると同時に、法律や制度の問題に解消しえない政治の自主性の主張でもあつた。「政界に賤丈夫あり、国其物の大目的を知らずして徒らに一時の変更を畢生の目的と為し憲法の実施に遭ひて彼岸に達したることと思ひ、議会の開設に際して国の能事畢れりと思ふ、是れ何等の誤謬ぞや、議会は開設せられたり、我が人民の幸福安寧は何程の進歩を為すや、憲法は実施せられたり、我が帝国は何程の富強を増し何程の品位を高めたるや、吾輩請ふ其の説を聴かん」（『議會論』明治三年一月）。すなわち彼によれば、立憲政体の設立、つまり憲法の実施・議会の開設は、政治的宿願の達成ではなくして、新しい政治、立憲政治の発足を意味した。彼の主宰する新聞「日本」が、明治二年二月一日すなわち明治憲法発布の日にまさに創刊されたということは、彼の思想的立場にとって象徴的な意味をもつものといえよう。

このように羯南の国民主義には、彼のいわゆる「法律完からざる時代を以て暗黒時代と為し、法律の製造を以て文明進歩の首要なる事業と為す」（『法官薄徳論』明治五年五月）ごとき「法律家」に対する敵しい批判が含まれており、したがってまたそれは維新以来の道徳輕視、智術偏重の風潮に対する反省の要求を意味した。しかしながら明治二三年を期して開幕された議政の現状は、彼が「大臣の位に在る者は其の位を以て榮譽具と為し、特許物と為し、之を失はんことを恐れて常に防禦策に汲々たり、民間に在る者は大臣の位を以て中原の鹿となし、万戸の封と為し、之を得んことを欲して常に攻撃の策に汲々たり、而して大臣の位置が国家行政の大機関たることは朝野共に忘失する弊なしとせず」（『大臣論』明治三年六月）と開会前に警告したことそのままの延長としか思えなかった。彼が立憲政体運用の思想を問題にし、政治道徳の必要を強調するのは、このような初期議会の状況を背景としてであつた。

六

羯南が「此の政体を運用する思想の誤謬」と考えたものは、彼のいわゆる「法律主義」すなわち立憲政治に対する法律的解釈と、「経済主義」すなわち立憲政治に対する経済論的解釈であつた。明治二三年以降の初期議会における政府と民党との対立抗争も、彼にいわせればこのような思想に基因する政治的泥試合にすぎなかつた。彼は当時における議政の現状を、例えばつぎのように理解している。「在朝者は『法律の力』を以て人民を支配せんことを務め、在野者は『経済の理』を以て政府を拘束せんことを努む。其結果は自然なり、政府の法律主義に対して人民乃ち経済主義を差向け、其代りには人民の経済主義に対し政府は法律主義を差向るなり。曰く、憲法上辞職すべきの理由

なし、予算減削には同意を表し難し、政府は唯だ憲法を遵奉するのみ、事此に至れば如何ともする無きのみ、と」(原政)。立憲政治に対するこのような態度は、彼によれば、維新以来の道徳輕視の風潮(「才を貴びて徳を賤しめ、利を重んじて義を軽んず」と符節を合するものであり、「法律ありて道徳なく、詐謀ありて誠心なき」政治世界の所産であつた。これに対して「不徳的政治の主義は泰西に於ても排斥せられ、經驗上及び道徳上復た斯る主義を採用するものあらず、特に立憲政体の如きは道徳力の干渉なければ其の完行を期すべからざること多数学者の定説にあらずや、不幸にして我国の政界は維新以来全く道徳を排して唯だ才智を吸せり」(誠心)と歎じて、立憲政治における道徳の重要性を強調するのが、羯南の立場に他ならなかつた。したがって彼によれば、「進歩主義」とは、まさにこのような維新以来の風潮の帰結たる「法律主義」「経済主義」を中心とするものであり、それは何れも人間の「徳義」を無視して「本位を動物的個人に置く」ものに他ならなかつた。そしてそのような「進歩」性は在野の政党政治家のみならず、在朝の藩閥政治家のなかにも等しく見られる傾向と考えられた。「在朝在野別なく自称政治家は進歩主義を猿真似す、此猿真似根性は彼等をして往々『道徳政治は腐儒の陳論なり、今日に在りては迂闊の極なり』と言はしむ、然れ共窮すれば即ち徳義徳義と叫ぶ。」(原政)羯南の保守主義思想は、実にこのような「進歩主義」的風潮への反動であつた。

このような「進歩主義」的風潮のうち、羯南が誤れる思想としてとくに問題としたのは、いうまでもなく立憲政治を「法律的政治」と見なした「我が邦人の解釈」すなわち上述の「法律主義」であつた。彼は法律をもって万能と考へる思想に対してつぎのように批判を下している、「法律を言ふ者は曰く、法律は正義の顕表なり法律を司る者は正義の応用なり法律にあらざれば社会の正義を保つべからずと、……彼等の多数は法律を以て生命と爲し、法律の外に智識なし、法律に万能の力を認めて世に立つものなり、故に其の所謂正義は彼等の所謂正義にして吾輩の所謂正義にあらざり、吾輩の所謂正義は人生以来の正義なり、即ち法律以前の正義なり、而して彼等の謂ふ正義は法律以後の正義にして法律と共に消長す」(法官薄徳論「明治二五年五月」と。このように彼は、法律を正義の表現として無条件に万能視する考え方に反対して、法律と正義とを峻別したが、この「法律以前の正義」に対する信念こそ、「徳義」の立場から「法律主義」的立憲政治観を批判した彼のモラル・バックボーンであつた。

それでは徳義の側から法律万能主義を批判した彼は、立憲政治を如何にあるべきものと考えていたのだろうか。つぎのような彼の言葉は、この疑問に答える一つの手がかりとして注目し得る。「試みに思へ、議會は法案否決の権あり、議會常に此権を用ふれば則ち如何ん、政府は議會解散の権あり、政府常に此権を用ふれば則ち如何ん、法案否決の権ありて常に之を用ひざるは議會の議會たる所以にして、議會解散の権あるも決して之を用ひざるものは、政府の政府たる所以にあらずや」(余裕なく権力を行ふの弊「明治二四年一月」と。あるいはまたこうもいう、「吾輩は屢々憲法論又は大権論の容易に発すべからざることを痛言せり、蓋し斯る言辭の濫用は立憲政体をして効力を薄からしむに至ればなり」(辭札論「明治二四年一月」と。すなわち彼は、政府、議會の両者がそれぞれ憲法の規定を権にとり、法的権限を振って自己主張をすることの中には、何ら立憲政治の眞の姿を認めることができなかつた。したがって当時予算の審議をめぐって藩閥政府の堅陣に肉迫する民党の姿も、彼の眼には「彼等の『政治』と称するものは『政府を治むる』といふのみ、而して人民を治むることは彼等関らず」(原政)としかうつらなかつたのである。

西村茂樹は「本邦の憲法は、全く行政官、殊に藩閥政府の手を以て成る、故に行政官、即ち政府の爲に便利なり、人民之を察せず、此の憲法に抛りて政府と政權を争はんと欲す、愚なりと言ふべし」(前掲)といったが、立憲政治をもつて、憲法を土俵とする政權争奪の戦とするならば、民党の勇戦はあたかも風車に向うドン・キホーテのそのよろしく空しく愚かなものであろう。しかし羯南はそう考えなかつた。

「立憲政治は即ち輿論政治なり」(「議會及輿論」明治三年二月)。これが法律的立憲政治觀に反対し道徳政治としての立憲政治を主張する羯南の基本的立場であつた。法規が立憲的政治家の行為を律する準則のすべてではない。立憲政治に関するこのような法律主義の見解は、政治を主として政府と議會との法的権力的關係として捉えるところから生れる。彼は既成の政治家に対して「諸公は朝に在りて以爲らく帝國議會に對して平隱に経過すれば我が能事終ると、諸公は野に在りて以爲らく帝國議會に依りて充分に攻撃すれば我が能事畢ると」(「老政治家」明治三年九月)と批評したが、政治を議會の乗り切りと政府の攻撃とにわい小化する時にはじめて、法規は万能化されるからである。しかし羯南はこのような政府と議會との關係の中に眞の立憲政治の姿を見出すことができなかつた。彼において立憲政治は、かの「法律主義」における政府對議會、あるいは在朝政治家对在野政治家の關係としてでなく、朝野を問わず政治家対人民ないし輿論の關係として捉えられている。すなわち政府といわず議會といわず、在朝の政治家といわず在野の政治家といわず、輿論こそ政治家の行動の準則であり、その進退を決するものであつた。

したがって彼は、立憲政治を輿論政治と考えたが、輿論即議會とする考え方には直ちに賛意を表するものではなかつた。議會と輿論との關係につき彼はこう述べている「若し議會即ち輿論と言へる説をして眞理ならしめば、議會解散なるものは輿論政治の下に、何の意味もなき濫挙たるに至らん、内閣固より輿論に合する時あり而して議會固より輿論に合せる時あり、是に於てか、至尊或は内閣を更迭せしめずして議會を解散する場合に遭ふ、議會と輿論との關係は誠に斯の如きものあり」(「議會と輿論」明治三年二月)と。もちろん彼は議會が輿論の機関であることを否定するわけではない。彼によれば、專制國における君主の意志は主觀的であり、明君賢主でない限り「私意」に陥るを免れないのに対し、立憲國における君主の意志は客觀的であり、「公衆の意志」を代表するものである。それは何にもとづくか、彼はこれに答えて「輿論の機関たる国会あるを以てなり」といっている。したがって国会は「君を堯舜に至すの方法」であり、もし国会が正道を誤れば一転して「君を桀紂に致すの具」となるのである。このような任務を彼は「帝國議會」に対しても期待した(「議會論」明治三年二月)。

ただ彼は、議會が「輿論の真相」を代表する場となることを無条件で肯定するものではなかつた。つぎのような彼の言葉に注目しよう、「数百人の議員其の各々信する所を以て相ひ結合し、又た各々其の信する所を以て相ひ分離す、独立自由の思想を以て国民全体の利害を講究し、一離一合の間に所謂輿論の真相は発顯す、之を議院政治の妙味の在る所と爲るのみ」(「武断党派」明治二年一月 傍点ママ)。すなわち彼においても、議會が「輿論の真相」を代表するためには、議員の個々人が自己の政治的信念にもとづいて進退し、自由独立の思想をもって国家的利益を追求すべきことがモラルとして前提されていた。このような彼の前提は、実は近代議會の不可避的な要請であり、また道徳的基礎でもあつた。周知のように、近代議會制の主要な原理の一つである代表の原理は、中世の身分的代表がいわゆる命令的委任 (mandat impératif) すなわち代表者が選出者の個別的意志や利害に拘束されていたのと異なり、代表者自身の判断と良心以外の如何なるものによつても拘束されない自由かつ独立の人格を前提とする点に、その特質があつた。しかも行為 (agere) の府としての執行機関から區別される審議 (deliberare) の府としての議會、換言すれば対立した見解が自由な討議を経ることによつて合理的調和に導かれ一般的な利益が見出される場としての議會は、その構成員たる議員が、国民的利益的の代表者として良心的理性的に思惟判断し行動することを前提として始めて可能となる。その成否はまさしく個々の議員のモラルの問題であつた。羯南が「特に立憲政体の如きは道徳力の干渉なければ其の完行を期すべからざること多数学者の定説にあらずや」(「前掲」といふのはそのことであり、「法律」に對してとくに「道徳」を強調したのは、このような立憲政治の道徳的基礎に注目したからに他ならない。

羯南が立憲政治に要求した上述のようなモラルは、「士道と儒道」(明治三九年八月)などの論説に見られるように、

人間の精神や品位を重んずる彼の「士道」論に負うところ多いと考えられるけれども、彼もまた議会政治を自由独立の個人人格、彼の言葉を借りれば棒（法的強制）と「肉」（経済的利益）によって行動する「動物的个人」ではなくて、「徳義上の生物」によって、基礎づけようとしていたことを示すものであった。彼が議員の「剛毅自立の氣」（「人材論」明治三年八月）を強調し、また「所謂の政党なるものの真面目は無形のものなり、一面の識なきも言論を聞きて之に同じ、半言の約なきも挙動を見て相ひ合す、故に政党には名籍を記すなく費用を徴するなく、往くものは追はす来るものは拒まず、唯議場に於て選挙に於て言論に於て其の人員の多寡其の党勢の強弱を見るのみ」（「政社ありて政党なし」明治二年一〇月）とのべて、政党は主義と行動とを同じくする自由な個人の結合でなければならぬと説いたのもそのためである。したがって党議によって黨員を拘束し、国益を忘れて党利を追求する政党の現状に対しては、きびしい批判を加えてやまなかった。例えば「今の党派は殆んど兵隊組織にして、苟も党議なりとの宣言に対しては殆んど無限の服従を甘んずるなり、斯る党派をして在朝党たらしめば、失政あるも之に反対せざるのみか寧ろ之を弁護するの義務に服せん、去りて他党に就くが如きは望むべからず」（「原政」）。あるいはまた「党内より去らんとすれば之を強止し、党外より来らんとすれば往々之を拒絶し、異なる者あるも強て合せんことを求め、同じき者あるも亦相離る。党派の門は堅きこと軍門の如く、党派の令は嚴なること軍令の如し」（「武断党派」と。彼の政党への不信、したがってまた議会政治に対する不信も、主としてそこにあつたと見ることができよう。

このように羯南は、立憲政治を輿論政治としながら、輿論の制度化である議会と輿論そのものをあくまで区別し、議会が輿論へ接近するための前提として議員の政治道徳を鼓吹したのである。したがって輿論とは制度によって固定的に表現さるべきものでなく、いわば政治家個人の理念としてたえず道義的に追求さるべき性格のものであった。これは立憲政治が輿論政治である以上、およそ政治にたずさわるすべての人に対して要求さるべき徳義であ

り、政治に必然的に伴う責任に他ならない。それは政治家にとって法律以前の問題である。したがって明治憲法の下では天皇により任免され天皇に対して責任を負うものとされた大臣といえども、立憲政治家である限り、自由な独立の人格として人民ないし輿論に責任を負うものと考えられた。彼が「大臣が君主に対して責任を負ふことは憲法を俟ちて始めて定まるにあらず、凡そ己れを任命する者に対して責任を負ふと言ふは世間普通の道理のみ、立憲政治と共に生出する大臣責任論は、恐らくは重もに人民に対する責任を指称するなり」（「大臣責任論」明治二七年二月）といっているのはその意味であり、さらにまた「大臣の去就進退豈に独り法律のみに藉口すべけんや、大臣は君主に対して責任を有すと同時に又た君主に対して進退の自由を有す、進退の自由は君主に制限せられずと雖も、輿論衆議には譲る所なかるべからず、是れ徳義の問題なり」（同上）と、大臣の進退が輿論に拘束さるべきことを政治家の徳義として主張したのも羯南の道徳的立憲政治観の当然の帰結といえよう。彼が軍人の政治干与をはげしく非難したのも、軍人が「其の無責任の地に在りて而して有結果の挙を為す」からに他ならないのであって、「公けに干政する者は亦た従つて公けに責任あり」（「武臣干政論」明治二五年七月）という政治と責任とに関する彼の基本的立場がその背景をなしていたことはいうまでもない。

このように羯南は政治家の道徳をとり上げることによって、明治憲法の固い殻の内側に輿論の光を差入れ、外見的立憲政治に眞の立憲政治の実をそえようと努めた。それは国民の政治的自覚に期待するというよりはむしろ政治家の道徳的自覚を説くという点で、なお大きな限界をもつものではあつたけれども、制度に対して道徳を、法に対して人を強調する保守主義思想によって、立憲政治の道徳的基礎が鋭く追求されたことは、その官僚政治に対する批判的態度とともに、注目すべき現象といわなければならぬ。

七

以上、政治と道徳の問題を中心に明治前期における保守主義思想の一面をえがいてみた。これまでの叙述が示すように、そこではこの保守主義思想の土壤となった伝統的な政治観が、いかにして維新以来の政治的変革に対する内在的批判を形づくるに至ったか、あるいはまたふるぎ政治観がいかにして新しい政治観に対する批判の視角を与えたか、という点を中心に考察を進めた。それは端的にいえば、明治前期における保守主義思想の反官僚主義的側面をクローズ・アップしたということもできよう。しかしそれは、あくまで伝統的な政治観の中核たる儒教思想の、明治社会における一つの役割であり一つの発展形態にすぎないことはいうまでもない。儒教道徳が天皇制イデオロギーの形成に際して一つの主要な要素を提供し、天皇制国家を維持し補強するための培養土となったことは、周知の通りである。しかし日本の伝統的道徳が天皇制下の国家的道徳へ発展する過程は、果して直線的なそれであつたろうか。ちょうど日本のナシヨナリズムの歴史が、少くとも明治時代においては、いわゆる上からのナシヨナリズム、換言すれば国家の政治的統合手段としてのナシヨナリズムと、下からのナシヨナリズム、換言すれば国民の自覚的民族感情と主体的政治意識にもとづくナシヨナリズムという、この二つのナシヨナリズムの対抗関係として捉えられるのと同様に、伝統的道徳の維新以後の発展過程を、新しい権力のため、道徳、換言すれば国家のイデオロギーとしての道徳と、新しい権力に対する道徳、換言すれば政治ないし政治家のイデーとしての道徳という二つの線のからみ合いとして理解することは不可能であろうか。本稿でとくに政治と道徳との関係を探り上げたのは、一つにはこういう問題の解決のために何らかの手がかりになればという意図からであつた。

つぎに附言しておきたいことは保守主義の歴史性についてである。本章の冒頭で述べたように、維新以来の国家的制度組織の整備や、そのための西洋的制度の導入は、まさしく旧来の政治体制の変革であつたが故に、その対抗者たる政治的保守主義は、伝統的政治観念に支えられつつ、法的制度的支配への批判者としてみずから形成したのであつたが、しかし周知のように、このような組織や制度の整備は、現実政治の面では官僚政府と民権勢力との対抗関係のうちに進められた。したがって政府的官僚主義は、一方では制度的整備の当面の担当者として政治的保守主義の批判の対象となると同時に、他方では制度的整備のあり方をめぐって自由民権主義の攻撃にさらされなければならなかつた。すなわち官僚政府は前者の面では「進歩主義」の一翼を担うとともに、後者の面では維新以来の政治的変革の主導権を確保すべき立場にあつたという意味において、「保守主義」の名を甘受せざるをえなかつた。しかも官僚政府と民権派勢力との対抗関係のうちに進められた明治国家の制度的整備は、明治一七年の新華族制度の制定、翌年の内閣制度の創設、明治二一・三年の地方自治制の改定、明治二二年の明治憲法の発布などに具体化されたように、官僚政府の優位の下に政府の法的地位を強化する形で進められたことは周知の通りである。そしてこうした政治過程は、立憲主義の貫徹をめざす政治思潮に対して、官僚政府の既得の支配権力を正当化し、官僚政府の主導下の法的支配を倫理化する新しい保守主義の成長を要請するものに他ならなかつた。先に述べた伝統的道徳の二つの発展方向——新しい権力のための道徳と新しい権力に対する道徳——も、こうした新旧二つの保守主義の交錯と平行するものであることはいうまでもない。加藤弘之がいわゆる天賦人権主義から進化主義に転向して、優勝劣敗の理によって「強者の権利」を理論化し、さらに「倫理の進歩発達に殊に強者の権利の進歩発達に因由す」（同題名の講演）として道徳の進歩発達を権力によって基礎づけ、また穂積八束が「法ハ当時ノ社会ノ倫理ノ大本ヲ代表スル者ナリ法ハ社会ノ公認シタル道徳ナリ世上或ハ人道ト法律トハ異類ノ者ナリト為スハ淺識ノ誤解タルコト既ニ先輩ノ定論アリ」（「法ノ倫理的

効用」明治二九年五月)として法と倫理との同時性を説くに至ったことなどは、いずれも新しい政治的保守主義の性格と方向の一端を示すものと見る事ができよう。そこではかつての保守主義に見られた在野性は後退し、官僚主義的・権力との緊張関係は、むしろ内村鑑三の政治思想や正岡芸陽、田岡嶺雲らのいわゆる「非文明論」として継承されていると考えることもできよう。本稿が明治前期の保守主義を対象としたのは、明治前期後期を通じてこうした保守主義政治思想の性格と役割の歴史的変遷が見られると考えたからである。もとよりそれは単なる見透しにすぎない。この問題についての私の解答は今後の課題として残したいと思う。

註(一) 明治の「文明」、「進歩」に対する内村鑑三、正岡芸陽、田岡嶺雲らの見解については、家永三郎「反近代主義の歴史的省察」(同氏著『日本近代思想史研究』所収)および同氏著『教奇なる思想家の生涯——田岡嶺雲の人と思想——』を参照された。

【附記】 本章で引用した論説の中、元田永孚については、海後宗臣『元田永孚』所収のもの、西村茂樹については、『泊翁叢書』第一・第二輯所収のもの、また陸羯南については、梶井盛編『羯南文集』、鈴木虎雄編『羯南文録』および「日本」新聞所載の論説によった。

なお本章の論稿は、かつて「思想」三九〇号に発表した同名の拙稿に若干の字句の修正を加えたものである。

教育勅語の国家主義的解釈

源 了 圓

序	一六七
一 勅語はどのように受けとられたか	一七四
二 井上哲次郎の国家主義の発想点	一七九
三 『勅語行義』——教育勅語の正統的解釈——	一八三
四 『勅語行義』に対する三つの批判	一九一
1 内藤耻叟の批判	一九一
2 三宅雪嶺の批判	一九四
3 大西 祝の批判	一九六
五 「教育と宗教との衝突」論争	一九八
1 キリスト教はなぜ批判的となったか	一九九
2 論争の問題点	二〇五
3 信仰の自由	二〇七
結び	二一一

序

教育勅語の渙発の由来、また勅語の内容それ自体についてはいろいろの解釈が許されるが、その渙発について努力した人々に共通するその最大目的はそれを通じての国民統一にあることは否定できないであろう。尤もその国民統一の具体的内容についてはその起草に携わった人々のそれぞれが違った構想をいだき、それを勅語に托した。またそれを解釈する人々も自分の立場からそれぞれ相異った解釈を施した。勅語の文言はそのような相異なる解釈を許すものごとくであった。

私が今、小論において取扱うのは、教育勅語が渙発された後、それがどのように解釈され、また国民にどのように浸透し、国民の思想的風土にどのような影響を及ぼしたか、ということである。勅語渙発の政治的背景は本書において梅溪氏の述べられるごとくであるが、山県の政治的、軍事的意図はそれとして、勅語が一個の思想の表現である限り、それは思想の運命を背負ってそれ自体の歩みを遂げねばならなかった。勅語解釈の多岐性は、二百数十のさまざまな立場から書かれた行義書を前にして勅語起草者の一人井上毅をして、むしろ一冊の行義書なきに如かず、と歎息せしめたほどであった。そのことは、勅語の渙発をめぐる問題が政治史的問題であると共に、近代日本の直面した精神的苦渋の跡を示す精神的問題であることを示している。私が本稿で企図した勅語の国民への浸透の仕方、またその国民の思想的風土への影響の如き重大な問題は、僅か明治二十年代のみを考察の対象としてとり上げる本稿の充分明らかにし得ないところであって、私はここでは問題を限定し、さまざまな勅語解釈の中に正統的立場と目される『勅語行義』の内容と、その起草者井上哲次郎の国家主義の発想点を明らかにし、つぎにこの勅語の国家主義的解釈

に對立するキリスト教徒と、井上らとの論争を通じて、勅語の国家主義的解釈が国民に浸透してゆく過程とまたその意味を明らかにすることを通して私の意図を追求してみよう。しかし本論にはいる前に、問題の理解を容易ならしめるために、簡単に勅語成立の精神的背景と政府首脳部(伊藤—森—井上毅のラインをさす)の教育、宗教、道徳の問題に對してとってきた態度を一瞥しよう。

教育勅語の渙発は政治史的問題であると共に、精神的問題であった。維新前の日本は社会形態からいえば封建社会であったが、政治の理想としては道徳と政治とが究極的に相つらなることをめざす政治であった。もちろん現実の政治は権力によって運営されたのであるが、権力者は政治を通じて道徳を実現することをめざし、社会もまたそのことを要求した。しかしその道徳は儒教道徳であつて、一面において高度の普遍性をもつと共に、他面においては封建社会と不可分離的に結びついた道徳であつた。このような社会において西洋文明に直接することを余儀なくされた時、当時の知識人の、そしてまた為政者のとつた態度は、佐久間象山のいわゆる「東洋道徳、西洋芸術」であつた。のように、既存の精神構造、社会構造になんらの変更をすることもなく、西洋文明を摂取しようとしたのであつた。

維新後の日本はこのような社会構造を捨てて、身分制を撤廃し、個人がその能力によって社会的地位を獲得する資本主義的社会の樹立をめざし、近代的国家の建設に大きな一步を踏出した。そしてそれと共に過去の道徳を惜しげもなくふり捨てた。儒教道徳が封建的国家形態、社会形態と密接に結びついていたからであつた。のみならず過去の伝統は一切、旧弊として退ぞけられ、文明開化が謳歌された。だがそれに代る新しいモラルは樹立されなかつた。ここに起つた精神的混乱をいかに解決するか——教育勅語渙発の根本的原因はこの点にあつたのである。モラルの混乱を解決するために勅語を渙発することが果して適當であるか、は大いに問題であつたが、この混乱自体は放置していい問題ではなかつた。

このモラルの混乱は更に政治や教育の問題と結びついていた。モラルの混乱はいかなる人間を自己の理想的人間像として描くか、ということの混乱を示すものであるが、それは具体的、現実的には国家が国民教育をなすに當つて教育目標を何処におくか、という実践的問題としてプロブレマティックにあらわれる。この実践的問題の奥には、更に国家がいかなる国家形態を取るべきか、という問題がある。かくして精神的、社会史的問題は実践的契機をもつことによつて、政治史的問題と相つらなる。

明治初頭のがが国の精神状況は、西洋主義者、近代主義者と広い意味での伝統主義者に大別できる。前者は日本の西洋化、近代化を必至とするものであるが、の中には政府がいかなる国家形態をとるかを決断せざるを得なくなるとき自己分裂してゆく契機が未分化のままに含まれていた。後者には神道家、儒教主義者があり、の中には、徹底的な反西洋主義、反近代主義者から西洋文明に對してかなりの寛容性と適応性をもつ横井小楠のごとき人まで広範な人々が含まれていた。しかし明治四、五年ごろから前者の勝利は決定的となり、日本は着々と西洋化、近代化の道を進み、伝統主義者たちは儒教主義者の元田永孚らが僅かに天皇側近にあって余喘を保つにすぎなかつた。このような思想的配置は自由民権運動の擡頭によって変更せざるを得なくなり、政府は憲法発布の問題をめぐつて、民主主義的国家形態を理想とする大隈の一派とプロイセンを範とする国家形態を理想とする伊藤ら政府首脳部に核分裂をす。それは政治思想の上からいえば社会契約説から国家有機体説への転換でもあつたが、これら明治政府首脳部のところとした政治形態は、具体的には官僚的法治国家であつた。さればこそ彼らは福沢を代表とする自主独立の人民を育成する教育方針に對して圧迫を加えると共に、他方では「教育議」以来、一時の便法として漢学こそ採用したが、元田を代表とする伝統主義者たちの政教一致の国家観に由来する儒教的道徳教育の要求を排除した。元田らにあっては道徳教育の要求は政治的要求の裏返しであつたのだ。このような意味での道徳教育の要求は排除されたが、道徳的

混乱があることは事実であり、そのこと自体は放置することは出来ない。國民統一を基礎にして富國強兵を図ろうとする政府にあって、このような混乱は國民統一に支障を来すからである。しかし政府首脳部はこれを道徳の問題として処理しようと思はず、法的に解決しようとした。

政教分離の基本原則を堅持する政府首脳部は、道徳と政治とが不可分離的に結びついた儒教道徳よりも、却ってキリスト教に注目した。立憲政治の運営のためには厳しい法治主義の緩和剤として宗教が要る——かかる認識の上に立つた伊藤がわが國を反省した時、そこにあるものは無力化した宗教があるだけであつた。ここにおいて彼は國民の中に潜む天皇に対する感情に注目し、立憲政治の「機軸」を天皇の大權に求めた。したがって帝國憲法は、天皇の宗教的權威を権力的に表現したものであるべく、西洋の近代的憲法と異なる独自の性格をもつものであつた。しかしそこにはあくまで法治主義が貫かれ、天皇はあくまで政治上の統率者であつて、多くの大權が附せられていたけれども、決して元田における如く、國民の精神生活を主宰するものではなかつた。

このような伊藤の構想する立憲國家の教育行政を担当したのが森有礼であつた。彼は國家については「國家ハ命數無限ノ活體ニシテ、命數短期ノ一個人ノ如キモノニ非ズ。而シテ其隆盛ハ國人全体ノ有スル國家公利的志操ノ發達、其衰微ハ各人ノ有スル一己私利的欲念ノ増長ニ由ルモノトス」と考え、倫理教育の具体的方法としては「國家ト云フモノハ、無形ナルモノナレドモ、之ヲ仏ノ如ク神ノ如ク大切ノモノニナシ、仕事ヲナサシムルモ、学科ヲ學バシムルモ、國家ト云フコトヲ以テ思想ヲ支配シ、鼓舞シテ行クヨリ外良策」はないとし、一方では元田の儒教的道徳教育に反対すると共に、他方では西洋におけるごとく宗教を倫理教育の基礎とすることに反対して、國家を至上視し、これに奉仕する臣民の教育をするというところにこの問題の解決点を求めた。森のこの倫理教育の具体的内容は、天皇への忠誠心の育成と、「正確ナル人物」「良キ人物」として表現される臣民の人物形成という両面をもつ。森のこのよ

うな教育方針は不慮の死によって充分貫徹できなかったが、このラディカルな國家主義者においても、天皇自身が精神的權威の源泉であるとはまだ考えられていなかった。

今この立憲主義的國家主義のラインが教育勅語の制定に當つてとつた態度を井上毅においてみてみよう。彼は當時國際政治に対する認識から山県に近よつていたが、山県から教育勅語の起草を委嘱されるや「天生聰明、為之君、為之師、支那ノ旧説ナレドモ、今日ノ立憲政體ノ主義ニ從へバ、君主ハ、臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」(傍点筆者)として、もし勅諭を發して教育の方嚮を示されるならば「政事、上ノ命令ト區別シテ、社會、上ノ君主ノ著作、公告トシテ看ザルベカラズ」と、元田の政教を分離しない國教論的發想にその立憲主義的立場から大きな限定を加え、勅語はあくまで君主個人の社會上の著作であるべきであつて國民の精神的自由に干渉するものであつてはならないとする。そしてまた、山県の軍隊と國家とを類比的に考え、教育勅語を軍人勅諭に類するものたらしめようとする發想に對しても「陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同シカラズ」と一本釘を打つことも忘れてはいない。彼は勅語起草の基本的方針として次の七ヶ条をあげた。

- (一) 此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様ナルベカラズ
- (二) 此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ
- (三) 此勅語ニハ幽遠深微ナル哲學上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ
- (四) 此勅語ニハ政事上ノ臭味ヲ避ケザルベカラズ
- (五) 漢字ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スベカラズ
- (六) 消極的ノ砭愚戒惡之語ヲ用フベカラズ、君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルベク淺薄曲悉ナルベカラズ

(四) 世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜バシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルベカラズ

これを見て彼が憲法起草の基本方針を貫こうと努力し、この勅語の渙発によって紛糾を生じないように心に心を碎いていたかが了解される。

彼はその立憲主義的立場からしても、国民の思想統制を政府がおこなうということには反対であり、二三年六月二五日附の山県宛書簡においても「此無形上の一戦場といふべき百家競馳之時ニ於テ、一ノ哲理の旗頭となりて世の異端、雜流を驅除スルノ器械ノ為ニ至尊の勅語を利用するとハ、余り無遠慮なる為方ニ而稍や眼識あるものハ必當時教育主務大臣之輕卒に出たりとして彈指スルものあらん」と述べている。しかし彼が最も心をくばったのは、思想の自由、信仰の自由を擁護するというのではなく、思想統一のために勅語を利用することによって、天皇を思想闘争の場にもちこみ、その結果、天皇の權威を傷つけはしないか、ということであった。万一そのようなことがあれば、それは天皇を政治責任の外においた彼の立憲國家の構想を全面的に破壊するものであったし、明治憲法に示される官僚的政治組織の瓦解にはかならなかつた。

このような経緯にも拘らず、結局勅語は渙発されることになったが、井上のさきに示した基本方針は、大臣の副署を廢することによって勅語を政事的勅語から區別し、法治主義の原則を守った形式面と、大西祝が「予は思ふ教育勅語は一定の倫理説を布かんが為に、与へられたる者にあらざるべしと。蓋し勅語は國民の守るべき、個々の徳行を列挙したる者にはあれども、倫理を談じたる者と見られざればなり」と評したとき、徳目の面における周到な配慮とに実現されている。だがこのような配慮によって、井上のおそれた事態は解消したのであるか。國民の思想的自由は奪われずに済んだであろうか。國民の信仰の自由は、憲法の規定する通りに擁護されたのであろうか。

ここにおける問題は、勅語に述べてある個々の徳目よりも、勅語の前提にもられたるとき思想や、「斯ノ道」が「古今ニ通シテ謬ラス」「中外ニ施シテ悖ラ」ないものであると共に、「我カ皇祖祖宗ノ遺訓」とされたことである。このような思想は水戸学的発想にもとづくものであった。起草者の一人である元田の儒学は、横井小楠の实学⁽⁴⁾の系譜を引くものでありながら、同時に横井にない水戸学的傾向を含むものであった。他の一人である井上毅は、漢学の大家ではあったが、同時に国語国文に非常な関心をもち、彼の学問の方法論は日本の過去のあり方のうちに現在の日本の方向を決定すべき原理ないし根柢を求めんとする傾向のものであり、この前文にもられた思想と一致していた⁽⁵⁾。かくして天祖以下歴代の天皇が徳の実現者であり、その中に万古不易の道が実現されたとする原理づけが行われ、そのドグマによって他の異端を驅除する機械として勅語が利用される契機が、井上の主観的意図に反して、勅語自身の中に蔵されていた。

註(一) 伊藤は起案の大綱において云う、「機軸ナクシテ政治ヲ人民ノ妄議ニ任ス時ハ、政其統紀ヲ失ヒ、國家亦隨テ廢亡ス、抑ミ

歐洲ニ於テハ憲法政治ノ萌セル事千余年、獨リ人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラズ、又宗教ナルモノアリテ之カ機軸ヲナシ、深く人民ニ浸潤シテ人心之ニ滲一セリ。然ルニ我國ニ在テハ宗教ナル者、其力微弱ニシテ、一モ國家ノ機軸タルベキモノナシ、仏教ハ一タビ隆盛ノ勢ヲ張リ、上下ノ人心ヲ繫ギタルモ、今日ニ至テハ己ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖宗教トシテ人心ヲ掃向セシムルノ力ニ乏シ。我國ニ在テ機軸トスベキハ、獨リ皇室アルノミ。是ヲ以テ此憲法草案ニ在テハ專ラ意ヲ此点ニ用ヒ、君權ヲ尊重シテ成ルベク之ヲ束縛セザラン事ヲ勉メタリ。このように伊藤は憲法起草に當って西洋諸國において國民の精神的統一をなし、政治をその側面から援助しているキリスト教に代るものを天皇の大權に求めたのであった。政治は本来的に權力によって動くものであり、權力を否定しうるものは宗教以外にない。伊藤は法治主義を貫徹しながら、天皇の宗教的權威を権力的に表現したものと云うべく、この点帝國憲法は西洋の近代憲法と異なる独自の性格をもつていたといえよう。

- (2) 森有礼の国家思想については本山幸彦「森有礼の国家主義とその教育思想」(『人文学報』八号)参照。
- (3) 山県は「教育勅語発布二閱スル山県有朋談話筆記」において「……余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ」云々と述べている。また更に「初メ軍人勅諭ヲ請ヒシ時ニモ外國ニテハ宗教ヲ元トシテ軍隊教育ヲナシ幼年学校ナドニテハ祈禱ヲ唱ヒテ授業ヲナス有様ナルニ我國ニ於テハ神道、仏教、耶蘇教ノ一二偏スベカラス而シテ宗教ハ末世ノコトニ亘ルガ現世ダケノコトナレド忠孝仁義ニ止メテ可ナリト論ナリシガ教育ニ関シテモ同様ノ方針ヲ採ルベキモト考ヘタリ」と述べているが、ここにわれわれは伊藤の憲法起草の方針と一脈通ずるものを見出すであろう。
- (4) 横井小楠の思想については、拙稿「横井小楠の『実学』」(『哲学研究』第四百三十三号)参照。
- (5) 井上毅のこのような発想が最も鮮やかに出てくるのは、『梧陰存稿』卷一所収の「言靈」である。この論文において井上は、支配、統治に相当する古語を日本の古典に求め、それを支那やヨーロッパの場合と比較して、そこに日本の国体の特質を見る。かくして井上は結論して言う。「かく、これは御国の国家成立の原理は君民の約束にあらざりて一の君徳なり、国家の始は君徳に基づくといふ一句は日本国家学の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ。」井上においては、我が国の憲法はヨーロッパ憲法の写しではなく、遠く御祖の不文憲法が今日に発達したものである。

一 勅語はどのように受けとられたか

さきに述べたように、教育勅語の渙発は政治史の問題であると共に精神史の問題でもあった。当時の精神状況は政府当局者のように消極的見方をすれば、一種の無政府状態であり、憂うべきものであったが、他面から見ればそれはさきに述べたように、教育勅語の渙発は政治史の問題であると共に精神史の問題でもあった。当時の精神状況は政府当局者のように消極的見方をすれば、一種の無政府状態であり、憂うべきものであったが、他面から見ればそれはまた可能性にみちた多彩な時代であった。

このような時代の空気は、本来保守的な発想たる道德教育の構想にも反映し、加藤弘之は個人の自由な選択にもとづく宗教教育を倫理教育の具体的方策とし(『德育方法案』明治二十年刊)、杉浦重剛も自然科学的方法に則つた倫理教育の方法を考える(『日本教育原論』明治二十年刊)等、後年想像も出来ない多彩な発想がそこに見られる。

ここに見られるように当時の青年たちの精神的風土が種々の方向への可能性をもち、したがってまた多彩なものであってみれば、芳川顕正の言うように「大詔一下するや、天下靡然として服従し奉り、民心のこれに向ふこと、恰も大阜の雲霓を求むるの概」(『教育勅語御下賜事情』)があつて、政府当局の勅語渙発の趣旨がそのまま徹底したとは考えられない。事実、当時の新聞、雑誌の論調を見ても、その受けとられ方は多種多様であつた。たとえば「国民之友」は「此勅語なる者は、此勅語の下らざる前に於ても、矢張我国教育の方針たりしに相違なし。此勅語なる者は只従来の方針をば、辱くも天皇陛下の勅語に依りて、明かに我邦人の心裡に彫刻銘記せる者にして、別に新たな教育の方針を開示せられたるには非るなり」(『国民之友』明治二十三年十一月十三日号)と、勅語が特別な意味をなうことに警戒的であるし、また同誌は重野安繹が勅語の大旨が儒教主義であると演説したことを批判して、「陛下の勅語は語少くして意大なり。儒教者も以て此勅語の恩沢に浴すべく、仏教者も以て其恩沢に浴すべく、基督教徒も以て其恩沢に浴すべく、神道家も以て其恩沢に浴すべく、総て日本国民なる分限を有する者は、皆此の無量の勅語中に徜徉するを得べきなり」と勅語が或る特定の人々の立場のみを擁護し、他の立場の人を排斥することのないよう注意を促している。この論旨は儒教主義を国家主義という言葉で代置した場合にも嵌まるものであつた。また「郵便報知」は、この後「一大反動を生じ世を挙げて德育のみの境遇に復古」するかもしれないことを警戒し「唯德育の一方に偏するに至らば民智進まず芸術退歩して其極は遂に国勢の不振を来すこと明白なり」とし、德育智育の権衡を制し、その一方に

偏せざるべきことを説いた。

これらの良識ある意見に対して一方では水戸学の直系を引いた内藤耻叟は「奉勅ノ注意」というものをあらわし、「ソモソモ教育ト云フモノハ先第一ニ人道ヲ教フルガ本意ナリ。……然ルニ彼赤髯等ガ唱フル所ノ教育ハ皆一方偏頗ナル教育ノコトニテ、商トナリ、工トナリ、農トナルガ如キ、各種ノ教育ニテ、人道ノ教育ト云フコトハ、毛髮モシラズ。ソレヲバ一切彼邪毒ナル宗教ニマカセ居ルコトナリ。然ルヲ、吾人モ此口真似ヲシテ、教育ハ人道ヲ捨テ、必此末技末芸ヲ教フルコト也ト思ヒタガヘルハ、マコトニ笑止ノコトナラズヤ」と在来の教育を批判し、「殊ニ我國ノ民ハ、他ノ國々ノ民ノ如ク渡リ奉公人、世界ノ雇人トナルベキ者ニアラズシテ永ク此國ニ固著シテ、此國ト共ニ死生存亡スベキ人民ナルコトヲ覺悟セザレバ、大事ニ臨ンデ必死ヲ逃レ生ヲ求ムルノ念ヲ生ゼン。世ニ國人ノ義務ヲ忘レテ世界心ヲモチタル人ホド畏ルベキ者ハナシ。モシ世界ハ皆我住家ニテ、何ゾ必シモ、日本國ナラント思フ心ノ膺ノ下ニ萌生シタル以上ハ、決シテ此君ヲ愛スルノ心ノ出ルモノニ非ズ。必十方旦那ノ心ニナリ、二君ニ事フルモ、百主ニ従フモ、己レサヘ安堵ナレバ、宜シキト云フ心ニナラン。人民カクナリテハ、誰ト共ニ此國ヲ守ルベキヤ。実、大乱ノ道ナリ。モシ其萌芽ノ今日ニ生ズルモノアルヲ見バ其微ナル中ニ、斬伐鋤去ラザレバ、必大ニ我國家ニ禍ヒセン。尤畏ルベシ、尤ニクムベシ」と、後のキリスト教徒との論争を予感せしめるとき発言をしている。彼においては「教育ノ本旨、億兆ノ一心ヲ固結スルニアリ」と端的に述べられた。ただし「人民ハ國ヲ護ルノ人民ニシテ、教育ハ國ヲ興スノ教育」である、と考えられたからであった。彼は「今我 天皇陛下ノ更ニ此勅語ヲ下シ玉ヒテ、専ラ皇祖皇宗ノ大道ヲ發揮シ、教育ノ淵源コ、ニ存スルコトヲ明示アラセラレタルハ、即チ此道ヲ以テ、此民ヲ興シ、民ト、國ト、天皇陛下ト 皇祖皇宗トノ四者ヲ一トシテ、以テ此東海ニ屹立セル日本帝國ヲシテ、万世無疆ノ威徳ヲ保シ、宇内第一ノ光輝ヲ發セシメント、最雄壯ナル、最純正ナル、最卓拔ナル、叡慮アラセラルベシ」と解した。彼の

國家主義は後述の如く、井上哲次郎の立場と必ずしも一致するものではなく、その立場は寧ろ伝統主義というべきであるが、しかもそれは最も率直正直に國家主義者のひそやかな願望を表明したものと云ってよいであろう。

また保守主義の代表的機関紙「日本」は、勅語換発の翌日、「謹読勅語」という論説をのせ、「綱常の道は我日本社会の成立する柱礎なり」とし、政府当局がかつて泰西の習俗を上乗視してその基礎が宗教（キリスト教）に至ることを信じ、またその社会の支柱がもっぱら法律にあることを信じ、宗教が容易に人心に入らないのを知るや、力を法律製造にいたしたことを指摘、立憲政体は忠君愛民の政体であるとし、政府の法治主義が政治から道徳を疎外し、非常な悪弊をもたらしたことを批判している。そして「敢て皇威を以て、徳育の標準を立」てるのではなく、「聖明躬ら行ひて而して臣民に及さんことを期し」ておられることに注目している。この勅語の換発は、皇室を「仁徳の源」と考ふる保守主義者にとっては好ましいものであった。しかしまた政治権力者が社交の権力者である状況において、上に立つ者の責任が大きいとし、政治家の責任を追求することを忘れていない。更に彼において注目すべきは、勅語に説くところは「日本國民に固有なる倫理」であり、「日本國民の歴史的慣習」であり、「日本社会の由りて建つ所の元素」であって、「学理を以て推究すべきものにあらずして、感情を以て断定すべきもの」であることを指摘していることである。この点、後述するように一つの学理を以て勅語を解釈しようとした井上の國家主義とは発想において相異なるものであった。

以上は当時の代表的新聞雑誌の論説の一部の紹介であるが、これを見ても勅語がその立場において多様な受けとられ方をしていたことが了解されるであろう。二百数十部の衍義書が出、神道家は神道的に、儒学者は儒教の立場からこれを解釈した。雲照律師の如き高僧すら仏教の立場からこれを解釈したと云われている。これらを前にして勅語の

起草者井上毅がむしろ一冊の衍義書なきに如かずと歎じたことは前に述べた如くである。これらの事態の下に、政府当局は勅語換発後どのような措置を講じたであろうか。

教育勅語による国民統一の意図をもって山県内閣では、明治二四年文部省令一一号で小学校教則で修身が教育勅語の趣旨にもとづかなければならぬことを指示した。その結果教育勅語は君主の政治上の勅令と区別されて法治主義はいちおう貫徹されたにも拘らず、現実においては法令として国民教育を規制するものとなった。更に政府は、当時七ヶ年の歐洲留学を終えて帰朝したばかりの井上哲次郎に命じて『勅語衍義』を起草せしめ、種々様々の異説を含む勅語解釈の間にあって、勅語の国家主義的解釈の正統性を確立しようとした。私はここではまず、井上哲次郎の国家主義的発想点を見、次に『勅語衍義』の内容を検討することによって、彼による勅語の国家主義的解釈の内容を具体的に検討してみよう。

註(1) この点については高坂正顯著『明治文化史・思想言論編』一八九―二二三頁参照。

(2) 井上哲次郎が『勅語衍義』を起草するにいたった経緯について、江木千之は次のように述べている。「教育勅語の発布せられた当時の文部大臣、即ち芳川顯正氏は、勅語の衍義を作つて、之を残して置く必要があると云ふので、之を誰れに書かしたら可からうかと云ふことで、それが文部省の一問題となつたことである。丁度其頃井上哲次郎氏が、洋行帰りのほや／＼であつて、年齢はまだ若い、別に欧米心酔派でもなし、固陋者流では勿論ないと云ふ所から、芳川文相首め、世間の人も此人なら宜しからうと云ふので、そこで芳川文相が井上氏を呼んで、国体の事に就て、二三問答を試みて、成程これなら此の任務を果すであらうと云ふ見込が付いて、遂に勅語衍義の起草を井上氏に托することになつた」(『教育勅語の換発』『教育勅語関係資料集』第二巻、四六六―七頁)。

二 井上哲次郎の国家主義的発想点

私が今井上哲次郎を取り上げるのは、井上が明治二十年代の国家主義の推進者として、穂積八束と共に最も重要な位置を占めるからである。井上は『勅語衍義』の著者、キリスト教徒との論争の立役者、として、またその後の国民道徳の理論的基礎づけをおこなつた人として、穂積は祖先教の唱導者として、また神権説の主張者として、民法典論争における国家主義側の有力な論客として、共に日本の国家主義思想の形成には最も重要な役割を果した。井上毅の暗躍によって民主主義的傾向を権力の座から突きおとし、また、憲法、教育勅語にまで自己を形成した国家主義は、今やドイツに学んだ二人の若い学者たちによって基礎づけられ、その勝利を決定的ならしめるのである。

井上の国家主義思想を知るためには、まず彼が当時の状況において、日本および日本人をどう考えていたかということを見てみる必要がある。それによって彼、ならびに彼に同ずる人々の国家主義が何処から発想されていたかが明らかになるであろうし、その心理構造も把握することができると思う。私はこの問題を、「内地雑居論」(明治二年)や『井上博士講論集(第一編)』所収の「人種、言語、及宗教等の比較に依りて日本人の位置を論ず」「東西文化の差異を論ず」という講演によって、明らかにしてみたい。

「内地雑居論」は彼がベルリン滞在中、条約改正を行うために内地雑居を許すという噂を聞き、「吾輩も亦日本国の一人なれば日本人として日本の安危に關することを傍觀坐視するに忍び」ないとして、内地雑居に反対した論文で

ある。彼が反対の論拠としてあげているのは、(1) 土地を減縮する、(2) 競争に敗北する、(3) 各人種混同するため国民の合同力を失う、(4) 立法上いろいろの困難な問題を生ずる、(5) 内地雑居の結果、日本人の生理に変動を生じて人口が減少する、(6) 極端な場合は、欧米人種に圧倒されて人種が滅亡する。彼はこのような論拠から内地雑居を不可としているのであるが、彼がこの際理論的根拠として使用しているのはスペンサーの進化論であって、「優等国民と文化のおくれた国民との混合は優等国民の血が勝り、その血の圧倒をうけるであろう」という学説である。彼によれば、日本人は智識においても、金力においても、体格においても、その他あらゆる事柄においても歐洲人種とくらべるとはるかに下劣である。今急に内地雑居を許して急激な變動を生じたならば、日本民族の滅亡のごとき事態が起るかもしれない。したがって少しでも雑居の延期をなし、その間に教育を盛にし、陸海軍を強くし、国民の体位を高め、国民をして國家のことに協同一致せしめ、國家の富強盛大をはかって日本人の改良をはかり、対等の条件で内地雑居ができるようにすべきだ、というのである。彼はここで次のようなことを述べている。「論理に暗きもの、或は又吾輩の論を攘夷論と称するならん。是れ亦無學にして物の区別を識らざるに出づ。何故なれば攘夷とは徳川の末に當て有志の士が唱へ出だせし如く、欧米人を野蕃下劣の人種と見做し、名けて之を戎夷と稱し、之を日本の土地より追払い、退かざるものは之を壓殺することなり。吾輩は欧米人を以て蛮夷とせずして、却て優等人種として之を尊敬し、之を親愛す。……所謂攘夷家は海外の事情に暗くして、只管異邦人を忌嫌せしと雖ども、吾輩は広く海外の人にも接し、且つ社会發達上の學理より推測して内地雑居の我邦に不利なことを言ふなり。然れば吾輩の論を指して、往日の攘夷論と同一視するは、全く論理的の思想に乏しく、事物を混同するに出づるなり。」(『明治文化全集VI 外交篇』四八三頁)。

私がいまこの問題を取上げた意図は、条約改正をめぐる内地雑居是か非かの議論についての関心からではなく、この彼の論証の仕方に、彼の國家主義を支える心理的根拠が見出されるからである。即ち欧米は日本よりもはるかにすぐれている。対等の条件で対すれば日本は滅びるほかはない。したがって西洋の政治的・経済的・文化的・人種その他さまざまの圧力に対して直接するのではなく、一つの障壁を設け、防波堤をきずき、國民統一を強固にし、自衛体制をつくった上で、西洋化・近代化をやるうという考えであるが、この井上の自衛的な発想の底には、西洋にたいする劣等感と、しかもそれと共にそれに屈服するというのではなく、どこまでもそれに相対抗しようという緊張感とがある。急速な富強強兵が何よりもここでは企てられる。したがってここに要求されるのは、何よりも國民の統一である。それは決して自己の民族に対するおおらかな自信ではなかった。

このような根本的気分は、彼のあらゆる論調に繰返し見られるところであるが、それは彼が明治二五年一〇月三日、東邦協会でなした「人種、言語及び宗教等の比較に依り日本人の位置を論ず」という講演の中に最も鮮やかに出ている。

この講演の前半は、人種、言語、宗教の上から日本人の世界の各人種のうちにおける位置を論じ、日本の文字、美術、文学、身体、氣質、學問の進み方、教育の普及等について、それがヨーロッパと比較した場合いかに劣っているかについて冷静に反省を加え、それを改良すべきことを述べたもので、今日われわれが読んでも充分納得できる議論である。彼はこの講演で「根拠のない自慢は敗北の本である」として、このような弱点を認識し、その改良をはかると共に、「内地雑居論」の場合と同じく、全國を解放しないで、外国から来る急激な刺戟を避け、時をかせいで、いかなる人種がはいつて来てもそれに打勝つような準備をしなければならぬ、と語っている。このように、この講演の基調をなすものは「内地雑居論」の場合と同じであるが、「國家の有様よりも最う一つ今度發達すれば同じ血統を伝えて居る人種」の考となる。尨が我國などでは唯、大抵の人は國と云ふことだけは考へるけれども、未だ人種といふ考

はありませぬ」として、人種についての注意を喚起していることが注目されねばならない。彼によれば、もろもろの人種の中には「受け身になって居る人種」と「働掛けの人種」とがある。前者はアジア、アフリカ、南洋の諸民族であり、後者はヨーロッパの諸民族である。そして現代はヨーロッパ諸民族の根幹をなすアトリアン人種に属するものが相連合して、異人種は外へ跳除ける傾向をもつ時代である。ヨーロッパ人は、世界万国の受身の人種の膏血を絞って、ヨーロッパにおける今日の文明を成している。万国公法といっても、それは主としてヨーロッパ諸国間に行われているだけで、南洋とか東洋とかには、万国公法を行うだけの価値がないとみなしている、等の事実を指摘し、「人種と人種との間には、一向容赦と云ふことはない」、したがって「文明の上では欧羅巴と一緒になることが出来る、又出来なければならぬ、学問智識は万国普通である」けれども、「国家の上では到底異人種と一緒にすることは出来ぬ、それ故欧羅巴と一緒にすることを希望するよりも寧ろ己の国の強大ならんことを謀らなければならぬ」。日本は島国で大陸から離れて居るから、陸つづきの国とは余程違ふ、それ故最う少し内国の改良進歩を謀る時間を要して、……如何なる人種が這入つて来てもそれに打勝つ様に十分出来るだけの準備しなければならぬ」とするのである、

ここにわれわれは、西歐諸国の帝國主義的衝撃が、どのように受取られ、どのように対応されたかの一例を見ることのできる。白色人種対有色人種という対立概念が井上の國家主義の発想の底にあり、日本がその白色人種の侵略を守るべき唯一の防塞であると考えられている。そしてそこに要求されるのは何よりもまず「民心の結合」である。「これまで見たように、井上の國家主義思想には、ハーツのいわゆる *andranationalism* がないこと、すなわち人種、國家を超越した「人類」という考えがないことが一つの特色であるが、しかしそれはまだ「侵略主義」という面はもっていない。外国からの侵略を受けた場合を予想して、それに対する気構えをつくることにその意図があったように

思われる。すなわちそれは「自衛的國家主義」とも云わるべきものであろう。

私は政府の主流をなす國家主義は、幕末の攘夷意識から転化した開明主義であつたと考える。彼らの攘夷から開國への転化は西洋に対する劣等感と敗北感に基づくものであつた。ここでこの劣等感に安住しなかつたところに明治以後の日本が存在しえたのであるが、対外情勢の緊迫、急激な近代化への焦燥は、性急な國民統一の要求となつてあらわれる。それがどのようなものであつたか、われわれは『勅語衍義』において見てみよう。

註(一) このことは、たとえば大隈重信の次の言葉に明らかである。「抑々鎖國の夜は既に明け放れて、大政維新の朝と為り、吾人が外国の長を取り短を捨て、以て此の國民を富強にせんと努め、且、現に努めつつあるも、是れ国力を盛大にして、外国の圧迫を防がんとするが為のみ。即ち攘夷を行ひつつあるものにして、唯だ其の名を愛國と改め、從て其の實行の形を改めたるに外ならず」(『開國大勢史』一二二七頁)。

三 『勅語衍義』——教育勅語の正統的解釈——

『勅語衍義』はもともと、政府の委任によつてつくられたものであり、井上自身が語っているように、稿成るや加藤弘之、中村正直、井上毅等八十有余人の意見を叩き、文辞については島田重礼、南摩綱紀、小中村清矩らに質したものであつて純粹に彼の著作とみなすことはできないであらう。(筆者の考えでは井上毅の筆が相当にはいつていると思われ)総じて、明治政府に連なる人々の意見がここに結集して表現されているが、この衍義が井上哲次郎の

私著として出版されているところを見れば、この衍義の骨髄をなすものは彼の思想であり、また最後の責任は彼にあった、とみなしてよからう。

成立の事情において、この『勸語衍義』は二百数十部に及ぶ衍義書とちがひ、官撰的性格を有するが、内容上においても相異なる点がある。それは他の衍義書が、字義、大意、例話の体裁をとって、古い訓詁註釈の型にならっているのに対し、この書が一つのプリンシプルを以て貫かれていることである。すなわち、彼が語っているように、「我國体上忠孝ハ何故殊ニ重ズベキモノナルヤ」を説いたものである。彼によれば、古来東洋の学者は皆直覺的に忠孝が徳義であることを説いたが、何故忠孝が徳義であるかを説いたものはない。彼は今日の學術を參酌し、忠孝の基本は那辺にあるかを帰納的に説いた。ではなぜ彼はこのような手續をふまねばならなかったか。それは「近來西洋各種ノ教理東漸スルニ從ヒ、世人多岐亡羊、動モスレバ其適從スル所ヲ知ラ」ないからである。日本が西洋に直接し文明開化の方向へ向うことを決断した以上、当然そこには従来の忠孝の倫理とは異質的ないろいろの思想がはいって来る。功利主義の倫理にしても、自由民権運動の基礎をなしているルソーの思想にしても、決してそれは忠孝の倫理ではない。キリスト教の倫理また然り。しかも日本が近代化の方向を取る以上、これらの思想の流入を阻止することはできない。これに對し、儒教自身は相当普遍性をもつ倫理ではあるが、あくまでゲマインシャフトにおいて成立する倫理であり、個人の自由独立を説かない儒教では新しい社会の要求にこたえることができない。儒教の中には、西村茂樹の場合のように儒教自身の反省によって新しい事態に即応しようという動きが見られるが、当時の青年たちの心を魅くものとはなり得ない。当然そこにモラルの上で種々なる混乱が生ずる。

これを政府自身の立場において見れば、封建政權を打倒して、曲りなりにも資本主義社会の建設をめざし、不完全ながら立憲主義を採用し、個人の自由、權利を認めるというたてまえをとる以上、従来の儒教主義をそのまま採用するわけにはいかない。しかしながら、近代民主主義、正統的な近代國民國家への道をとざす以上は、その母胎となるものもろの思想は排撃せられねばならぬ。更に「四方皆敵ナリト思ハザルベカラザル」國際情勢において、頼むべきは四千万の同胞の「民心ノ結合」である。ここにおいて要求されるのは、儒教主義とも異なる、近代的ナショナリズムとも異なる、その折衷の上に成り立ったわが國の伝統をも考慮し、種々なる自由を一定の範圍内において、もしくは形式的に認めるところの國家主義であり、新たなる國家への忠誠心の育成である。それは、國民感情へ訴えると共に、近代的合理的思惟にたいして、なぜ忠孝は必要であるかを説かねばならなかった。というのは政府のつくろうとしている國家は、主従關係によって貫かれた封建國家ではなく、新たに人工的につくられた一面を有しており、國家への忠誠を説くにしても、当時の青年たちが功利主義倫理や自由民権の思想、キリスト教などにひかれていくという精神状況や、一般の道徳的混乱状態を顧慮せざるを得なかったのである。ここに國家倫理の意図的な基礎づけがなされねばならぬ所以があった。では井上はどのようなプリンシプルをもって國家倫理を基礎づけようとしたのであろうか。

彼は勸語を、「孝悌忠信」（私徳）と「共同愛國」（公德）の二つのエレメントから成っていると考へる。「孝悌忠信ノ德行ヲ修メテ、國家ノ基礎ヲ固クシ、共同愛國ノ義心ヲ培養シテ、不虞ノ變ニ備フル」のが、勸語の主意であると彼は考へる。そしてこの孝悌忠信、共同愛國を、彼は「父母ヲ殘酷ニ待遇スルコトハ、如何ナル人モ善行トセザルベシ（孝）、長老ヲ尊敬スルコトヲ以テ兇行トスルモノ、世ニアルベケンヤ（悌）、故ナク主君ヲ侮慢シ、若クハ傷害セバ、上下ノ秩序ヲ乱ルノ端緒ニシテ、誰レカ之レヲ怖レザランヤ（忠）、朋友ノ間ニ詐偽ヲ言フベカラザルガ如キハ如何ナル人モ首肯スル所ナルベシ（信）、又國家ノ禍害ヲ來タス者ハ、衆皆之レヲ非議スベク、國家ノ福祉ヲ増進スル者ニ至リテハ、誰レカ之レヲ嘆美セザランヤ（共同愛國）」とし、孝悌忠信、共同愛國は何人も承認せざるを得ない徳義であるとする。彼が「今之レヲ物理世界ニ徴スルニ、事物ノ現象ハ種種ニ變更スルモ、其理法ニ至リテハ、

遂ニ変更スルコトナキナリ、然ルニ倫理世界ニアリテモ、亦之レト同シク、人類ノ行為ハ、時ト処ニ從ヒテ同一ナラザルモ、人類相互ノ關係ヲ規定スル孝悌忠信、及ビ共同愛國ノ主義ニ至リテハ古今不変ト謂ハザルベカラズ」として、いるところからすれば、彼は國家倫理と國家を越える普遍的倫理との間に明瞭な區別をせず、この段階においては、むしろ兩者を混同し、同一視していたことができよう。あるいはもつと積極的な言い方をすれば、國家倫理を越える普遍的理法が存在については、ほとんど考慮していなかった、という方がより適當であろう。これを津田真道が「蓋造物主ノ徳広大無極ナリト雖一言以テ其徳ノ大本ヲ形容シ得ベキ者唯此（慈悲仁愛ノ）数字ノミ。夫ノ孝悌忠信智勇正道等皆人道ノ欠クベカル所ノ者ト雖若シ夫レ之ヲ以テ其主トセバ則誤ナリ」（「三聖論」）と言っていることと比較してみよう。津田は啓蒙主義者らしく自らは宗教を否定し、唯物論の立場に立っていた。しかし仏教に言う慈悲、儒教の説く仁、基督教の愛、というものが人道の大本であることを率直に認め、孝悌忠信の徳の如きを人道の主であると言くのは誤まりである、とはっきり指摘している。これを見ても井上は、孝悌忠信を共同愛國と共に、物理世界の法則に類比すべき古今不変の理法とすることに對しては何人も首をかしげざるを得ないであろう。

これを更に「博愛衆ニ及ホシ」の項の説明において見てみよう。井上はここで、一己の利益のみを追究する利己主義を否定し「誠実ノ心ヲ以テ博ク衆人ヲ愛惠スルノ念慮ナカルベカラザル」ことを説きながら、「然レドモ博愛ノ法、必ズ順序ナカルベカラズ、若シ自己ノ家族ヲ棄テ、他人ノ家族ヲ先ニスルカ、若クハ我レト關係ナキ異國ノ人ヲ先ニスルガ如キハ、其法ヲ得タルモノニアラズ、何故ナレバ、我が家族ヲ愛護スルハ、我が義務ニシテ、他人ノ家族ハ他人先ヅ之レヲ愛護スベク、異國ノ人ハ異國ノ人先ヅ之レヲ愛護スベケレバナリ、故ニ愛ハ近親ヨリ始メ、漸次ニ衆庶ニ推シ及ボスヲ要ス、若シ夫レ親疎ノ別ナク、彼我ヲ論ゼズ、均シク之レヲ愛シテ、順序ヲ立テザレバ、即チ是レ万国同愛ニシテ、忠君愛國ノ情是ニ於テカ已ム、故ニ如何ナル人モ我君ニ事ヘ、我邦ヲ愛スルヲ以テ第一ノ義務ト

セザルベカラズ」として、無差別的博愛主義（世界主義）が否定される。これは墨子の兼愛説を否定する儒教的発想法にもとづくものであるが、ここにおいては、國民でありつつ、同時に個人であり、國家を超えた永遠に触れつつ、しかも國家を愛するとき発想を容れる余地はない。井上のキリスト教攻撃の論拠の一つはここにあった。

ではこの孝悌忠信と共同愛國の關係はどうなっているか。この衍義が理論的な著作でないために、ここからくわしい説明は期待できないが、兩者の間には連続性があり、その連続性を保証するものは國家有機體説である。「國家ハ一個体ニシテ、唯一ノ主義ヲ以テ之レヲ貫クベク、決シテ民心ヲ二三ニスベカラズ」（「億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ」ノ項）とされ、「且ツ一家ハ細胞ノ有機體ニ於ケルガ如ク、実ニ一國ノ本」（「兄弟ニ友ニ」の項）とされる。

また「國君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一國ハ一家ヲ拡充セルモノニテ、一國ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相異ルコトナシ」（「爾臣民父母ニ孝ニ」の項）とされる。ここにわれわれは、明治末期において最も理論的な發展をとげる家族國家觀の原型を見ることができよう。しかし國家は、家族を超えるものであって、「父母ハ固ヨリ愛セザルベカラズ、子孫モ亦愛セザルベカラズ、兄弟、夫婦、朋友モ亦相愛セザルベカラズ、然レドモ是等一切ノ愛情ヲ含有スルモノハ、即チ愛國ノ心」であるとされる。ここにおいて「孝悌忠信」と「共同愛國」と並列的に同等に取扱われ、勅語の二つのエレメントとされたものは、巧みに「共同愛國」の一つのエレメントの中に吸収される。孝悌忠信という儒教を背景にもつ徳目は、共同愛國という徳目の中に吸収されてしまう。否、孝悌忠信という儒教的徳目についての井上の解釈自体がすでに合理的色彩をおびている。たとえば「忠」の内容を井上は「故ナク主君ヲ侮慢シ、若クハ傷害セバ、上下ノ秩序ヲ乱ルノ端緒ニシテ、誰レカ之レヲ怖レザランヤ」と解釈しているが、この表現は君は君たらずとも臣は臣たりとする思想と同一ではない。井上は、孝悌忠信を決して儒教の特産物と考えず、むしろ人間生活を律する基本的倫理とし、人間社会に普

遍的なモラルと考えていた。このような発想が最も鮮やかに出ているのは、井上毅の「五倫と生理との關係」(『梧陰存稿』卷一所収)であって、井上は「五倫といへば儒教主義の占有物の如く世の人の心得るこそ口惜けれ。倫理の關係は元と人身生機の構造により具りたる造化自然の妙用に起れるものにして、古も今も東洋も西洋も人とし人の世に生ける者の得通れぬ生活の軌道なるもの」として、人間の生理の構造から、人間に最も普遍的なものとして、五倫を人倫關係の基礎とする。この考えは『勅語衍義』にもそのまま採用されて、君臣の關係の説明に「人ハオノズカラ社会ヲ構成シ、國家ヲ組織スルノ傾向ヲ有セリ、然ルニ社会ヲ構成シ、國家ヲ組織スルニ當リテハ、必ズ之レヲ統治スルモノナカルベカラズ、是ニ於テカ小ニシテハ酋長アリ、大ニシテハ君主アルコト、恰モ一家ノ中ニ家長アルガ如シ、此ノ如ク大權ハ一人ノ身ニ集マルノ傾向アリ」として、自然法的契約説が拒否されている。しかしここで更に注目しておかなければならないのは、君主は君主なるが故に絶対に尊い、臣民はいかなることがあっても君主に従わなければならない、というような説明の仕方をしてではなく、「臣民ニシテ君主ノ命ニ随ハザレバ、嘗ニ國ノ結合力ヲ減殺スベキノミナラズ、又臣民ノ福祉ヲ増進スルヲ以テ目的トスル所ノ施政ノ方針モ、之レガ為メニ障碍セラるルコト少ナカラザルベシ、然レバ臣民ガ妄ニ君命ニ背クハ、却リテ自己ノ身ニ不幸ヲ來スベキ本トナルナリ」として、功利主義的説明の仕方をしてのことである。このような功利主義的説明は「父母ニ孝ニ」の項の説明においても見られる。ここにおいては一方では「抑ミ子ノ父母ニ対シテ一種特別ノ親愛ヲ感ズルハ、元ト其骨肉ノ關係ヲ有スルニ由リテ起ルモノニテ、全ク是レ自然ノ情ニ出ヅ」と説きながら、他方において「且ツ夫レ人ハ必ズ皆竟ニハ一タビ老衰スルモノナレバ、其已ニ衰殘力ナキノ時ニ至リテ、我レヲ怡養親愛スルモノナキトキハ、其不幸極メテ甚シキコトナレバ、我ガ子孫ノ後來我レニ孝心ナランコトヲ欲セバ、我レ先ヅ自ラ其先例トナリ、我ガ親ヲ親切ニ敬愛スルヲ要ス、然ラザレバ子孫ノ我レニ孝心ナランコト到底希望スベカラザルナリ」と功利主義的説明を施している。これ

は伝統主義者の忠孝の説明とは全く異なるものであった。この功利主義的説明が井上のいわゆる「何故」を解し得たものであるかは問題であるが、ともかく國家主義がその所依の經典とする勅語徳目の解釈において功利主義を採用していることは注目に価する。伝統主義的忠孝の説明ではもう満足できないところに時代は進んでいたものであり、また國家主義は伝統主義とちがうなんらかの合理性をもっていたのだ。それはわれわれが天皇制國家観というものから直ちに予想する敵しい非合理性とは必ずしも一致しない。井上が、古人はたんに孝悌忠信、共同愛國が徳義であることを説いたにすぎないが、自分はそれが何故徳義であることを説いたのだと自負した所以はここにあった。

更に國民の權利についても「抑ミ權利ハ正義ノ存スル所ニシテ、人々ノ保育セザルベカラザルモノナリ、各自ノ安全ナルト安全ナラザルトハ、実ニ權利ヲ有スルト然ラザルトニ由ル、而シテイハユル憲法ハ、一國ノ臣民ヲシテ、各々其相当ノ權利ヲ得セシムル所以ノ根本法ナリ、…若シ臣民ノ中ニ權利ヲ有スルモノアリ、權利ヲ有セザルモノアルトキハ、權利ヲ有セザルモノハ、權利ヲ有スル者ノ為メニ抑圧セラレテ、智力才能モ開發スルノ機ナク、遂ゲント欲スルノ志望モ、遂グルコト能ハズ、随ヒテ又國家ノ為メニ尽クスベキ義務モ、尽クシ難キニ至ル」(『常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ』の項)として、ここに書いてある限りにおいては、近代憲法において基本的な國民の諸權利は承認せられていたのである。

このような合理的な説明の仕方、また國民の諸權利の承認等のことを見れば、この衍義が儒教的神政國家における國民道德の規範たることをめざしたのではなく、西洋の政治的・経済的・思想的諸圧力に充分に耐えうる——そのためにはそれらの要素を自分の内にとりいれることが最も効果的である——近代的國家の國民道德の規範たることをめざしたことは明らかである。ここにおいては國家が価値の規準とされ「夫婦相和シ」というごとき最もブライヴェー卜な徳目の説明においても、「夫婦ハ一國ノ因リテ起ル所ニシテ実ニ一國ノ治ヲ欲スルモノハ、家々其宜シキヲ得

テ、不和ヲ生ズルコトナキヲ期ス」として、夫婦の和も国家の立場から要請されている。しかしこれを儒教主義の立場に立つ国家主義者である内藤耻叟の撰した「勸語訓義」において、夫婦の和ということが夫婦の別という風に解され、「殊ニ男女ノ道ノ貴ブ所ハ、祖先ニ継ギテ、子孫ヲ繁殖スルニ至ルコトナレバ、妻妾ヲ蓄ヘテ、子孫ノ繁衍ヲ図ルコト天道ノ自然ナリ」と、家の立場から、家系を保つために妾の存在を認め、また妻も家系を保つための手段とされ、妻の対等の人格が認められていないのに較べてみれば、妻の人格の対等性を承認する衍義の進歩的性格は率直に認めねばならぬ。

しかしここにわれわれの注意せねばならないことは、『勸語衍義』はこれまで見たように、かなりの進歩的内容をもった解釈を施して民心の結合を説き、国民統一を説くのであるが、このように統一され鞏固にされた国家を通していかなる理想を実現するか、ということに関しては一言も述べていないことである。世界列国の帝国主義的征覇という状況の下に、日本が独立を保つためには絶対に国民統一が必要である、ということが国家主義の発想点であって、そこには三宅雪嶺の「自国の為に力を尽すは世界の為に力を尽すなり、民種の特徴を發揚するは人類の化育を裨補するなり」（『真善美日本人』）という理想も、「我国家は世界人類の生活に祝福を与へんが為に存在す」（大西祝「国家主義の解釈」）という国家観も認められなかった。この観点において見るとき、国家主義は消極的思想以外の何もかもなかった。要するに国家を超える価値の何物もそこにはなかったのである。

衍義の基本性格は、「東洋道德、西洋芸術」という幕末以来の東西文化の折衷様式の伝統をふみつつ、しかも「儒教対近代技術文明」というような定式によってではなく、国家の枠組の中に、科学的技術だけでなく、ありとあらゆる近代文明の所産をとり入れようとするものであった。否、彼らの意識においては、近代文明の所産、だけではなく、その源泉をもわが国に開いた（『学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ』の項参照）のであった。この折衷様式は、従来のど

の折衷様式によるよりも、それによってとり入れる西洋文明の所産は大きかったが、はたして彼らの自負するよう
に、西洋文明の精神をも自己の精神とすることができたか。これがここにおいて生ずる第一の、そして最も根本的な
問題であるが、それはここで論ずるには余りに尠大な問題であるから、ここではただ問題を提出するにとどめる。

註(1) このような解釈の仕方をしたのはひとり内藤耻叟のみではない。江木千之は「両国の中村楼では、朝野知名の士が多数集つて、教育勸語発布の祝賀会を開いて、其の席上で、漢学禪学の大家某子爵（鳥尾のこと―筆者註）が、演説をした中に、『夫婦相和シ』とあるのを、漢学者流に夫婦別ありと解釈した一節があつたので、折角『相和シ』と云ふ語を用ひられたに拘らず、単に夫婦別ありとの意味に解してしまつたのは、是は御思召に対して如何であらうかと考えた節もあつた」（『教育勸語渙発関係資料集』、第二巻、四六六頁）と述べているが、儒教主義者にはこのような発想をなす人はかなり多かったと思われる。

四 「勸語衍義」に対する三つの批判

1 内藤耻叟の批判

この衍義が公けにされたとき、それは保守陣営からも進歩陣営も批判された。この批判を通じて逆に井上の国家主義の思想的定位が可能であろう。

私はさきにこの衍義の特色をその合理性の上に見た。即ち井上は、従来の東洋の学者が直覺的に忠孝が徳義であることを説いたのに対して、何故忠孝が徳義であるかを理論的に説いたのである。『勸語衍義』は学術書ではないが、

そこには明らかに「我國體上忠孝ハ何故殊ニ重ンズベキモノナルヤ」の理論的解釈が与えられている。それは當時の思想的状況において、西洋思想の洗礼を受けた哲学者が勅語を解釈し、忠孝が國民道德の基本であることを説明する場合、止むを得ない、或る意味では当然のことであつたが、そこにまた大きな問題を含んでいた。一つは、井上のように合理的解釈を施した場合、天皇や國家の絶対的權威が必ずしも保障されない、という事態が起りうることである。たとえば井上は「勅語衍義」の序文において、「故ナク、主君ヲ侮慢シ、若クハ傷害セバ、上下ノ秩序ヲ乱ルノ端緒ニシテ、誰レカ之レヲ怖レザランヤ」と忠についての説明をなしているが、これに対して、もし故があつたら、主君を侮慢し、若くは傷害していか、という疑問が出てくるであろう。西洋思想の洗礼を受けた井上には、これまでの儒學者のように主君は主君なるが無条件に、絶対に尊いという発想は自然には出来なかつたのである。この点に著目したのが遂志生（水戸学の直系の内藤耻叟のことである）と井上は想像している）であつた。遂志生は云う、「嗟呼井上氏ノ生ル所ハ何レノ國ゾ、井上氏ノ戴ク所ハ何レノ君ゾ。若シ井上氏ニシテ苟モ國體尊嚴宇内比ナキ國ニ生シ、万世一系仁恩極リナキ大君ヲ戴クコトヲ忘レズンバ、何ゾ悖言邪説如此ノ言ヲナサンヤ。夫レ故ナク主君ヲ侮慢傷害スルハ上下ノ秩序ヲ乱ルトイハバ若シ故アラバ主君ヲ侮慢スルモ可ナルカ、故アラバ主君ヲ傷害スルモ可ナルカ。所謂其故トハ何事ゾ。凡ソ天地ノ間ニ其主君ヲ侮慢傷害スルモ猶ホ可ナリトスルノ故アルカ。嗟呼コレ何事ゾヤ。……（中略）……而シテタトヘ君ニ如何ナル過挙アルモ、之ヲ侮慢傷害スベキ故ナキハ又固ヨリ論ナシ。然ルニ井上氏ハ君ヲ弑スルモ未ダ深重ノ罪惡ニアラズトシ又其故アラバ弑虐モ亦当然ナリトス。嗚呼天下ヲ率キテ乱臣賊子タラシムルモノハ井上氏ナリ。是レ何ゾ慷慨悲憤セザルベケンヤ」（井上哲次郎氏ガ所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ讀ミ悲憤ニ堪ヘズ）」と。われわれはこの遂志生の井上攻撃に當時の傳統主義者の一つの代表的タイプを見ることが出来る。彼らにとつて井上の國家主義は余りにも西洋的であつた。遂志生は云う、「余聞ク井上氏ハ能ク西書ヲ讀ムト。井上氏ガ西書ヲ讀

ムノ功ニヨリ、神州億兆ノ忠臣義士ヲシテ、乱賊ノ陥穽ニ赴カシメ、國家ヲシテ終ニ言フニ忍ビザルノ地ニ置カントス」と。ここに傳統主義の近代主義者に対する感情的反撥を見ることが出来る。井上はこれに対して「遂志生ノ如ク毫モ各自權利ノ何タルヲ知ラザル頑迷拗戻ノモノニアリテハ之ヲ教フルノ道ナク、唯々之ヲ古代殘物ノ囁語トシテ一笑ニ附センノミ」（遂志生ニ答フ）と反駁してはいるが、肝腎の点については、序文は本文ほど重要ではない、と一応逃げながら、「又思ヘ余ガ自序中ニ『故ナク主君ヲ侮慢』云々トアルハ本邦ノミニ就イテ云フニアラズ。古今ノ差ナク、東西ノ別ナク、広ク之ヲ云フモノナリ。故ニ内藤氏ガ喋々スル如ク憂慮スベキモノニアラズ。然レドモ序文ト雖モ、内藤氏ガ付与スル如キ反面ノ意味アルトキハ改メザルヲ得ズ。又主君トハ広ク云フモノナレドモ、又我邦ヲ除キタルトモ明言セザレバ愈變更ノ必要ヲ知ル。余ガ此必要ヲ感シタルハ全ク内藤氏ノ賜ニテ、余ガ大ニ氏ニ附セザルヲ得ザル所ナリ。余ハ内藤氏ノ駁スル所ヲ以テ非ナリトスルモノニアラズ」と、遂志生の所説に妥協している。この点は非常に重大であると私は考へる。

これまで述べたように井上の國実主義は近代主義的なもので、たとえば「夫婦相和シ」を「夫婦別アリ」と解し、家系を保つために蕃妾の必要を説いた内藤や鳥尾得庵らとはっきり区別されるべきであつた。しかしながらその近代主義、合理主義は西洋思想の理解には適用されても、内藤らラディカルな國粹主義者の發言に対しては妥協できる種類の合理性であり、近代性であつた。それは雪嶺ら保守主義者のような、日本の歴史の中に展開した日本民族の創造性に対する自信からの発想ではなく、外圧に対抗するために國民統一のプリンシプルを國體に求めるといふ消極的な発想に過ぎなかつた。ここに、國家主義が合理性を含みつつもやがては、極右的な傳統主義と結びつき、超國家主義となりうる根拠がある、と私は考へる。事実、井上はキリスト教徒との論争において、井上を「西夷禽獸ノ邪説ニ眩惑シ」と批判した内藤ら傳統主義者と手を結ぶ事態がおこつたのである。

井上の『勅語衍義』に対する批判は、こうした極端な国粹主義者から出ただけではなかった。新しい世代の保守主義の代表的思想家三宅雪嶺と、キリスト教の思想の洗礼を受けた進歩主義の代表的哲学者大西祝の批判がそれであった。そして両者の批判は共に、井上が「古人ハ何事ガ人ノ徳義ナルカヲ論弁セリ、余ハ此事ガ何故人ノ徳義ナルカヲ解釈セリ、是レ余ガ古人ニ一歩ヲ進メタル所ナリ」(傍点筆者)と自負した点に集中された。

2 三宅雪嶺の批判

三宅雪嶺は「勅語衍義を読む」という題で、二十六年四月二十八日の哲学会で講演をした。この速記が「哲学雑誌」の七五号に掲載されている。雪嶺は云う、

「何ぞや」は事柄を理會するに止まります。けれども「何故」は己れの判断になります。判断は決して枉げてはならぬ。口に唱へて不都合ならば黙する丈であります。如何に迫らるるとも心に思はぬ事を言ふには及びませぬ。早く謂へば勅語に就て「何故」を解せようとすれば天子の御考に立入るか、さうでなければ自分の判断を枉げねばならぬのであります。井上君の考と天子の御意と全く合同すれば宜いではありませんが、全く合同するといふ事はむづかしいことでもありますし、又始めから全く合同すると云ふことは望んで掛ることは出来ませぬから「何故」といふ事は控へて置く方が宜いと思はれます。

雪嶺はこう云って、井上が何故人の徳義なるかを解釈したことを批評して、こういうところは自分で倫理書を書いた方が面白い。「単に勅語の文学を挙げて是れはこういふ訳で真実であるといふに至ては、天子に代て言ふか、己れの意を枉げねばなりません。井上君は臣民の義を忘れたのでなければ、学者の本質を忘れておられます」と言う。

第二に、井上の解釈の具体的内容の批判である。まず第一に雪嶺は「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の項の衍義の説明をとりあげ、これはこのままだったら何となくそういう感じがするのに「太古ノ時ニ当リ、瓊瓊杵命、天祖天照大御神ノ詔を奉シ、降臨セラレテヨリ、列聖相承ケ、神武天皇ニ至リ、遂ニ奸ヲ討シ、逆ヲ誅シ、以テ四海ヲ統一シ、始メテ政ヲ行ヒ民ヲ治メ、以テ我ガ大日本帝國ヲ立テ給フ、因リテ我邦ハ神武天皇ノ即位ヲ以テ國ノ紀元ト定ム、神武天皇ノ即位ヨリ今日ニ至ルマデ、皇統連綿、実ニ二千五百年ノ久シキヲ経テ、皇威益々振フ、是レ海外ニ絶エテ比類ナキコトニテ、我邦ノ超然万国ノ間ニ秀ヅル所以ナリ、然レドモ是レ元ト皇祖皇宗ノ徳ヲ樹ツルコト極メテ深厚ナルニ非ザルヨリハ、安ンゾ能ク此ノ如ク其レ盛ナルヲ得ンヤ」と井上は解釈しているが、「かやうな事は何の爲めになるかチツとも分りませぬ」と批評する。この問題について雪嶺はこれ以上触れていないが、流石に触れるべき問題に触れている感じがする。さきに引用した「日本」の社説が、勅語に説くところは「学理を以て推究すべきものにあらずして、感情を以て断定すべきもの」であるとしたことを思い合せると、その意図が那邊にあったかが了解されるであろう。国家創成の神話を歴史的事実の如く取扱うことは紛糾のものであることを、このすぐれた保守主義者は洞察していたのである。

更に雪嶺は、「勅語衍義」の勅語解釈の仕方が、ユティリティにもとづく解釈、実利主義、平凡な利己主義による解釈であって、「古人に一歩進めた」と断言せられた程の価値は一向に分りませぬ」とする。そのほか忠節の士とか孝道の誉高い人の例としてあげているその用例が時勢に合わないものであることを指摘しているが、最後に「又た此の書は世に発表した有様と中に書いてあることと齟齬して居る所があります」として、この書に、「芳川顯正君序、井上哲次郎先生著、中村正直先生閱」と書いてある点あげる。はじめの頃の広告などでは井上と中村の順序は逆になっていたのを、同等のものは下に置くというきまりだから、と云って井上を変えたものであった。雪嶺は「恭儉己レヲ

持シ」の項の勅語行義の説明「又世ノ大賢碩学ハ、高尚ナル学理、美妙ナル道義ニ通シ、広ク社会ヲ裨益スルモノユエ、殊ニ之ヲ尊敬シテ、衆人ニ別ツヲ要ス、学問ハ官爵ヨリ貴ク、道義ハ位階ヨリ重ケレバナリ」を引いて、右の事実はこの記述と齟齬すると云うのである。真に学者を尊敬するならば何故芳川を先にしるすか、官爵高き故にとするならば中村先生は井上君に勝るではないか、「中村先生が死なれたとて遽かに己れの下に置くは恭儉の道に對して如何でありますか」と決めつける。これは全く雪嶺ならでは言えない独壇場であって、井上の官僚性を暴露して余すところがない。

3 大西祝の批判

雪嶺の批判はこのように「何故」を解したという井上の越権と学者の良心を問い、かつその「何故」の内容が実利主義に過ぎない点を批判するのであるが、これに對して大西は、勅語を国家主義的立場から解釈し、これが正統的解釈とするならば、それは排他的な一種の信仰カテキスム簡条になり、その結果、勅語を楯にとって思想統制が行われることになるのではないかとそのこともたらず事態についての憂慮から、井上の国家主義的解釈を批判している。

大西の考え（教育勅語と倫理説）によれば、教育勅語は一定の倫理説を布くために与えられたものではない。勅語は国民の守るべき個々の徳行を列挙したものはあるが、倫理を談じたものではない。彼の考えによれば、功利主義の倫理といえども、決して勅語と相容れないものではない。勅語は克く忠なれ、克く孝なれと誨え、博愛衆に及ばせと教えている。しかしながら功利主義を取る者は、功利をあげるために克く忠であり、克く孝であろう、また博愛衆に及ばずだろう。それでいいのだ。「若し勅語が一定の倫理説を布かんが為に与へられたる者ならば、遂に或る種類

の倫理学者を抗にせざるを得ざるに至らん。是れ決して学理攷究の自由を保護するの道にあらざる也」と大西は言う。ここに至ってわれわれは、官撰的立場からする井上の勅語の国家主義的解釈のみならず結果についての問題の核心に触れるのである。

大西はつづけて言う、「忠孝を道德の淵源と云ふも、之に倫理説上の意義を附せざらんことを要す。国民としては其元首を敬して国家の統一を計るが、先づ国民としての義務の須要なる所なり、又子として一家に生るれば、先づ親を敬愛するがその子としての徳行の須要なる所なりと云ふ程の意味に解するが、最も妥当ならんと考ふ」と。そして彼は「予はこれより以外の（若しくは以上の）意義を附するの必要を見ざるなり」とするのである。彼は、現今の文明程度においては、国家の統一は決して忽にすべからざることも、また現今の状態においては、国家の統一なるものが、人類の進歩を促すの道であることも、かつまたわが国の過去と将来とを考えて、忠孝には克く注意を要するといふことも、敢て否まない。しかしながら、これほどのことを許容するといふことと、忠孝を道德の基本であると放言することとは、決して同一義ではない、と言う。彼にとつて、勅語は何人も承認服膺すべき徳行を示されたものであって、別に事々しい註釈を俟って始めて解されるごときものではない。たとい全く註釈を附する必要はない、というのではないが、なるべく手近な解釈に止めて、倫理説上、根本の所までは論じ及ばないのが、却て勅語の趣旨にかなうのではないか。要はもっぱら実例に照して実行を励ましむるにある。かくして彼は「強ちに勅語を名けて、何国の道德、何主義の倫理と云ひて、其根拠を限るは、是れ徒らに勅語の趣旨に存せざるの争を惹き来る者にあらずや。勅語の趣旨に存するの争ならば、固より飽く迄も惹き来るが宜しからんれども、此の如きは、所謂の藪を突いて蛇を出す者にあらずや。勅語を以て倫理上の主義の争を為すは、不可也。倫理主義の争は、之を個人間の自由の討究に委ねて可なり。若し勅語を楯に於て、倫理説場裡に争はんとする者あれば、予は之を卑怯なりと云はん」と、冷静に

しかも烈しく井上の勅語解釈を批判するのである。

大西のこの所論は、教育勅語の国家主義的解釈の正統性が確立されて、思想の自由が実質的に奪われてゆくことへの抗議であり、更に忠孝を道徳の基本とするこの根底にひそむ国家至上観への批判であった。彼にあっては国家統一の必要性は認められるけれども、あくまで相対的存在として、人類の目的に奉仕する限りにおいて認められた。大西の批判は、倫理学の立場からの国民道徳の絶対視への批判であり、どこまでも冷静な学問的批判のかたちをとっているけれども、このような国家至上主義が国家をどのような運命におとし入れるかということを洞察した彼の、進歩的形態をとりつつしかも国を誤まらんとする井上に対する烈しい怒りにみちている。このような国家主義が教育を通じて国民道徳として形成されるならば、それはただ權威に盲従する国民をつくるのみであり、いかに自由や権利が憲法において容認されていても、自由や権利を欲する精神自体を圧殺してしまうことになって、それらは空文に帰してしまう。自由と責任のモラルこそ近代国民のモラルであり、このような国民によってこそ国家の統一は鞏固となる。たんなる權威にたいする服従しか知らない国民は、国家が方向を誤るときそれを批判し得ない国民であり、權威の体系が崩壊したとき、みずから為すべを知らない国民である。このような国民による国家統一は根底の浅い、見せかけのものにすぎない。それは砂上の樓閣にすぎない。大西の批判は、このような事態を洞察して、国家の絶対化の誤謬を指摘したものであった。

五 「教育と宗教との衝突」論争

井上の『勅語衍義』に対しては、三宅雪嶺や大西祝の右に述べたときすぐれた批判があったが、勅語の国家主義的解釈は次第に国民の中に浸透していった。¹⁾そしてこの勅語の国家主義的解釈の正統性が確立され、かかるものとして勅語が国民の中に浸透する大きな機会を提供したのがこの論争であった。更にこの論争の過程において、日本の国家主義の本質が露呈されていった。

私はここではこの論争のデテールについては触れない。だがなぜキリスト教が国家主義者の批判的になったかには注目する必要がある。

1 キリスト教はなぜ批判的になったか

憲法発布によってはじめて公然と信教の自由を公認されたキリスト教徒は非常なよろこびのうちに祝賀会をおこなったが、実はキリスト教徒にとって大きな試煉の聲音が近くに迫っていた。新島の急逝によって同志社大学設立の計画が頓挫を来した頃から、これまで上昇をつづけていたキリスト教に対して時代の風潮は必ずしも好ましくならぬ方向に動いていた。それは一つは、キリスト教界が新島のごとき政界、財界を動かさしめる人材を失ったことにも起因するが、何よりもその最も有力な原因は、条約改正の失敗後、鹿鳴館時代に人工的につくり出された欧化主義の白日夢がうたかたの如く消え、国粹主義の風潮が支配的な潮流となったことが指摘されねばならない。

開国以後の日本が西洋から学ぼうとしたのはキリスト教ではなく、キリスト教から分離したと考えられる——かどろかは大きな問題であるが、少くとも彼はそう考えた——近代技術と科学文明であり、また日本が則るべきモデルとしたのは、その上に可能になった富みかつ強大なる国家であった。西欧社会がキリスト教なしに考えられぬことはあ

らためて言うまでもないが、十八、九世紀の文化や思想がキリスト教を否定する方向のものであったことも否定できない。啓蒙的な一面を有する儒教の教養を受け、宗教というものに批判的になっていた当時の日本の知識人の大部分が、西欧的な文化の中から世俗的なものを学ぼうとしたことも、或る意味では自然であった。彼らにはキリスト教国に対する潜在的恐怖心も敵愾心もある。キリスト教の伝道を橋頭堡として侵略を受けまいかという恐怖は国民の中に相当根強かった。また家族的紐帯を否定するキリスト教、あるいはまた宣教師のまわりに蝟集する一部の軽佻なキリスト教徒に対する一般的反感があった。キリスト教は、日本のモデルとするヨーロッパ文明諸国の宗教である、という意識が鹿鳴館期にキリスト教の教線が延びたことの一つの有力な原因だったのである。

このような時代の風潮の変化だけでなく、キリスト教の教理自体が政府の国家主義とはその本質において相容れなかった。近代的国民主義と相容れないことはなかったが、国家主義とは相容れなかった。国家主義とキリスト教との衝突は、十四年政変によって近代的国民主義の方向を断ちきったことの論理的帰結であったといえよう。福沢の排撃、自由民権運動の抑圧が国家主義の征覇の第一歩であるとすれば、そのキリスト教攻撃は自己の勝利を不動ならしめ、国家主義と相容れないものに最後の止めをさすものであった。

キリスト教は国家主義ではなかった。しかし明治のキリスト教徒は、井上が考えたように反国家的でも非国家的でもなかった。内村鑑三の諸著作に見られるように、彼らの著作は愛国の至情に充ちあふれていた。熊本バンドの「奉教趣意書」に見られるように、彼らの入信の動機の大部分は人間の罪の自覚にもとづくというより、彼らの報国の志を最も十全に満たしてくれるものがキリスト教だったからであった。だがその愛国のあり方は儒教主義者とも国家主義者とも異っていた。

小崎弘道は「夫れ君は尊しと雖も同情の人間たるに外ならず、父母は敬ふべしと雖も其智徳必ずしも其子女に優る

に非ず。吾人争でか全心、全意全力を尽して同情の人、往々己に劣る者に事ふることを得ん。唯之を尊敬するは君臣たり父母たるの關係あるが故のみ」(「政教新論」と言った。また忠孝の道徳に対しても「孝の弊は固陋守旧に流れ、忠の弊は卑屈賤陋に陥る」(同上)と批判した。開明の国においては君臣の關係は變じて政府、人民の關係となり、君を思ふの心は進んで国を思ふの心となり、忠節の教は替はって愛、国の教となつて、従来用い來つた君臣間の教は不用となる、というのが彼の國家觀であつた。これは儒教的國家觀に対する批判として出て來たものであつて、これだけなら自由主義者の國家觀と大差はないが、この論争の間に植村がより明確に述べたところによれば、「國家は其れ自らを以て、最終なる目的とするものに非ず、人性の完成、世界の開進を図り、人をして神聖なる地位に進ましむるが如きは、國家成立の最大希望」(「今日の宗教論及び徳育論」)であつた。更に植村は、國家第二の目的は國民として發達するにある、政治及び自由によつて人民の天才を伸ばし、更に進んで人類を目的とする宇宙経綸の成就せられんことを務むべきであるとした。彼は十九世紀の忠君、憲法制定後の勤王、代議政体の下に生存する人民の尊皇心は昔日とは異なる、世間の君主より、大なる神あるを信じ、人も我も神の子たりと確信するものに、儒教主義の忠君論を強いるのは、大鵬を囚えて、狭少なる籠の中に安居せしめようと欲するものである、とした。また、「政治上の君主は良心を犯すべからず、上帝の専領せる神聖の区域に侵入すべからず」とした。ここに見られるように自由主義者もキリスト教徒も国民主義という点については同じであつたが、國家権力ないし國家理性そのものに対する批判と、天皇の人格化に対する抵抗において、キリスト教徒には自由主義者にならざるやと徹底性があつた。

國家主義者にとつて、帝國主義下の國際政治の現実において、神の子と稱し、神の國に憧れ、人類の立場に立つて無差別的愛を説くキリスト教徒が「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズル」かどうかには大きな疑念があつた。福沢などの場合において明らかかなように、自由主義者たちも事、國際政治に關しては國家理性を容認し國權論の立場に立つた。

カイザーの王国を超越する神の王国の存在をあくまで信ずるキリスト教徒だけが、国家理性の承認者となるかどうかについて疑わしかった。

更に国家主義者が国家権力の絶対的優位を確保するために取った措置は、天皇の權威を絶対化することであった。しかしこの中でも伊藤の場合は、万世一系の天皇の統治ということを憲法の基礎とし、天皇の權威を法律的に規定しただけで、国民の思想や信仰の内容については干渉しないたてまえを取った。これに対して山県は強引であった。国民統一のためには天皇の勅語を出すことも辞さなかった。国民の思想や精神の内容に、天皇の名において干渉することを辞さなかったのである。こうなると天皇は単に地上の君主というだけのものに終らなくなる。精神の世界の主宰者という意味が附与されてくるのである。この点において国家主義者とキリスト教徒とは絶対に相容れなかった。

国家主義者のキリスト教徒攻撃の要点は右の二点につきる。そして第一の点については柏木義圓がこの論争中にいて「其所謂国家主義とは如何なる意義か。国民として国家当然の義務を尽し、緩急国難に殉ずる、是れ国家主義と為すか。……基督教決して此主義に戻らざるなり」(勅語と基督教)と言っていることから明らかかなように、まだこの時期において国家理性そのものに反対するキリスト教徒は一人もいなかった。内村鑑三が僅かに日清戦争後はじめて疑いはじめるにいたっただけであった。問題は第二の点を通じておこったのである。天皇が地上の君主としての地位以上を占めることはキリスト教徒には絶対に耐えられないことであった。

御真影や勅語に対する礼拝がおこなわれるようになるや、植村正久は押川方義ら五名と共に、

各小学校に陛下の尊影を掲げ、幼少の子弟をして之れに向つて拝礼をなさしめ、勅語を記したる一片の紙に向て稽首せしむるが如きは、……我輩教育上に於て其何の益あるかを知るに苦しむ。寧しろ一種迷妄の觀念を養ひ、卑屈の精神を馴致するの弊あるなきかを疑ふ……皇上は神なり、之れに向つて宗教的礼拝をなすべしと言は

ば……我輩死を以て之れに抗せざる得ず。

と声明した。こういう気分はキリスト教徒に一般的であった。彼らはこのような礼拝は偶像崇拜ではないかを怖れたのであった。このような状況下に内村のいわゆる不敬事件が勃発した。教育時論の記者が、勅語衍義の起草者たる井上に、教育勅語とキリスト教との間の衝突の有無を問うたのはこの時であった。

3 論争の問題点

私は今ここでこの論争のデテールには触れない。ここではただ、天皇が単なる地上の君主としての地位を超えて、精神の世界の主宰者となるということに対してキリスト教徒がいかなる態度をとったかを見てみよう。そのためにまず、勅語自身に対してキリスト教徒がいかなる態度をとったかを見ることにする。

勅語自身に対しては「法文に等しき倫理の綱領を配布するを以て氣韻高き品性を興起するに足らず」(今日の宗教論及び德育論)とし、あるいはまた「浮屠氏の誑経に於けるが如く校堂に於て倫理の文字を誦するは、之に由りて幾何の利益を生ぜんと欲するか。呪ひは山伏の脩する所なり。然れども吾邦今日の教育界には呪の如き手段を以て世の子弟を感化せんと欲するものなきにしも非ず。道徳は生命なり。唯だ生命のみ能く生命を伝ふることを得べし。迷信の朦朧、吾邦の教育界に立ち掩へり。之を一掃するに非れば、正しき德育の起ること期すべからず」(同上)と、教育勅語それ自体に対して批判的であった植村正久を除いて、他のキリスト教徒は別に反対しなかった。というのはキリスト教徒は、さきの大西の場合によって示されているように、教育勅語は国家の元首としての天皇がその国民に国民的の道徳を訓示されたのであって、それ以上の何ものをも説かない、キリスト教排撃の精神などもちろんそこに

はない、と解したからである。たとえば柏木義圓は「我 天皇陛下は国家の元首なり。故に其国民に国民的道德を訓示し玉ひしなり。基督は世界の人類の為に人間の大道を立て玉ふなり。故に専ら人の心に敬神愛人の誠意を打立てんと爲し玉ひしなり。陛下若し基督の説き玉ひし如き詔勅を發し玉はば是れ越権なり、非立憲的行為なり」(勅語と基督敎)とし、勅語が神や人類に対する義務を説かず、基督が国家を説かないのは共に当然であって、両者は決して相戻らないとした大西祝は、一人の人間が神の国の民であると同時にこの世における一国家の臣民たりうるのは、同一物を長いと言ふと共に軽いと言ふのと同じとした(「当今の衝突論」)。このようにキリスト教徒は、わが国の憲法が西洋の近代諸国のごとく、宗教と政治の分離の原則に立って個人の信仰の自由を認めている。従って勅語がキリスト教を排撃する種類のものでないことは、憲法に保障されているとした。そして内村にしても大西にしても、勅語の実行が最も大切であるとした。

しかしながらキリスト教徒の大部分は、キリスト教が国家主義でない、少くとも政府や井上らの企図している国家主義とは絶対に相容れない、と断言しきれなかった。井上のキリスト教攻撃に対して消極的に弁護するもの、甚しきはユニテリアンの土谷忠治のように「克ク忠ニ」や「克ク孝ニ」に該当すべき箇所を聖書の中に探すものさえあった。本多庸一も横井時雄も、そしてキリスト教徒の大部分は国家主義者との衝突を回避しているものようであった。逆にいえば、それほど国家という觀念は時代を支配する共通觀念としてキリスト教徒の中にさえ浸透していたといえよう。

この中であつてうら若い青年だつた柏木は、もし国家主義が、国民として当然の義務を尽し、一旦緩急あれば國難に殉ずることであれば勅語の精神とキリスト教は相戻らないが、「若し夫れ国家を以て唯一の中心となし、人の良心も理性も国家に対して權威なく、唯人を以て国家の奴隸、国家の器械と爲す、是れ国家主義乎、基督敎固より此の如き主義と相容れない。もし勅語の意義がこのような意味の国家主義であるならば、これは非立憲的の勅語で

ある。陛下は立憲国の君主であられるから、そのようなことはある筈がない。柏木はかくして「陛下は學術界の大王に非ざるなり。宗教界の法皇に非ざるなり。我日本国家の元首たる帝王に坐しますなり」とする。そしてもし勅語が井上の説くようにこの範圍内に踏みこんで、この宗教もしくはかの宗教と相容れないとするならば、「是れ陛下を以て倫理學の爭論を判定する學術界の大臣と爲すに非ずや。宗教界の異議を鎮靜する宗教界の法皇と爲すに非ずや。是れ、陛下の詔勅を誣ひて非立憲的の詔勅と爲すものに非ずや」と、烈しく井上の勅語綱を攻撃する。これはまさに問題の核心を衝いた言葉であつた。彼のこの井上に対する反駁は、更に井上の挑戦をひきおこした。井上は直ちに「教育と宗教との衝突」なる一文を草した。そしてこれによって井上は、キリスト教批判の理論的根柢を示しただけでなく、その発想の底に横わる心理的動機を示している。

井上は、教育勅語の渙發後、これに反抗したものがキリスト教徒だけであつたことを指摘し、「或は云はん、耶蘇教徒は勅語其れ自身に抗せしにあらざ、勅語を拝することに抗せしなりと、然れども是れ唯表面上の口実に過ぎず。其実は勅語の主意を好まざるなり」として、勅語が出た際になぜキリスト教だけが勅語に対して紛糾を生じたか、その原因を追求しなければならぬ、とする。そしてその根本原因をキリスト教が唯一神教であることに帰する。

耶蘇教は唯一神教にて其徒は自宗奉ずる所の一個の神の外は天照大神も、弥陀如来も、如何なる神も、如何なる仏も、決して崇敬せざるなり。唯一神教は恰も主君独裁の如く、一個の神は一切万物の主にして、此神の外には神なしとし、此神の其領分中に併存するを許さざるなり。独り自宗の神のみを以て真正の神とし、他の諸宗の奉ずる所は如何なる神も、皆真正の神と見做さざるなり。……我邦は古來神道の教ありて、神の多きこと実に千萬を以て數ふ。然るに其最大の神たる天照大神は実に皇室の祖先なりと稱す。然かのみならず、歴史上の天皇は皆亦神々として尊崇せらる。然かのみならず、倫理に関する教も皇祖祖宗の遺訓と見做さる。是れ現に我邦の國牀

の存する所とするなり。然るに耶蘇教徒の崇敬するは、此にあらざして他にあり。他とは何ぞや、猶太人の創唱に係る所の神に外ならざるなり。(傍点筆者)

ここに述べてある井上の思想を整理し敷衍するところなる。キリスト教は唯一神教であって、自己の信する唯一箇の神のほかは、いかなる神も(天照皇大神でさえも)認めない。しかるに皇室は天照大神の子孫であり、歴代の天皇は神々として尊崇されている。したがって当然現在の天皇も神として尊崇されねばならぬ。キリスト教の神と、現人神としての天皇とのいづれを択ぶかという二者択一の場において、キリスト教徒は自己の神——しかもそれは日本人の神ではなくユダヤ人の神なのだ——を選ぶ、……ここから井上の出そうとしている結論は明らかである。

井上はもちろん、これほどはっきりとは言っていない。著者のつけた傍点の部分を見ると、彼自身が他の伝統主義的保守主義者の場合とちがって、国家創成の神話に全面的信仰をおき得なかったという躊躇の跡が見える。それにも拘らず、彼の使った論理は天皇の神格化を導き出さざるを得ない。勅語の前文に見られるごとく水戸学的思想は、国家主義の合理的基礎づけをしようとする井上を決定的にしばっている。勅語の合理的解釈を誇り、その「何故」を解し得て「古人ニ一歩進ミ得」たことを誇った井上も、この点においては「神道ハ祭天ノ古俗」を批判した伝統主義者たちと結局手を結ばねばならなかった。雪嶺がさきの『勅語衍義』の批判において井上の学者としての良心を問うたのはまさにここにあるのではないか。後年鷗外は社会主義の勃興期にこの問題に更におつかり、彼の良心の挫折と苦渋の跡を示す「かのやうに」を書いたが、井上はここで学者としての良心を完全に捨てて開き直って学者官僚となっでしまっている。ここにいたって国家主義と伝統主義との結合は極めて容易であった。事実この後、この論争はキリスト教徒と伝統主義者たちの論争のごとき観を呈してしまうのである。そしてこの後民衆の中に伝達され浸透していた国家主義は、私がこれまで述べたごとき国家主義と、伝統主義とのアマalgamではなかったか。遂志生の『勅語

衍義』批判に見られるように勅語解釈の合理性をめぐる相反目した国家主義者と伝統主義者たちは、キリスト教という共通の敵を前にして完全に手を握った。井上が勅語を構成するエレメントとしてあげた「共同愛國」という言葉から予想されるような近代的国民主義とは縁遠い国体主義、ともいうべきものが、わが国の国家主義の本質であることがここに露呈され、確認されたのである。もちろん国体主義という点に関しては、伝統主義者も、法治主義者にも、また軍国主義者にも相共通するものがあった。しかし彼らはこれまで相互の差異を識別することに力を注いだ。しかるにこの論争を通じて国体主義という点については共通の立場に立つことが確認された。更にこの国体主義なるものは法律の範囲にとどまるものではなくて、宗教と同じ次元にまで拡張され、精神の内部にまで浸透していった。キリスト教との対決は問題を尖鋭化し、潜在的問題を顕在的ならしめた。ここにおいて直ちに生ずる疑問は、このような絶対的価値をもつ国家においていったい信教の自由は保障されていたか、憲法の条項は空文に過ぎなかったのではないか、という点である。われわれはここに信教の自由の問題を簡単に考察しなければならぬ。

3 信教の自由

信教の自由は本論争の性格を明らかならしめる基本的問題であった。私は本論争の最大の意味を天皇制の擬似宗教的性格の確立と見るのであるが、そのことが云えるかどうかは信教の自由が果して守られたかどうかにかかっている。ところで井上は天皇を絶対唯一の神としているのではない。多神教である(と彼のする)仏教が天皇信仰と併存しうるように、キリスト教にもそのことを希望する。だがここで問題なのは、井上が天皇や国家を、宗教のような

一つの絶対的価値とみなしていることである。そしてこの際多神教である仏教では自己の所依の本尊のほか他の本尊の存在を認めるが、これは齟齬って国家なり天皇なりの絶対的価値の共存の承認となる。ところでキリスト教のごとき一神教の場合はどうなるか。キリスト教では文字通り自己の神を唯一無二の絶対的価値と考える。したがって両者の間には Entweder-Oder の関係しかない。これが彼のキリスト教攻撃の根本理由になるのであるが、このような発想に立つ限り、信教の自由はキリスト教以外の他の在来の宗教にのみしかないのであって、キリスト教には信教の自由は成立し得ないということになるではないか。

ところが井上は「若し耶蘇教徒は其耶蘇教徒たるが為め、学校の教員生徒たるべからずといふものあらば、固より不可なり。若し又耶蘇教信者の教員生徒を其耶蘇教信者たるが為め之れを免職若しくは退学せしめば尚ほ一層不可なり。何んとなれば其所為全く信教の自由に反すればなり」と信教の自由を認めているのである。ところがこの信教の自由には大きな制限がある。第一には社会の安寧秩序を妨げざること、第二は臣民たるの義務に背かざることであると井上は言う。この際井上が自己の論拠としたのは、憲法第二十八条及び「義解」のその項の言葉であった。そして井上は自己の行為は信教の自由を犯すものではないと堅く信じていたのであった。

ここで問題になるのは、社会の安寧秩序を妨げないこと、臣民たるの義務に背かないこと、とは具体的に何を指すか、ということである。この明確な規定を欠く言葉はどのようにでも解釈できる。キリスト教徒は自分たちこそ日本を新しい国家に再生せしめる真の愛国者と考えた。これに反し国家主義者は、勅語の拝礼に応ぜざるキリスト教徒は、社会の安寧秩序を乱し臣民たるの義務に背くと解した。そしてこの事件の経過にあらわれるように、社会の大部分は沈然を守った自由主義者をも含めて国家主義者に左袒したのである。それだけではない。キリスト教徒の中でも横井、高橋の一派は礼拝するも不可なしとした。内村は後に勅語に対する礼拝を崇拜でなくて単なる敬礼だと解して木村駿吉をして代参せしめた。植村は更に内村のこの行為すら不満に思った。このようにキリスト教徒においてもこの問題に対する態度は一樣でなかった。ここに新しく制定されつつある御真影や勅語の礼拝の儀礼がカイザリ・ケルトウス皇帝崇拜に類したものであることに気づいた人はほとんどいなかったのである。

何がこのような事態をもたらしたか。このことを明らかにするためには、日本における特殊の宗教事情、日本人の宗教意識の究明が必要であろう。世界宗教としての仏教が我が国に渡来したとき、すでに鎮護国家の宗教として受容されたという歴史的事情は別としても、少くとも徳川期以後の日本においては、知識人にとっては宗教は迷妄であり、庶民の大部分にとっては宗教は家の宗教、即ち祖先崇拜ではあっても、地上の王国に対立する精神の王国は彼らには無縁であった。井上らの国家主義者がキリスト教徒に要求したのは、キリスト教が日本の他の宗教と同じく、地上の権威や権力に抵抗しない宗教となることであり、そのときはじめて信教の自由はキリスト教に許されると考えた。そして彼らはこのような行為が信教の自由を犯すものとは考えなかったし、また彼らだけでなく、政治権力としての天皇制に批判をやめなかった自由主義者もこのことを当然とし、また他人の信仰に容喙すまいとしてこの論争に沈黙を守ったのである。それらは彼らの現在の無信仰にもとづくと共に、日本の特殊な宗教事情の中に知らずしらずのうちに培われた彼らの宗教に対する感覚にもとづくものであったであろう。彼らは、この論争は自分たちには無縁の宗教上の問題と考え、これがやがて思想の自由を奪うものであるとは思ってもみなかった。とくにこの論争に見られる天皇の神格化の傾向が、遠い将来にいかなるはたらきをするであろうかは、凡そ彼らの思考と想像の圏外の問題であった。

このような事態に対して大西祝は言った。「一国家が若し宗教の上に於て其国家の元首以上に尊むべき者なしと云はば、……其如き国家には信教の自由は毫末もなしと云ひて可ならん。国家の安寧を害せざる限りと云ふ条件付きの

自由なきのみならず、絶対的に信教の自由なしと云ひて可ならん」(「当今の衝突論」)。ところで大西はこのような事態は決してある筈がないとし、この論争はキリスト教と国家ないし国家教育との衝突ではなくて、進取主義と保守主義との衝突であるとするのであるが、これは大西の希望の見解にすぎなかった。高山樗牛が指摘するように、論争自体は勝敗の帰趨は明らかでなかったが、現実にはその後の同志社及びその他のキリスト教の諸学校において見られるように、キリスト教主義の教育の世界からの敗退となつてあらわれている。教育の世界に問題が推移すると宗教と関係がないような印象を与えるが、国家主義の教育の世界の支配は現実の国家生活の地平において天皇や国家の絶対化が基本的には完成したことを示す。事実、この論争後キリスト教徒が少数の場合を除いては新しい国家や社会を形成する力を失ひ、在来の宗教のように内面の信仰の問題のみに関わるようになったことは大体において承認せざるを得ないのであるか。私はこの論争以後、敗戦後の「人間宣言」にいたるまで信教の自由は形式的にしか存しなかつたと解する。天皇制はその究極においては近代日本人の精神構造にかかわる問題であり、擬似宗教的性格をもつところにその最も深い意味があると私は考えるが、はしなくも本論争は国家主義者の最初の意図を越えて、潜在化していた問題をそこまで顕在化せしめたのである。

註(一) 二十四年一月、熊本英学校の奥村植次郎は「本校教育の方針は、日本主義にあらず、亜細亞主義に非ず、又欧米主義にあらず、乃ち世界の人物を作る、博愛世界主義なり」という演説をしたために解雇された。また同年六月、熊本県知事松平正直は県下の町村長、町村会長を集めて「小学校教員に禁止すべき者二、一は政党政社に關することとなり、二は耶蘇教を信することなり。耶蘇教は外国の教なり、決して信すべきものに非ず、小学教員は宜しく去年頒布し玉へる勅語に殉ずべし」と演説した。これらの例は勅語の国家主義的解釈が浸透してゆくさまを物語る。

(二) 三十年四月、新たに同志社の校長に就任した横井時雄は、徴兵猶予の特典を得るために、綱領第二条の「基督教を以て徳育の基本とすべし」を削った。これはキリスト教主義教育の国家主義教育に対する完全なる敗北を物語る(小崎弘道『日本基督教史』全集二巻、一五〇頁参照)。それより先、二四年から二、三年の間に、国家主義擡頭の状況下に熊本英学校、北越学園の二校は経営困難のため閉館のやむなきにいたり、東華学校は文部省令によつて中学制に改めると同時に、徳育教科書から聖書を除いたために外人教師らは総辞職した(同上、一五二―三頁参照)。

結 び

本論争は憲法を近代的憲法の意に解した国民主義者にとっては大きな衝撃であった。蘇峰は井上を「俗論党」として烈しく攻撃すると共に、「嗚呼堯天舜日、赫々として吾人の頭を照らす、一兵を勞せず、一乱を起さず、一滴の血を灑がず、平和と歡笑の間に來たせる立憲的の萌芽を枯らして、憲法已に出て難局却つて開くあらば、俗論党の学士は實に衝突の元惡たり、決して天下後世の審判を逃る能はざる也」(「國民之友」第百八十二号)とした。まことに蘇峰の指摘のように、井上こそは国家主義が天皇の神格化へと傾く原動力となつた人であり、天皇が政治的權威の域を越えて國民の精神的世界を主宰する宗教的權威にまでたかまる機縁をつくつた最も有力な人であった。「勅語衍義」を書くときまではおそらくそのようなはつきりした意図はなかつたであろうが、論争の過程においてキリスト教と対決するうちに、かかる事態が生じたのであった。勅語自体の徳目は「汪々トシテ大海ノ水ノ如ク」であり、また國民統一にいかにか大きな力を發揮したとしても國民に浸透していく過程においては、天皇や國家の擬似宗教化という結果を生んだ。いったい何故このような事態を生んだか、この問題について更に多角的角度から考慮し、深く反省する必要がある。

あるが、勅語自身の中にこのような結果をもたらす契機は存しなかったのであろうか。

あらためて言うまでもなく、教育勅語において国家なり天皇が最高の絶対的価値とされていたのではなかった。「古今ニ通ジテ謬ラズ中外ニ施シテ悖ラ」ない、天皇も眷々服膺すべき道が考えられている以上、天皇が絶対者とされているわけではない。しかし問題は、この「道」がつねに皇祖皇宗の遺訓としてわが国の歴史の中に実現したところにある。このことが歴史的事実として正しいかどうかは別の問題としても、この点を強調すれば、道は超越者としてまた規範として天皇を規制するのではなく、つねに天皇また天皇に象徴される国家権力は「道」と同一視される傾向をもつ。「道」が絶対であれば、天皇は「道」の担い手として絶対であり、ついには「道」自体はあまり問題にならず、天皇が絶対となる。そうなると、天皇をシンボルとする国家も絶対的存在、もしくはそれに類したことになる。井上がキリスト教攻撃につかっていた論拠はここにあった。

もし「道」がつねに、天皇（天皇に象徴される権力と権威）を限定し規制する性格を失わないと解されるならば、それはわが在来の宗教とは異なるものであるにせよ、キリスト教も当然快よく迎え入れらるべきものであった。このような衝突がおこったことは、その道がわが国体としてしか実現しなかった、と解されたことを物語る。幕藩体制を崩壊せしめ近代日本をうみ出したのもこの水戸学の思想であり、今ここに日本の近代化において躓かしたのもこの思想であった。ここに歴史のアイロニーがあるというべきであらうか。近代日本の悲劇は、われわれが明治維新の変革の原理として尊王論を超えるプリンシプルをもたなかったまさにそのことにあった。

明治二〇年代の経済思想

飯沼二郎

一 はしがき	二一五
二 大島貞益	二二三
三 志賀重昂	二二九
四 福沢諭吉	二二三
五 田口卯吉	二四〇
六 保護・自由商主義経済思想の凋落	二五〇
——田口・谷論争——	

一 はしがき

明治二〇年代の日本経済を考えるばあい、われわれは、明治初年以来、政府の手によって行われた「殖産興業」政策を無視することができない。二〇年代の経済は、いわば、その当然の帰結ともいふべきものだからである。

従来、いっぽんに、この殖産興業政策は極めて特殊日本のものと考えられ、日本資本主義の特殊性もまた、そこに基因するものと考えられてきた。しかし、この殖産興業政策には、「特殊日本の」な面とともにまた、いずれの資本主義国においても、産業革命の前夜にみられる「普遍妥当的」な面をも存したことを見逃してはならない。

例を、先進資本主義国イギリスにとろう。イギリスにおいて絶対王制から産業革命までにいたる時期は、いっぽんに重商主義段階とよばれているように、それは商業資本と産業資本とによって二義的に規定される過渡的段階であった。即ち、産業資本はなお幼稚な段階（マニユファクチュア段階）にあり、みずからの内に市場拡大の契機を充分にもちえなかったから、その自力以上に市場を拡大するためには、必然的に国家権力ならびに商業資本に依存せざるをえなかった。とくに、市民革命以後、マニユファクチュア——なかんずく国内産原料によるそれ——は、政府によって積極的に育成され、輸出入税、内国消費税の低額すえおきはもちろん、植民地におけるその発達は厳禁された。

ところで、このように上からマニユファクチュアを育成していくための政府の主要な財源は、市民革命以後もなお主要な産業が農業であったから、もっぱら地租に依存せざるをえなかった。しかし、毎年、継続的に多額の地租を提供しうる農業は、中世以来の自給自足的な農業ではなしに、近代的な商品生産的な農業でなければならぬ。しか

も、マニユファクチュアについて上述したと同様に、当時の国内市場は、農業にたいしてもまた頗る狭隘であったから、継続的に多額の地租を確保しようとするれば、どうしても、上からそれに対する海外市場を確保してやる必要があった。(ここにおいて、農業は、マニユファクチュアとともに、また必然的に国家権力ならびに商業資本への依存を不可避することになる。) こうして、市民革命以後、上からのマニユファクチュア育成政策と平行して、上からの農企業育成政策——穀物輸出奨励金制度を中心とする一連の諸政策——が行われることになったのである。これが、イギリスにおいて「後期重商主義政策」といわれるものの基本構造である。

ところで、この時期も次第に進行してくると、従来の簡単な道具と小規模な徒弟組織に基づくマニユ資本にたいして、新たに發明された機械と大規模な工場組織に基づく真の意味での産業資本が擡頭してくる。そして、ちょうど市民革命の段階で、マニユ資本が国内独占を撤廃し国内を一つの市場圏として確保することによって自己の発展を希望したように、国際的な独占貿易を撤廃し世界を一つの市場圏として確保することによって自己の発展を希望するまで生長する。すなわち、これが産業革命の段階であって、この過程において従来のマニユ資本と独占貿易資本とは排除されおわり、真の意味での産業資本が確立されることになるのである。

以上は、自生的(先進的)な資本主義国イギリスのばあいであるが、では、後進国日本のばあいはどうか。ここに論旨をじゅうぶん実証的に展開することが許されないのが、簡単に記すばかりではないが、維新以後、明治前半期におこなわれたいわゆる「殖産興業政策」は、国民国家としての政府の手によって上からマニユファクチュアと農企業との育成が計られたという意味において、市民革命後、産業革命にいたるまでの間に行われた上記のイギリス後期重商主義政策と、極めて多くの類似を見出すことができる。ただ、イギリスとの大きな相違点は、なお独占貿易を行うべき植民地をもたなかったこと、並びにその育成政策の度合が遙かに積極的かつ直接的であったということである。この

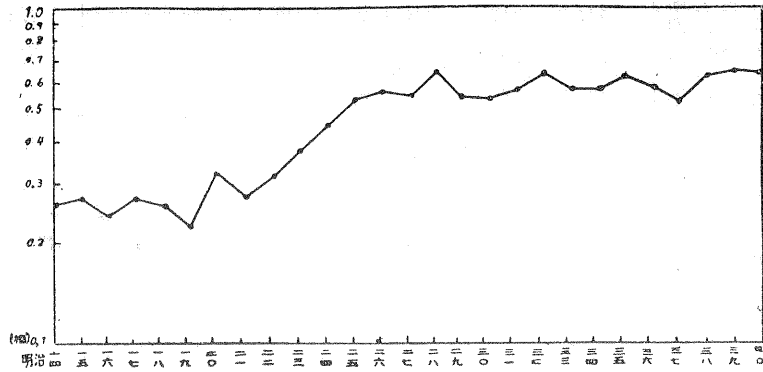
ことは、イギリスの市民革命の段階に比して、マニユファクチュアは遙かに未発達であったにも拘らず、外国(先進資本主義諸国)の圧力によって、一応の市民革命が行われざるをえず、その遅れが急速にとり戻されざるをえなかったためである。こうして、イギリスにおいては、市民革命によって排除された封建権力に寄生していた商業資本そのものが、日本においては、政府の手によって積極的に産業資本に転化せしめられることとなった。これが、当時の称呼にいう「政商」にほかならない。

つまり、従来いっばんに、明治政府の「殖産興業政策」といわれたものの中には、マニユ・農企業育成政策と、「政商」育成政策との両面が存したのであった。そして、前者は、いずれの国においても、多かれ少かれ、産業革命前夜の時期において見られたものであり、後者こそ、まさに「特殊日本的」とみなされるべきものなのである。

このような殖産興業政策の結果として、「政商」資本は急速に発展し、一方、その獅子のわけまえを受けてマニユ資本および農企業もまたしだいに発展する。しかし、ようやく成立しはじめた農企業は、政商およびマニユ資本の発達にともない、日本農業の特殊な条件によって、早くも、寄生地主化の方向を示しはじめ(第六節参照)。——以上が、まさに、二〇年代にかかろうとする日本経済の構造であったのである。では、このような状態は、二〇年代を通じて、どのような変化を遂げたか。つぎに、二〇年代の経済状態について、考察を進めよう。

近代において、一国の経済状態を示す最良の指標の一つは貿易である。第一回は、明治一四年から三一年にいたるわが国の一人当り貿易額を示したものであるが、これによってわれわれは、明治一九年迄は出超で、二九年以後は逆に入超に転じていることを知りうる。このことは、一九年から二九年にいたる一〇年間で、日本経済にとって、一つの「過渡期」であったことを示している。では、どのような意味において「過渡期」であったのか。さらに、その貿易の具体的な内容について検討してみなければならぬ。

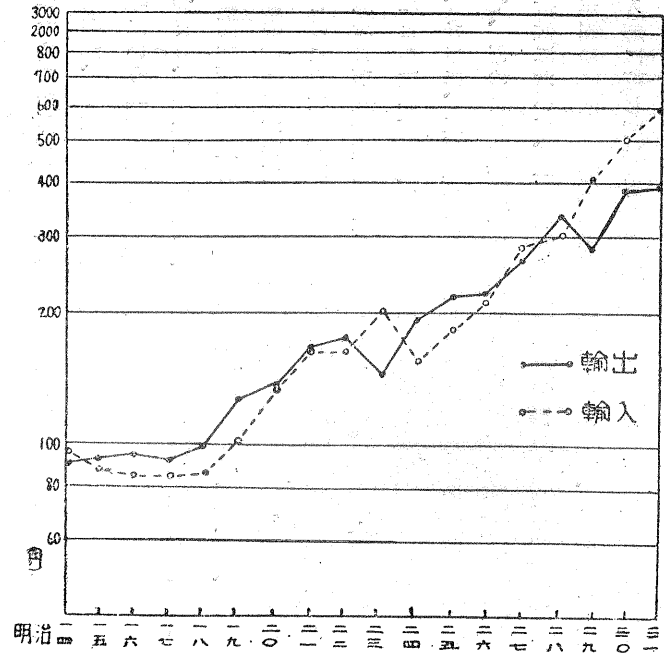
第3図 一鍾当り綿糸生産高



第1表 綿糸生産及び輸出入高

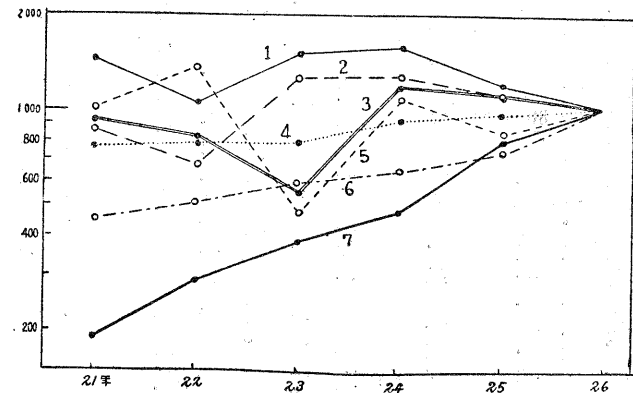
	鍾数	生産高	輸入高	輸出高	輸出平均 価格(百 斤当り)	外国為替相場 (ロンドン) 銀貨1円当り
明治19年	71,604	15,568	82,101			
20年	76,604	23,159	110,988			
21年	116,277	31,862	158,132			
22年	215,000	67,046	142,703			志片 3.01.1
23年	277,895	104,839	106,361	108	円錢 25.54	3.04.5
24年	353,980	144,980	57,792	109	24.30	3.02.6
25年	385,313	204,950	81,028	1,053	23.54	2.10.5
26年	381,781	214,758	64,684	11,796	18.72	2.06.7
27年	530,074	292,400	53,143	11,776	27.01	2.01.2
28年	580,945	366,689	48,637	11,776	26.48	2.01.3
29年	757,196	401,614	66,713	43,249	31.06	2.02.0

第1図 一人当り貿易額



第2図 貿易内容変化指数 (明治26年=1000)

- 1. 再輸出品
- 2. 金
- 3. 生糸
- 4. 茶
- 5. 穀物・海産物
- 6. 雑貨
- 7. 綿糸・絹織物・綿織物



第2表 各国輸出入高 (1889年・単位百万磅)

国名	輸入	輸出	合計	国名	輸入	輸出	合計
大及	427	313	740	土耳其	20	13	33
貌愛列	167	144	311	合衆国	154	166	320
仏蘭西	204	163	367	墨西哥	8	12	20
露西亜	39	79	118	印度	54	77	131
埃太利	48	44	92	日支	11	11	22
伊班牙	56	38	94	埃及	26	23	49
西葡牙	29	30	59	キューバ	7	12	19
白耳義	11	7	18		10	18	28
	61	50	111				

雑誌「太陽」創刊号(明治二八年)において、当時の経済学者井上辰九郎は、明治二二年度の日本の貿易状態について、「外国貿易上の取引高の如きは年を逐て増加せりと雖も之を欧米諸国に対比せば雷に霄壤のみならざるが如き観」のあることを指摘し、上のような表を掲げている(第二表参照)。

さらに井上は、その輸出入の具体的な内容に立ち入り、明治二〇年度について次のような表を示している(第三表参照)。

すなわち、「本邦外国貿易取引高の微々たる僅に葡萄牙、墨西哥、埃及の如き貧弱以て齒するを耻る小国と伍し、彼の土耳其若くは西班牙の如きにだも及ばざるは実に吾人の慚愧に堪へざる所なり。加之本邦輸物中主たるものは未製品若くは消費物にして、製造品は極めて少なく、之に反し輸入品中主たるものは製造品にして、消費物及未製品極めて少なきこと、英仏独等諸文明国の正反對に立つものにして、亦以て本邦経済事業の幼稚なることを知るべきなり。」以上により、われわれは、明治二〇年代の初めにおいて、日本経済は、なお、ようやく資本主義の軌道へ、辛じて一步を踏み出したばかりの状態にあったことを、知ることができる。

しかるに、第二図は、明治二一年から二六年の間において、農鉱水

第3表 各国輸出入高 (1887年)

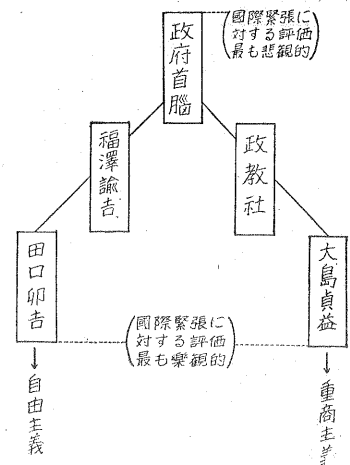
国名	消費物	未製品	製造品	国名	消費物	未製品	製造品
大貌列	49	38	13	独逸	39	46	15
頭輸	5	19	78	本	18	20	62
仏蘭西	46	43	11	日	15	10	75
輸	27	21	54	本	29	58	13

産物および再輸出品の輸出が漸次、減少ないし停滞し、いっぽう、工業品の輸出が著しく増加したことを示している。すなわち、この期間に、わが国の工業は急速な発展を遂げたのである。このことを、さらに当時の代表的近代工業たる綿糸紡績についてみたのが、第三図で、明治二五年に一錘当りの生産高は、早くも国際的水準に達している。綿糸紡績における技術革命は、既にこのときにおいて終了したのである。わが国における「産業革命」は、まさに、この時期を起点とすることができるであろう(第一表参照)。

上記のように、イギリス産業革命の過程において真の意味での産業資本はマニュ資本を排除しつつしたが、日本においてもまた、明治二〇年代から明治末年にいたる産業革命の過程において、「政商」資本はマニュ資本ないし小企業を排除していった。これについての従来の研究は極めて不十分であるが、幸い、本書に収められた佐田功氏の研究は、これについての優れたデータを提供するものであり、また塩沢、川浦両氏の近業「寄生地主制論」は、尾西地方について、この間の事情を明らかにしている。ただ、日本が、イギリスと異なるところは、産業革命の過程において、マニュ資本が完全に排除しつくされなかった点であり、残存したそれは、或は大企業では経済的に引きあわないような技術工程へ、或は大企業の下請部門へと転化することによって、その消失すべき運命を延引し、こうして今日に至っているのである。一方農企業の寄生地主化は、この産業革命の過程において、いよいよ急激に進められ、この時期の末においてほぼ完了に達するのである(第六節参照)。

以上、いささか記述が先走ったが、明治二〇年代は、右のような意味において、まさに「産

業革命」が開始された時期なのである。すなわち、政商資本もお完全に征覇せず、マニユ資本の排除・変質も、農企業の寄生地主化も、いまだなおその中途にある。したがって、明治二〇年代における経済思想もまた、右のような経済構造に対応して、一見、きわめて混沌たる状態を呈してはいるが、これを大別して、なお重商主義段階にとどまる経済思想と、既に産業革命の段階にある経済思想とに二分することができるであろう。そして、これら両者の分岐は、根本的に、当時の日本のおかれた国際的環境（先進資本主義諸国の圧力）にたいする評価——即ち、資本主義の成熟に必要とするであろう時間と、植民地化にたいする危機感との考量評価——の差違に基づくものといえるであろう。当時の多くの経済思想は、これら両者をいわば両極として、その間に各々の位置を占めていたのであった。（即ち、国際緊張にたいする評価は、両極において最も楽観的であり、その中間において最も悲観的であったということができる。）



より具体的にいおう。われわれは、重商主義による保護主義経済理論の大成者・大島貞益を一方の極に、産業資本による自由主義経済理論の大成者・田口卯吉を他方の極におくことができる。政教社にぞくする人々の立場は、より大島に近く、福沢の立場は、より田口に近い。そして、これら両極の中間に、当時の政府首脳の立場——即ち一方の極からは保護主義的立場を、他方の極からは産業資本的立場を——を見出すことができる。いま、以上を、かりに図示してみれば、上図のようになるであろう。

但し、上述の人々に比して、これら政府首脳の経済思想をあらわした文献は殆ど見当らない。このことは、彼等が、その抱懐する経済思想を一般に公示する必要を殆んど感じていなかったことを意味するものであって、ここに、われわれは、当時における政府の専制性をよみとることができよう。（なお、政府首脳の思想一般については、坂田教授が本書において触れられるはずである）大島、田口、福沢および政教社の人々について、以下、順次、考察を進める。

- 註 (1) 詳細は拙著『農業革命論』（昭和三十一年）及び『農学成立史の研究』（同三十二年）を参照されたい。
 (2) 西村睦男「産業革命と日清戦争」（史林三五ノ四、昭和二十八年）。
 (3) 井上辰九郎「経済的闘争」（太陽一ノ一、明治二十八年）。
 (4) 西村、上掲論文。

二 大島貞益

上述のように、日本における自由主義経済学の大成者を田口卯吉に求めるならば、日本における保護主義経済学の大成者は大島貞益に定めなければならない。大島は、周知のように、もっぱらリストの経済学に基づいて、その理論を大成させたが、このリストは、大島と同じく産業革命前夜の人、そして「重商主義者」をもって目されている。ただし、リストは、中産的独立自営農の創設、維持を主張したことにおいて重商主義を一步つきぬけているといわれて

いるが、この点、大島は、そのような主張を一切おこなっていないだけに、いっそ「重商主義」的といえるであろう。(なお、重商主義的経済思想については、既に第一節に略述しておいた。)

さて、大島は、はじめ自由主義経済学の陣営にあり、マルサスの『人口論要略』(明治九年)やシェヴォンズの『日奔斯貨幣説』(一五年)の反訳書を公刊していたが、やがて、しだいに保護主義的傾向を強め、二二年にリストの『李氏経済論』を訳出するにいたって、明らかに保護主義経済学へ転じたのであった。翌二三年一月から二四年一月まで『東京経済雑誌』に連載した「保護貿易論」の序言に、彼は次のように記している。「余も亦曾て自由貿易説を奉ずる者の一なりしに、中頃翻然之を改めしも亦其故なしとせず。」この保護貿易論を増訂したものが『情勢論』(二四年)で、本書において、わが国の保護(国民)主義経済学は、初めて成立したものであるといえることができる。

情勢論とは、時情、国勢を論ずるの意味で、『情勢論』昭和一八年、一〇八頁)、一国の経済政策は、演繹論をもって立てるべきではなく、各々その国の歴史的現実を考慮し、その特殊事情に基づいて決定すべきものだという主張をおこなおうとしたのであった。

「凡そ経済万般の事、皆其風土、人情、習俗、形勢に基き立つべき者なれば、自由保護の宜不亦其情に問はざるへけんや。我開国日浅く、工業未た起らず、資本未た実せず、経験未た老ひず、百事諸国の後に瞠若たるを以て、例を世界第一強盛富貴の国に取り、自由は真理なり、保護は邪道なり、貿易の権衡は問ふ所にあらず、産業の起廢は憂ふる所にあらずと謂て、米、仏、独、魯以下虎視耽々、唯利己擗他をこれ勉むるに当らんとす。是れ猶ほ創立日浅き新小店を以て、規模を大丸三井に取り、以て世の群商と商利を争ふか如きのみ。抑々類を取る所を失せり。今日我邦の模倣すべきは英国ならずして他の第二等の国なり。工業貿易既に富強を極むるの国たらずして今より其富強を謀るべき国なり。且自由貿易の説美にして果して行ふへくんは、他の先進の国之行ふて後徐るに其例に倣ふへし。今

日我邦は英国と相提携して諸国に木鐸たるべき地位には立たざるなり。」(二一八—一九頁)

自由派論者は、貨幣の出入絶えて意とするに足らず、ただ自由貿易を行さえすれば流出した貨幣は他日再び還入すると主張するけれども、実際においては、一度国外に流出した貨幣は容易に還入せず、また還入するばあいにも、経済界の大変動を惹起して国民に少なからぬ損失をあたえるのである。彼は、それについての内外の多くの実例を示している。「要するに貨幣一出入の説は貧富、強弱、文物、工藝、略々相匹敵せる国について言ふべきもの」であり、「是れ優勝劣敗の理に洩れずして、其力足らざる者は常に他の制する所となる」が故に、「貿易の権衡最も慮るべきことを主張している(二二〇—二三頁)。

自由派論者は、分業の理を世界万国の間に推用せんとするけれども、それは、農業国は農業国、工業国は工業国というように、国際間の現状を永久不変に継続することを前提としている。「是故に分業の理を諸国の間に及ぼすは、第一国の発達を害するに於て甚た不可なり。又第二には一旦有事の際日用品の供給忽ち塞かり、既にして急に製造を起せば禍乱又平らきて、又其排倒する所と為り、一国の工業常に外間の事故に制せられて、長へに半起半蹙の間に浮沈す。是れのみならず、凡そ農圃の物産は到底遠地に輸送すべき者にあらず。之を幾千里外の地に輸送すれば、過半は運輸の費に斃る。……此三害あるか故に、分業の理は決して列国の間に行はるへからず。百物皆一境の中に羅致するは、固より得へからずと雖とも、其得て羅致すべき者は勉て之を羅致して、漫に他国に依頼するを免るへし。之を工業の独立と謂ふ。独立とは豈に独り国の主権を失はざるの謂ならんや。」(二四—二五頁)

自由派論者が金科玉条として必ず保護税に對してあげるところに、「総て保護税は広く全国の民に課税して、一種小数の民を利する」という一論がある。たとえば、今日、綿花は巨額の輸入を仰いでいるが、これを防遏せんとし、かりに三割の輸入税を課するとすれば、或は綿花の輸入は止み、内地の産綿事業は振起するかも知れない。しか

し、そのために、内地綿類の価は三割騰貴するであろう。この三割の増価は何人の懐中から出るかといえ、全国の綿花を作出する民の懐中に帰するのである。また、それが何人の懐中に帰するかといえ、全国の綿花を作出すると、其理相異なることなし。」しかしながら、保護税は、大局的にみれば、決してその物の消費者を害するものではないのである。国に工業を起すは即ちその国民を利用するゆえんであって、「決して全国多大の民を外にして、区区たる少数の民に私するにはあらず。」「凡そ農国に於て工業を起すに当り、最も其害を蒙むる者は、必らず農民なるべし。何となれば農民は皆工業品の消費者なればなり。然れども……凡そ国の開進するには常轍あり、其農事若干程度まで發達するの後は、製造貿易の力を偲るに非れば復た發達せず。此時に當て工業を興起するは、即ち其農民を利用する所以にして、之か為めに一時農民の小事を來すことあるも、其利は其害を償ふて余りあり。」即ち、工業の發達は、粗大品の精巧化や運賃の低下によって、農民に利益を与えることになり、結局、工業の民を保護するは、農民を保護するゆえんであると主張するのである（一四二—一五〇頁）。

要するに、「自由派論者は皆近視眼なり」「総て……：目前の利害を視て、永遠の利害を視ないものである。我等は目前の小利を棄てても、国内の工業生産力を發達せしめ、一國家としての独立を強固ならしめ、国民の将来の利益に着目すべきであると、彼は主張する。「以上論述する所を見れば、第一國に貴とふ所は、其得る所の物の美にして且廉なるに在らずして、自から其物を造出するの力を養ふに在り。富國の要訣は唯目前の利を趨ふに在らざるを知るべし。第二に其力を養ふには、必らず保護奨励の策を用ふべく、諸國の富強皆自然にして來る者に非ざるを知るべし。第三に他國の工業物産皆移植すべからざるものにあらず、保護奨励の法其宜しきを得れば、遂に移して本土の産と為すべき者亦多きを知るべし。」（一五〇—一六〇頁）

このように、彼は、自由主義を排して、保護主義を主張したが、ただ、ここに注意すべきことは、彼が、決して単なる保護主義万能論者でなかったということである。彼は、その経済論の論拠としたフリードリッヒ・リストの国民主義経済学に従って、自由主義政策と保護主義政策とを行うべきあいを区別し、一國の経済力を發達せしめる順序は、第一自由、第二保護、第三にはまた自由に帰すべきことを主張しているのである。「草昧の國始て他國と交通を開くに當ては、其民未だ工業貿易の利を知らず、宜しく盛に外國精巧珍奇の品を輸入し、其國粗大の物産を輸出して、以て一には其民を誘開し、一には内地物産の販路を求むべし。是れ邦國第一自由主義を執るべきの時なり。既に其國人漸やく貿易の利を知り、外國物産の精好たるを羨やみ、自から之に倣ふの念勃發するに至れば、是れ其大に保護主義を執るべきの時とす。然れども其國製造貿易愈々起り、基礎立ち、根幹堅く、復た撼揺の虞なきに至ては、重ねて海門を開放して、他國の競争に一任すべし。然らざれば驕滿自逸、却て衰亡を招くの道なり。」（一八九頁）そして、彼は、自由貿易主義の歴史的意義を正しく把握している。「我國嘉永開國の後、英國自由貿易の説先つ入り來りしは、蓋し我邦の幸にして、若し此時に當り米國保護の説、又は日耳曼折衷の説先つ入らば、決して當時の頑冥を打破するに足らず。」しかも、わが国における自由貿易論の歴史的役割は既に一段落を終ったものであり、わが国現在の情勢よりすれば、工業貿易の振興を図るためには、保護政策をとるべきであり、それが先決問題としては、条約改正を図らねばならぬ。「税権回復せられされは、保護奨励の策得て施す所なし、条約改正せられされは、税権回復するに由なし。論して此に至れば、一語の条約改正に及はざるを得ず。」（一八九—一九一頁）

周知のように、当時の最大政治問題の一つたる条約改正問題には、法権の回復と税権の回復という二つの論点があった。強硬論者は両者の即時回復を主張し、國家体面論者、ことに獨立國としての資格を強調する人々は、法権の回復に主要点をおき、これに反して、實質主義的または現実主義的立場にたつ人々は、税権の回復に主要点をおい

た。大島は、「抑々法税両権は、条約改正中の二大問題にして其間容易に軒輊を為し難しと雖とも、若し其実利害の伏する所を以て論ずれば、税権適かに法権の上に在ること論を俟たず。税権固より重し。吾曹万々之を軽視するに非ざれども、法権は国の体面の関する所なり。税権は国の利害の関する所なり。(是れ二権各々其主とする所を以て云ふ。固より法権と雖とも利害の關係なしと云ふにはあらず。)法権は睫上の瘤の如く、税権は心腹の病の如し。睫上の瘤厭ふへしと雖とも、寧ろ腹心の病の憂ふへきに若んや。然るに世論唯々法権の回復に急にして、税権の事に至ては、之を忽慢に附する者あり。是れのみならず、自由派論者は税権を以て亦国の体面を飾るの文具と為し、税権は回復すへきも、関税は重課すへからずと説くに至る。此流論者は、実地談判已むを得ざるに際して、独り税権を回復し、法権は姑らく旧に依らんと曰はは、奮然起て之を罵ること、又必らず去年の如くならん。然り而して、今次の改正に税権を外にし、我邦貿易をして今後幾十年間尚ほ困頓の域に立たしむるか如きことあらは、吾徒鼓を鳴らして之を攻めんとす。」然るに税権の重んずへきこと世に明らかならず、……殊に余は怪しむことあり。近ごろ世間有志の人を見るに、頗ふる保護の已むへからざる、自由の盲信すへからざるを洞見しなから、囁嚅して之を言はざる者多し。其意蓋し之を口にするを恥つる者多し。是れ豈に男子の為す所ならんや。……世人往々自由の文字の美なるを見て、之に心酔すれども、政治の自由と、貿易の自由とは大に異なり、政治の自由は一国の民を自由にするなり、貿易の自由は一国の民に対して他国の民を自由にするなり、關係同しからず。察せざるへけんや。」と記して、政治上の自由と、貿易上の自由とは、後進国のばあい、かえって相反することを力説しているのである(一九〇一—一九四頁)。要するに、彼の経済思想は、「貿易の権衡」なる防壁(保護)のかげに、国内の弱少な工業を極力、発達せしめんと企図したものであった。ただし、彼の「保護」は、政府によって行われたとき特定の僅少な個人のみを対象としたものではなしに、国内産業一般にたいして考えられていたものであった。このような保護政策の下にあっては、同じ

く保護政策といながらも、政府のそれに比して、国内産業の発達速度は遙かに緩慢たらざるをえないであろう。したがって、このことは、基本的に、彼の国際緊張にたいする態度に基因するものといわなければならない。

註(一) 小林昇『フリードリッヒ・リスト研究』(昭和二五年)一七六、二〇〇、二〇六頁等を参照。

(二) 本庄栄治郎「大島貞益」(日本評論一六ノ九)より引用。

三 志賀重昂

上記の大島は、国家経済会(明治三三—三九年)なる「国家経済主義、即ち各国の自衛自活を主とする経済主義」(創立趣意書)を標榜する研究団体を通じて、政教社の人々と密接に結びついていた。周知のように、政教社は、明治二〇年代の国民主義思想にたいして、極めて重要な役割を果たした団体であった。その主要メンバーたる谷、陸、三宅および志賀の政論については、本書における本山氏の考察に譲る。これらの人々の内で、とくに経済思想家として見るべきものは谷干城と志賀重昂の二人であるが、谷については、後(第六節)に改めて触れることとし、ここでは志賀についてのみ考察を加えることにしたい。

二〇年代における志賀の経済思想について、最も纏ったものは、雑誌「日本人」に四号(八、一〇、一二、一三、明治二二年)にわたって発表された「日本生産略」である。彼は、まず、そこにおいて、次のような主張をおこなっている。

「日本立国の根本を確定する唯夫れ二方策ある哉、一は無形的即ち日本国民の思想をして独立せしむること、一は

有形的即ち日本国民の實力を増殖することは是れなり、前者は大和民族個々をして自主心を養成せしむるの謂にして、漫に他邦の開化を摸倣せず、自己が原性、本才、特能、精神、秀粹を養成蓄積し、淘汰改良するものにして、即ち『国粹保存主義』是れなり、後者は日本の生産力を増加し、国民個々の財本を添殖せんとする即ち是れなり、」そして、この両者は「恰も是れ輦車の両輪の如く、禽鳥の雙翼の如し、」両々相まって始めて一國の独立が可能になるのである。すなわち、産業発展の方策を、唯單に形而下的な財力にのみならず、形而上的な国民精神にも兼ね求めたところに、彼の経済論の大きな特徴があるのである。さらに詳しく彼の経済論をみよう。

「眼を開きて蜻蜒洲の首尾を通観すれば、財力の程度は遙かに西洋諸國の下に位するのみならず、隣國の支那にすら相及ばざること夫れ遠しと云ふべし、想ふに所謂文明開化なるものは……財力の高度即ち生産力の増加に由来するものなり、」したがって、西洋の文明開化と同一の地位に立とうと思ふならば、「須らく之れに比例相当するの生産力を具備せざるべからず、」自分は、自由貿易論者でも、また保護貿易論者でもない。「唯我日本の情勢に最も順適したる臨機の方法を講究せんのみ、」極端な論者は、ややもすれば、一國の生産力を増殖するに唯一あるのみ、自由にあらずんば即ち保護、保護にあらずんば即ち自由というけれども、「生産の行路豈に必ずしも直行平歩のみならんや、」ただ、保護の必要なきには保護し、自由の必要なきには自由にしたらよいのである。

日本は、地形、地味および位置において、國際的に恵まれてゐる。しかるに、それにも拘らず生産力の高まらない理由は、日本人の国民性に、豪傑的と小人的との両極端な性質があるためで、「豪族的なるが故に……計画の手續、順序、方法等に甚だ粗漏を極め、」事業に失敗することが多い。また、「小人的なるが故に結合共同の勢力は転た薄弱を極め、為めに大資本を運用する能はず、随て大事業を創起する能はず、」先見の明なく、小ずるく、目先の小利を追つて直ぐに信用を落してしまふ。さらに重大な弊害は、政商の跋扈ということである。「其感化の及ばず処、競争心を廢消し、企業思想を杜絶し、依頼卑屈の念慮を發達し、怠慢驕慢の惡徳を養成し、冥々暗々の間に名状すべからざるの惡感化を生産世界に授与し、遂に実業の不振腐敗を誘致するに到るや明かなり、」

それでは、どうしたならば、日本の経済を發達せしめることができるか。彼は、まず、日本人の精神改革を強く主張する。「曰く他なし、日本人民の多数をして出來得る丈け自己が性質中の弱点を知了せしむるにあり、既に自己が弱点を知了せば、暗々裡に之れを矯め之れを正さんとするの観念を惹起すべければなり、」従つて、そのためには、政商を保護干渉するの弊風を、断然、排除しなければならぬ。

次に、国民一般の負担を軽減し、「以て間接に其生産力を増殖」しなければならない。「先づ一般に租税を軽減するにあり、一般に租税を軽減するは即ち政府の歳出を節減するに因るを以て、試みに歳出項目を一々稽查し、而して後其節減し得べきものを挙載せん、」そして、志賀は、明治二二年度の歳出予算表を一々検討して、とくに軍事費と内務省費の削減を強く要求している。「(一)旧雄藩の権力均一より由来したる官吏配置と覚ゆるが如きもの (二)人の為めに官を設けたるやと覚ゆるが如きもの (三)御役所風の繁文縟礼 (四)不経済不生産的なる冗費 (五)超度なる保護干渉 (六)勸業資本貸与の諸旧風を断として排除一掃し次で (七)少額なりとも省略すべきもの丈けは此所彼処より省略し (八)地方自治制度の完全なる發達を促致し (九)米國語の營業旨義的の属吏服務を適用し (十)各省共に一定遠大の方針を確定し朝設暮廢して經費を浪用する等の事共を止停せば、予輩は我政府經常歳出の幾多を大に節減され得べきものなることを断信するものなり、」

「……斯くて日本人民の負担は愈々軽減し、漸く其衣食住に幾多の余裕を生じ、随て企業心を發達し、資本も増殖して、金融も滑かとなり、国内百般の事物に活氣を授与しつつ、資本家は事業の繁多にして利潤の増加するを喜び、細民は其職業を得て食足り人ごとに給し、煙火千里鶉犬声和し、欣欣絶々たること猶ほミルトン翁が『ラレグロ』の

賦中の風色の如くならん、

以上のように、志賀が、軍事費と内務省費の削減を強く要求しているところに、国際的環境にたいする彼の態度が端的にうかがわれよう。即ち、彼は、当時の国際的環境を、日本にとって、さほど差し迫って危険なものとは意識せず、従って国内における生産力の発展も、「政商」育成といったような性急な政策は否定し、より無理のない徐々たる着実な発展を希求したのであった。(しかし、彼が「政商」を排除するとはいえ、政府による保護一般をも決して排除するものではなかった。ここに、大島と同じく、彼の「重商主義」的態度がうかがわれよう。)

しかし、志賀の経済思想は、おなじく重商主義的な傾向を強く示しながらも、特に二点において、上述の大島のそれと異なるものであった。まず第一に、国民の精神的改革を主張した点。これは志賀の経済思想の大きな特徴をなすとともに、また、経済思想としての徹底を妨げる原因ともなった。従って、彼は、保護政策の必要を認めながらも、遂にそれを充分、理論的に把握するに至らなかった。第二に、形而下的な方策としては、もっぱら、政府の冗費節約、租税軽減による民力の涵養にのみ求めた点。これは彼の経済思想としての未熟さを示すとともに、また基本的には、上述のように彼の国際緊張にたいする態度に胚胎するものにほかならない。

即ち、彼の議論は、経済論としては、極めて単純、不十分なものであり、かつ政治的色彩の濃いものであったといわなければならない。そして、このことは、後に述べる谷の経済論についても、大体において妥当するものなのである。

註(1) 本庄栄治郎『大島貞益』(昭和一八年)六四一七〇頁。

四 福沢論吉

日本における自由主義経済思想(いうまでもなく、自由主義経済思想とは、マンチェスター学派に典型的にみられるように、基本的に産業資本——真の意味での——の立場である)は、福沢論吉において成立し、田口卯吉において完成したといえることができる。そして、これら兩人は、ともに二〇年代において、活潑な活動を行ったのであった。まず、福沢から考察を進めよう。

抑々、福沢の思想の根本的立場は、有名な『学問ノススメ』初篇冒頭の「天ハ人ノ上ニ人ヲ造ラズ人ノ下ニ人ヲ造ラズト云ヘリ」という言葉、或は明治三四年、小幡篤次郎の弔詞に、「蓋し先生の言行理想は独立自尊の主義より出て、終始一貫、身を終るに至る迄会て論らず、先生の言の人の禽獸に異なる所は唯独立自存の一義に在り凡そ人たるものは各自に天地間の一個人として独立自尊、其の知徳を研磨して自から禽獸に異なる所以を推明し、ますます之を拡張するときは人類の幸福ここに増進して人の人たる所以の大道始めて明なるに至るべし」とある事からも分るように、「独立自尊」ということであった。これが経済思想として現われたものが、彼の経済的自己責任および自由放任の原則であったといえることができる。

彼の経済思想が纏った形で発表された最初のもは『西洋事情』外編(慶応三年)で、これは「英人チャンブル氏所撰の経済書を訳し傍ら諸書を鈔訳し増補し」(大正版全集第一卷四一九頁)たものであった。彼はまず、経済的自由放任の原則を強く主張する。「天より人に生を与れば又従て其生を保つ可きの才力を与ふ然れども人若し其天与の才力を活用するに當て心身の自由を得ざれば才力共に用を為さず故に世界中何等の国たるを論ぜず何等の人種たるを問は

ず人々自から其身軀を自由にするは天道の法則なり（同四二六頁）。彼は次いで、このような自由の下に、人は各々その天性に従い、その職分に励み生活上の独立を計るべきであって、他人または国家に依頼してはならない、として經濟的自己責任の原則を強く主張するのである（四二七―八頁）。政府の職分は、各人をして、かかる責任を充分に果さしめるべく經濟的自由を保証するにある。「政府の職分は國民を穩に治め國法を固く守り外国の交際を保つの三綱条を以て其大綱領とす」。この綱領を越えてまで、人民の經濟的自由に干渉するのは、「嘗に其民の煩を為すのみならず有害無益過分の勞と云ふ可し」（四七九―四八〇頁）。

けれども、彼は、政府の保護干渉をすべて否定し去らうとするものではない。「抑も亦世上の事務に政府より關係して助け成す可き四條なきに非らず」。即ち、(一)窮民の救済、(二)図書館、博物館の如き公衆教養施設、(三)公衆衛生、(四)學問上の發明の普及、(五)警察等が、それである（四八四―四九六頁）。

しかるに、彼の自由主義經濟論は、『民間經濟録二編』（明治二三年）に至って、最も保護主義に近づく。即ち、私企業としては引合わなくとも國費をもって行ふべき事業として、(一)「鐵道電信瓦斯水道等の如き広く人民一般の為に設けて一般の便利を為すもの」のほか、(二)「又直に公共一般に關係せざる事にしても其事業の極て大にして資本を要すること極て多く之を私に任ずれば所費所得容易に相償ふ可らず去迎永遠國の大計を目的とすれば捨置き難くして政府の手に附す可きもの」として例えば採鉄事業の如きを挙げ、(三)更に貿易について、「外国に対して我貿易の權を保護するだけの用意はなかる可らず」と記している。けれども、以上のような政府の經濟活動は、普通一般の産業にまでは決して及んではならないのであって、なお依然として自由放任の原則は堅持されているのを見ることが出来る（四卷四四二―四五五頁）。

また、その後、明治一八年、「拜借論」なる論文において、政府の保護政策を痛烈に批判し、拜借金制度は我が獨立の商人の氣勢を害するが故に、直ちに「廢止して其根を斷絶せんこと冀望に堪へず如何なる事情あるも如何なる因縁あるも之を許さず」と主張し乍ら、真に「日本國民の資力に叶はざる大事業あらば憚る所もなく斷然政府の一手に引受け直接に施行して妨なきこと信ずるなり」と記している。

さて、このように政府の保護干渉を排し、自由に放任するならば、産業の發達は、当然、貧富の懸隔を拡大するであらう。これに対して、福沢は、どのように考えていたか。既に、彼は『西洋事情外編』において、この問題にふれ、人としての平等を強く主張しながらも、その反面、天稟や教育等による人の不平等に注目しているが（一巻四二七―四三四頁）、明治一七年の「貧富論」に至って精細な議論をみることが出来る。即ち、「所謂經濟論の主義に従へば人の貧富は其智愚に準ずるものにして少小の時より教育を怠りて処世營業の智識に乏しければ貧も亦自身の本分として之に甘んぜざるを得ず資本家は譬へば人身の胃の腑の如く職工役丁は手足の如し胃に食物を給して生力を作るに非ざれば手足も働くに由なし世に資本家あらざれば力役者も其力を用るの機會を得べからず謹んで資本家に奉じて其命に従ふ可し給料の多寡を論ずる勿れ、利足の高下を口にする勿れ、唯汝の分に安んじて汝の品行を修め二念なく勞苦して怠ること忽れ、と勸告して曾て之を怪む者なしと雖も此勸告や之を告ぐるは易しくて之に従ふは甚だ易からず教育なき者が貧に居ることは固に当然なりと雖も其教育は為さざるに非ず能はざるなり衣食欠乏して未だ肉体を養ふに足らず如何で教育に志して精神を養ふの違あらんや經濟論者の言に無智即ち貧乏の原因なりと云はゞ貧者は之に答へて貧乏即ち無智の原因なりと云はんのみ」といって、自由主義經濟學の原理の極めて非人情であり、到底、同じ難きことを嘆じながら、やはり福沢もまた、結局、この原理の如何とも、しがたいことを肯定しているのである。

なお、以上のような福沢の主張の根底には、日本の獨立という一事があったことを附言しておかなければならぬ。例えば『文明論之概略』（明治八年）において、産業を發達させ文明を進める目的は、結局、日本國の眞の獨立にある

ことを論じている。「今の世界は商売と戦争の世の中と名くるも可なり」。従って、我等は、「目的を定めて文明を進むの一事あるのみ其目的とは何ぞや内外の区別を明にして我本国の独立を保つことなり而して此独立を保つ法の法は文明の外に求む可らず……国の独立は目的なり国民の文明は此目的に達するの術なり」（四卷二三四、二五五―二五六頁）。

さて、以上のような福沢の思想は、明治二〇年代にいたっても、根本的に、殆んど大なる変化がない。例えば、「御用商人」（明治二〇年）においては、「利を争ふの人間世界に於て商売経営は至極艱難なる可き筈なるに其艱難を見ずして、得るに難きの利益を容易に博するは即ち商売上の大義に戻りたる道理外の奇相なれば固より永久す可きものに非ず若しも斯る理外の商法をして永遠に行はれしめなば遂には我商売社会の気風に腐敗を催し其禍は日本全国の理財に波及して復た救ふ可らざるに至る可し」。「今年今日より商人諸氏の心事を改め純然たる独立の商人と為り間接にも直接にも態と官の蔭に倚らずして一家一社の業を営み日本政府の商人と為らずして日本国の商人と為らんこと冀望に堪へず我輩は諸氏の本心に訴へて竊に之を勧告する者なり」。或はまた「尚商立国論」（明治二三年）において、「官尊民卑の陋習を存する限りは商売の發達得て望む可らず」。「我輩は商工社会の地位を高めて立国の要素たらしめんが為め官途の虚威を殺滅して先づ官尊民卑の陋習を除き以て双方平均の地位を得せしめんとの一説を開陳したり」と述べて、経済人の独立自尊を強く促している。

また、貧富の問題については、明治二四年、同一の「貧富論」たる題名の下に、同一の論旨を、更に詳しく展開している。「経済論者の言に人生の貧富は智慧の如何に由来するものなり人学ばざれば智なし無智の民は貧なり教育は富を致すの本なりとて貧富の原因を挙て其人の智慧如何に帰する者あり此言理なきに非ず貧民の多数を平均すれば大抵皆恵智に乏しきものなれども事の原因と結果と相照して仔細に社会の實際を視れば今世の貧民は無智なるが故に貧なるに非ずして貧なるが故に無智なり云ふも妨なきの場合少なからざるが如し。貧者の貧はむしろ偶然の不幸と云う

べきで、今世の貧富は必ずしも人の智慧に由来しない。ただ、「貧者は貧なるが故に愚と為り愚なるが故にますます貧に陥り其境遇誠に不幸にして法律も教育も宗教も直に其功德に預りて利する者は富者に多くして貧者は之に比するを得ず尚ほ其上にも貧者の不利なる事実を示さん人口次第に増加して器械の用法次第に進むときは今の社会の組織に従ひ少数の大富豪を生じて多数の貧者を繁殖すること自然の勢にして人口の増加は常に貧者の方に多き割合なれば労働の需要供給次第に平均を失ふて力役者の報酬として得る所は次第に減少せざるを得ず之を第一の不利として扱又その所得を費して自家の生計を営むに当り貧者は常に価の高き品物を買ひ割合の高き金利を払はざるを得ず。かくして、「天下の富は次第に凝聚して既成の富者に集り実業社会の農工商は額に汗して利息を払ふのみ」。

このようにして次第に進むならば、やがて如何なる事相を呈するかも知れぬ。「今日尚ほ未だ事端の発せざるに先だちて之を予防するは唯一身一家の利益のみに非ず国家の安寧を維持して公私の幸を全ふするものと云ふ可し」。それについての福沢の対策としては、(一)宗教を奨励して人心を緩和し、(二)教育の過度を節して空腹論者を其未だ生ぜざるに予防し、(三)公益慈善の拳を賛けて人言を静ならしめ、(四)海外移住を奨励助力して内地の呼吸を寛にすべし、というものであった。

更にまた、「資本の用法」（明治二五年）「富豪の要用」（同年）のごとく、直接、資本家を鼓舞奨励した文章もみられる。即ち、「鎖国の時代を去りて開国の世に出づれば立国の為めに富豪の必要なるは軍隊の必要なるが如し、軍隊は兵士を集めて之を指揮し富豪は資本を集めて之を運転し共に国権を保護し又発揚するの根本なり……此点より見れば富豪の家産は主人の私有たるに相違なしと雖も其功用は則ち国運の盛衰に關すること大にして自から公共の性質を帯るが故に之を処理するは取りも直さず一種の国家事業なりと云ふも不可なきが如し」。

このような福沢の経済思想の明治二〇年代において最も纏ったものは『実業論』（明治二六年）である。次に、本書

について、少しく考察を加えよう。彼はまず、その序文に、「所望空しからずして近年は商工界にも稍や活氣を催はし外國の貿易内國の製造着々歩を進めて一年に面目を新にし前途將に佳境に入らんとするの風光は即ち実業革命の期近きに在るを示す」(六卷四〇九頁)と記して、日本産業の近来におけるめざましい發展振りを祝し、さらに、その自由放任主義を力強く主張している。「政府は実業社会に対して如何す可きやと云ふに唯政府たるものの分限を守り其職分に於て務む可き限りを務めて分外に逸することなく商売工業の事に関しては大自由自在を許して之に一任し商工の運動に尾して政府も共に運動す可きのみ従前の説論法干渉法の如きは一切之を取らずと敢て爰に断言するものなり」(四二五頁)。維新以後、今日まで、政府はしばしば殖産実業のことについて保護干渉をおこなったけれども、「前後これが為めに国庫金を浪費したる高は実に容易ならず何れも皆双露盤に迂き素人仕事の不始末ならざるはなし……何分にも純粹の素人にして實際の細事情を知らず然かも其氣位は甚だ高くして動もすれば人民の保護を以て自ら任じ政法と徳義とを混同して夫れ是れと心配する其深切は却て仇と為り俗に云ふ入らざるお世話と称す可きもの多し」(四二六―七頁)。

しかし乍ら、それにも拘らず、近年、日本の実業も漸く隆盛に赴き、「商工社会の前途洋々春海の如くなるは輸出入の進歩する数と其品柄の増減する事実とを見て之を卜す可し」(四三三頁)。「我貿易が輒近十年間に二倍五分余の額に達したりとは実に驚く可き次第にして唯その額の増したるのみならず品柄の増減を見ても内國殖産の漸く隆盛に赴くを窺ひ見る可し即ち爰に此貿易表を掲げたるも日本の製造の次第に発達して次第に外國製品の輸入を防ぎ昔年は専ら輸入を仰ぎしものも今は之を内國に製して自から給するのみならず却て逆に輸出するものさへありとの事実を示さんが為めなり」(四三五頁)。こうして、「我日本をして、東洋特色の実業国たらしめ西洋諸国に対して優勝劣敗を争ひ毫も譲るなきは我輩の敢て保証する所なり」(四三九頁)。

それは、「我國民が能く事業に適するの性質」を有するが故である。たとえば、工場の秩序事務の整理につき、英國人にたいしてまったく遜色がないばかりでなく、更にその上、「我國特有の利益は工場に昼夜を徹して器械の運轉を中止することなきと職工の指端機敏にして能く工事に適すると之に加ふるに賃銀の安きと此三箇条は英國の日本に及ばざる所なり」即ち、紡錘一本につき一年の綿花消費高は、英國三五英斤、米國六八、東印度一三四に対して、日本は実に二二〇であり、また紡績職工(男)の一日分最高賃銀は、紐育七志五片、英國六志、仏蘭西四志、独逸三志八片、伊太利三志〇・五片なのに対して、日本のそれは男女平均一日凡そ七片にすぎず、紐育の最低賃銀にてもなお日本の八倍以上、英國は同十倍以上、最低廉なる伊太利にても日本の五倍余に当るのである。彼は、かかる利点を充分に活用して、大いに海外市場を獲得せよ、と主張する。「日本外に市場こそ多けれ自國用に余るものは持出して売る可し否な海外の販売を主にして其余者内に用ふ可きのみ」(四四三、四四七―四五〇頁)。

かくして、日本を「世界文明の諸商売国と伍」する製造国、貿易国たらしめんと方針を定めたならば、「今後の實際を如何す可きやと云ふに我輩は先づ日本の無税港即ち海關稅全廢を主張する者なり」。保護税のごときは、「製造業の未だ開けずして外國と競争の見込なき困柄にては」必要かも知れないが、「我日本國の製造業は前途の望に乏しからずして保護税の必要なきは実業界の實際に示す所」である。「即ち我諸港を放開して輸出入の關稅を全廢し外國品の出入を自由自在にして東洋一種の倉庫港と為し物品の出入を咎めず出るを問はず其出入の間に我貿易の勢を進めて我國産物の出るを増し我國民の利する所は殆んど底止する所なかる可し」(四五二―四五五頁)。

以上が、『実業論』の概要である。幕末以来、その急速な發展ぶりを見てきた福沢にとって、もはや日本の資本主義はその品質の優良さと価格の低廉さを武器とし、自由貿易によって、世界のいかなる国々(とくに日本より以上に後進的な国々)においても、その市場を獲得しうるまでに生長したと、考えられたことも無理からぬことであつた。

しかし、このような福沢の認識は、すこぶる甘かったといわなければならない。まず第一に、日本の資本主義は、當時すでに産業革命を経過していたのではなしに、やっとその門口に達しえた状態にすぎなかったものであり、第二に、たとえば産業革命当時のイギリスのごとく、自由主義、自由貿易のみによって市場を開拓しようと考えるには、もはや世界の市場はあまりにも複雑になっていたのである。

ともかく、福沢の経済思想は、基本的に自由主義に基づくものであった。ただ、当時の日本をとりまく国際環境を田口のごとく樂觀的に評価することは、徹底した現実主義者であった福沢には、とうてい許されなかった。これが彼に自由主義経済思想の徹底をさまざまに、つねに、いくぶんかの保護主義的色彩を附加せしめざるをえなかった理由なのである。

註(1) 「福沢先生哀悼録」(慶応義塾学報三九号、明治三四年) 住谷悦治『日本経済学史の一齣』(昭和三年) 三三頁より引用。

(2) この「チャンプル氏所撰の経済書」とは、Chambers, Educational Course. Political Economy for Use in School, and for Private Instruction. であつたと思われる(堀経夫『明治経済学史』一三四—一三六頁)。

五 田口卯吉

わが国における自由主義経済学の完成者田口卯吉は、しばしばJ・S・ミルに比定される。けれども、ミルが、その生涯の後半において、みづから自由主義経済学を否定したのにたいして、田口は、なんらの疑念もなく自由主義経

済学をもって一生を貫徹した。(つまり、田口の態度は、J・S・ミルに比して、はるかに理想主義的であつたといふことができる。)ここに、両者の根本的な差違が見出される。

さて、田口の経済学者としての出発点をなしたものは、『自由交易日本経済論』(明治二年)であつたが、明治二〇年代の彼の経済思想も、また、それと殆んど大差を認めがたい。その根本思想は、徹底した自由放任主義であつた。たとえば、『続経済策』(二三年)の中に「自愛及他愛」なる一章を設け、「余は自愛を以て人性固有のものと思せり。余は人は諸有機体に普通なる保生避死の性質を免かれざることを信ずるものなり。余之を其精神上に調査するに其情に於て喜怒哀楽、愛悪慾の発する所以、其知心に於て万物の品性を究め、其原因を探ぐる所以等凡て此性質に出でざるなし。又た之を社会上に調査するに、其国の独立維持する所以、其政府の興廢存亡する所以、其文物の隆替盛衰する所以、社会に盜賊、詐欺取財其他不祥の現象の発する所以より交易の発成する所以、物価の高低する所以、賃銀資本の反対して其割合を保つ所以等に至るまで基本源を尋ねれば、皆な人の私利心に出でざるなし。余は是を以て倫理の問題に於ては自愛を以て他愛より貴重すべきものと認めざるべからず。故に余一国の良民たるに就いて第一に必要なものは慈善にあらずして独立独行なりと云い、国人皆な独立独行せば世に慈善の必要なしとまでに云ふなり。然しながら余の所謂自愛は他愛と衝突したる自愛を云ふにあらざるなり。放蕩男子の自愛にあらず、盜賊、詐欺取財の自愛にあらず、他愛と平行すべき自愛なり、否な他愛をも含蓄すべき自愛を云ふなり。」(全集第三卷一六一頁)

「故に今日吾人の行為に於ては自愛と他愛との區別を立つること極めて難きことなり。他を害して自ら利せんと欲するが如き自愛若くは自ら損失して以て他を恵まんと思ふが如き他愛は是れ極度の場合にして、吾人日常の行為にあらず。吾人日常の行為は自ら勞して其報酬を得以て父母妻子を養ひ、以て一国の良民たるの分業を尽すことなり。此の如き尋常普通の場合に於ては他を損害するにあらず、又た他に恵与するにあらず、其勞するは則ち他愛

にして、報酬を受くるは則ち自愛なるべく、其父母妻子を養ふは則ち他愛にして之に因りて家族の快樂を得るは則ち自愛なるべく、一国に租税を払ふは則ち他愛にして其保護を蒙むるは則ち自愛なるべく。去れば吾人日常の行為に於ては、自愛と他愛とは周密に連合して分離すべからざるなり。唯々人々結局の目的は独立生存にあることを思へば、其他愛は則ち自愛の精神より発したる一分枝なりと認めざるべからざるべし。

然しながら社会に於ては他愛をして愛(愛力)に自愛より重からしむるの事情存せり。分業の法是なり。若し夫れ社会の人々をして皆な自ら耕して食ひ、自ら織りて衣るものならしめば、其耕やす所以、其織る所以は則ち衣食を得んと目的則ち自愛の精神に出でたりと断言するを得べし。此際決して他愛の論起らざることなり。然るに分業の術既に社会に行はるるに及びては、人々の勞する所以は則ち一箇の職業となりて、特に報酬を受くるの主意に出でたりと見るべからざるものあり、却て其職業の成就を以て其人の畢生の目的と見做すべきに至ることなり。譬へば遠謀なる農夫が終身の勞力を費やして田野を開墾するが如き、智慧ある工匠が粗食弊衣を憂へずして新發明を起さんと欲するが如き足るを知るの商売が廉価を以て貨物を販売するが如き、国に許すの決心ある將士が彈丸雨下の際に退かざるが如き、国を愛するの政事家が艱難危疑の間に立て人民の幸福を計画するが如き、其他凡て此類の熱心家の為す所の如きは決して衣食を得んと目的に出でたりと云ふべからず。何となれば其報酬たる決して其勞の万一にも当るべきにあらざればなり。然らば則ち其精神偏に他愛に出づるやと查察するに、余は決して然るを信ぜず。何となれば其精神たる他人を恵まんと欲するの目的に出でたるに非ずして、寧ろ自己の担任せる業務を完成せんと目的に出づるものなれば也。之を換言せば稍々責任と称すべきが如き分子を含有するなるべし。是れ則ち分業社会に於て發出したるものにして、余が認めて以て私利心の拡張自愛の發達したるものと稱する所なり。」(一六二—一三頁)

引用が長くなって恐縮だが、ここに、彼の徹底した自由放任主義の主張を、明瞭に認めることができる。従って、かかる立場からするときには、当時ようやく興ってきた労働問題のごときに対しても、すべて、これを自由に放任し、ただ労資双方の直接的交渉にまかせるのが最良の解決策だ、という主張が、当然、導き出されてくるわけである。たとえば、「現時の工場」(明治二四年)なる論文において、彼は、婦人、子供の勤勞にかんしてのみは、政府の干渉を適当と認めながら、その他については一切不要としている。「近年我邦に勃興したる諸製造会社に於ても見涉したる処にては、一として職工条例の必要を感じるものなし。…思ふに日本の工場に於て職工を保護するの必要を感じるに至るは、尚ほ歳月を要するならん乎。」更にまた、「同盟罷工」(二五年)においては、「元来一国貨銀の歩合は其の国に於ける労働者の数と賃銀基金の高とに依りて定まるものにして、即ち経済上動かすべからざる原則の支配する所にして、人力の得て如何ともすべからざるもの」としている。従って、同盟罷工の如きも、ただ雇主等が過分の利益を貪ばらんとする時にのみ許されるが、しかし、「同盟罷工を企つべき時と、企つべからざる時とを判別して之に投ずるは決して容易の業にあらず。然かるに労働者の如きは各国共に目に一丁字も知らざるもの多くして、之を判別するの智識なく、常に漫然として同盟罷工を起せり。是れ其の失敗多き所以にして、畢竟世人をして彼が如く同盟罷工を排斥するに至らしめたるものも、其の失敗の結果に就いて速断せるのみ、概くに堪ゆべけんや。」と記している。

また、『続経済策』(明治二三年)の慈善についての章に、「蓋し社会に貧人ある所以のもの其源因種々なりと雖も、其大本は則ち放蕩怠惰驕奢遊逸等是なり。此等の所業に因りて貧困に陥れるは固より自ら招く所にして他より之を救ふを得ずと雖も、是れ亦社会の組織にして完全ならんには此の如き原因よりして貧困に陥るもの至りて少し。試みに米洲の如く自由平等なる社会を見よ、人々自ら奮励するにあらざれば以て衣食の資を得る能はざるが為に、皆な自立の道を求め嘗て其祖先の遺産に安んずるの氣風なし。是を以て放蕩怠惰驕奢遊逸等に因りて自ら貧困に陥るもの至り

て稀なり。」「余が最も哀憐の情を感じるものは政事上及び社会上の変動よりして発する貧困是なり。何をか政事上の變動に因ると云ふ。紙幣公債租税等の増減に因りて其常職を失ひ貧困に陥るもの是なり。何をか社会上の變動に因ると云ふ。運輸の便開け、新製の器械頭はれ、其常職を失して貧困に陥るもの是なり。此等の原因よりして貧困に至るものは決して怠惰に因りて貧困に陥れるものとは同視すべからず。…然れども其變動にして社会一般に利益を与ふるものならんには、此等の人の損害は止むを得ざるものにして亦た間接に利益を受くべし。」と記して、到底、慈善によつて貧困の救うべからざることを強調し、「故に真正に社会を憂ふるものは、政事上に於ては、宜しく不相当に利を得るものなく不相当に利を失ふものならしむることを勉むべし。營業上に於ては労働社会をして其職を得しむることを勉むべし。實際上に於ては親戚朋友をして其独立を完うせしむべし。貨幣を義捐して慈善と云ふが如きは抑も末なり。」と主張している（一五五―七頁）。

このような徹底した自由主義経済思想に立つ彼にとつては、すでに一〇年代において犬養との論争にみられたように、彼の一貫した反対にもかかわらず次第に擡頭してきた保護主義経済思想なるものは、絶対に否定されるべきものにはかならなかつたのである。彼は、明治二六年におこなつた「経済学の定義」なる談話において、「彼の保護論其他『ナショナルシステム』国家制と云ふやうなことを以て、則ち人為の政策を用ゐて国を富まさう人の幸福を増さうと云ふやうなことは先づ学問には属さない。経済学^{エコノミクス}と云ふものを取除けた話で、経済学的理法^{エコノミカル}は無い。一国宰相が権力を振はなければ、国を富まし国の人民の幸福とならぬ、斯う云ふことになるでござりませう。是れは丸で学問的思想のない御話でありませう。」と語っている。そして、大島の『情勢論』のごとき、国勢時情に於て理論を立てねばならないとする論者にたいし、明治二九年、「歴史経済論に就て」なる一文を草して、次のような反駁を加えている。「吾人は生れながらにして経済論に於て二種の謬見を有せり、一は交易上に関するもの、二は社会上に関するもの是

なり。」この交易上及び社会上の謬見とは、要するに政府の保護干渉政策を指すものであり、彼は、自由放任主義をもつて真正面から反対を行っている。ついで、論を歴史学派への反駁に進めて、「近年歴史学派と称する一派あり、右交易上及び社会上の事柄に於て明晰なる區別を立てずして、単に広く事実を集め、是に由て真理を発見せんと勉むるものなり。余は其多く事実を集むるに於て異論なきなり。然れども人事の錯雜せるや、保護の利を説かんと欲すれば、之に利ある事実を集むるに難からず、自由の害を述べんと欲せば、其害あるの統計を得ること亦容易なるのみ。故に余は竊に恐る、初学の子弟其書を多読するの後、多く精神を事実を記憶するに疲らし、結局無識無定見の人とならんことを。夫れ這般に人の経済を談ずるや、大約時と場合若くは国の事情等の文字を用ひて、以て其謬見を飾らんと欲するものなり。其言に曰く、理論は然れども實際に於ては然るを得ずと。而して何を以て然るを得ざるやと問へば、即ち曰く国の事情異なればなり、曰く時と場合異なればなりと。此の如くば多読と雖も実は無学と相異なるなきなり。夫れ原因あれば結果生ずるは真理の争ふべからざる者なり。故に理論と實際とは常に符合せざるべからず、理論の實際に適應せざるは、其理論未だ完全ならざるなり。然らば則ち論者は何故に其理論を完全にするを勉めずして国の事情若くは時と場合と云ふが如き漠然たる言語を言ひて其の説明を曖昧にせんとするや。畢竟之等の語は学者の用ふべきものにあらざるなり。然るを世間多読の人にして却て多く此語を用ひて以て其の説明する能はざるの理由を説明せんと欲するものあり、是れ余が平生遺憾とするところにして、殊に歴史学派が一定の識見を立てずして、多読を初学に勉むるの極、益々這般の人物を養成せんことを恐るるものなり。」と記している。

彼の保護主義経済論の反駁は、こうして、理論から、さらに政策の問題へ進んでいく。たびたび引用した『統経済策』の内に、次のごとき一節がある。

「余常に彼の保護論者の論ずる所を聞くに、其主意全く愛国の精神に出づるを知るなり。唯々彼れ社会の大理に通

せず、思へらく人力を以て之を補成するにあらざれば其國富栄を致すを得ずと。是れ其保護政策を行ひ関税を重課し、其國をして却て富栄を致す能はざらしむる所以なり。」(一一八頁)

「余の見る所を以てするに、今の時に當りて干渉保護の利を説くものは、未だ斯まで精密に事實を探究したりとは思はれざるなり。蓋し此等の論士は國税を以て一業に保護を与ふるは、恰も天より落ち来れる貨幣を以て之を奨励せるが如く思惟し、絶えて此租税の為に他の諸業が衰廢することを知らざるもの如し。」しかし、一業といえども、衰廢してよいという産業はない筈である。「今日經濟世界に現出せる凡ての産物は皆人の需要に応じて現發せるものなり。既に需要に応じて發せしものなれば、必ず之をして満足せしむるの功用を有するなるべし。然らば則ち其功用に於て互に優劣あるの理なし。需要多き者は供給多し、更に加ふるを要せず、需要少きものは供給亦た少し、更に減ずるを要せず。」と記して、自由放任に委せるべきことを強調している(一五二―三五頁)。

更に、彼が明治二一年に發行した「自由貿易は國家を無視せず」なる論文は、短文ながら、二〇年代における彼の自由貿易論を、最も要約的に示している。

まず、初めに、彼は、「此頃經濟の学、社会の注目する所となり、朝野紳士の之を講究するもの日に月に多きを加ふる事は、余輩の欣喜する所なり。唯々此際或ひは自由貿易を以て國家を無視するものなりと思惟するものあらんことを恐る、是れ豫じめ其非を弁せざるべからざるなり。抑も自由貿易論は決して國家を無視せず、我日本國は如何なるとも、我三千八百万の兄弟は餓死するとも、自由貿易は眞理なるを以て実行せざるべからずと云へるが如き議論は、自由貿易論者の決して唱へざる所なり。自由貿易論者は其論を以て國家に利ありと信ずればこそ、其國に行ふべしとは論ずるものなり。」と記して、自由貿易論が國家の利益と反しないことを刀説する。ついで、保護主義への反駁へ進む。「通常保護論者が保護法を要すると論ずる場合は、我國に發達すべき見込ありて外國輸入の為に發達せざる

物産ある場合はなり。其言に曰く、此物産を保護し其製造を發達せば我邦之に因りて大利を得べしと。」けれども、保護を加えるべきは、むしろ今日すでに輸物産となつてゐるものに対してであつて、尋常保護論者のいうごとき輸入貨物のために庄せられてゐるものに対してではない。

「今ま若し一國の利益は如何なる時に最も大なりやと問はば、保護法を行はずして其國の物産の蕃殖する時を最上とすべしとの事は何人も異論なき所なるべし。然らば則ち今日我邦の物産は凡て保護を要せずして發達せるもののみなれば、我邦の利最も大なる時は今日にありとの事は争ふべからざるなり。若し此際人為を加へて従来利益なき一職業に利益を増加せんか、是まで他の利益ある職業に注入したりし資本と勞力とは、必ず之を去りて此保護職業に流入すべし。是れ一國の資本勞力を驅りて不利益なる職業に追廻すことなり。假令其保護職業は人為上に於て利益あるべしと雖も、一國全体の利益は為に減少せざるを得ず、何となれば其職業の利ある所以は其消費者が之を高買するの結果なればなり。今ま若し仮りに數歩を譲り、自由制度の下に發達せざる職業をも強いて人為を以て保護するの必要ありとするも、余輩は其将来に見込あるものは必ず輸入貨物にあらずして、輸物産ならんと信ず。何となれば輸物産の如きは元來我邦に利あればこそ保護を要せずして自ら發達するものなれば、若し之に保護を加ふるときは其發達は輸入貨物に庄せらるるものよりも速に發達すべしと想像せらるるが為なり。然れども我邦維新以來保護を加へたるは多く此類の職業物産なりしが凡て皆な失敗を示せり。生絲改良と云ひ、物産奨励と云ひ、一として失敗ならざるはなきにあらずや。故に保護政策は凡て勘定の暗きより發するものなり。抑も一國の富は其國第一等の利益ある物産をして蕃殖せしむるにあるなり、自由貿易論者は之を主張するものなり。然るに保護論者は其資本と勞力とを驅りて、保護せざれば成立せざるが如き不利益なる物産に投せんと欲するものなり。故に自由制度の下に於て其國の利多く發達し、保護制度の下に於て其國の利之に及ばざることと瞭然たらずや。自由貿易は決して國家を無視せず、國

家の大利を計るものなり。」彼の自由貿易主義は、一読して、明白であろう。

明治二〇年代におこなわれた輸出税廃止運動——これは、第一節にも述べたような二〇年代における日本資本主義の急速な発展に伴なつて惹起されたものであったが——についての田口の発言は、きわめて活潑である。たとえば、明治二三年の「輸出税廃止の必要」、二四年の「輸出税全廃同盟」「輸出税全廃せざるべからず」「輸出税全廃論」「商況恢復の策は輸出税全廃にあり」「輸出税全廃は外人を利すべしとの誤想」「輸出税は内地人民の払ふ所なり、二五年の「輸出税全廃の急務」「輸出税全廃論」「輸出税は何事を措ても全廃せざる可からず今日之を全廃せざるは国家の危急を顧みざるものなり」、二六年の「輸出税全廃の気運」等、続々と輸出税全廃にかんする論文を発表している。これらの論旨は、いずれも大同小異であるから、いま一例として「輸出税全廃同盟」（明治二四年）をとり、その主張するところを紹介しよう。

「我日本帝国には誠に恥づべく厭ふべき租税の尚ほ我海関を鎖すものあり、輸出税是なり。抑も輸出に租税を課することは世界各国中唯だブラジル共和国のみ我邦と揆を一にし、其他は斯る国なし、此の如き租税の今ま尚ほ我邦に存するは体面上に於ても快き事にあらず、況んや事実に於ても非常の不都合あるをや。」と云つて、そのための手数と労費とが決して僅少でないことを述べ、「誠に日本国にして旗色を東洋に翻さんと欲せば、此の如き租税は一日も速に排斥せざるべからざるなり。然るに近日社会の気運大に之に着眼し、東京府下の紳商を始め、各地生糸商人の団体も熱心之を主張せんと欲するもの如し。過日経済学協会に於ても余輩之れを發議し、満場の一致を以て之を可決したり。……是れ美事なり盛事なり、余輩は有志諸氏に向ひて此等の全勝を保証す、請ふ努力せよ。」

かくて、輸出税全廃運動は、全国的な規模に發展して行つたが、それに対して、田口のこれらの論文は、積極的な役割を果した。すなわち、上述のごとき明治二〇年代における日本資本主義の著しい發展に、自由主義経済論は、なお生きた力をあたえていたのであった。かかる上向的産業資本家階級の立場は、一方また、所得税に対する反対となつて現われる。例えば、「所得税の困難なることは我政府既に実験せられたり」（明治二〇年）において、田口は、次のような論旨を展開している。

「我政府が新に所得税を興して以て財政の急に応せられんとするの風評亦久しいかな。然れども未だ嘗て事実に見はれざるを見れば、是れ我が当局者が之を実行するを以て至難中の至難なるものと思惟せられたるを知るべきなり。是を以て我経済雑誌は切に我政府の之を実施せられざらんことを希望し、泰西大家の論説を引証し其公平を得る能はざる所以を詳述して以て万一の参照に供せんとせり。」と記して、真正の所得を知ることの極めて困難なる事情を述べ、結局、「当推測の評定」によつて課税するほかはないが、「之に因りて課税せば決して不公平を免るべからず。此評定にして費用を要する少なければ猶ほ可なり、然れども此調査は他の租税に比して非常に巨額の費用を要することとは争ふべからざることにて、……則ち所得税なるものは巨額の徴收費を費して而して不公平なる税法を起すものと云ふべし。天下果して此の如き税法の余に求むべきの税源なきか、余輩信ずる能はざるなり。」と強く反対の意を表している。そして、その後においても、このような主張は、「所得税法」（二〇年）「所得税の徴収果して困難なりしが如し」（同年）「所得税とは一名都会税なり」（二五年）等の論文に繰り返されている。いうまでもなく、所得税に

よつて最も大なる打撃を受けるものは、新興産業資本家層にほかならない。

いっぽう、このような彼の「純粋」に自由主義的——産業資本家的——立場からして、当然に攻撃を加へるべき対象は、寄生地主階級であり、その地租の余りにも「僅少」な点であった。既に明治一〇年代から、彼は、地租増徴の主張をおこなっているが、二〇年代に入るや、この問題にかんする彼の極めて多くの論文を見出すことができる。たとえば、明治二二年の「地租は直税なるや將た間税なるや」、二四年の「地租は断じて軽減すべからず」「再び地租

軽減の事に就きて」「地価修正も亦た不可なり」「非地租軽減論の勝利」「地租論」、二五年の「地価修正論の勢力」「非地価修正論」「地価修正論者の注意を望む」、二六年の「地租軽減は多く豪農及華族を利す」、二八年の「地租増徴の必要」、三〇年の「地租論」等。これらの論文において、一貫して主張されているところは、今日の地主はみずから耕作に従事する地主に非ずして寄生地主であるとの基本的認識の上に立つものであった。「蓋し地租軽減の結果知るべきのみ、単に現今の地主をして英国風の貴族たらしむるに過ぎざるのみ、日爾曼風の家族に変化せしむるに過ぎざるのみ、勤儉素朴な田舎紳士をして驕傲傲慢なる都会紳士たらしむるに過ぎざるのみ。然らば地租軽減の小作人に及ぼす結果如何。余答へて曰はん、皆無なりと。」なお、これについては、節を改めて、谷干城との地租増徴論争に、その考察を譲ることにしよう。要するに、田口の経済思想は、あまりにも「純粹」に自由主義的であつたところの特徴をもつ。そして、それは、基本的に、当時の国内および国際情勢にたいする彼の理想主義的な認識に由来するものといふことができよう。

六 保護・自由両主義経済思想の凋落

——田口・谷論争——

明治三〇年前後は、日本経済にとって一つの劃期をなすといわれている。けれども、それは、いかなる意味において「劃期」であつたか。当時の最も特徴的な事件の一つである地租増徴法案の成立を事例として、次にこのことを考察してみよう。周知のように、地租は、明治六年、地価の三%とされ、同一〇年、二・五%と定められて以来、二〇

年間そのまま据え置かれたが、三一年一二月、多くの反対を押し切つて、遂に三・三%に引き上げられた。当時、この地租増徴法案をめぐる激烈な論争が展開されたが、その最も代表的なものは、谷干城と田口卯吉との間にかわされた論争であつた。谷については、既に本山幸彦氏の詳細な研究もあるが、決して一介の武人ではなく、例えば、当時、政府の軍拡案に反対し、教育予算の増加を主張している。その経済思想は、上述のように志賀と最も近く、志賀とは政教社を通じ、更にまた大島とは国家経済会を通じて結合していた。論争の当時、彼は貴族院議員、予算委員長であつた。一方、田口については既に述べたが、自由主義経済学の重鎮として、当時、東京市選出の衆議院議員であつた。この両者の間に行われた論争は、三一年一〇月から翌年二月にかけて、「日本新聞」及び「東京経済雑誌」に前後一二回にわたつて連載され、後、『地租増否論』正統二冊に収録された。

残念乍ら、ここに論争の詳細を紹介するだけの紙数は許されないが、要するに両者の論旨の岐れ目は、谷の「余は自由自作の農業者を主として立論するに拘らず、田口君は英国大地主の制を以て余が論に抗せり」(『地租増否論』八四頁)という言葉からも分るように、当時の地主の寄生化に対する認識の差違によるものであつた。田口は、「余輩が將軍に向ひて注意を乞はざるべからざるものは、今日の地主は岩崎、毛利、多額納税者、若くは余輩の友人の類にして、株式若くは公債所持人と同一なりと云ふこと是なり、……地租改正当時ありては全国の地主は六、〇三五、六三七人なりき、然るに今や公民権を有するものは四、〇八六、四二三人に過ぎず故に一、九四九、二一四人以上は既に併呑せられて小作人となりしなり、故に余輩の想像する所を以てするに、全国土地の十分の八は皆株式所持人と同一なる投機的人種の所有となり、米価騰貴の利は凡て此輩の掌中に帰し遊宴歌舞、八八、株券投機等に費消せらるる事なり」と寄生地主制の既に支配的なるを主張し、このような寄生地主は不勞所得者であるから、「この増加せる借地料(地子)は地主の所有に帰せしめずして」当然これを増徴し、「社会公共の費途に供する」べきであり、一方、消費税は

極力減額して、国民一般の消費力を増し、生産物に対する需要を増大すべきだといふのである。『純地租増否論』一八頁。

これに対して、谷は、「田口氏杯はモウ日本の農家と云ふものは即ち農夫々と云ふのは皆小作人と見て居る、小作人とそれから大地主、所謂地代取ばかりのやうに見ても居るが決してさう云ふ訳ではない、それで遺憾ながら新統計がありませぬから分らぬが、明治十六年頃のものである是等は段々減つて居るが其ときの自作農業者と云ふものは二百四十六万七千三百二十七人、それからして自作と己が田を二段持つてそれから人の田を又五段借つて居ると云ふ自作と小作と兼ねたものが二百三十一万五千四百六十二人、と云ふものそれから純粋の小作人は何人かと云ふと百三十四万零五百三十四人と云ふもので、合てからに農業に従事して居る者が六百零九万三千三百二十四戸と云ふもの、是れ程即ちあるので、それで中々其決して小作人と大地主とばかりではない、大地主の数と云ふものは至つて少い所謂此多額納税者と云ふやうな者はチヨツと見附からぬ、マア百に對する一と云ふ位のものである、十分には記憶せぬですが百人に對する一位で誠に少い。」(同三〇―三二頁)

更に、明治二〇年頃の統計をあげて、一〇町以上の所謂大地主は三九、二六五人(全農業人口中一%位)、一〇町乃至二町位の「立派な農業者所謂中農者」は四六六、六六五人、それ以下が三、四六八、五三一人。「斯ふ云ふのでまだまだ中々幾分が是から減つて来て居るに相違ないのであるが、国の基礎と為ると云ふ農業者と云ふものはまだ頼もしいのであります。」(三二頁)といっている。即ち、谷は、「余が賞讃する自由自作の独立農業者」(一―二町歩の自作農)が、なお支配的だという認識の上に、この階層こそ国の基礎であるから、これを保護し維持しなければならぬ。地租増徴は、このような農民を亡ぼす故、絶対に反対であり、それに代えるに消費税を以つてせよ、といふのである。――しからば、果して、谷と田口と、いずれの認識が、より現実的であつたか。

これに對する一つのメルクマールとして、明治二九年に成立した日本勸業銀行法及び農工銀行法を挙げることで

きよう。このことは、当時ようやく農村における資金の涸渇が政治問題となるまでに顕在化してきたことを示すものである。もっとも、資金の涸渇が叫ばれたのは、ひとり農業のみに限らず、当時における一般的な現象であつた。いずれの後進資本主義国においても、資本主義が急速に発達せんとするばあい、まず第一に重要となつてくるものは、金融の問題にほかならない。例えば、当時における最高の綜合雑誌「太陽」の第二卷(明治二九年)を通覧するならば、その経済欄において圧倒的な部分を占めるものは金融関係の記事であることを、見出すであらう。

金融の沿革(小手川豊次郎) 二の二

勸業銀行及農工銀行に就て(井上辰九郎) 二の三

兌換銀行券と国家(飯田旗郎) 二の四

生命保険会社法(玉木為三郎) 二の四、五

生命保険会社法制定に就て(粟津清亮) 二の六

日本銀行課税に就て(山本達雄) 二の七

将来の金融(小手川豊次郎) 二の七、八

万国復本位問題(小手川豊次郎) 二の七

株式及社債の質入譲渡に就て(高根義人) 二の一

歐洲三大中央銀行を比較觀察す(飯田旗郎) 二の二

勸業農工銀行に關する弁解(添田寿一) 二の一四

株式会社の合併及改造を論ず(植村俊平) 二の二〇

世界の金融(小手川豊次郎) 二の二三、二四

右の内、勸業、農工両銀行についての論文を簡単に考察すれば、まず井上は、その「勸業銀行及農工銀行に就て」において、「我政府は今回勸業銀行法案及農工銀行法案を議會に提出せり、願ふに此等の銀行たる我國に於ては未だ曾て之なく、事全く創始に属する……」……農業に於ては旧負債償却の爲めにする借入金如きは通常急速に弁済し得るものにあらず、又排水、灌漑及植林の如き土地改良事業に至りては其資金を投じてより遂に収益を見るに迫るまで幾多の歳月を要すべきが故に其貸借期限は固より長久ならざるべからず」として、特に農業信用の特異性を縷々説明して後、最後に、「余輩は大牀上此種法案の目下緊切にして其の利益大なるべきを信ず」と結んでいる。また、添田寿一は、「勸業農工銀行に関する弁解」において、「日本勸業銀行は中央の機関として大工業大農業を目的とし農工銀行は地方機関として中産以下殊に小農工業者に向て資金の供給を与ふるの目的を有するもの」であつて、「土地家屋等の財産を有せざる小作人等は……資力に乏しき工業者を救済……する端緒を開きたるものなり」と記し、まず第一に両銀行の使命は農工業の改良発達をはかるにあり、不生産的起因の負債には貸与しない事を強調している。こうして、両銀行は「我が農工業は未だ幼稚にして……改良発達を計るべき者多く、而もその功を奏するは、実に数十年後にあるが故に、商業資本及商業機関の組織は到底之に適せず、従つて別に長期低利の資金供給の機関なるべからず」との趣旨に基づき、「五十年以内を期限とし、年賦償還法に依り農工業の改良発達を目的とする不動産抵当貸付」を業務として創設されたが、それは果して創設の趣旨にふさわしい結果を生みえたであらうか。田口もいつているように、「農工銀行の設立せらるるに及び、此種類の地主〔全国の一〇分の八を占める寄生地主〕は先づ其資金を借出し、益々併吞を事とし、五段百姓は信用なきを以て毫も之より借出すこと能はざることなり」『純地租増否論』一八頁といった状態で、実際にこれを利用したのは一部の上流地主に限られ、しかもその貸付金は、土地改良（小作料引上げのため）以外には、その創設の趣旨に反して、殆んど直接農業生産の改良発達に用いられることはなかった。このよう

第4表 各種銀行總計払込資本及び預金累年度 (単位千円)

年次	払込資本金	人民預金	合計
明治 13年	49,326	7,081	56,402
15	61,388	6,235	67,623
20	64,835	13,593	78,428
25	71,182	16,797	87,979
30	171,539	149,876	321,415
31	205,831	216,279	422,111
32	225,403	292,722	518,125
33	260,404	308,206	568,610
34	275,070	356,754	631,824
35	280,525	434,745	705,270
40	328,548	890,476	1,219,024
大正 1	423,730	1,451,562	1,875,292
6	580,328	3,564,362	4,144,690
11	1,483,888	7,944,984	9,428,572

な傾向は年と共に激化し、遂に明治四四年の両銀行法の改正にいたつて、第一章第一章の条文中、「農工業の改良発達を爲、資本貸付するを以て目的とする」が削除され、純然たる不動産銀行化を完成することになるのである。

では、何故、両銀行は、その創設の趣旨を達しえなかつたのか。既に、横井時敬は、その創立当初（二九年）、「太陽」第二巻六号の「農業経済に関する觀察の誤謬」において、「農工銀行の問題」につき「其論ずる所の單純にして且つ迂濶なる、往々人をして失笑せしむるに過ぎざるものあり」として、現在、一般に論ぜられる如く、必ずしも農村に資金が涸渇しているとは思われない、と強く主張している。「要するに余輩の觀察せる所を以てすれば、現今の土地兼併は、小農の斃るるに帰因するよりも、寧ろ地価一万円内外を有する中産地主の、種々の原因によりて斃るるもの居多なるに帰すべきに似たり、是れ殊に憂ふべき事なりとす、然れども農業資本の欠乏の爲めにはあらず、即ち、横井によれば、当時農村に資金の涸渇が叫ばれたのは、農村自体に資金が涸渇したのではなしに、ただその資金が直接、農業経営部面へ流出し

なかつた事を意味するにすぎなかつたのである。
 第四表をみられたい。勿論、ここに示された数字が、すべて地主の出資というわけではないが、少くとも三〇年頃までは、その人民預金の主体が農業にあらたことだけはいえるであろう。

では、農村に資金が存しながら、何故、農業経営に対して資金の涸渇が叫ばれたのか。思うに、日本農業そのものが根本的に欧米農業と異り労働集約的なために、商工業の発達に伴って投下資本の効率が相対的に低下していくこと、さらに直接的には、商工業の発達にともない銀行、株式、社債等の制度が整備してきて商工業への投資が容易になったこと、その一方、農業労賃の騰貴、また地主が富裕に育った「白い手」の子供達の世代に移ったこと、これら原因によって農村の資金の大部分が、商工業へ向って流出した結果であつたと思われる。第四表において、特に二五年頃から、銀行資金の増加が急速になっている事は、この意味からも、注意されるべきであろう。

さて、このように見てくるならば、明治二九年の勸業農工商銀行の創設は、寄生地主制の既に強度の進行状態を、また四四年の改正は、その完成を示すメルクマイルという事ができよう。従つて、谷・田口論争に問題を戻すならば少くとも寄生地主制の進行に関しては、田口の認識の方が、谷よりも、より現実的であつたことにならう。なお、これについての谷の主張の基礎が、上述の如く明治一六年頃あるいは二〇年頃の統計の上に置かれ、しかも、それ以後、農村の状態に基本的な変化がなかつたという立場にたつていた事は、この意味から極めて重要である。そして、明治三一年、地租増徴が遂に地主の反対を排して決行されたことは、勿論、地主側の敗北を意味するものではあるが、また必ずしも全面的な敗北を意味するものともいい得ない。それは、まず第一に、政府原案の四〇%の引上げ率が地主側の猛反対にあつて三・三%に引下げられたこと、第二に、それに五年間の期限をつけるとともに地価修正を附帯条件としたこと。(それによつて、翌三二年度に地価は全国総計二九、四七四万強も減少された。)そして第三

第5表 中央租税の大類別5カ年平均比較表(単位千円)

5カ年平均	地租	商工税	消費税	所得及相統税	開税及順	其他	計
明治8—12年	41,798	1,602	4,114	—	2,221	2,167	51,904
13—17	39,519	2,626	13,147	—	2,647	2,410	60,352
18—22	49,456	2,693	14,380	529	3,710	990	71,753
23—27	84,239	3,085	19,531	1,184	4,969	322	113,323
28—32	75,104	7,158	34,970	2,518	9,360	143	129,257
31	74,636	9,837	37,677	2,351	9,093	—	133,594
32	74,296	8,539	51,372	4,837	16,177	88	155,309
33	46,718	9,952	53,448	6,368	17,347	941	134,042
33—37	49,450	10,334	65,701	8,656	17,732	—	151,875
38—42	84,239	29,315	114,856	30,190	41,603	—	309,204
43—大正3	75,230	34,641	139,399	39,130	55,658	—	344,061
大正4—8	73,527	50,007	175,693	104,160	53,314	—	456,708
9—13	73,501	86,876	339,960	218,543	98,590	—	817,471

附表 道府県及び町村歳入大類別表(単位千円)

年次	地租附加税	戸数割、家屋税及家屋附加税	其他	合計
明治30年	22,615	18,492	8,425	49,532
31	28,121	22,369	10,104	60,594
32	31,778	26,797	11,143	69,719
33	34,506	29,763	12,471	76,740
34	37,884	34,525	15,761	88,171
35	40,860	36,660	17,182	94,703

に、同年さらに耕地整理法の成立をみたこと。(それによつて、小作料は国家の負担によつて高められ、地租は益々実質的に引下げられた)こうして、結局、地租は、殆んど増徴される事がなかつたのである。第五表をみられたい。

一方、地主側が、産業資本家側にたいする反撃として主張した所得税の増徴は、どうであつたかということ、これまた殆んど増徴されることなく、しかも、これは、明治期を通じて、全租税収入中一〇%を超えることがなかつたのである。では、国家財政の膨張は、何によつて賄われたかというに、三一年の税制改革で、結局、実質的に引上げられたものは、消費税であつたのである。第六

表をみられたい。

消費税は、三一年度において、既に全租税収入中五一・三%を占めていた。この税制改革の結果、三二年度五六%、三四年度六二%、四四年度には七二・二%というように増加の一途をたどったのである。結局、三一年の税制改革は、日清戦争後、急速に増大した財政支出を、実質的に一般人民の肩に転嫁することによって、地主も産業資本家も、ともにその負担の増加を殆んど免れ、以後、このような傾向は、年とともに進行していったのである。このことは、三一年の税制改革を契機として、地主と資本家の対立が一段階をつけ、地主側が、政治における指導権を全面的に産業資本家に移譲することによって、しかも、実質的には、利害関係において両者が一致したことを意味する。谷・田口論争は、いわば「両階級「対立」の末期的現象でもあり、或はまた、「両階級「合体」の端緒的現象でもある」ということができよう。

この論争において、谷は、保護主義の立場から、地租増徴に反対し、これに代えるに消費税をもってせよと主張した。一方、田口は、自由主義の立場から、一切の保護政策に反対し、地租増徴に賛成して、消費税の増徴に反対した。そして、現実には、地租も消費税とともに増徴されたが、前者は殆んど形式的であって、後者のみ実質的に増徴された。以後、商工業は急速に発展していったが、それは保護主義の下においてであって、田口の理想とする自由主義の下においてはではなく、また地主制は発展していったが、それは寄生地主制の下においてであって、谷の理想とする耕作地主制の下においてはではなかった。従っ

第6表 明治32年度税制改革

租 税 種 類	政 府 原 案	修 正 案
地 所 酒	14,583,504円	7,075,674円
租 税 種 類	2,340,200余	3,835,600余
地 所 酒	15,114,466	15,114,466

て、田口も谷も、両者の理想は、共にその後の日本の現実の発展によって否定されてしまったわけである。このことは、明治三〇年前後を劃期として、両者の経済思想の共通地盤たる「徐々たる健全な資本主義化」の方向が完全に否定されてしまったことを意味する。以後、その基盤を失った自由主義経済思想も保護主義経済思想も、ともに急速に凋落していくのである。

註

- (1) 本山幸彦「谷干城の政治思想」(人文学報六号、昭和三十一年)。
- (2) 東洋経済研究部編『明治大正農村経済の変遷』(大正一五年)一六七、一七一頁。
- (3) 同、一六八―九、一七二頁。
- (4) 同、一三二頁。
- (5) 土方成美『財政史』(昭和十五年)八八―九頁。
- (6) 第五表は『明治大正農村経済の変遷』一五〇―一頁、附表は同巻末附録第二三、二四表より作成。
- (7) 土方、上掲書、三七五―三九四頁。

民主主義思想と農本主義思想

——地主の思想と行動を中心として——

傳 田 功

明治維新後、新政府の官僚によって立案実践された政治的施策の方向が、近代国家の創設に置かれていた事は明白である。国内外の客観的情勢への対応の必要から、彼等は国家的統一を焦眉の急務と感じ、近代国民国家の形成に腐心した。就中明治六年大久保利通の内務卿就任後、彼の統率下に推進された中央集権的諸政策及び殖産興業政策を中心とする実践過程は、その政治体制において又経済体制において漸次結実されるところとなつた。¹⁾

明治初年より明治二〇年代初頭に至る期間、大久保・大隈・伊藤・松方等新官僚によって逐次実現された中央集権政策と、保護育成的産業政策とは、国家的要請をいち早く充足せしめんが為の、上からの強圧的施策として性格づけられる側面を有していた事は否定し得ないが、にも拘らず我々は、諸政策の実現の過程において、その政策を受容しそれを国民的規模に深化せしめた社会的支持基盤の存在を看却する事が出来ない。即ち国家権力と一般大衆との間に介在して、国家意思の趨勢に順応し、ときに代行的機関の役割をになうと同時に、自ら又地方的利害の代弁者として機能する社会層が存在するのであるが、かような社会層として地方の豪農層が注目されなければならないのである。²⁾

旧幕時代において村役人層は、村落共同体の支配者として領主的支配の末端機関となり、警察・司法・徴税等の委任事務に当ると同時に、一方においては村固有の事務を掌握し村落自治に任じていた。即ち富裕農としての彼等はその財力と同時に政治力を具備し、上意下達の媒介的機能を果たすと共に村落共同体の多面的な指導者として、村秩序の維持更新に関与した。維新後政府は中央集権化の過程において、この共同体と指導者層とを自己の体制内に組み込むべく、明治五年四月、新たに区・戸長制度を設け、当時広範に存在した村方の豪農層をして、引続き区・戸長として管

内の警察権・裁判権及び地租徴集権を掌握せしめ、地方自治の有力な担い手としたのである。一方彼等は幕末以来の農業生産力の増大に伴い緩慢ながらも若干の資本蓄積を可能とし、一方において土地集積をおし進めながら他面において漸次商工業兼営の方向をとり、明治前期においては地主的側面とブルジョワ的側面とを併せ持って、社会的生産力の推進者となっていたのである。⁽³⁾

本論はかような社会的存在である報徳主義者たる一地主の思想と行動を中心として、その経済的・政治的性格を考察し、明治一〇年代より、二〇年代初頭の国家主義思想の伸張期に至る期間におけるその歴史の意義を把握する事を主題とした。後述するように、報徳主義思想をもって典型的な農本主義思想と解し、農本主義思想の明治前半期に於ける歴史的意義を、国家主義思想との関連において考察したいと思う。⁽⁴⁾

註(1) 大久保利通の産業政策は、農・工・貿易・海運業等々広範囲に亘るものであったが、特に海運業の保護奨励の爲の三菱会社援助や直輸出事業の援助には、該業における先進国の既得権を奪還しようとする、日本の後進性の認識に基づく国家意識が著しい。一方民間産業者の側においても、就中外国貿易に関与する茶業者、製糸業者、生糸輸出業者等には維新时期より、顕著な国家意識が認められる。彼等の中に、生糸販売組合・茶業組合等の組織化・合理化の気運がいち早く醸成され、政府は常にそれを支持し助長せしめようとしている。大久保利通没後その産業政策を継承した前田正名は、明治前期における経済的発展のない手としての彼等に注目し、彼等による外国貿易の伸張が国力を充実させる最良の手段たる事を考え、既存の茶業者、蚕絲業者地方的組織を明治二〇年代後半に至り全国的組織に拡大強化している。

(2) 維新後の産業政策の原型を作りあげた大久保は、地方の豪農・豪商に近代的産業創出の企業者たる事を期待した。明治九年東北巡視の際酒田の地主本間家に製糸所の設立を勧奨した事などはその一例であろう。松方正義宛書簡に次のような記載がある。「鶴ヶ岡県ニテハ本間酒田ヨリ出懸同人宅へ是非参員候様内願有之候得共酒田迄参候日合無之故相断是以製糸器械所設

立之儀相進メ置候誠ニ古メキ候得共少々ハ感応有之候様見受候鬼毛角東京エ引出シ候手段三島へ謀リ置候間当年中ニハ必ラズ出京可致左様候得バ大ニ又眼ヲ開キ可申候未ダ奥羽ニハ金持沢山ニ有之是ヲ運用為致候得バヨホドノ助ケニ相成可申候本間ハ奥羽中之信ヲ得候間先ツ是ヲ説伏セ候儀第一二候一(大久保利通文書 第七 一六〇—一六一頁)

(3) 明治前半期には豪農乃至手作地主層が広範囲に存在し、その農企業活動を通じて農業技術の進歩や、農業生産力の増大が可能となった。かような「動態的地主」を中軸とする農談会等の組織が農業改良に貢献したことは周知の事実である。明治一〇年代より二〇年代にかけての、政府の老農起用も、彼等の実践的機能に着目したからに外ならない。

(4) 農本主義思想をもって、封建社会においては、封建体制の維持強化を企図する為政者のイデオロギーとして、又資本主義社会においては資本家の利潤追求を容易ならしめる資本のイデオロギーとして解する立場には、農本主義思想の階級的性格の強調のみがみられ、その機能は専ら政治的作為、或いは資本形成の手段として把握され、農本主義思想自体の内在的論理や、思想の有する実践的機能が看却される。農本主義思想も又客観的条件の如何によっては、一の積極的な思想として固有の社会的機能を展開する。もとよりこの思想が如何なる歴史性をもって展開されるかを考察するに当っては、その階級的性格を不問にする事は出来ないのであるが、本論においては特に農本主義思想の実践的論理が、特定の主体を通して、特定の歴史・社会的条件の下に果し得た、積極的な機能に着目したいと思うのである。

一一

岡田良一郎は静岡県小笠郡倉真村の五〇町歩地主で、天保一〇年に生まれ大正四年に没した。あたかも明治の全期間を通じて種々の社会的活動をなしたところの人物である。岡田家は代々里正として伝わり、先代佐平治は天保一一年以来三四年間掛川藩御用達をつとめ、「下情を上達シ上意ヲ下達ス上下ノ間ニ在テ壅塞ナキヲ務メトス」る大庄屋

であった。嘉永六年持高は倉真村の村高五一七石余に対し、五割に近い二三八石余を有して居り、同村における岡田家の地位をうかがうことが出来る。特に佐平治は嘉永元年近傍農村の村役人層を中心として報徳連中を結成し、同じく報徳仕法によりながらも、関東並びに東北地方の諸藩領の行政的仕法に對置される、地主勢力を糾合する結社式仕法を發達せしめている点において注目されなければならない。良一郎も又若年にして日光今市の二宮塾に学び、尊徳門下の高弟の一人であり、特に維新以降遠江国報徳社々長として、掛川を中心に結社を通じて農民間に、報徳主義思想を普及浸透せしめた指導者として重要な意義を有するのである。彼は少壮時代より選ばれて地方経綸に当り、明治二三年国会開設後は衆議院議員として国政に參劃、又信用組合運動にも重要な關係を有して居り、その七十余年の生涯は生来の進取的気性と相まって洵に多彩であった。彼は「野心を以て形づくりし人、棺を蓋はざれば此の野心決して止まざらん」とまで評されるように、極めて強い実践的性格の持主であった。彼のなした多くの業跡は、往々にして野心的行為と目され得べき性格を有していたが、しかしその積極的な諸行為は、本来彼の奉ずる報徳主義思想と無關係ではなかったのである。

彼の経済活動を述べるに當つて、先ず地主としての農業へのかかわり方を見ておきたい。岡田家の所有地は、同家所有の土地台帳によると、大正元年において、田四二町五反八畝三步、畑八町三反六畝二歩で、その田畑は、倉真村・西郷村・粟本村・原田村等に亘り、二一三戸の小作農家に貸与されている。この状態は大体において先の農地改革時迄維持せられた。既述のように同家は藩政時代からの富農であり地方御用達・村役人をつとめ、幕末期已にかなりの土地集積をなしていた事は推測されるが、特に地租改正より松方デフレの時期に至る経済変動の過程に、著しい土地集積をなしたものと考えられるがその事情は明かではない。注目を要するのは、同家が一贯して手作を維持し、農業経営の面においても指導的役割を果してきていることである。当主分平氏(明治二〇年生、良一郎五男)の生母

の伝、並びに氏自身の記憶によると、維新当時より手作地は田畑合計一町五反内外、作男作女各三名、馬二頭を使用しているが、これが同家の仕来り、前出大正元年の土地台帳によると、手作田一町七畝二歩同じく畑五反三畝二六歩で、大体同程度の自作が行われて居り、先の農地改革時には、自作田七反六畝一二歩、同じく畑三反一九歩を有して之が継続されている。明治前期において同家の手作は、水田単作地帯である丈に稲作を主としているのであるが、農業経営主としての良一郎はそこにおいても先進的指導的立場に立っている事が注目される。稲作を中心とする自給的農業の色彩の強かった当時、特用作物の導入試植はもとより危険負担を必要としたが、彼は商品生産に積極的な動的地主であった。明治六年以来泰西農法を鼓吹し、その農業改良運動が広く地方の進歩的地主層に受容せられていた津田仙主宰の学農社は、つとに良一郎の勸農活動に着目していた。明治一〇年一〇月二五日刊行の同社の「農業雑誌」第四号は、「蘆粟より砂糖を採る法」という一論で、次のように述べている。「民権家を以て名を得たる彼の静岡の岡田良一郎氏へ、嘗て我社より此の蘆粟の種子を贈りたることありしが、頃日其の園内に養成せしものを得て、同地の人丸尾文六氏が親しく採糖を試みしに、果して頗るけつかうの砂糖を得たり、依て明年を期して方に大いに培養し方に大いに試験せんことを欲するに付き、更に多量の種子を通過せんことを、このごろ我社に求められたり。是の如きは誠に農事を改良するの一大美事に於て、吾輩が最もよろこびて止む能はざる処なり」と。ここに所謂蘆粟なるものは、我国糖業近代化の発端に出現するもので、在来甘蔗糖業の凋落によって、明治前期製糖原料として重要視された作物で、我国への輸入は明治七年中国より行われ、九年から民間試植が始まり、明治一〇年には全国で試作者一二名に及んだのである。津田仙は極めて積極的な在来農法の批判者であると同時に、国家や農民を益すると考える農法なり種苗なりの普及發達に努力し、「単なる業主」の圍繞する静態的農業社会に企業心を注入し続けたが、蘆粟栽培にはW・S・クラークに委嘱して、米国種を輸入しているのである。かような津田仙に注目され、蘆粟栽培を委託さ

れるところにも、農業経営者としての良一郎の一端を窺うに足るものがあろう。前出記事中丸尾文六なる人物は、岡田同様小笠原郡下における代表的富農で牧之原の大茶園経営に当り、後年我国の五大茶商の一人に成長するのであるが、勸農活動に地方自治に活躍し、議会開設後においては後述のように改進黨に所属して、同一選挙区の岡田と角逐していた。岡田は丸尾等と共に、明治一一年掛川農学社を創設し、「一県若シクハ一郡ノ民ヲシテ悉ク農学ノ生徒ト為サン」との意図の下に広く農学の伸張を期し、当時全国的に組織化されつつあった農談会の機能を遠州地方において果していたのである。注目を要するのは、彼の勸業活動が新種苗の移植、栽培技術の改良等に止まるものではなく、植林事業や或いは更に水利・開墾等巨額の費用を要する土地改良事業に至大の関心を有していた事である。これが為めに明治六年浜松県資産金貸附所を設立し、「殖物開産ノ基ヒヲ起サン為メ」の資本蓄積機関としている。同貸附所資金は公有金と株金とからなり、株金五〇〇円以上の出資者である岡田を始め金原明善・氣賀半十郎・丸尾文六等富農層が主務として運営に当り、土地改良事業にとどまらず、諸般の経済活動の基金として遠州一円において重要な意味を有していた。後述のような岡田の企業資金もここに負う所が大であった。河川氾濫等の自然的災害の防備や、広域に亘る土地改良事業等の事業資金は、特に限られた民間資本では不足するところが多く、彼は之がため一方において報徳社組織による積金や、信用組合の資金をあてる事を考慮し、後年国会議員として第一〇議案に提出した興農法案の如き、農業生産において基本的重要性を有する「開墾水利事業」に対する国家の補助金制度の必要を述べたものであり、彼がいかに斯業を重大視し続けていたかをうかがう事が出来るのである。今日倉真財産区として小笠原三笠村内に所在する杉・松を主とする広大な山林は、明治一五年に端を発する岡田の指導に基づく植林事業の成に外ならない。農業経営に積極的な活動をなしている岡田は、又他産業特に近代工業に対しても多大の関心を示している。彼は明治六年士族授産の為に浜松、掛川の二カ所に蚕業所を設け又女工場を設立しているのであるが、更に一五年に至り

て掛川農学社内において原繭を山梨県より購入し、三・四十名程度の雇傭労働力により器械製絲を行っている。又明治二八年には鈴木藤三郎等と共に資本金三〇万円の近代的企業たる日本精製糖株式会社を設立している。しかし幾多の企業行為の中に彼において最も重要な意義をもつのは紡績事業への関与であった。彼の設立した遠州紡績会社は、明治一二年の末政府の援助の下に、所謂十基紡の一として設立されたのであるが、その後資金難その他の障害によって営業が遅れ、一七年に至って操業を開始している。この紡績会社は唯一の創立者とみるべきものが岡田良一郎であるに、当時の他の紡績会社の多くが前期的商業資本、就中綿業問屋資本によって始められたのに比して、市川紡績の栗原信近や桑原紡績の山田寛等と共に、地主層によって作られた点に、重要な意義が存するのである。その発端から操業に至る経過の中に、岡田がどのような動機によって、かような近代工業に着手したかをみる事としたい。

当時我国産業創設のための広範な産業施設の輸入は、入超による多額の正貨流出をきたし、さなきだに貧困な国庫に更に圧迫を加えていた。「外交以来国家多事而シテ文物ノ美觀ルベキモノ多シト雖モ上下財用ノ疲困蓋シ在昔未ダ曾テ是ノ時ヨリ甚キハ有ザル也」とする彼は、輸出増大、輸入防遏をもって当面の国家経済における最大の要事となしたのである。西南戦役後のインフレーション期においても、「今也天下金貨紙幣ノ差アル原因ヲ探究スルニ実ニ輸入不権衡ニシテ正貨年々減少シ紙幣ヲ以テ正貨ニ易ヘ難キニ因ル正貨紙幣ノ差ハ紙幣ノ低落ニ非ス正貨ノ騰貴セルナリ之ヲ平均スルハ輸出品ヲ増加シ正貨ヲ輸入スルニ非レハ防クヘカラス物価ノ騰貴ハ紙幣ノ増発ニ因ル之ヲ軌回スルハ紙幣ヲ減却スルニ在リ混同視ス可カラス故ニ正貨ノ差アルハ実ニ国家ノ大患タリ救ハサルヘカラス物価ノ騰貴ハ生産者ヲ益シテ坐食者ヲ損スルナリ生産者益スレハ生産倍ス坐食者損スレハ生産ニ就ク天下未タ必シモ其損タルヲ知ラサル也独リ国家ノ損害タルモノハ是ニ在シテ彼ニ在矣乎」として専ら正貨流出をもって国家の大患と考えねばならぬ事を説いている。ついで彼は輸入防遏のために、その現状認識の要を次のように述べる。「保護税ヲ課セント欲

スルカ国勢未ダ其可ナルヲ見ル能ハザル也外品ヲ用ユルヲ禁ゼンカ民之ニ從ハザル也輸入ノ輸出ニ論ユル日ニ六七十万円ニ下ラス而シテ歳ニ六七百万円トス明治以來之ヲ通算スルニ幾千百万円既往ヲ以テ將來ヲ鑑ス國家ノ患タル豈甚ダ大ナラズヤ憂國之士策ヲ建テ方ヲ論ズ夫レ豈空云以テ自ラ售ラント欲スルナランヤ大患前ニ在リ視ザルコト替ヘ如ク聽カザルコト聾ノ如ク恬然生ヲ樂シミ國家ヲ以テ人ニ委シメス処ヲ知ラザルガ如キアラバ之ヲ人民ノ無氣力ト云フ亦之ヲ遁ルヽニ辞ナケン轍魚ヲ市ニ求メテ其活ヲ謀ルハ止ムニ如カザル也乞フ輸入ヲ防グノ策ヲ建テテ取捨天下ノ公議ニ在ルノミ」と。しかも「輸入ノ品其最大ナルモノ木綿ニ若クハナシ」と考え、ここに綿製品自給の目的の下に自ら紡績業を發企するに至ったのである。慶応二年改稅約書調印以後低率關稅の故に、我國には外國商品が多量に輸入され綿製品はその三・四〇%を占めて、入超の主因たると同時に本邦棉花栽培に多大の影響を与えていたが、「憂フル勿レ日本人民ト雖モ無資無力無智無能者ノミナラズ外國木棉ノ輸入盛ナルヲ喜ビ内産ノ日ニ損減スルヲ省ミザルモノノミニアラズ」と述べる彼には、現実に対する極めて強い國民的自覺をうかがう事が出来る。貨幣の資本への轉生の困難であつた當時、この企業行為は甚だ容易ではなかつた。彼は明治一一年頃から株金募集につとめ、「汲々トシテ本州ノ有志ヲ誘ヒ方今専ラ株金募集ノ事ニ從事ス且県官ニ乞フテ武州王子紡績器械実計ヲ得タリ初メ思フ資本金一萬五千ヲ得バ之ヲ成功スベシト而シテ今其實費四萬以上ニ及ブ」としているが、この巨額の資金を彼は遠州在の富農層に求め得たのである。尚彼の努力は原棉自給にも向けられている。先述のように紡績業發企の主因は國際収支の均衡の為に外國製品の輸入を防ぐ事にあつたが、同時に遠州地方に在來栽培されてきた遠州棉を維持しようとする意圖の所在も看却する事が出来ない。国内に棉花栽培を盛んならしめる方策として、彼は棉作地の免稅を提唱する。財政收入はそれによつて三三〇万円程度の減少となるが、その欠を補う為に間接稅を課する事を説いて次のように結論する。「嗚呼天下ハ誰レノ天下ゾヤ政府ハ誰レノ政府ゾヤ人民共ニ保護ヲ受ケ人民共ニ之ヲ維持ス國家ノ貧富盛衰人民

各其一分ヲ負荷シテ免ルベカラザル処ナレバ國家ノ大計アルニ當テ苟モ有生ノ民誰カ敢テ力ヲ尽サザランヤ」と。以上の所論によつて明治前期の岡田の經濟思想の中に、我國經濟の現状認識から國際場裡に於ける經濟的實力を増大せしめる為の富國策が論じられ、しかも之を政府にのみ委ねず、広く一般國民の積極的參加を要請し、彼自身の実践が紡績会社の設立へと具体化されていく方向を見出し得るのである。出來得る限り民間蓄積資本により自生的な道を辿らうとした彼も、資本不足を解決することが出來ず、明治一三年一月に至り政府に資金拝借願を出し、機械払下代金（機械は横濱石川製鐵所製の水力利用のジョンバル式であつた）の十カ年賦償還契約を得ている。かくて遠州紡績は十基紡の一として明治一七年より遠州二俣に工場を設立して二千錘の規模で發足したが、營業成績は概して振わず、明治一九年度の營業報告によると一八、一九兩年の營業狀態は左のように記されている。

「前半期ニ於テハ未タ工男女ノ不熟練ト水路器械ニ於テモ尚ホ不完全ナル廉有之シカ為メ絲質ノ精良ナラサルノミナラス從ツテ製造高モ寡少ニ有之且世間未タ紡績絲ノ真味ヲ解セサル者多キニ依リ需要ノ区域甚タ狹隘ナルカ上ニ前年度商況不景氣ノ余響ヲ受ケテ販路殆ト渋滞ヲ極メタリ然ルニ少量タリトモ日々製出ノ綿絲ハ積テ倉庫ニ溢レ自然營業資本ノ欠乏ヲ來シ一時ハ大困難ノ場合ニ陥リシカステ有ルヘキ次第ニアラサレハ不得止非常ノ低價ヲ以テ二千有余ノ綿絲ヲ東京ニ売却セリ旁々以テ前半期ニ於テハ收支相償ハサルノミナラス二千有余円ノ損失ヲ來セリ」と。明治一

年續況
20.21年
遠州紡績
明治の
おける支

年	次	経費	収入	利益	金
明治二〇年		六六、一一七円	七四、九九八円		八、八八一円
明治二一年		六八、五七〇円	七五、一七二円		六、六〇二円

邦史
本業
一：續
太紡
川糸
綿第

九年七月以降深夜業を開始し、二〇、二一兩年のみ順調な成績を得ているが、爾後再び不振となり、二六年に至って水路破損、水車場崩潰を直接の原因として解散の止むなきに至っている。同工場はその後、下引佐郡龜玉村の豪農伊藤市平伊藤茂平等により資本金一万五千円の合資会社遠江紡績会社として継承せられ日清戦争後まで操業して後廃止された。明治二十年代初頭より渋沢栄一の指導する大阪紡績会社の如き、一万鍾以上の本格的機械制工業が急速に発展してきて居り、かような大企業に圧倒された事がその崩壊の主要な原因をなすものであろう。既述のように岡田は明治一〇年前後より、殖産興業政策に対応する国民的生産力の増大策として、対外的緊張関係の下に、強い国家意識に基づく企業活動を展開したのであるが、彼の企業行為も日本における豪農層のブルジョワ的企業活動の終熄する日清戦争前後に時期を同じくして凋落している事に注目しなければならぬ。当時資本主義体制の確立と共に政商資本や、民間諸事業を包含する拡大せられた経済単位としての経済諸団体が、漸次経済発展の過程に指導的地位を占めるに至り、豪農層の産業界における指導的任務は漸く喪失されて行くのである。

註 (1) 中田徳太郎編 岳陽評論

(2) 以下本節の記載については拙稿「地主岡田良一郎の思想」(農業と経済)昭和三十一年五月号と重複するところがある。

(3) 岡田良一郎 活法経済論

(4) 岡田良一郎 報徳富国論

(5) 岡田良一郎 活法経済論

(6) 右同

(7) 絹川太一本邦綿糸紡績業史 第三卷

(8) 岡田良一郎 活法経済論

(9) 絹川太一 前掲書

三

在村地主として手作経営の傍ら、近代的マニファクチャーを兼営する岡田の営業形態は、明治前期における豪農型地主の典型であるが、維新後の社会秩序の混乱期に、又政府の諸施策の不統一にして又財政的基盤の未確立の時代に、彼の果たした作為的積極的な企業行為は、先進的な意義をなっていたものとせねばならない。しからば何が彼をしてかような果敢な企業行為に挺身せしめたのであろうか。紡績事業への関与にみられるように、その最も主要な契機は当時における客観的状況即ち富国強兵の国家的課題に如何に対応すべきであるかという認識、就中資本主義列強の所謂外圧を彼が殊の外に強く意識していたことに基づくものであったと云う外はないのである。「工業ノ妙器械ノ良大ハ以テ天造ヲ欺キ微ハ以テ神作ヲ擬ス東洋人曾テ夢ニタモ見サル処歐人善ク之ヲ為ス我レノ彼レニ及ハサルモノ千里雷ナラサルナリ」として西歐文明の偉大さを認識する彼は、文明開化の動因としての経済力の充実こそが後進国日本にとっての基本的要事であることを強く意識している。「敵国外患外ニ在リ我ガ海門ヲ警メテ偷安ノ心ヲシテ生ゼザラシムルハ抑モ亦国家文明ノ進歩スル所以是ノ時ニ豈財用ノ饒ナラザルニ患ヘンヤ富国強兵ノ術ヲ以テ是ヨリ起ラントスルヲ以テ也」とする彼の立場は、急速な資本主義的發展によって富国強兵の実をあげようとしている点において、大久保利通等政府官僚の指導する方向と規を一にするものであったという事が出来よう。

当時政府は財政難から往々にして富国ならんと欲して外国の資本に依存する態度を排し得なかつた。彼は之に對し「国ニ工業ヲ起スヲ云フモ資本ノ出ル処ナキヲ以テ余儀ナク外国資本移入或ハ外国債ヲ募ルヨリ外無ルベシ是レ其依

頼心ノ甚シキ人民ノ政府ニ依頼スルニ比セバ豈亦千万倍ナランヤ」と批判し、「日本ハ日本ノ力ヲ以テ独立スルヲ謀ルベシ人民ハ人民デ独立スルヲ謀ラザルベカラズ独立ノ気性我レ之ヲ人ニ責メズシテ必ズ先自カラ己レニ之ヲ責ムルニ在リ」と述べる彼は、次に富國の原動力を自らの属する富農層に求めて次のように論ずる。「工業ハ尤モ興産ノ要務ニハ相違ナシト雖ドモ世人ノ等シク憂フルガ如ク資本ハ何レノ地ヨリ湧出セシメウベキヤ……今試ニ工業ヲ興サント欲スルニ政府必ズ天下普ク工業場ヲ開ク能ハザルベシ華族ノ厚祿アルモ自カラ其事務ヲ掌握スル不能レバ奸巧黠智ノ為ニ欺カルルル処トナリ家産ヲ蕩尽セシコトヲ恐レ官員ノ厚祿ナル自カラ蓄積スルニ不暇方今天下何人ニ向テ工業ヲ起スヲ責メント欲スルヤ必ズ豪農富商ニ依ラザルヲ得ザルベシ而シテ商ハ農ノ富ニ依テ盛ニ農ハ米穀ノ貴重ナルニ依テ富ム農商富盛ナレバ則必ズ百般ノ工業起サシムベシ」と。國家の經濟的發展を企図して、その中核に富農層をおくところの岡田の立場は、そこに独自の農本主義思想を生んでいる。「西人ノ國ヲ富マス内國ノ産ヲ以テ之ヲ外國ニ輸スヲ務メ内國ノ風ヲ推シテ外國ニ及サンヲ務ム未ダ曾テ外國ノ風ヲ模シテ内國ノ風ヲ易ヘズ東洋輕進ノ國ハ之ニ殊ナリ外國ノ風ヲ羨望シテ内國ノ俗ヲ易ヘ外國ノ奇巧ヲ貴デ内國ノ固有ヲ賤シム貿易權衡ノ平ヲ得ザルモノ職トシテ之レニ由ラザルナシ」とせられ、かくてこの弊害を打破するためには、我が國固有の産物たる米が貴重とされ、その輸出の増大が企図されねばならないのである。即ち「國ヲ富シ産ヲ興スノ法独リ米粟ヲ種ニスルニ在リ米粟種ニスルハ米粟ヲ貴ブニ在ルヲ知ルベキ也而シテ之ヲ貴フセント欲ス貿易ノ道ニ由ル」と説かれる。

已に指摘したように、彼に著しいものは不羈獨立の感情であり、鮮明な國家意識に外ならないがその基底をなすものは、「予ガ先師二宮翁ノ人ヲ教フル必ズ獨立スルヲ以テ先トス家若シ衰貧ニ陥ランニ之ヲ挽回スルハ決シテ家祿ニ依頼スルヲ禁シ赤手以テ父母妻子ヲ養フノ心ヲ決セシメ而シテ後ニ恢復ノ法ヲ施コス是ノ時ニ当テ家祿幸ニ細微ノ猶余リ有ルアレバ数年ナラズシテ必ズ恢復スルニ至ル主人苟モ此ノ志ナク家則ヲ改定スルヲ務メズシテ更ニ又他ノ資本

ヲ借りテ恢復ノ法ヲ立ントスルモノハ数年ナラズシテ其ノ家ノ滅亡ニ至ルヲ視ルベキノミ」とする、彼が奉ずるところの荒蕪の力をもって荒蕪を開く自主獨立の報德主義思想こそが、彼の精神的基盤をなすものであり、國家の自主的獨立の主張の背景をなすものであった。國家主義思想が「新日本」における指導者層に澎湃としてみざる中に、地方産業の指導者層においても、農本主義思想を基軸にしなから、同じく格調の高い國家主義思想が打出される一時期は、我國近代史上確かに特異な一時代を劃するものと云うことが出来る。

彼の企業行為は必ずしも成功しているとは云い難く、例えば紡績業の如き、二千鍾の規模で脆弱な技術的基盤の上に営業されるとき、松方デフレーションの時期において極度の資金難に悩み、明治二〇年代以降の機械制工業の創出によってその存立の意義を喪失した事も当然とせねばならない。確かにその行為は、「唯々々々七百万円ノ綿絲ヲ輸入スルガ心悪シサニ、所謂向フ見ズノ田舎愛國ニテ、當時官ノ誘導アルニ任セ我身ノ程ヲモ測ラズ猥リニ大業ヲ企テタルモノ」と評せられるべき一面を有していたが、ただその「田舎愛國」の所持者が商工階級の未発達な当時、専ら豪農層を主とするものであり、彼等が農工両面における生産力の担当者として機能するとき、「田舎紳士」は又「日本の新人民」としてその生産者的性格の故に、國家の發展にとつて期待され得べき社会層でもあったのである。

岡田良一郎の自己経営と、明治前期我國近代産業創設期に於ける彼の積極的な企業行為は、前述のように明治政府の殖産興業策とその基調を一にするものであった。しかしながら他面在村地主として、又報德社運動の指導者としての彼は、政府の劃一的政策に対して批判的側面を有する独自の見解をとっていることを看却することが出来ない。政府の勸業政策に対して彼は「民ノ業ヲ勸ムル民ノ欲セザル処ヲ鞭撻督責シテ之ヲ為シムルニ非ス民ノ志ニ從テ其欠ヲ補ヒ其伸ント欲スルヲ助ケテ長セシムルニ不過而已然リト雖トモ官下情ニ通セス吏民事ニ明カナラス而シテ民ノ為ニ業ヲ勸ムレハ其欠ヲ補フ事ヲ為サスシテ却テ其成サントスルヲ傷シ伸ント欲スルヲ助ケスシテ長セント欲スルヲ縮セ

シム」⁽¹⁰⁾と批判し、飽く迄も民意を尊重し「民ノ為ス処ヲ助ケテ長セシメン」ことを主張するのである。当時の国立銀行に対してもいたずらに既成特権資本のみに利を与え、国家急要の工業を起さんために役立たざるものとして詰難し、「今ノ国立銀行ノ如キハ要スルニ金貨渡世ノ者ヲ会シテ之ニ無利息ノ紙幣ヲ貸シ富豪ノ口腹ヲ肥満セシメテ天下ヲ疲弊セシムルノミ果シテ何ノ国家ニ益アルヤ余初ヨリ大ニ之ヲ疑フ今果シテ其応ヲ見ル宜シク断然速ニ其發行ヲ停止シ政府ノ損害ヲ濟フヘシ余ハ天下ノ經濟ニ通セス敢テ漫リニ財政ニ論及スル罪遣ル所ナシト雖モ国家急要ノ工業ヲ起サント欲シ其策ヲ按ス言遂ニ止ム不能シテ茲ニ及フ然リト雖モ苟モ誤見アル乞フ謹テ教ヲ受ン蓋シ是レ無益ノ紙幣ヲ軋シテ有益ノ会社ニ附スルナリ決シテ五十歩百歩ノ論ニ非ルヲ信スル也」⁽¹¹⁾としている如くである。

維新後の政府の殖産興業政策における有力な支持者として、強い国民的自覚の下に近代諸企業に挺身する彼の意志と行動とは、決して区々たる中小地主的利害にかかわるものではなかった。地方経済の指導者として、自ら位置する生産階級の立場から、政府と一体となって富国強兵の実を挙げようとする極めて具体的な実践活動の所在する反面において、政府の華士族に対する授産事業や商業資本への特惠的措置に対しては、農本主義者としての生産主義的立場から、施策の非生産的な性格を批判せざるを得なかったのも又当然としなければならない。

註(1) 岡田良一郎 報徳富国論

(2) 岡田良一郎 活法経済論

(3) (4) (5) (6) (7) 右同

(8) 岡田良一郎 淡山論集

(9) 明治一八年綿糸集談会記事

(10) 岡田良一郎 報徳富国論

(11) 右同

四

明治初年以來、政府における左院の設置、地方長官會議の開催、或いは憲法定論の展開等々は、議會政治を目指す新政府の開明的方向を示唆していたが、かような気運は民間にも反映され、各地に自由民権思想が逐次醸成されるに及び彼此相俟って民会・県会等の地方政治機關が生み出されて行く事となった。静岡縣の場合もこの例外ではなく、特に民会開設要求には岡田良一郎等県下の豪農層が自己に關係の深い地方政治について執拗に発言を欲し、新進気鋭の県令大迫貞清も又新思潮を自己の統治地方に実現しようとした結果に外ならないのである。以下において先ず民会開設の契機となった地租改正問題にふれ、地租改正の経過とその渦中における岡田良一郎の政治意識をうかがいたいと思う。

周知のように全国的事業としての地租改正は明治六年より着手されたが、遠州地方においては明治七年五月に始まり、明治九年春にはこれが一応の落着をみていた。しかしながらその間、地価査定の手続について農民側に多くの不満を生じ、又浜松県地租改正主任石原幸正等の事業遂行における專制的な態度も管下農民一般の反感をかっていた。明治九年春地価査定終了后浜松県においては、反当収穫高一石二斗三升余・石代五円六七銭を得ていたが、政府はこの算定を承認せず、中央係官を派遣し、浜松県令林厚徳に命じ、石代を五円五銭にひき下げ、差額を石高に換算して収穫高一石四斗となすべく、同年三月一四日付をもって次の如く布達せしめたのである。

「地租改正ノ儀昨年来吏民非常ノ勉勵ヲ以テ殆ト落成ノ期ニ臨ミ改正局出張官松平内務権大承始ヨリ更ニ談判有之
 実ハ該縣平均反米壹石四斗ニ滿タスシテハ諸縣一般ノ地位等級且隣境筑摩縣等ニ比較スルニ甚タ當ヲ得ス然ル時ハ
 仮令即今ノ反米高ヲ以テ整頓ノ届ニ相成リ候トモ到底本局ニ於テ聞届不相成ノ外無之ト(中略)石代相場五円五銭

ニ改定之儀屆候旨昨日電報ヲ以テ指令有之然ル上ハ相場ノ差有ルヲ以テ反米ニ充レハ稍壹石四斗ノ反米高ニ昇ルヘク然シテ其更ニ反米ヲ増殖スルノ訳ニ無之口石代ト反米ト交換スルノミノ事ニシテ下方ニ於テ苦情ハ有之間敷猶委細ノ件々ハ係リ官員ヨリ篤ク為申談候条前頭ノ主意ヲ体認シ心得違無之様小前末々ヘモ為申聞愈本月中悉皆落成ノ届ニ相成候様此上尽力有之度此段申聞候事」

県令の布達における、米価をひきさげその代りに反米高を増加せしめようとする処置は、直接地租の増徴となるものではなかったが、米価は経済的価格で変動し易いのに対して、收穫高はさして大なる変動のない事により、農民にとって不利であるとの考えから、浜松県下農民が異議をとなく、「遠州一般昨日迄ハ平穩ニ改租ノ成頓ヲ見ント期シタルモノ何ソ測ラン一令ノ発スルト同時ニ四方囂然湧クカ如ク出張員官ヲ所在ニ囲ミ抗弁喧騒其勢特ニ暴動ニ及ハントス県令大ニ窮ス而シテ人民モ亦為サン所ヲ知ラ」ざる事態にたちいったのである。県令はこの不穩の情勢に驚き、遠州地方の有力者で大区長或いは副区長を歴任している岡田良一郎・青山宙平の二名に依頼して之が解決を策した。彼等は地価査定に対する県官の専制的態度を非難し、坪刈実施後反米高を定めるべき事を次のようにのべている。

「某一國公論ノ相伝フルヲ聞クニ本村ノ收穫果シテ官命ノ如クナラハ一兩年秋登ヲ実験シテ当否ヲ案スヘシ果シテ秋登斯ノ如キアラハ人民何ソ敢テ之ヲ辞セント官之ヲ聽カス某思フ人民甚タ直ニシテ官甚タ不真ナリ何ソ其秋登ノ豊歉ヲ檢シテ收穫ヲ定メサル圧制是ヨリ甚シキハ無シ」と。ついで彼等は県令に対しても同一趣旨を建白している。

「私共儀不肖モ不願奉建言候儀ハ今般地租御改正御管下一般殆ト成業ノ際ニ当リ平均反米御本省ノ御目的ニ不届御整頓難相成訳ヲ以テ石代価段御引下ケ反米ト交換増方ノ儀被仰出人心恟々不容易形勢ニ立到リ到底御請難出来見込ニ有之安坐黙視難致下方ノ情実開陳仕候仰是迄各村取調御請申上候收穫ノ儀ハ戸長ハ勿論小前惣代立会人地主銘々立会之上精覈ヲ極メ取調係リ御官員御派出御検査ノ上尚又夫々増米致候ニ付地力ノ在ル処或ハ其実ニ過ルモノアルニ至リ

此上假令再三ノ御検査ヲ蒙リ候共増米可相成見込無之ニ付天然ノ米価ヲ御引下ケ地力ノ実獲ニ超過スルノ收穫ヲ引請候儀ハ断然御請難出来旨御管下一般約セスシテ同一探御達ノ趣承知不致哉ニ有之騒然或ハ自ラ罪戾ヲ顧ル不能モノ、如ク然リ依之熟考候処一旦交換ヲ以テ收穫ヲ増ス末年永々ノ民患御旨趣実ニ民情ニ不適処有之雖然此マ、瓦解相成候テハ是迄百万相尽シ候民力水泡ニ帰シ此上更ニ一層ノ難渋ヲ疊ネ官民ノ不利是ヨリ大ナルハ有之間敷且改租ノ儀ハ重大ノ事業一朝ニシテ基礎ヲ定ムル尤至難ノ儀ト存候間今年ヨリ四ヶ年間見様モ致シ五年ニシテ始テ公平ノ收穫ヲ決然御改正被成下候儀御許可相成候ハ、民心斯ニ安スル処アリ御趣意相弁御請出来可申哉尤モ見様シ方法ハ他県ニ於テ御施行ノ儀モ可有之候得共今后民会ヲ興シテ衆議ヲ尽シ地理ノ難易耕耘之勞逸等上伸仕彼是幸不幸ノ歎無之様御斟酌ノ上御改正被成下候ハ、今日ノ困難却テ他日ノ安楽ト相成可申奉存候間建云之旨御採用被成下候儀ニ候ハ、私共二人國家ノ為メ力ヲ尽シ一般へ説諭可仕是不肖某等ノ懇願仕候処ニ御坐候此段不願恐奉建言候也」

岡田青山両名の建云に基づいて県令は人民側に今次の官の決定を承諾せしむると共に、明治九年より四ヶ年間坪刈を行い、五年目に公平な地価を算するための登量試験の実施と、施行細則決定のための民会開設とを内諾したのである。明治九年四月四日建議 置の指令に接した彼等は即時各小区長に通達し、各村戸長及び人民惣代人を浜松・中泉・掛川に日を期して集合せしめ、県令の布達に対する対応策を説述した。岡田の当時における政治意識をうかがい得るので、稍々長文にわたるが以下に引用して置く事とする。「諸君改租ノ困難今日ノ実況ノ如キ、余儕諸君ト与ニ遭遇スルノ大不幸ナリ余儕ハ之ヲ除去セント欲シ沈思黙慮スル一日ニ非ルナリ而シテ余未ダ曾テ其方ヲ得ル能ハズ諸君能ク其法ヲ有スルヤ否ヤ当初以来改租調査ノ為ニ官吏ノ圧制虐施ニ苦シム既ニ數年民費ヲ糜消スル幾千万円農力為ニ衰替シ民戸寂寥タリ吏民未曾有ノ力ヲ究メテ事ニ斯ニ從ヒ漸クニシテ成功ヲ見ルノ秋ニ及ビ山河懸隔ノ隣県比較ヲ以テ縦ニ本県收穫ノ不足ヲ責メ我カ輩人民非常ノ刻苦勵精セル結果ト資財トヲ容易ニ水泡ニ帰セシメントス何ゾ其暴ナ

ルヤ且ツ石代ヲ減シテ反米ヲ増ス現今地租ニ於テ増減ナシト雖ドモ他日ヲ如何セン權謀術數以テ無智ノ民ヲ欺カント欲ス其心術豈惡ムベキノ甚シキニ非ズヤ官吏ノ頭切ルベキナリ此言如何諸君必ズ直チニ立テ肯諾同盟スルナラン然ルト雖ドモ諸君且ツ再慮セヨ官吏ノ頭切ルベキモ政府斃スベカラス僅々數名ノ頭ヲ切テ一州ノ志士多數ノ命ヲ損シ猶且國家ニ滔滴ノ補無クンバ國家不幸ヲ重ヌルモ亦甚大ナラズヤ民権未ダ振ハズ自由拡張セズ是ノ時ニ當テ政府ニ抗敵ヲ試ムルモ、維新以前軍備整ハズシテ外艦ヲ砲撃セルト一般ノミ故ニ余輩ハ前陳ノ議ラス別ニ一個ノ意見ヲ抱持セルアリ之ヲ開陳セント欲ス曰ク反米ト石代トヲ交換スルノ事不正不離論ヲ俟タズ然レドモ反米ノ多少ヲ争ハント欲セバ其的証ヲ示サザルベカラズ之ヲ示サザレバ席上ノ空論ニシテ威力アルモノ必ズ之ニ勝タン其的証ヲ示スノ法ハ數年間ノ登量ヲ試験スルニ在リトス事甚ダ喜ブベキニ非レドモ空論以テ暴虐ノ压制ヲ受ケンヨリ実情ヲ開陳シテ他ノ非曲ヲ排撃セバ事遂ニ正当ニ帰シ其局遺憾ナキニ至ルヘシ而シテ交換ノ事實際現今ニ損益ナキヲ以テ二期改正ニ至ル迄暫ク官命ニ応ゼンノミ」⁽⁵⁾

一大区或いは遠州一州の有力者としての岡田が「人民一般の頭脳に大感覺を与へたる至緊至要改租困難の事件」に當つてとつた態度は單なる一中小地主の考え方ではない。改租事業に対する憤滿を自らも痛切に意識しながら、その官権批判をば農民一揆という形態をとらず、より合法的な民会開設という形においてとり上げているところに大きな相違が存するのである。指導者としての岡田の經濟的背景や、その客觀的情勢に対応する先進的性格については已に述べた通りであるが、政治意識においても同様に專制的官僚主義に対し、議會を通して人民の意向を反映せしめようとする、より開明的な方向を示しているものといふことができる。⁽⁶⁾

くだんの経緯により浜松県における民会は明治九年八月一〇日開催されているが、同月二一日に至り突如浜松県は廢止され静岡県に合併される事となつた。岡田等は前述のような事情により、反米交換問題における責任者として

浜松県令と人民との間にあり、浜松県令より登量試験実施の確約を得ているので改めて静岡県令大迫貞清に民会継続を迫つて之を実現し大小区改革法案・見様方法等につき決議している。かような情勢におされて後に県令大迫貞清は地方長官會議終了后区戸長會議を廢し、始めて静岡県民会を開設した。議員は遠州二四名、駿州二二名、豆州六名の公選議員と、一三名の特選議員から構成されていたが、公選議員は何れも豪農層を主体とする県下著名の人材で、遠州からは岡田良一郎・丸尾文六・金原明善・青山宙平等が名を連ねていた。この民会は明治九年一月二四日開催され、岡田が議長に選任されている。議長として彼は次のような演説を行っているがこれ又彼の政治意識をうかがうに足るものがある。「天下精神あり始めて万国と並立すべし、一県精神ありて以て天下と並び行ふべし。精神の盈虚は天下國家の居耗する所以にして、學術を勤勉し、智力を協戮し、産業を精營し、財力を合同し、義務を粹励するは其精神を健全保強する所以也。精神健全にして事以て行ふべし、權以て立つべし、自由以て得べし。一人之を行へば一人之を得、一州之を行へば一州之を得、一県共に行へば県人民の自由を得、天下之を行へば天下文明に至るもの壞乎として日月の天に繋るが如く、昭乎として明玉に照すべし。所謂歐米の文明を云ふもの夫れ豈他あらんや、官民取与の間治乱一ならずと雖も、要するに官不興して民之を取るものは乱る。民之を得んとして官之を与るものは治る。治乱の分取与如何に在るのみ。是れ斯の枢要豈詳かにせざるべけんや、我が静岡県令公閣下蓋しとく焉に觀る処あり、人智進度を酌量し、斯に県会の議院を開き、聖意の在る所に従ひ、立憲の政体に摸し、以て我輩人民の志望を遂ることあらしめんとす。則ち知る、我が静岡県民智の程も亦焉に在るを。福なるかな吾が輩人民の今日に遭遇し、此の盛会にあづかり、優かに民権の振張を講じ、施政の裨益を為すべき、義務を負ふを得たるもの、之を彼の欧米压制政府の下に立ち、駆役重斂に不堪して互に党派を結び、慘酷を極めて之を得たるものに比せば、聖代の恩沢豈亦無窮なりと云はざるべけんや。然らば則ち自今以後吾が輩人民与に精神を盛養し、其責任を竭尽し、令公の照觀する処に背か

ず、官民共同の道を明かにし、以て一県三州の幸福を全ふすることあらんと欲す」と。この言葉の中に、自由民権の気運の伸張期に、一州の農民層の指導者として、その地方的基盤の上に敢て政府の専制主義に対抗して議会主義を主張し、かつ実現せしめた明治前期における豪農層の気概をうかがう事が出来る。しかしながら彼の議会主義の骨子をなす思想は飽く迄も官民調和の共調的な考え方である。為政者と被治者における独立の気概が連帯共調されるとき官民共同の実があげられ、一県三州の福祉が実現されるとする。彼においては被治者も又無為の大衆であってはならないのであり、そこに独自の精神主義と共に、社会連帯的な考え方がうかがわれるのである。政治思想としては改良主義的性格が強く、議会政治をもって官民共同の最も望ましい政治形態と考えているところに、その漸進的改良主義が如実に看取される。

註(1) 岡田良一郎 漂洋紀事本末

(2) (3) (4) (5) 右同

(6) 静岡県地租改正の顛末については原口清「地租改正をめぐる静岡県民の動向」歴史学研究昭和三二年八月号がある。

(7) 静岡県議会史第一巻

五

明治前期における岡田良一郎の経済行為並びに地方政治へのかかわり方の中に、同時代の豪農型地主の典型的な存在形態と思想的特質とを考察した。彼の企業活動や政治運動は明治政府の中央集権的政治体制や資本主義的経済体制の創出にとって重要な支持基盤をなすものであり、その具体的実践的な思想体系は我国近代国家の形成期に、近代的

国家主義思想に当面代位する如き役割を果していることが指摘されるのである。即ち我々は明治前期における豪農層が明治政府の政策実現の基底として機能し、その経済意識や政治意識が著しい時代の適応性を有していた事を認めなければならぬのである。彼等は当時生産者の性格を強く具有し農業生産力の増大や、ブルジョアの企業行為に挺身する社会的生産力のない手であった。資本主義化の過程が進捗するにともない、官営事業や政商資本が特権的・独占的な形態をとり、農業部門の犠牲の上に高度の資本主義体制が築かれて行く事も事実には相違ないが、少くとも明治前期において、この事の故に生産者の農民層就中豪農層の歴史的意義を看却する事は出来ない。岡田の思想の中に指摘し得たような極めて積極的な意識や行動は、国家権力に依存し、無為無策の姑息な生活原理に支えられた社会層のそれではない。彼等は農本主義思想という制約された実践原理を背景にしてはいたが、当時の客観的情勢はこの思想をして、尚且つ作爲的主体的な社会的機能を可能ならしめていたのである。それはかつて封建体制下に、単なる為政者の現行秩序の維持にのみ奉仕したイデオロギーではない。明治前期の豪農層にとって農業国本論はむしろ極めて現実的な認識に外ならなかった。岡田が資本主義的發展にとつて、豪農層が積極的な役割を果す事を述べ、その致富の為に邦国第一の物産たる米の輸出の拡充を考えた事は、製茶・生糸が輸出の大宗であり、米も又重要な輸出品としてあげられ、同時にその生産者たる農民層が、全就業人口の八割を占めていた当時において、当然と云わねばならぬ。国家の経済的發展が農業部門に依存するところ至大であると認識される時、農本主義思想の中に国家と個人とを結ぶ契機が芽生えざるを得なかった。私経済的性格を強く有していた農本主義思想の中に、国家的視野に立つ生産者としての自覚が育成されるのは、かような事情を背景としていたからに外ならないのであり、国民主義思想と農本主義思想との結びつきは密接にして且つ極めて具体的なものであったという事が出来る。次に農本主義思想の機能における時代的変容を、遠江国報徳社の社会的活動の中に見ておこう。

日本に於ける典型的な農本主義思想として報徳主義思想をあげる事が出来る。祖師尊徳における「天理と人道とは格別の物なるが故に、天理は万古変ぜず、人道は一日怠れば忽ちに廢す」として無差別的自然的な天道に対して、差別的人為的な人道を対置せしめる立場にあっては、人道とは「本来、道ありて、而して後人往来するにあらず、初発、人あり、往来して、而して後道と名づくるものなり。本来、善悪ありて、而して後人間を生ずるものにあらず。人間ありて、而して後善悪を分つものなり」とせられるようにすぐれて作為的実践的な道と解される。この作為的秩序観は農業生産の場において、自然力の前に人間の営みが全く無力であるとする考え方を克服して、勤労と創意による人為的積極的な道を案出し、「米を見て、直に米を得んと欲する者は、盜賊鳥獸に等し。人たる者は、須く米を蒔きて、而して後米を得べし。稗を見て、直に稗を得んと欲する者は、盜賊鳥獸に等し。人たる者は、須く勤勞して、而して後稗を得べし」とする自助独立の積極的な勤勞主義の論理的前提をなすものであった。尊徳の思想の中には、幕末政情不穩と農業荒廢の過程に、人為的主体的な努力によって障害を克服しようとする現実の生活から芽生えた自生的な思想と、たくましい近代人の生活意欲をうかがう事が出来るのである。ただ彼の思想体系が封建制度の枠組のうちにより上げられたものであり、領主制下に、家産増殖を主とし、地方経済の「興産安民」を企図するに過ぎぬ私経済的狭隘性を免れる事は出来ないものであるが、にも拘らず彼における作為的実践的な生活原理は維新後に継承されて、より拡大された新しい行動の原理として発展するに至っている。即ち報徳主義思想は富田高慶・齋藤高行・福住正兄・岡田良一郎等によって継承せられ、彼等維新後における祖述者によりニュアンスの相違が所在しているが、岡田の場合には、明治初年来西欧思想に親炙し、西欧流の市民社会的な生活原理を新時代における建設的原理として須要であることを認め、その積極的な導入と具体化を企図して居り、報徳主義思想の解釈にあたっても後述のように功利主義思想の影響を受けているところに大きな特色が存するのである。彼の西欧思想への接近は已に幕末からである

が、維新後は特に中村敬宇の直接間接の指導によって大きな影響を受け、繙訳書を通してJ・S・ミルの「自由の理」や「代議制理論」に通じ、特に後者の影響は彼の著作の中にも強く表われているのである。明治一〇年より一八年に至る迄私塾冀北学舎を開設経営し、同人社、慶応義塾出身の教師による英学教授を行っている事などにも、その理解の程をうかがう事が出来る。後年上梓した「淡山論集」において、当時西欧の新知識を如何に受けとったかを「何をか最大多数の幸福と為すや」と題する一節において「吾れ曾て西哲賢雜吾氏の書を読み、実利主義の学我が報徳主義と暗合するを喜び、之を精攻玩策する日あり。弥爾氏の書を読むに及んで其理致精微奥儀を闡明し余蘊無きを見る。蓋し実利の学道德の本源を論ずるに最大福祉を以てす。其説に曰く世界人類の多き貴賤貧富、智愚賢不肖ありと雖も、皆な悉く福祉を得て痛苦を除かんと願はざるなし。故に道学家、宗教学家、政治家、法律家其目的とする所皆な此の外に出づべからずと、而して報徳の道之を演繹すれば実利の道と為り、興国安民の術公同結社の法皆な其中に行はる実利の学之を帰納すれば皆な報徳の道に入るべし」として彼の奉ずる報徳主義思想が、ミルの所論における功利主義思想と暗合するところが多いので意識して受容しようとしたことをのべている。

功利主義思想は云う迄もなく英国における自由主義思想であって、又極めて西欧的な思想である。かような思想と報徳主義思想を対比し、剩えその同質性を論ずるといふ事はもとより当を得ていない。ただ報徳主義思想においては維新後特に社会的連帯の思想が強化され、報徳社は「公同結社の法」の実践により、農民の相互扶助的団結と、金融共済事業を中心とする経済組織を漸次普及発展せしめて行く。この運動の基調として社会的福祉の觀念が措定され、彼等の社会的活動を意義づけるものとして、ペンタムやJ・S・ミルの功利主義思想が援用されるのである。岡田における以上のような報徳主義思想の特色が、彼の社会的活動にどのように具体化されているかが次に問われなければならぬ。暫時対象を岡田より、彼の門弟にしてしかも彼の企業者の性格を最もよく継承する者としての鈴木藤三郎

に移し彼等における実践規範としての報徳主義思想に言及したいと思う。

鈴木藤三郎は安政二年静岡岡周智郡森町に生まれ、明治八年以来報徳主義思想に共鳴し、報徳研究会等において岡田の指導を受けている門弟の一人であるが、後年報徳社仕法によって日本精製糖会社、日本醬油醸造株式会社その他の企業を、又晩年には鈴木農場を設立して、我国産業の近代化に貢献し、特に近代製糖業史上看過するを得ぬ重要な人物である。彼の生涯は「貿易商その他の援助をうけながらも、もともと自生的に近い産業資本家の生成の線をあらわすものとして興味深い」のであるが、岡田良一郎の近代産業へのかかわり方に見出し得るところの特色を、門弟の鈴木藤三郎においても把握し得ることは、甚だ興味深く感ぜざるを得ない。引続いて鈴木所論の中に彼等報徳人独自の経済意識を求めてみよう。彼は「報徳実業論」において次のように述べている。「太古、聖賢なるもの輩出し、人類を糾合して、団体を組織し、治者被治者の別を立てて独立の社会を形成せる所以のもの、是れ天理に基づき我が人類仲間の繁栄幸福を図らんが為なり。而して聖賢は実に此等社会の鞏固を図り、以て益々、人類の幸福を増進せんが為、始めて人道を創定して善悪を別ち、社会に益ある事を善と称し、悪を懲し善を勧めて、人類社会の安寧幸福を企図したり。故に社会興つて人道あり、人道興つて善悪あり善悪は作為の道にして自然にあらず、唯々『社会の幸福』なるものを標準として便宜の為區別を立てたる人類行動の称号なりと雖も善は人類繁栄の基にして、悪は人類滅劣の主因を為す。果して然らば凡そ人たる者身分の上下を論ぜず、進て善を行ひ、退いて悪を去るは、人間当然の義務たること論ずる迄もなき所なり。然るに世間往々善なるものを以て或は一局部の称号なりとし或は天の命なるやに心得僅かに小善を行いて自ら満足し、自己一身は飽食暖衣、職業を抛擲して顧ざる者尠しとせず。殊に上流社会に於て、此種の人物多きを見る。社会の進運之が為に阻碍せらるる誠に少しとせざるなり、豈惜む可きの至りならずや、元来社会は職業を分担して或るものなれば身を職業に委て全力を尽すは善の最も大なるもの也……然れば職業は其原理

に於て、素より上下の區別あることなく、唯克く此の理を弁知して、勉むる者を尊しとなす。因て想ふ、満天下の人、若し此義を体して、各自其職業に全力を注ぐあらば、社会の文明幸福を増進すると同時に、自家の繁栄を併せ得ること明白にして疑ふ可らず、実に職業は善の最も大なるものにして、又誠に人道の要務たり」と。鈴木のかような考え方の中に、天道に対して人道を対比する所謂作為的秩序観が、明瞭に表出されている事を知るのであるが、同時に「職業は善の最も大なるものにして、又誠に人道の要務たり」となされ、「社会興つて人道あり、人道興つて善悪あり善悪は作為の道にして自然にあらず唯々『社会の幸福』なるものを標準として」云々と解されるときには、その職業観に一種の「職業の倫理」とも云うべき道徳的側面の所在する事を認めざるを得ないのである。最大多数の最大幸福という加算的無限を希求する彼等の態度は、報徳社の社会施設の基準として所謂積小為大を企図する「興産資本積立法」を案出したのである。報徳結社の目的は、報徳主義思想に基づく社員相互扶助的組織を基盤とする低利産業資金の貸附にあつた。岡田が事業資金の蓄積の為に組合組織の創出を計つたのは、已に既述の浜松県資産金貸附所の設立に始まるのであるが、当時彼は浜松県令に対する設立建議の序文において、資本蓄積の要をば次のように述べている。「農商の事要するに資本の如何にあるのみ今幸ひ特種の資本あり之を官に取る官利するに足らず之を各自に還附す富を子孫に伝ふるに足らず若し是を集めて蓄積の法を行ひ傍ら勸農の資に供する事を得は積年の後必ず大に国家の公利を致し富国の基を為すに足るものあらん」と。民間資本の蓄積とその活用こそが、富国の基礎確立の要訣とされているのであるが、しかも彼は「金銭ニ係ル一個人ノ信用ハ所有ノ財産ニ依テ認定スルヲ得可シト雖モ数個人ノ団体ハ有形ノ財産ノミヲ以テ信認ヲ為シ難ク殊ニ小資本家ノ集合ニシテ利己主義ヨリ組織セラレタルモノハ社員互ニ利ヲ争ヒ社金ノ借用ヲ競ヒ積金ヲ怠リ返金ヲ延滞シ期年ナラズシテ紛々擾々故障ヲ生シ解散ニ至ル」実情に鑑み、その組織をして「金銭利倍積立ヲ目的トシタル」銀行類似の機能に偏する事を避けしめ、「道徳ノ集合体」として発展す

べき事を強調するのである。かくして「一種特別ノ組織ニシテ之ヲ営利会社ト為スコラズ之ヲ貯金銀行ト言フベカラズ宗教組合ト為スコラズ営業組合ト言フ可カラズ則チ是レ純然タル報徳社員ノ組合ナレバ其性質道徳ト経済ヲ兼⁽¹⁰⁾」ねるものとされる報徳社組織が結成されたのであった。明治一〇年代における、インフレーション並びにデフレ⁽¹¹⁾ションの相つゞ経済変動の過程に、多くの農民は貨幣経済の激浪に翻弄され、高利の負債を負うに至った。この期に際して高利貸資本の浸透による小農の没落を未然に防ぐものとして、彼は報徳社組織の全国的な普及を劃するに至ったのである。即ち「天下中産以下ノ人民ハ些少ノ資本借用ノ為ニ高利ヲ払ヒ終年皆々業務ニ苦辛スルモ利私ノ金贏ヲ生ズル能ハズ利子又負債ヲ生シ遂ニ貧苦ニ迫リ産ヲ失ヒ流離スルモノ少シトセザル⁽¹²⁾」事態を回避せんが為に、報徳結社の事を府県に勧諭せられん事を明治一八年農商務卿西郷従道に建言して次のように述べている。「夫レ一郷ヲ導クハ一郷ノ紳士ニシテ能スルヲ得ベキナリ一州ヲ導クハ一州ノ紳士ニシテ能スルヲ得ベキナリ天下ヲ導クハ天下ノ士ニ非レバ能ハザルヲ知ル一郷ヲ興スハ一郷ノ志士為スコトヲ得ベキナリ一州ヲ興スハ一州ノ志士為スコトヲ得ベキナリ天下ヲ興スハ天下ノ士ニ非レバ為スコト能ハザルヲ知ル然レバ則チ一郷ヲ富スハ一郷ノ法ヲ以テスベク一州ヲ富スハ一州ノ法ヲ以テスベシ奚ソ区々一郷ノ法ヲ以テ直チニ之ヲ天下ニ施スコトヲ得ン然レドモ報徳ノ道ハ狭路ニ非ルナリ報徳ノ学ハ偏隘ニ非ルナリ之ヲ州郡ニ施スベク又之ヲ天下ニ施スベシ⁽¹³⁾」と。即ち報徳結社の法こそが、施政の羽翼として国家を裨益するに足る法であるとの見地から、既存の町村立社を基礎に、州立報徳社より国立報徳社に至る国家的組織の設立を要請しているのである。又「紳士富豪ノ国家ニ於ケル各其力ニ依テ劃策怠ラズト雖モ多クハ是レ自家営利ノ業而シテ陰徳ヲ冥々ノ中ニ積ムニ至テハ一時ノ小惠ニ止ル者多シ何ゾ若カン一擲千金ノ費ヲ節シ利沢ヲ天下ニ及ボシ惠ヲ子孫後世ニ伝フニハ今吾⁽¹⁴⁾国立報徳社ノ組織ヲ論ズルニ及ンデ大ニ貴族富豪ニ望ム所以ノモノ之ガ為ナリ⁽¹⁵⁾」として、紳士富豪層が自己の掌握する経済力や政治力によって「多数人民ノ産業ヲ發達セシメ国家ノ公利ヲ起⁽¹⁶⁾」すべき

社会的義務を有している事を強調する。「富メルモノハ資本ヲ會シテ農工ノ学ヲ開キ器械ヲ製シテ耕織ノ便ヲ謀ルベシ貧ナルモノハ力耕精作寒暑風雨ヲ犯シテ物産繁殖ヲ勤ムベシ⁽¹⁷⁾」「貧民動作力ノ及バザル処ハ富民金力ヲ以テ之ヲ助ケ富民金力ノ及バザル処ハ貧民ノ動作力ヲ以テ之ヲ為ス⁽¹⁸⁾」べきことを持論とする彼にとっては、本来富者は富者としての、貧者は貧者としての夫々の社会的役割を有しているものであり、その事によって彼等が理想とする「貧富相和⁽¹⁹⁾」は聊かもそこなわれる事はなかったのである。地方経済の指導者として、又一州一郷の社会的基盤の上に立つ政治的指導者としての、著しい選良者意識を背景としながら、前近代的な農村共同体の維持温存の上に、「自由交通ノ大経済界ニ適合⁽²⁰⁾」する国民的組織を達成し、それによって富国の実をあげようとする考え方の中に、典型的な地主的発想と共に、日本における国家主義思想に相通する一つの性格を見出すことが出来るのである。既述のように明治前期における岡田の農工両部門に亘る企業活動は、国民的な生産者としての自覚に根ざすものであり、報徳社組織によって自らの掌握する一郷一州の資本の運用により、地方経済の発展を計り、殖産興業政策に対応しようとするものであった。この点興業意見の編纂以来実質的な産業指導者として、民間産業者の経済的發展を基礎とする国民的産業の強化に努力していた前田正名の国家主義思想と基本的に共通するものが存するのであり、岡田も又その産業主義の流に棹さすものであったと云う事が出来るであろう。ただ前者の場合には官僚としての前歴の故に、その国家主義思想の中に著しい官僚主義的、国家中心主義的立場がうかがわれるのに対して、岡田には終始農本主義思想を背景とする地方政治乃至は地方経済の指導者として、地方自治或いは地方分権を尊重し、地方体制の強化の上に国家体制を確立せしめようとするより在野的な性格を払拭する事が出来ない。ただ岡田の先進的な意識にもかかわらず、大地主としての社会的存在の故に、松方デフレ期を契機に遂次醸成せられつつあった農村内部における生産関係に基づく諸矛盾に対して抜本的改良の方策を講ずる事が出来ず、むしろ心情的倫理に支えられた家族的組織を中核とする旧体制の温

存強化に腐心せざるを得ず、報徳社組織も自ら前近代的集団に止まりざるを得なかつた一面を有しているのである。ともあれ已に幾度か強調してきたように、岡田における積極的な企業活動と、それが為の資本蓄積への努力は、当時における豪農層の生産者的な性格を如実に示して居り、彼における地方産業への貢献は、前田正名等殖産興業政策の指導者の、国民的産業育成への方向と軌を一にするものであって、その意味において国民的ブルジョアジーとしての側面を有していた事を看却するを得ない事はいう迄もない。次に岡田良一郎等の如き豪農層を始めとして、広く産業主義に依拠するところの一団が、特に明治二〇年代初頭における国家主義思想の伸張期において如何なる政治意識を有していたかを考察してみたいと思う。

註 (1) 福住正兄筆記 二宮翁夜話

(2) 万物筭言集

(3) 右同

(4) 後述のように維新後の報徳社は、結社による信用組合事業を最も重要な社会的機能としているが、これには産業資金の造出を民間組織により可能ならしめようとした岡田良一郎等の時代の適応性に負うところが大きい。維新以降の著しい経済発展の過程に、「升菰ノ勢今日ノ如ク百工並ビ起リ農商競ヒ進ミ富源日ニ開ク尊徳又出ルト雖モ猶比勢ヲ増進スルヲ得ルヤ否ヲ知ラス独リ有志ノ結社ニ至テハ必ズ大ニ為スコトアルベキヲ信ズ」(大日本信用組合報徳社論)として尊徳時代の旧法を脱して「報徳社ハ封建制度ノ時ニ起ルト雖ドモ今日ニ至リ大ニ発達シタルハ漸次其方法ニ改良ヲ加ヘ開明ノ時勢ニ適合シタルモノアルニ由ラスンバアラズ猶進シテ自由交通ノ大経済界ニ適合セシメ中産以下人民ノ福利ヲ増進スルノ功徳ヲ海内ニ普及セシメンコト」を企図しているのである。

(5) 楫西光速 産業史の人々

(6) 留岡幸助編 報徳の真髓所収 鈴木藤三郎稿 報徳実業論

(7) 報徳結社の起源は二宮尊徳が文政三年小田原領に於いて下級士族及び一般民衆の救済の為五常講なる金融組織を結成した時にあるが、遠州地方においては弘化四年安居院庄七が一社を組織したのを以て嚆矢とする。爾後岡田左平治等地主層の指導により、勧業事業と資金貸付業務を行い、漸次その社数を増加せしめていた。維新後明治八年に至り之が総括の必要から浜松町に遠江国報徳本社が設立され、州立社として町村立支社の監督指導に任じていた。岡田良一郎は佐平治につづく二代遠江国報徳社長である。明治四四年社名を改めて大日本報徳社と称し、四五以降良一郎の長男岡田良平、二男一木喜徳郎等が相ついで社長となり今日に及んでいる。明治二五年当時の同社の社員及び積立金は左の通りである。

遠江国報徳本社(州立社)		社員数	同町村立社		社員数
土台金	一、五二〇三〇九	二一四	土台金	五、二二四〇八〇	一六四
特別金	八、四一八一五五		善種金	二五、一八九〇二五	
善種金	四、九九六五四八		加入金	二七、六四九〇四九	
同安株	五、七七五八八六		貯蓄金	一、〇五五九一一	
興産資本	七七一九一二		積米代	五三〇〇四七	
小児祝儀積金	六五〇七七九		興産資本	一、二一八九五二	
万人講金	八七一〇六四		小児祝儀積金	一一五六六一	
加入預金	六七六〇九四九				
計	二九、七四七六〇二				六〇、八八二七二五

(8) 岡田家所蔵資産金貸付所関係書類

(9) 岡田良一郎 大日本信用組合報徳結社論

(10) (11) 右同

(12) 岡田良一郎 報徳社規則草案ヲ奉ル書

(13) 岡田良一郎 大日本信用組合報徳結社論

国民主義思想と農本主義思想

(14) 岡田良一郎 活法経済論

(15) 岡田良一郎 大日本信用組合報徳結社論

六

既述のように明治維新後の歴史的転換期に、殖産興業政策が重要な産業政策としての役割を果たしていたが、その施策の重点が政商資本による重工業部門の育成に置かれ、一般民間産業に対する援助が稀薄であった事は否めない。しかしながら直接富国の源泉をなす民間産業に対する政府の保護奨励も又看却する事が出来ないところであり、該民間産業者自身の国家的見地に基づく企業行為も決して少くはないのである。明治一〇年代政府援助の下に我国最初の洋式紡績として各地に発足した十基紡の如きその実例に外ならず、近代的生产力の担い手としての紡績業者における国家意識については、岡田良一郎の場合について詳述しておいた通りである。一方幕末以降我国に余儀なくせられた低率関税の故に、直接的利害にかかわる茶業者製糸業者等の間には、強い商権回復運動の気運を醸成し、自ら国家意識を助成せしめ、明治一〇年代に至るや、彼等の間にいち早く自主的な組織活動が展開され、政府も又これに対して支援するところが少くなかったことも先述の如くである。我国組合理業の嚆矢である群馬県における販売組合設立の直接的動機をなす、製糸業者星野長太郎の生糸輸出事業に対する援助や同伸会社の設立等は、富国の源泉をなす発展的産業に対する政府の関心を示すものであった。就中明治二〇年代に至るや前田正名等を指導者として、国民国家形成の基軸としての経済的紐帯を強化せしめようとする民間産業組織化の運動が著しくなるのである。地方産業の指導者間におけるかような気運の醸成は豪農層を中軸として成長してくるのであり、岡田良一郎の如きはまさにその典型と

考えられる。

明治二三年開設された第一国会は、議会をもって地租軽減或いは地方自治要求等を貫徹する場と考える地方の指導者層にとっても、非常な関心事に外ならなかった。しかしながら、初期議会における政府と、農業議員を中軸とする民党との対立抗争の執拗な経緯は、漸次議会政治の腐敗墮落として、左右両派の指弾を受けるところとなったが、その中においても、民間産業者の生産主義的立場からする批判は最も実質的な意味を有していた。前述のように明治一〇年代税法二権の自主的確立をめぐって、対外的な商権獲得運動にまで発展している一部産業社会にとっては、明治二〇年代初頭における地方行政制度の確立や、国会開設後急速に発展する官僚制的立憲政体の整備拡充等にみられる中央集権化の動きも、国力増強の手段として是認せられていたのであり、むしろ政府との対立抗争に終始している議会政治の実情こそ非生産的なものとして排撃されねばならなかった。一例として福島県下の豪農半谷清寿の「天下の実業家諸君に告ぐ」と題する所論より引用して、当時の一部民間産業者における国家意識をうかがう事としたい。即ち彼は初期議会における民党の反政府的態度を批判して次のようにのべている。「代議士諸氏口ヲ開ケバ則チ曰ク民力休養ト然レトモ是レ唯一片ノ口実ノミ其實彼ノ人々ハ真正ニ國民ノ貧苦ヲ思フモノニアラスシテ唯此好題目ヲ口ニ唱ヘテ國民ヲ蹈台ト為シ以テ現内閣ニ代ハラント欲スルニ過キササルヘシ何ヲ以テ之ヲ云フ他ナシ彼ノ人々ハ果シテ民力休養ヲ思ヒ地租ヲ軽減シテ貧民ヲ救フノ意思ヲ懷クモノナラバ是非トモ政府カ地方税ヲ減額セント欲スル政策ヲハ両手ヲ挙ゲテ賛成スヘキ筈ニアラスヤ然ルニ彼ノ人々ハ第二議會ニ於テ府県監獄國庫支弁ノ法案ヲハ如何ニ議決シタルカ又夕治水費及ヒ河川測量費ヲハ如何ニ彼ノ人々ハ之レヲ否決シ削減シ削除シタルニアラスヤ抑モ彼ノ人々ハ我國人民ノ負担ノ多キニ苦ムハ國庫税ニ在リトスルカ將タ地方税ニ在リトスルカ苟クモ少シク財政上租税ノコトニ注目スルモノハ皆云フナラン貧民カ負担ノ多キニ苦シムハ國庫税ニアラスシテ地方税ニ在リト彼ノ國税ニ至リテハ實際貧民

ヨリ取立ツルモノハ殆ント絶無ニシテ其貧民ヨリ取立ツモノハ地方税是レナリト去レハ苟クモ租税輕減ノ上ヨリ民力ノ休養ヲ謀リ貧民ノ負担ヲ輕フセント欲セバ先ツ第一ニ貧民ノ負担ニ苦ム所ノ地方税ノ負担ヲ緩ムルノ政策ヲ執ラサルベカラス然ルニ彼ノ人々ハ真ニ民力ノ休養ヲ謀ルモノニアラサルヲ以テ彼ノ地方税ヲ減スル所ノ府縣監獄費支弁ヲ否決シ又タ彼ノ漸次地方ノ治水費ヲ國庫負担ニ移サントスル河川測量費ヲ削減シタル此事以テ彼ノ人々カ真ニ民力休養ヲ謀ルモノニアラサルヲ証明スルノ一大鉄案ニアラスシテ何ソヤ又タ地租輕減ノ四字モ彼ノ人々ノ常ニ口ニスル一題目ニシテ亦以テ彼ノ人々カ政府ヲ攻撃スルノ一武器ナリ然レトモ是レ亦人民ヲ瞞着スルノ口実タルニ過キサルヲ奈何セン抑モ我國ノ地租ハ輕減タニスレハ國民多数殊ニ貧民小農ヲ利スルヲ得ヘキカ苟クモ普通ノ知識ヲ有スル以上ハ何人ト雖モ必ス其然ラサルヲ知ルナラン蓋シ我國ニ於テ土地ヲ有スルモノハ國民中ノ貧民ニアラスシテ稍富有ナルモノニ多シトス又タ地租ヲ納ムルモノハ納稅者中ノ多数ヲ占ムルモノニアラサルハ彼ノ人々ノ深く知ル所ナルベシ殊ニ近年土地兼併ノ弊甚シクシテ天下到ル処土地ハ大地主ノ占領スル所ト為リ純粹ノ農民ハ小作人ト一變スルノ傾向最モ著シ而シテ地租ハ維新以來ト封建時代トヲ比較スルニ減スルアリテ増スアラス然ルニ小作料ハ之レト反比例ヲ取り昔時ヨリモ騰貴セサル所ハ殆ント之レナキノ現実ヲ呈セリ去レハ今ノ時ニ當リテ地租ヲ減スルモ之レカ為メ多数ノ人民ハ其利ニ浴スルヲ得スシテ少数ナル富者ノ懐口ヲ肥スニ過キサルナリ勿論其事柄ニ依リテハ富者ニ利ヲ与フルモ決シテ咎ムヘキコトアラサレトモ地租輕減ニ依リテ大地主ノミヲ利スルハ國家ノ為メ害ト成ラントスル傾向ハアルモ國家ノ為メ利ト成ルノ点ニ至リテハ吾人ハ未タ之レヲ認メサルナリ今夫レ地租ヲ輕減シテ大地主ニ利益ヲ与フルアリトスルモ其利ハ恐ラクハ生産的ニ使用セラレスシテ其多クハ奢侈ノ資ト成リ土地兼併ノ勢ヲ益々盛ンナラシムルニ過キス特ニ我國ノ地租ノ如キハ古米ヨリ習慣ノアルアリテ縱令他國ニ比シテ高額ナリトスルモ明治政府ノ世ト成ルニ及ンテハ大ニ減少シタルヲ以テ地主等ハ左程地租ノ重キヲ感セサルナリ尚更近來ハ米価騰貴シテ農民ハ地租ノ重キニ苦シ

ムモノニアラス之レヲ他ノ諸税ニ比スルモ地租ハ又タ決シテ重キモノニアラサルナリ然ルヲ代議士諸氏ハ此事実ヲ看破スル能ハサルカ將タ看破スルアルモ為メニスル所アリテ地租輕減ヲ主張シテ止マサルナリ其故何ソヤ彼ノ選舉權ヲ有スルモノハ多クハ地租ヲ納ムルモノナルヲ以テ代議士諸氏ハ選舉者ノ歛心ヲ買ヒ以テ自家ノ地位ヲ保タントスルニ外ナラス要スルニ此地租輕減ナルモノハ一面ニハ政府ヲ攻撃スルノ材料ト成リ他ノ一面ニハ選舉權ヲ有スル農民ノ歛心ヲ買フノ手段タルニ過キサルヘシ」と。即ち論者にとっては、地主議員を主体とする民党の政府攻撃は、何れも國家的見地からする公正の議論ではなくして、自己一身の安泰を顧慮する結果に出たもので、國家を益するところ皆無なるを主張するものであった。後述するようにかような立場は岡田良一郎等の中にも見られるところであり、後述のように彼の議會における発言に明瞭に表出されている。自由民権運動期に高揚された地租輕減論は、國會開設後も「民力休養」のスローガンの下に継続され、第一議會より第六議會まで自由党を中心に、地租条例改正法案・畑特別地価修正法案等のかたちで毎回提出され、政府と激しく対立していた。これに対して、非地租輕減論の政府・吏党の立場を支持して、時事新報・朝野新聞・東洋新報・東京經濟雜誌の諸新聞・雜誌があり、福沢諭吉・田口卯吉・横井時敬等の論客が存した。彼等は地租問題を國民經濟的立場から論議しているのを特色とするのであるが、かような政界・民間の動向を反映して農業界においては、明治二三年農學士沢野淳により提出された、地租輕減は大土地所有者を益するのみで自小作農には大なる利益を与えるものではなく、むしろ地租輕減論の如き空論に耳を藉さずに、直接自小作農を益する農事改良策こそ先決問題であるとする意見が具体化され、明治二十六年には我國最初の国立農事試験場が設立せしめられていたのである。輕減より増産という、生産力の増大による国力の充實を企図する所論は在野の実業者の支持を受けて急速に拡大し、經濟力の充實にともなう実業者の自覚が議會政治の現状に対して批判的な態度を漸次醸成せしめてくるのである。前掲半谷の所論は、実業者の任務について次のように述べている。「抑モ今日ハ如何ナル時ソ

兄弟牆ニ鬩キ蚌鷁相争フ時ナルカ内ハ国是未タ定ラス外ハ国威未タ揚ラス廉恥地ヲ払ヒ奢侈風ヲ為シ国力日ニ衰ヘ兵備年ニ後レ産業振ハス商業盛ナラストシテ智スヘク祝スヘキモノナキニアラスヤ更ラニ首ヲ回ラシテ国外ノ大勢ニ注視スル時ハ近クハ西比利亞ノ鉄道五年ヲ出テスシテ竣功セントスルアリ遠クハ『ニガラグワ』ノ運河四年ノ後ニ完成セントスルアリサナキタニ列国競争ノ気焰八年二月ニ愈々益々激烈ナラントスルニ此ニ大工事ニシテ完成ヲ告グルニ至ラハ列国競争ノ局面ニ向テ如何ナル変状ヲ呈シ来ルヘキヤモ測リ知ルヘカラス然ルニ何事ソ区々トシテ兄弟喧嘩ニ忙ハシク国家ノ前途ヲ忘却スルアラントハ論ジテ茲ニ至レハ我々家業家ハ一方ニ向テハ政府ヲ責メ他ノ一方ニ向テハ彼等党派ヲ責メ以テ深く国家百年ノ大計ニ意ヲ注カン事ヲ望マスンハアラス……我々実業家ハ首トシテ政府ト政党トノ間ノ真正ニ親睦シ真正ニ和合センコトヲ切望セサルヲ得ス若シ政府ト相親睦シ相和合スルヲ得ハ庶クハ列国競争ノ中ニ立テ我國威ヲ外ニ發揚シ以テ永ク東洋ノ立憲国タル模範ニ愧ツルナキヲ得ン然ラハ即チ此際政府ト党派トノ間ニ立テ調停ノ策ヲ講シ又タ其斡旋ノ任ニ当ルモノハ抑モ誰ノ任ナルヤ此大任ニ当ルモノハ政府ト政党トノ局外ニ超然タル我々実業家ニアラスシテ他ニ何人カアル退テ深く考フルニ我國カ今日ノ如ク政府批判ノ軋轢ヲ見ルニ至レルハ政党固ヨリ罪アリ政府亦罪アルト同時ニ我々実業家モ亦其罪ヲ免レサルナリ今日ニ至ルマテ我々実業社会ハ只管殖産上ノ事ニノミ身心ヲ勞シ政治ノ事ハ挙ケテ之レヲ政府ト政党トノ為ス所ニ一任シタルヨリ遂ニ今日ノ如キ不幸ナル軋轢ヲ見ルニ至リタルニ外ナラス一國ノ輿論ナルモノハ素ト我々実業家ヨリ湧出スヘキモノナルニ我々ハ今日ニ至ルマテ政治上ノ運動ハ不生産的ノ甚シキモノトシテ是等ノ運動ハ一ニ之レヲ政党ノ為ス所ニ委ネタルヲ以テ其極輿論ハ我々実業家ヲ源泉ト為サスシテ無産無業浮浪ノ徒ヲ以テ輿論ノ源泉ト為サントスル今日ノ形勢ト成レリ是レ我々実業家ノ罪ニシテ我々ハ天下後世ニ対シテ殆ント其罪ヲ謝スル所ノ辞ヲ知ラサルナリ然レトモ既往ハ追フヘカラス唯之レヲ將來ニ戒メ繚然茲ニ悟ル所アリテ深く我々実業家カ今日ニ至ルマテノ過失ヲ悔ヒ政府ト政党トノ間ニ斡旋スル所アリテ

此二者ヲ親睦和合セシメ以テ一日モ早く国家百年ノ大計ヲ立テサルヘカラス」と。

かような実業者の間であつて明治二三年より産業社会の組織化による團結を主張し且つ実践したのは前田正名である。彼は明治一七年「興業意見」の主任編纂者として爾後の産業政策の基本方針を確立し、明治二二年農商務次官在任中再び農工商調査を実施し、實質的な農政指導者としての地位を固めているのであるが、彼の思想は国家経済をその基底から培うことよつて国富の増大、国力の充実を期せうとする徹底した産業主義に貫ぬかれている。即ち彼は「国家ト云ヒ国力ト云ヒ民力ト云ヒ生活ト云ヒ国土ト云フ之ヲ完全ナラシメント欲スレハ先ツ産業ヲ勃興シ国家ヲ充実ナラシムルニ在ル」ことを強調する。当時世論を分つ大問題であつた条約改正すらも、産業を中核とする国家民力の充実以外に議すべきものを見出し得なかつた。「維新前ヨリ幾千万金ヲ費シテ開明國ノ制度文物ノ輸入ヲ務ムルモ海外諸強國ト対等ノ地位ニ立ツコトヲ得サルモノハ何ソヤ海關稅權ノ恢復セサルニ因ルカ將タ治外法權ノ撤去セサルニ由ルカ抑モ又法律ノ完備セサル為メカ余ノ見ル所ヲ以テスレハ是レ対等ノ実力ヲ有セサルカ為メナリ」とし、ついで「日本ノ日本タルヘキ目的ヲ達スルハ我カ農工商ヲシテ強國ノ農工商ノ地位ニ進マシムルニ在リ之ヲ為ス如何先ツ我カ農工商ノ地位ヲ詳細ニ知ラシテ其將來ノ進歩ヲ図ルヲ要ス」と述べている。かくて彼は、「推想ノ意見ニ由ラス一時ノ感情ニ走ラス能ク我國ノ實際ヲ調査シ然ル後確乎タル方針ヲ定ムヘキナリ」と結論しているのである。彼の考えは終始生産者の経済的採算を把握し、後に実践された町村是調査にみられるように国民経済の実態を根底より全般に亘つて計量して国是設定に及ぼさうとしているものである。彼は茶業会・蚕絲会・農事会を始めとして、地方産業の維持発展を計り、別に大日本商工会・日本貿易協会等に関与しながらそれ等の組織化に努力した。特にその団体組織の方法を、村―郡―県―地方―國の所謂系統的組織においている所に重要な特色が存している。

一方前田は議会政治に対しては「世間動モスレハ歐米政党内閣ノ美ヲ説キ議院政治ノ制度ヲ我國ニ受容セント欲ス

ルモノアリ是レ朋党ヲ以テ政權ヲ左右スルノ端ヲ啓クモノニシテ我国二千五百有余年ノ国体ヲ蔑如シ日月昭々タル憲法ヲ蹂躪シ其極終ニ主權ヲ割テ之ヲ一議院ニ移サントスルモノナリ此ノ如キ制度ハ決ジテ我カ境域ニ入ルヘキモノニアラサルナリ」として政治は専ら「政党ノ勢力ヲ帯ヒテ来ルモノヲ拒絶スルト同時ニ經國ノ才ヲ抱キ忠君ノ志ヲ会スルモノ広ク相容シテ円満ニ立憲君主政治ノ美ヲ成スベキ」ものであるとしている。彼における地方的産業の發展或いは地方經濟の伸張策は即ち國家經濟の確立、国力の増進の基礎として考慮せられ、中央集權的國家主義思想として体系化されている。議會は須らく産業議會たることを強調する彼にとっては、地租軽減・地価修正の民党的所論は非生産的な議論として退けられる。即ち「民力ノ萎靡セル是レ果シテ負担過重ナルカ為メカ國民生計ノ裕ナラス負債多ク貯蓄乏キ是レ果シテ地価平準ヲ失ヘルカ為メカ地租軽減地価修正ノ為メニ剩シ得ルモノ之ヲ民ニ移シテ民力ヲ休養ス是レ姑息ノ計ニ非スヤ」と批判せられ、民力ノ發達ノ為ニ只管「其方針ヲ定メ其手段ヲ劃セ」んことが國家的立場から企図されるのである。かくて二十年代後半に至って系統農會設立の氣運が醸成され、明治二十七年第一回全國農事會が開催された直接の動機は、反民党的立場から非生産的な政争に代えるに農事改良を促進する生産主義をもってする前田等の努力に俟つところが大きであつた。

彼の思想の中には、國民生活における勤勞節儉主義の主張のように、極めて保守的な側面をうかがう事が出来るが、その國民經濟を全構造的に把握しようとする立場は、中央集權化による國家統一を企図する、政府の地方自治制の施行を始めとする当時の国内政策に対応するものとして、積極的な意義を有しているのである。即ち彼が当時の実業者間に未だ國家意識や政治意識の未熟である事を遺憾として、具体的な改革案を提示し、強力に夫れを實踐したところに政治運動としても時代の一つの推進力たり得た所以が存するのである。先述したように明治二三年以後民間実業諸団体の指導者として、前田はその実業者の組織を漸次拡大し、二〇年代後半には有力な実業団体として、前述の

全國農事會を始めとして、日本貿易協會・日本茶業會・五二會・九州石炭同盟會等を設立せしめている。かような組織運動は一世を風靡するの勢を示し、時に強硬な政府批判にまで及んでいるのである。

要するに明治二〇年代初頭における一部民間産業者に見られる生産主義的立場は、又國權の伸張を期する國家主義思想を背景として、政府の中央集權的國家体制整備に呼応するものであつたという事が出来る。前田正名の指導する実業団体の組織化系統化は、個々の民間産業者の經濟力を統一して、國家的規模における系統化によって、強力な經濟体制を作り出そうとしたものであり、この点自ら國民協會の指導者として、國家主義的見地から、國民的經濟力の充実の為に、産業組合制度の發達を企図した品川弥二郎等の立場と、類似するところが多い。彼等は何れも中央集權的官僚的統制に対応するところの經濟体制の整備強化を考慮しているのであるが、ただ明治二〇年代より急速に成長する産業資本に対する適応性を欠いていたところに共通の弱点を有していた。

岡田良一郎の立場も又基本的には上述のような民間産業者やその指導者の立場と異なるところはない。明治一〇年代よりその言動において著しい國民主義思想を表出している彼は、明治二〇年代前期の國家主義思想の伸張期に、益々その立場を強化している。前田や品川等が國家主義的見地から地方産業の維持や、中農擁護の為の信用組合運動に腐心していた際に、岡田も又同一の見地から報徳社組織を通じて活動するところがあつたのである。ただ彼においては組織化にあたって「町村立報徳社盛ンニシテ而シテ後州立報徳社起リ州立社盛ンニシテ而シテ後國立報徳社ヲ組織スルハ事順ナリト雖トモ經濟社会進歩ノ時勢ニ至テ自然ノ發達ヲ待ツハ広ク万国ト交通シテ優勝ノ地ニ居ル所以ニ非ス法律制度ハ開明ニ赴クモ国力衰替ヲ救治スル能ハズ政党並起リ政權与奪ヲ事ト為スモ空拳以テ外國ト強ヲ争フ可ラズ此時ニ当テ中産以下多数人民ニ勤勉節儉信用ノ事ヲ責ムルモ上等社会ニ於テハ与ラザルモノ如ク高堂ニ居リ肉食ニ飽キ厚祿ヲ奢侈ニ費消シ遂ニ以テ國家公益ヲ謀ル能ハズトセバ之ヲ如何ン是ニ於テ吾レ大ニ天下ノ貴族紳士富豪ニ望ム

所アリ即チ国立報徳社ノ組織是ナリ」⁽⁹⁾として、前田や品川等が一方的に農民層に対し、勤儉貯蓄の励行策をとっているのに比して、無為徒食の上層社会に対する批判を基礎に、彼等の「節儉剩ス所ノ財ヲ以テ多数人民ノ産業ヲ発達セシメ国家ノ公利ヲ起シ積小爲大ノ法ニ依リ自ラ又善果ヲ後生子孫ニ与フ」⁽¹⁰⁾べき事を企図している点に、既述の如き在野性と共により実質的な国民主義的立場がうかがえるのである。

註(1) 半谷清寿 天下の実業家諸君に告ぐ

(2) 右同

(3) 前田正名 所見

(4) (5) (6) (7) (8) 右同

(9) 岡田良一郎 大日本報徳社論

(10) 右同

七

民会創設の際に見られた彼の政治思想における漸進的改良主義は、二〇年代においても全く変化していない。彼は明治二三年第一回の国会選挙に当選するのであるが、選出後政府与党たる大成会に所屬し、専ら改良論的方向を堅持する。かねて「蓄積ノ法ハ国会議院ノ興ルヲ俟ツベシ故ニ議院ノ遅緩ス可ラザル也」⁽¹⁾と主張していた彼は、前田が議會をもつて産業議會とすべき事を主張しているのと同様に、議會をして民間資本の蓄積乃至は地方経済の充実を議する場と考えているのである。従つて地租軽減要求等によって政府と抗争する事を目的とする民黨議員とは当初より性

格を異にしている。選挙後静岡市において県内有力者の発企で、県下七区より当選した議員の会合が持たれたが、その際第三区選出の改進黨議員岡山兼吉より「政務調査所」設置案が提出され、岡田良一郎、依田佐二平、井上彦左衛門、西尾伝蔵、近藤準平等自由党を除く改進黨・中立派の議員が賛意を表した。この試案は当時既成政党中央論の行われていた中であつて、既成党派が何れも情実によって結託されていることの多きに鑑み、かような情状が議會政治の發達に障礙を与えることに留意し、小党派を維持する事は勿論之を合同する事においても不同意を唱え、漸進的改良主義の立場から、「立憲の実施と共に実務に参画する所の代議士相集りて政務調査をなし、自然の結果として同主義者の団結を望むより外なし」⁽²⁾として既往の政党内に支配されるところのない組織の必要を提唱したものであり、立憲自由

党、立憲改進黨の腐敗墮落を克服し、いち早く立憲政治の実をあげ、国家の發展を企図しようとするものであつた。前記議員中特に岡田はこの趣旨に共鳴し、愛知、三重、岐阜諸県より関西に遊説し、岡山と共に専ら同志の代議士と結ぶことに尽力しているが、後に在京の大谷備一郎、大東義徹、杉浦重剛、元田肇等と会して、政党以外政務調査所設置の要を説き大同小異の意見の後に共に提携する事となり、ここに明治二三年八月組織せられた大成会の母胎が出来上つたのであつた。彼等は会員を衆議院議員に制限し、漸進主義に基づく中立的な立場から議會政治を伸張せしめて行こうとするものであつて、その限りに於いて政府の開明的方向に賛同し、議會政治を中心とする改良主義的性格をになつていた。既成政党に比してその高踏的性格は「平民種族より選挙セラレテ平民的思想ヲ忘却シ、却ツテ其平民ノ公敵タル貴族的思想ヲ膨脹セシメ結晶セシムルカ如キハ、慈母ニ対スルニ刀ヲ以テスルト同一ナレハナリ」⁽³⁾と評せられている通り、中立議員中の官僚主義者と保守主義者とを叫合する二七九名を擁する吏党であつた。大成会に所屬して、彼は政府支持の立場をとるのであるが、その言行の中に先ず彼の国家観をうかがう事とする。

初期議會は反政府派たる自由・改進黨に結果して過半数を占める議員等により、「民力休養」「経費節減」のノ

ローガンの下に終始政府予算案に反対し、官制そのものの改革をすら辞さぬ実情であった。政府は第二議会に、軍艦製造・製鋼所設立・砲台建設・兵器彈藥改良・河川修築・府県監獄国庫支弁・私設鉄道買取等を明治二十五年度の新事業として予算にくみ込み提出した。之に対して衆議院は、政府の最も力を注いだ軍艦製造及び製鋼所設立費をば、海軍を信用せざるの理由の下に否決したのを始めとして、新事業のすべてを否認し、予算案の各款項に対しても多額の削減をなし、予算原案に計上された歳出総額八三五〇万円でより七九四万三四七円を削減している。政府側はこの措置に対し「此の如く年々削減を以つて相倚りて例を為さば、行政機関は殆んど其運轉を妨げられ、維新以来施政の方針たる進歩の事業及び国家の経済は通次退縮に傾き、而して後止まんとす」と述べているのである。

岡田は第二議会における予算案審議にさいし、政府案に同意して次のような発言をなしている。「私が此の本年査定案に同意しまする所以といふものは畢竟何等の観念よりして来たるか、即ち国家の観念よりして来るものである。金額が多いとか、寡いとか、減らすことが出来るとか、減らすことが出来ぬとか云ふ様な訳ではない。即ち国家の観念よりして之を賛成するのである、何をか国家の観念と云ふか、我日本の主権を守り、我日本の独立を保ちまするに就いて、第一必要なる所の観念であります……我輩主権を守り、此の独立を保ちまするには、どうすれば独立を保ちまするか、主権を守ることが出来ますか、到底是は纔に僅々なる人で保つと云ふことは出来ないと思ふ、必ず國民一致の力を以てしなければ国家を保つことは出来ぬと考へる。國民一致の力を以て国家を保つとすればどうであるかと云へば此の国家を——国家全体を治むる所の政府と云ふ——此の大政府と云ふものが、少しでも穿つべき乗ずべき隙があります様では、決して國民を一致させることは出来ぬのである。種々様々の弊害の穿つべき所のある様な政府では決して日本の国家を統轄して、さうして海外に対して対等の交を為し、我國権を独立して保つことは出来ぬことである」と。即ち彼にとつては、国家の独立の為に或いは國權拡張の為に国家予算の膨脹も又是認さるべき事

主張されるのである。ついで海相樺山資紀の所謂奮勇演説に対しても彼は次のような賛成演説を行っている。「諸君、此の海軍省の臨時部二十五年度起業軍艦製造費二十四万三千九百四十円、製鋼所設立費一万四千九百九十六円、是は原案を賛成する者であります、……国防の必要と云ふことは、皆な認めて居る所のものでありませう。諸君天下一般の認むる所である。若し此の国防を忽せにしたならば、国家は如何なる惨況に陥りませうか、諸君は今の政府は不信用であると云ふが、尽く信用すべき事のみもありますまいけれども、併ながら之に代つて天下に信用ある政党が何くにある、天下に信用ある人が何くにある、我輩未だ相知らぬ、決して天下に信用すべき政党又は人はないと信ずる、……で先日海軍大臣の演説に就いて言葉咎め杯を致しまして、大層僅な言葉を咎めて、非常に此の議場を騒がした。……国家の生存競争に立つて居て、いつも優勝の地に居らうとするには、どうして只滋養物ばかり食つて、地価を減らすとか地租を下げるとか、租税を減らすとか、斯の如き楽な事ばかりして、一方に力を尽すことをしなくつて、どうして國が優勝の地に立つことが出来ようか」と。列國競争場裡において、何よりも國力の充実が先決問題であり、民力休養に事よせて非生産的論議に終始する事を批判するのであるが、ここに明瞭な彼の国家中心主義をうかがう事が出来るのである。

もとより大地主としての彼が地租軽減問題について何等の関心をも持たなかつた事はあり得ない。既述のように明治九年以降数方年を、彼は静岡県下の地租問題について県当局並びに政府と交渉するところがあり、静岡県民会の如き、地価査定 of 民主化を契機として設立されたものであった事は既述の通りである。ただ彼の場合には地租問題が地価修正という形において提出されているところに特色が存するのである。彼は明治二十四年二月第一議会において、議員天春文衛提出の「特別地価修正案」に同調し、同案に対する賛成演説を行っている。かつて静岡県における地租改正問題に際しては、土地丈量の方法を重視していたわけであるが、この土地丈量法の検討及び国会における地価修正提案

には漸進的改良主義の彼の立場が明白にうかがわれるのである。即ちそれは地租改正条例の全般について検討し、政治的な視角から地租の重圧を云々するといった性格のものではなく、彼における地租問題は資本主義経済の発展に伴う地方経済の偏差の拡大、地域的な経済的不均等の顕在化の是正としてとり上げられている事を示しているのである。議会において彼は「当初の収穫と云ふものは、実にそれは不当なることもあつた。我が遠州地方の如きは実に非常なる困難を致したものであります。其の非常なる困難を致して居るけれども十年を経て其の収穫のことも稍々其の当を得る事に至つた。即ち政府は収穫なり丈量なりを段々正されて、而して今に於て其の不公平が残つて居るのは、何が残つて居るか云ふと、只石代相場に大なるものが残つて居ると思ふ。即ち此の場合に石代相場の平均に依つて直すは、決して大なる不公平を為すと云ふ様な事は断じて無いことである」と述べている。従つて算定地価を構成する諸要素中、あるときにはその収穫高が、あるときには米価が問題となるのであり、要するに彼の立場は、現行地租制度の枠内において、その部分的修正を企図しているに過ぎなかつたとしなければならぬのである。即ち民党における地租軽減要求が、明治政府の絶対主義に反撥する目的の為になされたものであるかどうかは問わないとしても、地租問題を中心とする民党政勢が、政府の政策決定に対して重大な圧力となつていた事は否定し得ないのであるが、これに対して岡田等の立場は、政府の支配権力を正当化し、その法的支配体系を是認し、その指導下に国力を増大せしめようとする態度を常に維持していることがこの場合にも明らかになるのである。要するに明治二〇年代初頭以来、地方自治制の改定・明治憲法の発布等々相つゞ官僚体制強化の過程において、彼の立場は中央集権を基調とする明治政府の施策に順応するものであつたと云い得るのであるが、ただここにおいても政府の基本的地方自治観が、地方自治をもつて官僚的統一の一手段として、地方団体の自主性を剝奪しようとしているのに対して、岡田の立場は飽く迄も地方自治の振興が、国民国家の基底を培養する所以であるとの見解の下に、地方自治の自生的成熟を企

図している事が看却されてはならないのである。この点同じく地方経済の発展を基礎として、国家的規模における産業体制の確立に腐心していた前田正名と、その政治意識の面において比較するならば、前田の立場が官僚的統制に終始しているのに対して、彼の意識の中には常に在野性が所在していたと云うべきであろう。

明治二四年三月第一議会において彼は「登記法改正案」なるものを議会で提出しているが、この法案の趣旨は、明治一九年法律第一号によつて制定された現行登記法が、不動産の売買譲渡は治安裁判所に於いて登記すべき事を規定しているのに対して、「登記事務ハ市区役所町村役場ニ於テ之ヲ取扱フモノトス」べく改定し、所有権売買の安全を期する為には、町村内の事情に精通した人格者たる町村長に登記事務を委任すべき事を主張したものであるが、彼の考え方の中には、維新後にも尚継続された戸長或いは村長における「生きた登記簿」としての社会的機能の重視が端的にうかがえるのである。岡田の提案は否決されるに至つたが、その際政府委員箕作麟祥は市町村長に登記事務を委任する事に反対し、登記事務は純粋な司法事務ではないが、不動産船舶の権利関係を明かにし、所有権を確定するものであるから、通例の行政事務例えば徴兵事務のような行政事務と同一に市町村長に委任すべき性格のものではなく、剩さえ現今の趨勢は国の行政事務に属するものなるべく市町村長の所屬から切離して行くのを適當としているから、徴兵の下調査のように登記事務を自治区の市町村長の委任事務とすることの非なる旨を主張している。同じく不動産にかかわる所有権抵当権の安全を企図しながら、その方法についての両者の考え方には異質的な相異を見出さなければならず、それが又両者の地方自治観の相異を端的に表明しているものであつたとい得よう。現行登記法は明治一三年以来存在した土地売買譲渡規則の廃止に代つて作られたもので、登記簿の構造や登記法上の諸原則にプロイセン方式を採用し、明治二〇年代初頭における国家体制整備の基礎工程としての地方自治制の確立、地方行財政制度の合理化等の一連の官治的措施に対応するところの性格を有していたものであるが、この過程に在来の妥協的地方自

治から官製的の地方自治への転換が所在したのであり、明治二〇年代以降における資本主義経済の発展は、必然的に新たな経済体制を要請するに至ったが、我国においてこれに適應したのが官僚的体制に外ならなかったとい得よう。「生きた登記簿」が実質的意味を有する地主豪農層による自然村を背景とした地方自治が、抽象的公法人としての行政村を背景とする機構的、官僚的な地方自治に転換せしめられるに及んで、岡田における在野性即ち自然法的思想にもとづく地方権の主張も、逐次官僚体制の下に無力化せざるを得なかったのである。

註(1) 第一回選挙における静岡県当落者氏名並びに所属政党は次の如くであった。

第一回 明治二十三年七月一日挙行

地区別	種別		得票数	氏名	得票数	氏名	得票数	氏名
	当	落						
一	改	政	三九〇	井上彦左衛門	二五一	海野孝三郎	一八八	前島豊太郎
二	自	改	四七〇	影山秀樹	一七〇	高田潤作	一七九	益田郁太郎
三	中	改	六七八	岡山兼吉	五七六	天野廉	一七九	足立孫六
四	中	中	一、三八八	岡田良一郎	一、一八四	丸尾文六	五三九	寺田繁太郎
五	中	中	七四六	西尾伝藏	六四五	波多野承五郎	二四四	松島廉作
六	中	中	二九六	近藤準平	二八七	中竹録三郎	二〇七	岡部譲一
七	自	中	一、二六八	依田佐二平	四七三	山田余一	二〇七	松島廉作
計	六、〇四三	中自改	六、二六八	江原素六	三九四	和田伝太郎	三〇五	江川英武

- (2) 岡田良一郎 活法経済論
- (3) 岡山同窓会編 梧堂言行録
- (4) 明治文化全集第二二卷
- (5) 帝国議会誌第一卷
- (6) (7) 右同
- (8) 天春文衛は提案理由の説明に当り、地租改正当時に比し鉄道・海運等交通機関の発達によって物価の変動を求めているがなかでも人民の休戚に最も関係のある石代の変動が著しく、従って石代のみが地価修正の唯一の根拠であるとしている。山博也・「明治前期における地租軽減論の展開」(社会科学研究)七の六参照。
- (9) 帝国議会誌第一卷

八

以上において、静岡県遠州地方を中心に展開せられた報徳社運動の指導者としての、地主岡田良一郎の思想と行動とを中心として、明治一〇年代より二〇年代における歴史的過程に対応させながら、農本主義思想と国民主義思想との関連について考察した。

明治前期、民間における資本蓄積が未発達であった時期に、農工両面の企業活動は豪農層に依存するところが多かった。国内商業の発展を背景として、米価騰貴や高率小作料の収取に基づく地主層の致富は、その投資による彼等の企業行為を可能ならしめたのである。

かような経緯は、豪農層における経済意識或いは政治意識の成長を助長するところが多く、特に松方デフレ期を契

機として、前田正名等の指導により、明治二〇年代にはかような実業者の間に、生産主義的立場から国民国家形成の基軸として、国家経済力の充実のための実業社会の組織化が要請されるに至るのであるが、この過程において民間業者の中に国民主義思想を背景とする組織活動が逐次発展する事となった。

岡田良一郎の思想と行動は、以上のような豪農層の歴史的品格を体現している。即ち手作経営の傍ら、明治一〇年代以降における紡績業・器械製絲業への関与は、豪農としての特色を示すものであるが、同時に過度の入超に基づく国家経済の危機的状況下に国家経済の発展策として、資本蓄積の強力な稟稗としての輸出を考え、就中我国固有物産たる米をもって重要輸出品たらしめようとし、農業をして国際的商品の生産部門と目し、貿易による農業部門の発展拡大により、更に他産業部門の伸張を企図していたところに明治期における農本主義者としての面目躍如たるものがあると思われる。彼における国民主義思想は、極めて実践的な農本主義者の歴史的危機意識に基づく鮮明な国民的自覚の反映に外ならない。

一方岡田は、かような経済的基盤の下に、民会創設より県会活動を経て、国政参劃に至る政治活動を展開するが、当時の自由民権の思潮を背景として、彼の言行には議会政治を理想とする民権拡張の立場がみられるのである。それは本質的には、明治政府の強力な統一政治、中央集権的政策に対する、農本主義的立場からするところの地方分権論に外ならず、明治二〇年代における我国政治・経済体制の強化充実に伴う国権論的立場の拡充により、漸次包摂され得べき性格を有していたが、ともあれ地方政治における彼の指導者としての政治意識も又保守的とのみ片付け得ない斬新さを有していたと云うべきであろう。

岡田は、自己の経済的並びに政治的基盤たる農村を独自の方法において把握する。その方法は政治的には地方分権乃至地方自治という形態においてなされ、経済的には報徳結社にみられるような小農経済の組織化として特色づけら

れる。特に明治一四年より一八年に至る松方デプレッションによる農村の不況窮乏化の過程において、個別経済の組織化、即ち地域的共同による不況克服を目指す報徳社運動は官民双方よりその社会的意義を認められ、急速に発展するに至った。家族主義思想を中核として家―村―国家への思考方向をとる報徳社運動は、この期に数多くの町村社を基底として州立報徳社に至る組織を拡張している。

この場合においても実業諸団体を強力な国家権力の下に結集し、国力の充実を企図した前田正名等の官僚主義的性質に対比するならば、彼の組織活動の基調には、常に農本主義的な立場に由来する在野性、即ちたとえそれが狭隘であったとはいえ、地方の世論を基礎として、その上に制度を構築しようとする態度が所在している事を看却する事が出来ないのである。

(後記)アーサー・ルイスの「経済成長の理論」や、坂本二郎氏の提言は筆者にとって極めて興味深く、小論の目的も又経済発展の過程における人間的要素を重視し、明治前期の民間産業者における「経済化への意志」の具体的なあり方を検討しようとしたところに存した。この為農本主義思想の実践的機能を評価するあまりその後退的側面の考察が極めて不十分に終った。日本における農本主義思想の全面的な考察は他日を期したいと思う。

明治二〇年代ナショナルリズムと

コミュニケーション

加藤 秀俊

一 政治体制とコミュニケーション……………	三二一
二 コミュニケーション市場の成立……………	三二五
三 商業新聞の確立……………	三二五
四 ナショナリズムのコミュニケーション的側面……………	三三五

一 政治体制とコミュニケーション

いわゆる近代政治学では、政治・社会体制の問題をコミュニケーションの側面からとりあげることが少くない。とりわけ、二〇世紀にはいってからの政治的世界は、コミュニケーション・メディアの操作、技術としての「政治」を成立させているかのように見えるし、シムボル使用の方法についての巧妙な計算がある意味でこんにちの政治の内容の、中心的な要素であるように考えられるところから、現代を対象とする政治社会体制研究では、たとえば各種のマス・メディアの内容分析、政治勢力によるコミュニケーション・メディアのコントロールについての調査、さらにいわゆる「世論」研究などが政治科学の不可欠な一部とされているようである。

シムボル操作としての政治、という考え方は、多くの論者のいうように、ヒットラー政権の成立、すなわちファシズムにおける大衆組織の歴史的事実から出発し、また、マス・メディアの完備にともなってアメリカで進行した政治的広報活動の原理としても、成立した。さまざまなコミュニケーション・メディアの動員によって、政治的キャンペーンが少なからぬ効果をもたらしていることが、たとえばマートンなどによって報告されている。(Merton, R.: Mass persuasion, 1946. なお現代的な問題としては荒瀬豊「狂騒曲『政治』」『中央公論』57・11 など)

しかし、原理的に考えるなら、あらゆる政治体制はひとつのコミュニケーション過程としてとらえることができる。コミュニケーション的側面が重要なのは、大衆化の状況が進行した現代社会だけではない。政治というものが社会集団のコントロールのための機能であるとするならば、過去のさまざまな政治機構は、それ特有のコミュニケーション体系のうえにかたちづくられたものとして理解できよう。H・ラスウェルやK・ドゥッチナなどが、現代の学的関

心から出発しながら、さらに手をのばして過去の政治体制をコミュニケーションの面からとらえようとしているのは、まさに右のような「政治」への認識に根ざすものとみななければなるまい。(Classwell, H.: Language of politics, 1949. Deutsch, K.: Nationalism and social communication, 1953)

おそらく封建社会には、封建社会の生産諸関係を反映し、かつその諸関係を強化するようなコミュニケーション体系、またコミュニケーション思想が存在したのであろうし、資本主義体制下のコミュニケーション組織が封建社会のそれとも、また社会主義におけるそれともちがった特有の原理ではたらしき、特有の機能を背負っていることは当然であるといえる。たとえば、「言論の自由」といったようなコミュニケーション思想ひとつとりあげても、それがすでにひとつの歴史的な刻印を押された思想であることをわれわれは知っている。

また、ひとつの社会体制だけをとりあげても、その体制のさまざまな局面について、われわれはことなつたコミュニケーション様式を想定できる。たとえば初期資本主義のコミュニケーションはプロテスタントの内面的探求の道具としての活字を中心の媒体とするものであったが、今日の段階の資本主義では、大衆の生活方式と照応する映像言語が主たるコミュニケーション方法になりつつあるとリースマンは言う。(Riesman, D.: The oral tradition, the written word, and the screen image, 1956)

おそらく、特定の局面の政治体制、あるいは政治思想についても、その体制なり思想なりをコミュニケーションの側面から考えることが可能であろう。ごく短期的な尺度で歴史を切れば、たとえば吉田内閣と岸内閣のコミュニケーション的相違を引き出す、といったような作業も不可能ではないと思われる。

ここでは、特定の局面——尺度的には中期的なもの——として、明治二〇年代のナショナリズムが共同研究のテーマとしてとりあげられる。この小論は、したがって、このナショナリズムという政治思想、さらに社会体制の成立を

コミュニケーション過程と民衆生活の関連において考察することを主たる目的とする。

以下の議論は、およそ三つの論点から成立つ。第一に、われわれは、ナショナリズムのコミュニケーション的基礎として「コミュニケーション市場」と仮に呼ぶものがいかにして生長したかについて考える。この成長なしには「国家」の觀念の大衆化は想像できないからである。第二に、われわれは、コミュニケーション・メディアとして、とくに当時の新聞について考える。あらゆるイデオロギーの社会的滲透にあたってマス・メディアが重要な通路であることは、さまざまな社会学的調査によってあきらかにされたところであるし、またその当時のマス・メディアは新聞にかぎられていたからである。第三に、われわれは、ナショナリズム期におけるコミュニケーションの特徴を考える。ラスウェルのいうように、社会構造はコミュニケーションのスタイルによって象徴されるところが少くないからである。

以下、順を追って考察をすすめることにしよう。

一 コミュニケーション市場の成立

明治二〇年前後のコミュニケーション環境は、日本近代史のうえでとくに注意すべきいくつもの重要な問題をふくんでいるが、一言でいうなら、この時期にいたって、日本ではじめて全国的な「コミュニケーション市場」とも呼ぶうるものが成立したということができる。

この集団はコミュニケーションによって成立する。ひとつの集団があるということは、そのなかで成育相互の「意味」

の交換過程があるということに他ならない。そういったコミュニケーションの流通領域を、わたくしはコミュニケーション市場と名づける。しかし、たまたまひとつの意味交換過程があったからといって、そこに市場が成立した、とは必ずしもいえない。交換される情報の量はその集団の成員の大多数に近似的な均等性をもって到達しうるほど大きくなければならず、また交換のスピードも成員にほぼ同時に到達しうるほど迅速でなかったら市場は形成されえない。明治二〇年までの日本は、こういった見地から考えるとき、おそらく地域的な小市場の集合にすぎなかったのではないかと思われる。もちろん、明治維新そのものがはっきりした「国家」意識をバックにした改革であり、それはコミュニケーション市場が、原則的には全国的ひろがりをもっていったことを意味するわけだが、それは、各府県知事が中央政府によって任命され、彼らと明治政府のあいだにコミュニケーション関係がむすばれた、という意味においてのコミュニケーション市場にすぎなかった。じっさい、行政面についてみるなら、地方の下部機構は、藩制を半ばうけつぎあらたな府・県制を半ばとりいれるといったような不安定な体制をかなり長いあいだとりつづけている。もちろん、明治二年には「四海一家之御宏謨被為立候二付、箱根始諸道閉門廢止被仰出候事」（「太政官日誌」）とあるように関所が廢止されて、物理的交通の封建的障壁は除去され、明治政府は全国的な道路網の建設にのり出しはしたが、この道路を利用するコミュニケーションのうち、もっとも早い通路が馬や飛脚によるものであった以上、中央から出る情報はおそらく不徹底に、しかも相当の時差をもって地方に到達せざるをえない。また明治三年に郵便規則が設けられ、これによって通信量はかなりふえている。しかし、スピードの点からいえばこれは「一時（二時間）五里ノ速度ヲ以テ達ス」るものであって、明治六年の記録によれば、東京・大阪間の通信は五日かかることになっている。

すなわち、コミュニケーションの流通量、速度から考えるなら、初期の明治社会は棒としての「国家」を原則的に闡明しながら、その組織的な内容において、「国家」としてのキメがかなり粗いものだったと考えることができるであろう。

このような、粗放なコミュニケーション網をより組織化し、国家の機能をより完全に近づけること、これがじつは明治国家にあたえられた課題のひとつなのであった。

さて、明治社会におけるコミュニケーション市場の拡大は、先ず日本の人口のすべてがその市場に参加できるような下地すなわち、受け手の側の態勢を整備するところからはじまる。その整備作業は義務教育制と軍隊というふたつの制度をとおして具体化されたと考えてよい。

いかにシムボルが中央の機関で製造されても、集団メンバーのあいだにそのシムボルの解読能力がないかぎり、共通のものとしての意味の流通は存在しえない。とりわけ、コミュニケーション通路が「文字」を中心とする時代には大衆の読み書き能力の有無が決定的な基礎条件となる。（D・ラーナーはさいきん中近東でのコミュニケーションの近代化を調査した。ここでは、すでに文字以外のメディア、たとえばラジオ、が文字以前に導入されたため、政治体制がきわめて特異なかたちに変型された、とその報告は言う。明治という時期のコミュニケーション手段が文字以外になかったことは、その意味からも重要だ。）(Lamer, D.: Modernizing middle East, 1957)

明治期の文盲率がどの程度のものであったかについての資料は欠けている。（全国的な規模で文盲率の調査がはじめて行われたのは昭和六年である。）しかし、集団の成員の側に読み書き能力がなかったら、国家という大規模なコミュニケーション市場の活動ははじまることができない。明治五年の学制は、この意味からすれば、すべての日本人にコミュニケーション市場への参加資格をあたえるものとして理解できる。

もちろん、学制は周知のようにさいしょから円滑に施行されたとはいえなかった。教育費の少なからぬ部分が父兄

にのしかかってきたし、年少労働者の問題がこれとからみ合ったから、学制にたいする反対の気配さえ一時はみられた。しかし、明治八年の小学校数が全国で三万四千にのぼっていたことを考えるなら、こうした集団教育で読み書き能力をあたえられたひとびとの数は、学制公布以前のそれをはるかに上廻ったであろうことが容易に想像される。

学制からもれた人口、すなわち義務教育をうけるチャンスを逃した人口のうち男子をうけとめてより統一的なシムボル操作を教えこむ組織はいうまでもなく軍隊である。

「国民皆兵」の徴兵令（明治五年）も、学制よりもはるかに強力な反抗運動にあった。だが、軍隊は学校よりも強制的であり、多くの青年は否応なしに軍隊生活をいちどは味わなければならなかった。とくに、明治一五年に免役規定が廃止されたからは、軍隊経験をもたずに青年期を過ごすことはむづかしかった。このような強制的集団としての軍隊は、ふたつの意味でコミュニケーション史上重要な意味をもつ。

第一に、軍隊は当時のもっとも近代的な設備、たとえば洋服、ストローヴ、電燈、ベッド、肉食、軍歌（洋楽）といったような生活条件を、農村出身者にあたえるというかたちで、中央文化の地方進出をはやめる役割をはたす。もっと誇張しているなら、軍隊生活の経験者は中央の尖端的文化を全国に普及させる、人間的媒体だったのである。コミュニケーション的には、彼らは軍隊言語に習熟し、この軍隊言語がいわば擬似標準語となつて日本ではじめての共通言語として全国的に流通するようになる。

第二に、軍隊は、兵士の読み書き能力を高度化し、また学制にもれた兵士にはその能力をあたえることによって、コミュニケーション市場への参加を促す。もちろん、右に述べたように軍隊がその内部でもつコミュニケーション体系（軍隊用語）は典型的なものである。しかし、軍隊は、兵士に「書ヲ読ミ文ヲ綴ルコトヲ覚エ」しめた『民権弁惑』かぎりにおいてやはり日本のコミュニケーション市場を拡大する有力な手段であった。（フランス革命後の軍隊が国

民文化のうえに果たした役割もこれと似ている。）

さて、このようにして、国民的規模でのコミュニケーション市場の下地、つまり国家的シムボルという点からみるなら「受け手」の地ならしがいちおう明治初期に完成する。だから、あとはシムボルがこれらの地ならしされた受け手に到達するための大量の、迅速な通路さえあれば、コミュニケーション市場は実質的に整備されるのだ。

その通路の形成される状況を検討してみよう。

先ず明治二年には、東京・横浜間の電信が開通し、乗合馬車が始まる。また、市内での交通機関として人力車が明治二年から多量に製造され、明治四年になると「東京の人力車数は日に増して二万五千に至れり」（『新聞雑誌』）というほどになった。人力車のみならず、車そのものも増加し、荷物の大量、迅速な輸送がはじまる。（江戸市内では荷車数は千六百余を定数とし、それ以上の増加は禁じられていた。）また、明治七年に新橋、浅草間にはじめられた乗合馬車、さらに明治一五年に開通した鉄道馬車が、市内交通を更に能率化した。馬車は、長距離の輸送用にも活躍し、貨物・郵便物はもちろん、乗客をはこぶ駅馬車もあった。大きな河川への橋梁の架設も急速に行われる。まさに述べた関所の廃止と、全国的な道路の整備が、これらの車によるコミュニケーション量の増加をさばくために必要な条件だったことはいうまでもない。（イギリスでは市民革命がおわったころ、やはり道路の大規模な改修が行われた。またフランスでも革命の前年、一七八八年、フランスの舗装道路は一万二千マイルに及び、その質はきわめて優秀であった。）

しかし、道路をゆく馬車は、その輸送量においても限界があり、全国的コミュニケーション市場をつくるための網としては貧弱である。交通の劃期的な発展はやはり鉄道の出現をまたねばならなかった。

鉄道は明治五年に新橋・横浜間が開通したのははじまりであるが、明治二〇年前後になってはじめて鉄道幹線がお

よそで上がった。(明治二二年には鉄道一千哩、三九年には五千哩の祝賀会がひらかれた。)
 鉄道はふたつの意味でコミュニケーション市場をひろめる。

まず、経済的交流がこれによって飛躍的に高まる。地方の物産は鉄道ができてから迅速に現金化されるようになり、地方中小都市の発展がこれによってうながされた。とりわけ、東北線の開通によって関東へ東北からの物資が大量にはこばれるようになると、仙台では魚類、福島では薪炭の価格が急騰したりした。また逆に、東北地方ではこの時期になってはじめて関東の果物が紹介された。つまり経済面での、厳密な意味での全国市場は鉄道によってはじめて成立したのだ。日本社会のじっさいの末端機構たる「村の姿は江戸時代と殆ど変らないままで明治二〇年代までつづいて」いた。(和辻哲郎「わたくしの生れた村」『中央公論』57・2)。つまり、いかに中央の政治・文化が眼まぐるしく歴史をつくっていても、下部の末端的集団ではほとんど無風帯に近い状態がかなり長いあいだつづいていたのである。

第二に、鉄道は、人間の物理的移動を迅速・容易にするというかたちでコミュニケーション市場をひろめる。品川横浜間が開通したときは一日三往復であったが、この短区間でさえ一日二千人ないし三千人の乗客があった。明治二三年の第三回内国勸業博覧会の折には、新橋駅の一日の乗降客は一万人に達したし、またこのときにはじめて学生の団体旅行もみられるようになっていた。

さらに、旅行そのものが日常化するという現象が二〇年代になるとあらわれてくる。明治二一年の夏には、江ノ島・鎌倉へ相当数の避暑客が運ばれたという記録があるし、また二五年からは、上野・日光間の観光列車が定期的に行きわたるようになった。このように鉄道は、日本の文化の均質化および日本の人口の自由な移動を可能ならしめた重要なコミュニケーション史上のできごととなる。

年間郵便物取扱量の変遷

	書	状	葉	書	新聞雑誌	書	籍
明治7年	16,732,000		0		2,629,000		0
明治16年	49,207,000		32,894,000		15,226,000		3,042,000
明治25年	70,992,000		126,454,000		52,178,000		4,716,000

人口の自由な移動といえ、東京市内の貸家が畳・造作付のものになったのも明治二〇年ころのことである。それまでの家屋では畳・造作は家具なみに家とは別のものではなかった。したがって家の引越にあたっては建具まで持ちはこばなければならぬ。このことは逆にいえば人口の物理的モビリティがきわめて低いということを意味する。造作付きの貸家があらわれるというのは、やはりモビリティ(いわゆる社会的モビリティではなく、物理的な移動性という意味で)の高さと関係すると見るのが妥当なのではあるまいか。

柳田国男氏によると「日本婚姻史における明治時代の一つの著しい傾向」は遠方婚姻が普及したことである。それまで、村の婚姻は村内婚がふつうであった。だが、第一に人口の不均衡を地ならしするために、第二に村の生活の封鎖性がゆるんだために、村落のそとの世界との婚姻がさかんになってきたのだ。これらふたつの現象も、やはりコミュニケーション圏の拡大を前提としている。

また、ひとびとのあいだの社交(Sociability)一般も明治中期には中のひろいものとなってくる。年賀状の交換が年中行事のひとつになったのが明治二〇年である、ということなども、社交圏拡大のひとつのあらわれとみるべきではあるまいか。

郵便によるコミュニケーションの拡大の過程は上の表によってもっとも雄弁に物語られている。

この表からわかるように各種郵便物の流通総数は一六年から二五年のあいだに飛躍的に増

大しており、とくに葉書という媒体が、個人間コミュニケーションの大衆化を早めた。

郵便よりもはるかに速度のはやい通信機関に、電信があった。電信機は、すでにペリー来日の献上品のうちにふくまれていたもので、明治三年六月の「太政官日誌」に「差向東京ヨリ長崎迄ノ間」の電信の「建造方速ニ取計可申事」とあるが、さまざまな技術的障害が多かったために、その建設事業はなかなか進まなかった。全国的な電信網がほぼ確立されてきたのは、遠距離通信に必要な二重碍子が改良された明治一六年以後のことである。一八年五月には全国均一の料金制が実施された。だが、電報の最大の利用者は政府機関であったから、それが全国的規模で活用されたとはいえない。じっさい、新聞社でさえも電報によるニュース獲得に力をそそいだのは明治二〇年以後のことである。明治二二年大阪毎日の主筆となった渡辺治は、「在東京の特派通信員をして爾今は惜し気なく」電報を使わせ「東京電報を以て紙面の特色」にしよう、といっているが、資本金五万円の新聞社にとって、一本数百円の東京電報はかなりの負担であったであろうことは容易に想像できる。（『毎日新聞七十年』）つまり、電報という通路は大衆的には殆ど使われないものだったのである。（新聞電報規則ができて、新聞電報の料金が安くなったのは明治三八年のことであった。）

もうひとつの通信手段たる電話はどうか。電話は一七年から官庁用に使用されはじめたが、初期には技術的に不備であったため、一般に実用化するのには明治二三年からだ。しかも明治二五年の加入者数は全国で千五百人、二六年に二千六百人であるにすぎないから、これも大衆の通路とはいえない。

だが、道路、鉄道、電信、電話などは、日本のコミュニケーション市場を拡大し、市場の組織は深く統合する重要な通路であった。

このようなさまざまな条件が明治二〇年前後の日本のコミュニケーション環境である。すなわち、義務教育制、軍隊といったあたらしい集団的教育制度によって大多数の日本人はコミュニケーション市場への参加資格をあたえられ、さらにさまざまな通路がその市場を完成してゆく。いわゆる文化的コミュニケーション、すなわち、制度や慣習が全国的に統一されてゆくのは、まさにコミュニケーションの全国市場形式と同義なのだ。日本の各地域文化が「サブ・カルチャ」として、「日本文化」のなかにくみこまれてゆく過程は個別的な家庭生活調査からもうかがうことができる。以下、生活調査のなかにそれを拾ってみよう。

I 島根県 岡家のケース

明治一四年には石油が使用される。人力車が利用され、マッチ、コウモリ傘が購入される。明治二四年になるとハガキも求められている。

II 神奈川県・富沢家のケース

明治一三年、ぶどう酒購入、シャボンが相当に使われるようになった。正月には写真を撮り、年間五五銭の郵便代を使っていく。またこの年から「朝野新聞」購読。書籍を六円三八銭買っている。三月には東京へ汽車でゆく。二三年になると郵便代は一二円一五銭。またこの頃には洋服、時計が使われている。

III 神奈川県・原家のケース

明治一二年には、金平糖、かすてら、などが消費されている。同年三月には娘の嫁入仕度のため上京して買物をしたり、洋酒を求めたりする。年間の人力車利用は一三回にのぼる。一七年には「絵入朝野新聞」を購読。

IV 福島県・高木家のケース

明治二三年、帽子やシャツがはじめて購入される。布類も買い求められている。

これらの記録（『明治文化史』生活編より引用）は、いずれも当時の地主階級にぞくする富裕な家庭のケースであるから、一般庶民の家庭生活がこれに代表されるとはいい難い。しかし、国家の末端機構たる村落の生活のなかに中央の文化が徐々に滲透してきていることは、こういった記録をつうじておおよそ察しがつく。村のなかでの経済的・コミュニケーション的自給自足的封鎖体制がとかれ、現金による外からの商品の流入が大規模にはじまったのだ。（たとえば、村落のなかでの自家用の手織りの布地は、明治二〇年にほとんど姿を消す。）

明治三〇年ごろの村の生活を、文化の均質化という点からみると次のようになる。「国旗は毎戸一本あり、手習机、時計・寒暖計は三分の一が備えている。客人用の煙草盆・火鉢・座ぶとん・茶器は大抵所持している。洋傘も大い持っている。十戸の中半ばは帽子があり、三十戸に一人は外套を所有している。」（神奈川県足柄郡金田村のケース）

以上が明治二〇年代前半の日本のコミュニケーション環境である。明治五年の新学制を通過したさいしょの世代はこの時期にはすでに成年に達して社会的活動の中核になろうとしている。（わたくしは、世代論をあまり重視したくないが、ここに出てくる世代が「明治の子」であることにはいちおう注意を向けたい。）そして、これまでにみえてきたように、日本のコミュニケーション市場を形成する通路の網の目がこの時期にほぼ確立してくる。

だが、鉄道や電信という通路の存在はメッセージの大量、迅速な伝達には役立つが、それ自体、統一のシムボル、すなわちここでは国家主義のシムボルを運ぶものではない。郵便や電報のもたらすメッセージは、その内容にかんするかぎり無規定的である。

そこで、次の問題は、コミュニケーション市場のなかで、国家的関心をそだてるのにもっとも有力だったと思われる、新聞の状況である。

三 商業新聞の確立

前節でみたように、明治二〇年という時期は、日本のコミュニケーション市場がいちおう完成をみせたときだ。つまり、日本人の連帯的な集団意識はこの時代に成立するのである。だが集団意識は、共通のシムボルをもつとき、いよいよ明確な姿であらわれてくる。この節では、ナショナリズムをコミュニケーション市場のコントロールという側面から考えてみたい。

明治政府はコミュニケーション市場の統一的コントロールに深い関心をつねに持ちつづけた。これまで述べたことからあきらかなように、明治政府は、まず主要なコミュニケーション通路を自己の支配の通路として確保しようとする。何よりも、コミュニケーション通路の根幹的なもの（鉄道・郵便・電信）は、国営のものとして出発した。とくに電信・電話はその使用をもほぼ独占していた。

文化的統一のほとんどすべてのごときは政府権力のうえで遂行される。たとえば、国旗を毎戸がかかげるようになったのも上からの強制である。明治一三年の天長節に「警察の力で家々に国旗を立てさせなければならぬ」悲しむべき有様をベルツは観察している（『ベルツの日記』）。いうまでもなく、国旗は国家のもっとも直接的・情緒的なシムボルのひとつである。だがそのシムボルへの心理的擬集が自発性においてなされずに、強制によってなされたことは注意されてよい。このコミュニケーションのスタイルはあとでみるように、ナショナリズムの性格との関連においてとくに重要である。

政府によるコミュニケーションのコントロールは、新聞というマス・メディアとの関係においてとくにいちじるしく見ることができるが、その問題に立ちいるまえに、明治中期の新聞の事情をやや詳しくふりかえてみよう。

今日われわれが考える意味での新聞、すなわち、鉛活字を使用して印刷された新聞が、わが国でいけばんさいしょにあらわれたのは明治三年一二月に発行された「横浜毎日」であった。それから十数年のあいだ、新聞ははげしい浮沈をかさね、またいくたびとなく弾圧をうけながらも次第に発行部数をふやしてゆく。だが、この間の事情はこの報告の主題からは外れるので、ここでは論じない。

十年ほど新聞史をとばして、まず明治一四・五年ころの新聞事情から出発することにしよう。二〇年代の新聞を考えるにあたって、ちょうどこのあたりが前史の出発点として適当であるように思えるからである。

何よりも、この時期の新聞を特色づけるのは、ちょうどその頃成立しはじめた諸政党と、新聞との結合、すなわち新聞の政党機関紙化という事情である。各政党と新聞とのつながりは次のようなものである。

帝政党 東京日日、明治日報

改進黨 郵便報知、朝野新聞（成島派）

自由党 朝野新聞（末広派）自由新聞

中立 時事新報

これら有力新聞はいずれも多かれ少なかれそれぞれの政党の利害を代弁したが、とくに極端な例として「東京日日」の場合がある。「東日」は福地源一郎によって主宰されていたが、福地はもともと「東日」を政府機関紙とすることを自ら求め、「御用新聞」と呼ばれることを甘んじて受けていたといわれる。これはかれが明治四年の外遊以来、木戸と密接なつながりをもちつづけていたことと関係するのだが、すでに西南戦争の頃から、かれは政府部内で

特別待遇をうけていたようである。「東日」を官報化するというかれの念願は、しかしながら何回となく行きづまり、結局は失敗におわる。そして、その失敗の結果として、かれは丸山作樂・水野寅次郎とともに、自ら「帝政党」を組織するに至ったのだ。したがって、「東日」は帝政党の機関紙、というよりも、むしろ福地源一郎を媒介として

「東日」すなわち帝政党という極端な政治化がここに生れたのである。（川辺真蔵『福地桜痴』三省堂・昭和一七年）

しかし、このように極度に政党色の濃厚な新聞が商業的に成功しうる基盤は存在しなかった。とりわけ板垣退助の遭難事件についての記事は「東日」の失敗を決定的にした。すなわち、帝政党の代表たる「東日」は、自由党総裁の遭難を、板垣の非から生じたものだ、と論じて次のように書いた。

「頃日某政党の領袖たる某君が、東山道某地に於て演説せる語中に、日本人代理〇〇君云々と憚る色なく申されたり……其〇〇君とは主上の御名なれども憚りて之を〇〇とせり」

この記事は、早速自由党員の注意するところとなり、ついに「東日」はそれが「無根虚構の報道」であることを認め、その謝罪広告を紙面に掲載せざるをえなくなった。そのうえ中立紙たる「時事」もこの記事を暴論として非難したから「東日」の権威は完全に失墜し、その状態は明治二〇年、福地がその職をはなれるまでつづく。

「東日」の敗北は、発行部数の面からもきわめて明確に読みとることができる。すなわち、一三・四年の一万二千部というのが「東日」の頂点であって、一八・九年には七千部ほどにまで凋落した。

新聞の露骨な政党化の渦中に、「政党以外に立って社会を指導する必要」（小野秀雄『日本新聞発達史』）を感じてあらたに刊行された新聞があらわれた。それは福沢が明治一五年三月に発刊した「時事新報」である。「東日」の没落後のメディアとして「時事」はいちじるしい発展をみせる。あとでみるように、ある意味では近代型ジャーナリズムの原型は「時事」にはじまる、と考えてよいのかもしれない。

しかし、政党機関紙時代について、ひとつだけ重要なことがある。それは、おなし機関紙でありながら、政府側の代弁新聞が、たとえば「東日」のように営業的に不振であったのに対して、民党系の新聞のほうはかなりの読者を獲得していた。ということである。当時の新聞読者構造がこんにちのそれとちがって、ほとんど学生と知識人から成立っていたことがこれと関係すると思われるが、それにしても、政府与党のプロパガンダよりも野党（とくに自由党）の側からの逆プロパガンダ (counter-propaganda) により多くの魅力が感じられていたということは民権思想がかなりの程度まで大衆的な支持のうえに立っていたことを物語るものであろう。また、「中立」をかかげる「時事」や「朝日」（大阪）も、どちらかといえば民党に好意的な報道をつづけていた。

すなわち、明治一〇年代後半の新聞は、極度に政治化しながらも、この「政治化」の内容は反政府という意味での政治化であり、したがって当時の新聞一般は、逆プロパガンダの通路という性格を示していた、とみてよいであろう。しかしながら、多かれ少なかれ逆プロパガンダの媒体となりつつあった新聞は、続々と挫折する運命にあった。ひとつには、革命化した自由黨員と、それにたいする弾圧（福島事件・群馬事件）と、自由党の解党によって、新聞発行のための基礎が失われたという事情もあるが、同時に新聞プロパーの問題としても、政府による干渉は苛酷をきわめたものであったらしい。

第一には、政府は府知事・県令にすすめ県費を以て官権新聞を保護させたり、既成新聞を自分の側に買収するといったかたちで、政府側のコミュニケーション通路を拡充することを考えた。しかし、この企てはあまり成功しなかったようである。たとえば一五年五月、島根県会はその予算審議にあたって、警察費のなかにふくまれる新聞（購入）費目への支出を否決した。

第二の方法は、既成の民権新聞を弾圧するというやり方である。民権新聞は次々と発行停止処分をうけ、それにたいする抗議集会は集会条例の追加というかたちで解散を命ぜられた。「高知新聞」（自由党系）のごときは、六回の発行停止を命ぜられ、ついに一五年七月には禁止処分をうけ、それは、数万の民衆による「新聞埋葬式」で幕をとじた。明治一五年に禁止された民権系新聞は「高知新聞」の他に六種あり、さらに発行停止は八十数回に及んだ。弾圧は明治一六年四月の新聞条例改正によって更に決定的なものとなる。

この改正の要点は、(一) 内務卿の権限によって発行停止された新聞のうち「其情重き者は印刷器を差押ふることを得」る、という罰則（第十六条）(二) 数種類の新聞を発行する新聞社は、そのうち一紙が発行停止処分をうけたとき、他の新聞も発行できず（第十七条）また「禁止せられたる新聞の持主、社主、編輯人、印刷人は禁止の日より二年間、持主、社主、編輯人、印刷人となることを得ず」（第二十四条）という規定、(三) 陸軍卿、海軍卿、外務卿は、それぞれの所管事項について新聞記事の禁止を命令しうることになり、この場合にも「其情重きものは印刷器を没収」するという規定（第三十四条）以上の三点である。

これによって、いったん発行禁止をうけた新聞は事実上再起不能になったし、たとえば東京のばあい、新たな新聞創刊に千円の保証金を納付しなければならぬという規定（第八条）は、新聞発刊の行為自体を非常に困難なものにした。

新聞の発行総部数を歴史的にたどってみると、この弾圧がいかに強力なものであったかがわかる。すなわち、全国年間新聞発行総部数は、一四年に六千四百万、一五年五千九百万、一六年五千七百万と減少し、一七年から回復しはじめするが一八年の六千二百万もまだ一四年の部数を下まわるものであった。

明治二〇年にはいる直前の日本の新聞の事情はおよそ右のとおりであった。さて、二〇年代は、政党機関紙として苦い経験を味わった諸新聞があらたな体制をきざし上げてゆく時期である。

転する。政党新聞の時代には編集された新聞を売ることが新聞経営であったのに、こんどは売れるように新聞を編集することが経営の原理となるのだ。この経営原理の第一は、従来あった「小新聞」のスタイルを延長することである。すでに明治一九年、「大新聞」と別個に娯楽本位の小新聞として存在していた「読売」や「やまと」は新聞小説をつけたり、講談を連載したりして紙面の一新をこころみた。小野秀雄氏は、明治二〇年前後の小新聞を「第二期の小新聞」として、それ以前のものとは区別しておられる。「時事」や「報知」は、たとえば活字数をふやすとか、平易な文体を使用するとかいったかたちで「小新聞」から多くのものを吸収した。

その結果として、従来の「大新聞」「小新聞」の境界線があいまい化し、二者が融合するようなかたちが出来たのだ。「時事」は一八年一月から、新聞用紙に桃色の紙を使用し、商品としての注意をあつめるための工夫をこらしている。(アメリカでの「黄色新聞」「Yellow Journalism」は、一八九五年すなわち明治二八年に誕生した。福沢のこのころみは、それよりちょうど十年まえに行われたわけだ。)

料金の引下げ、特約店制度などが成立したのも时期的には明治二〇年前後のことである。一言に要約していえば、ほぼ明治二〇年から二五年のあいだに、日本の新聞は商業新聞としての態勢をととのえ、その意味では現代の新聞のスタイルの基礎を完成したといってもよいであろう。

さて、以上のようなメディア側の変化は当然読者のがわにも変化をおこさせる。すでに前節でみたように、さいしよの学校教育をうけた世代が二〇年代には日本社会にくみいれられてきており、そのことは「読む習慣」が大衆的に日常化したことをわれわれに充分推測させる。新聞が商品となり、活字印刷物が大量生産のルートにのることができるようになったのは、ひとつにはこのような読者層の拡大と関係しているのであろう。

また、前節で論じたように、すでにコミュニケーション市場の地ならしと主要通路とは二〇年までにほぼ完成する。商品流通の規模と速度が拡大された結果、農村が現金による経済活動に参加しはじめ、新聞を購読するようになり、さらに新聞輸送を可能ならしめる鉄道、郵便制度も普及している。おそらく、農村でも、たとえば農産物価格に関する情報をこの時期の新聞が取扱いはじめたことから、購読の意欲が深まったのではないか。

当時の発行部数に関しては次のような記録が残されている。

一二月(明治二二年) 中警視庁三届出テタル東京府下ノ刊行ニ係ル新聞雜誌配布高ハ左ノ如シ	
毎日新聞	(発行数) 二〇五、一六五
読売新聞	三三〇、三四六
朝日新聞	二二七、四二四
日日新聞	三〇四、三三四
やまと新聞	五五九、九八五
絵入朝野	三八〇、四四七
時事新報	三三四、九九八
郵便報知	五二一、三二六
(この他に四十二種あるがいちいちここではあげない)	
合計四十五種	四、五一四、七〇五 (「官報」明治二二年二月一日)

すなわち、一日当りの総発行部数は一五万部くらいと見てよいであろう。この数字は東京で刊行されたものに限ら

れているから、この他各地方での新聞を考慮にいと、相当の滲透度をもって新聞がよまれていたであろうことがわかれるのである。

このように、今日の商業新聞の原型は明治二〇年代の前半に用意されるのだが、この商業新聞の確立は、逆プロバガンダの通路としての新聞という前時代の機能を捨て去るときにはじめて可能だった、ということにもわれわれは注意しなければならぬ。新聞条例は依然として効力をもっていたし、いわば政府のコントロールによって、新聞の非政治化が促されたという解釈さえ、ある意味では成り立つ。

これを裏書きするように、明治二二年の条約改正問題をめぐって、発行停止処分をうけた新聞は、ほとんど地方小新聞にかぎられていた。「報知」「東日」「毎日」などの有力紙は、たとえば憲法発布の号外競争には力をいれながら条約改正には中立的あるいは賛成の立場を示した。すなわち、逆プロバガンダは、地方紙の一部にくすぶりつづけただけであって、有力新聞はことごとく非政治化、商業化の道をたどったのである。

「日本新聞」がその発刊の辞に「時の流行を追ひ俗の嗜好に投じ、昨是非毫も定見あるなく、恣に文筆を弄して只管読客の意を迎へ以て自ら政党外に中立すと称するもの亦新聞紙たるの職分に欠くる所なき歎……」と書いたのは、非政治化しつつあった有力紙の姿を物語るものに他ならない。「日本」は条約改正問題に関して明治二二年、再度にわたって発行停止処分をうけている。

新聞の商業化は、新聞自体の歴史からいえば、必然的な発展の結果であった。しかし、それは同時にマス・メディアの中和化をもたらし、そのことによってコミュニケーション環境ぜんたいが同調性の原理でうごくような可能性も用意されたのである。

三 二〇年代ナショナルリズムのコミュニケーション的側面

さて、以上のようにして、新聞は全国的コミュニケーションのメディアとして、明治二〇年代の前半にほぼ確立する。鉄道網、郵便通信網の完備がこれを力づけ、シムボルの全国的な流通量・流通速度はいちじるしく増大する。

このことは、おそらく「国家」意識の大衆的滲透をもたらすであろう。地方の僻村の民衆にいたるまで、情報を直接的な経験世界のなかだけでなく、活字をつうじて求めることを可能にしたであろう。コミュニケーション手段の完備によって日本の民衆は国家というレベルで自分を位置づけることができるようになったのである。もし、ナリズムが思想家の思想、政治の思想であるにとどまらず、民衆の思想ないし、生活感情としても存在したとすれば、右のような状況はきわめて重要な意味をもつであろう。

しかし、このようなコミュニケーション手段の技術的側面と、それらの手段の具体的な使用方法、社会的機能とは別にきりはなして論じられなければならない。ここでは、二〇年代のナショナルリズムとの関係を考慮しながら、当時のコミュニケーションのスタイルと機能について、ふたつの側面から照明をあててみたい。

コミュニケーション手段の使われ方についていえば、第一に二〇年代の日本ではラスウェルのいう「専制主義的」スタイルがいちじるしく組織化されてきたという特徴がある。ラスウェルはつぎのように言う。「非民主的ルートは優越性を要求するから、階等の垣根で距離感と高さとを構築しようとする。シムボルやサインは、この距離感をつくるための道具に他ならぬ。したがって専制主義の特徴的スタイルは効果対照的である。命令が下され従順が強制される。」(Laswell, H.: *Style in the Language of politics.*)

ラスウェルはその例としてジョージ五世の布告文を引用しているが、この効果対照的クスタイルは日本では「勅語」の形式をとった。「国会開設の詔書」「軍人勅諭」というかたちで、すでに一〇年代の半ばから頻発されている天皇の名による布告、すなわち「詔勅」コミュニケーションは「教育勅語」にまで発展した。まさにそれは天皇と民衆の「距離感」をたかめク命令クとク従順クをその不可欠な機能としてともなうコミュニケーション形式であったといわねばなるまい。

また、「階等の垣根」をつくることも、華族制度、官僚秩序の編成というかたちで以前から行われていたし、明治二一年には旭日桐花大綬章、宝冠章、瑞宝章、大勲位菊花章頸飾、の「勲章」が制定され、それによって階等秩序はさらに強化された。

これらのコミュニケーション・スタイルは言うまでもなく天皇制のむき出しのシムボル使用を生命とするものであって、これによって天皇制国家という「国家」観念がますます強められることになる。まことに「国家」意識の大衆的な滲透と書いたが、その「国家」とは天皇を中心においた「国家」であり、「滲透」の仕方は「専制主義」的コミュニケーションによるものに他ならなかったのである。まねにみたように、電話、電信というコミュニケーション・メディアさえも、官僚・軍隊・警察をほとんど独占的な使用者として出発したのであった。商業化した新聞さえも、じつはきびしい諸規則の枠内での自由をもったにすぎなかったのだ。

したがって、二〇年代のナショナルリズムをコミュニケーションの側からみると、その基底に天皇制という制度に凝結するコミュニケーション・スタイルを無視することはできないであろう。

おそらく、新聞を通じてのプロパガンダより、もっと威圧的で、説得的なのは勅語ルートのコミュニケーションであった。というのは、天皇を発信人とする情報は、パースナルなコミュニケーションの連鎖として日本ぜんたいに到臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

「凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉戴シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラザルベク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時達しうるような工夫がこらされていたからである。たとえば「教育勅語」のばあい、公布の翌日、文部省は訓令を發して「公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムベシ」といい、また勅語にそえて文部大臣の次の「訓示」も各学校に配布された。

及ビシニヨリ、爾來華族、各府県ヨリ陸統海防費献納願出シ云々」(「時事」明治二十二年二月十日)

天皇↓総理大臣↓府県長官、という天皇制官僚間のコミュニケーション網は、おそらく末端に丸山真男氏のようなモール・マスターズをおいて、迅速、有効に作用する。その徹底の仕方はマス・メディアの比ではなかったのだ。勅語コミュニケーションの無條件的権威は次のようにも使用される。

「鈴木万次郎君は壇に上れり、喧雑の中に其唇を開かんとする一瞬時、議長背後の鬨を排し忙しげに来る書記官、一封の書を議長に送る。議長は之を披て一閱、徐に起つて万次郎君を制し、詔勅ありと告ぐ。詔勅々々、議長の唇端を洩れ来るもの又も十四日間の停会。」(「東日」明治二十六年十二月三〇日)

これは、第五議会ででの再度の停会の詔勅が出たときの模様だが、かつての日本社会では詔勅というメディアは他のあらゆるコミュニケーション形式、すなわち天皇シムボルの国家機関による使用によって先ず特徴づけられる。天皇制シムボルの滲透は、マス・メディアからでなく、むしろ詔勅ルートによって進行した。それは、マス・メディアによるよりも、はるかに有効な通路だったのである。ナショナリズムの大衆的観念は、まさに天皇制の観念を核として成立し、国家のイメージは天皇のイメージとかさなり合って大衆のなかに根をおろした。

それでは、ナショナリズムの問題とマス・メディアは無関係であるのか、新聞は、大衆思想としてのナショナリズムと無縁であったのか。決してそうではない。何よりも重要なことは、多くの新聞読者が新聞を読む行為をつうじてリースマンの言う「心理的モビリティ」を獲得したということである。直接経験の世界だけに情報を求めていた農民が、新聞や書籍を読むことができるようになるや否や、生活志向を急激に変え、文字シムボルによって地理的に離れたこととなる文化のイメージを持つようになったことは、ズナニエッキの古典的な文化社会学が教えるところだが(Znaniecki and Thomas, *The Polish Peasant in Europe and America*, 1927)、それに似た変化は、新聞をはじめ読みはじめた広汎な日本の民衆についてもみることができないのではないか。

おそらく多くの民衆は、勅語のコミュニケーションによって天皇制国家の国家意識をもつと同時に、新聞をつうじて、日本のそとがわの諸文化の存在を教えられ、それらの異文化のあいだを、心理的に移動しうるようになったのである。つまり、国家意識の成熟は同時に、その国家の文脈としての世界意識とららはらの関係におかれている、といってもいい。したがって、ナショナリズムは、一方では天皇制シムボルへの結集、他方では、世界文化の文脈のうえでの日本の確認というふたつのコミュニケーション的側面をもつ。そしてこの後者については、当時の唯一のマス・メディアたる新聞が大きな役割をはたしたのではあるまいか。

ここでは、ごく簡単な、新聞の内容分析をつうじて、右に書いたような意味での、ナショナリズムの大衆的形態の第二の面、すなわち、外国文化にたいする態度の問題をさぐってみることにする。

先ず次の表を参照していただきたい。

この表は、日本の新聞が外国文化ないし外国人にたいして示している態度を、明治一〇、一一、二五の三年度について、分類したものである。準拠した「新聞」が『明治編年史』であるため、さまざまな傾向の諸新聞がここでは區別されておらず、また『編年史』編者の選択という重大なバイアスが加っているから、この数字はごく一面的とも考

年度 主題	M 10				M 21				M 25			
	F	U	N	Total	F	U	N	Total	F	U	N	Total
外(外国)	—	3	8	11	—	—	4	4	—	—	2	2
人(外人)	—	—	5	5	1	2	3	6	1	—	—	1
独(独逸)	1	—	—	1	—	—	—	—	4	—	1	5
支(支那)	—	—	1	1	—	1	—	1	—	1	2	3
米(米)	—	—	—	1	3	—	4	7	3	—	—	10
英(英)	—	—	2	2	—	—	4	5	1	—	—	1
露(露)	—	—	1	1	—	—	1	1	—	1	—	2
韓(韓)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印(印)	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
ラ(ラ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
ブル(ブル)	2	4	17	23	6	3	16	25	9	3	13	25

えられうるが、もし右の二つの要素を、いちおうランダムと見ることが許されるとするならば、われわれはいくつかの解釈をこの表にたいして下すことができる。それを次に要約しよう。

(この表のうち、略号Fは、「好意的」、Uは「非好意的」、Nは「中立的」な論調であることをそれぞれ示す。すなわち、たとえば明治二一年度に、フランスについて言及した新聞記事六件のうち、一件は好意的、二件は非好意的の三件が中立的というふうはこの表は読むことができる。)

(1) 一〇年、二一年、二五年と時代がすすむにつれて、外国文化はより細分化されて認識されるようになった。すなわち、明治十年には総件数二三件のうちそのほぼ半数にあたる一件が「外人」一般ないし「外国」一般という、抽象的あるいは未分化なカテゴリーで論じられたのに対し、二五年には、その一般的「外国」への言及は総件数二五のうちわずか二件であるにすぎない。すなわち、「外国」をさまざまな国に分化させる認識方法がすすんだのだ。

(2) 言及される外国を個々の国別に見ると、「外国」の代表例がフランスからアメリカへと急激に変化していることもひとつの特色である。つまり主たる交渉相手国が、だいたい明治二〇年を境にし

てヨーロッパからアメリカへと、少なくとも新聞のうえでは移りかわったのである。

(3) 態度の側からみるならば、全体的にいつて、中立的な報道の仕方が減少の傾向を示し、好意的、非好意的の別を問わず、何らかの価値判断を外国文化についてふくむようなかたちで言及することが多くなってきた。すなわち、それぞれの社会・文化についての事実命題としてでなく、価値評価をふくんだ命題として、外国が言及されはじめてきているといつてよいであろう。

まえにふれたように、この表の数字は、決して信頼度のたかいものではない。したがってこれらの諸数字によつて、これ以上のことを推論することは差控えておきたい。おそらく、当時の新聞の、より精密な内容分析が将来行われることによつて、はじめて、さらに多くの推論の手がかりがあたえられるであろう。これは少数例による、ひとつのころみに他ならなかったのである。

さて、以上の論述を要約するとどういうことになるか。コミュニケーションの側面に関するかぎり、二〇年代のナショナリズムは天皇制の問題ときりはなして考えることはできない。天皇制シムボルの全国的流通は、マス・メディアではなく、勅語・勅諭という特殊なメディアのうえできわめて有効に行われた。(本稿では言及できなかったが、マス・メディアのうえでもちろん天皇制シムボルは少なからず使われた。ただ、そのシムボルの徹底に関しては勅語ルートのほうがより重要であつたように思われる。おそらく、このコミュニケーション形式は、他の近代国家には見当らない形式のものである、という点からも重要な問題であろう。)そして、その結果として、民衆の生活感情としてのナショナリズムは、天皇制国家の漠然としたイメージとかさなり合うものとなつた。(第二節にみた、国旗というシムボルの滲透過程もこれと関係する。)「専制主義」的な人間関係の連鎖、および独占的な基礎コミュニケーション網がそのために活用された。

他方、マス・メディアは、海外情報と、その評価を全国的に流通させることによって、民衆の心理的モビリティをたかめ、そのことによって、いわば「国家」意識は向自的なものとして定着されるようになった。

ナショナリズムとコミュニケーションの問題は、しかしながら、右につきるのではない。二〇年代の新聞、とりわけ新興紙たる「国民」や「日本」の内容についてはコミュニケーション理論のがわからず精密な内容分析が行われなければならぬであろう。そして、これらさまざまなコミュニケーション条件の渦が、これにつづく明治三〇年代にどのように統合され、どのような文化をつくりあげたかが、こんごの研究課題として残されている。本稿は明治二〇年代の日本のコミュニケーション状況と、その機能についての荒削りなスケッチに他ならなかったのである。

編者あとがき

私たちは昭和二十九年四月に京都大学人文科学研究所日本部内に研究班をつくり、「明治社会の研究」というテーマで共同研究をつづけて来た。昭和三十三年三月に一おう日清戦争までの概観をおえたので、それを機会に、テーマをこの期間に於けるナショナリズムにしぼってまとめてみたものが本書である。ここではナショナリズムという言葉をも、国家主義・国民主義・民族主義などを包含する類概念としてつかっている。ナショナリズムという言葉がこの意味につかっていたのは、この様なものが明治前半期の国民意識の基調をなしていたと考えたからである。当時の日本社会の諸現象はこの基調との結びつきを考えずには説明出来ない。しかしまた、このナショナリズムも明治二十年代になると色々な型に分化し、それぞれの型はたがいに共通面を持つと共に相異面・対立面を持って来た。従って、その点に注意して諸現象との連関を考えなかつたならば、諸現象の説明は平面的なものになってしまふであろう。それで私たちは、どの様な型のものが、どの領域に於いて、どの様な形ではたらいたかという点に主眼を置いてこの時期のナショナリズムを分析してみたのである。もちろんそれについても多くの問題が論じ残されている。現在私たちの研究は日清戦争後の社会に移っているが、日清戦争の後に国民生活が急激に分化・変化・発展したことを見るにつけて、私たちは絶えずそれらの問題に立ちかえってそれらとの連関をしらべる必要にせまられている。今後の研究の一つの踏石として一おう本書を世におくる次第である。

昭和三十三年八月

坂田吉雄

明治前半期のナショナルリズム

1958年9月30日 第1刷発行

編者との
了解で検
印を廢す

◎定 価 480.00

編 者 坂 田 吉 雄

発行者 西 谷 能 雄
東京・文京・表町

発行所 東京都文京区表町78

株式会社 未 來 社

電話(92)6966・(929)0454
振 替・東 京 87385

(印刷者・杉浦義人・三協印刷株式会社)

落丁・乱丁には責任を負いません(富士製本)

丸山真	男著	現代政治の思想と行動	上二八〇円 下三五〇円
石母田	正著	古代末期政治史序説	上四五〇円 下五五〇円
石田	雄著	近代日本政治構造の研究	四五〇円
石田	雄著	明治政治思想史研究	四八〇円
菊池謙	一著	アメリカ黑人奴隷制度と南北戦争	七〇〇円
菊池謙	一著	アメリカにおける前資本制遺制	七〇〇円
羽鳥卓也	著	近世日本社会史研究	四〇〇円
石川郁	男訳	封建農奴制ロシアにおける商人資本	五八〇円
ヤコフツェフスキ	著	封建農奴制ロシアにおける商人資本	五八〇円
コスミンスキー	著	世界中世史研究 (全五冊)	21: 五五〇円 22: 五三〇円
阿部玄治	訳	世界中世史研究 (全五冊)	21: 五五〇円 22: 五三〇円
松本新八郎	著	日本史の人物	四八〇円

未来社刊